

令和7年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

令和7年11月26日（開会）

令和7年12月19日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和七年第四回定例会会議録

(令和七年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（11月26日）（水曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第 7 号 上程	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 6 0 号～議案第 6 6 号 一括上程	9
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 6 7 号～議案第 6 9 号 一括上程	1 2
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 7 0 号・議案第 7 1 号 一括上程	1 7
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 7 2 号 上程	1 8
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 7 3 号 上程	2 0
説明、質疑、各常任委員会及び庁舎整備検討特別委員会付託	
1. 議案第 7 4 号・議案第 7 5 号 一括上程	2 3
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 日程報告	2 4
1. 散 会	2 4

第 2 号（12月9日）（火曜日）

1. 開 議	2 6
1. 一般質問	2 6
感王寺 耕造 議員	2 6
1 救急医療体制について	
(1) 昨年また今年の救急車の出動件数は。また、その中での適正利用で ない救急件数は	
(2) 本年10月1日から桜島フェリーの24時間運航の見直しがあったが、 鹿児島市への搬送に影響はないのか	

- 2 秋の産業祭について
 - (1) 来場者数はどうだったのか
 - (2) 産業厚生委員会で抽選券のラインナップの見直しを指摘したが、どのような対応をとったのか。また、お客様の反応は
 - (3) 抽選券1枚200円の還元率は
市民が楽しみにしているイベントのひとつであり、市外からの交流人口、また、地元の産業振興についても重要な役割を果たしている。来年度への補助金の増額の考えはないのか。また、来年度の実施に向けて改善する点はないのか
- 3 こもんそ商品券について
 - (1) 当初予算で消化されなかった分を秋の産業祭で販売されたが、購入できなかった方が多数いたと聞いたが、販売方法に問題はなかったか。また、今後の対応策は
- 4 鳥獣被害対策について
 - (1) イノシシの個体数が爆発的に増加していると感じている。個体数の管理が必要だと思うが対策は。緊急銃猟実施に取り組む考えはないのか
 - (2) 猟友会の要望にきちんと対応できているのか。また、産業厚生委員会・本会議等で数々の議員が提言・申し入れを行ってきたが、来年度予算へ反映できているのか
 - (3) 垂水市有害鳥獣防止施設等資材購入費補助金について
捕獲補助金の見直しについて

前田 隆 議員 37

- 1 暫定税率廃止について
 - (1) ガソリン税、軽油引取税、暫定税率廃止に伴う本市の来年度減収額はどれくらいになるか
 - (2) 歳入予算は減収分を減額して予算を立てるのか
 - (3) 代替え財源について
 - ア 要望状況に国の対応はどのようなことが検討されているか伺う
- 2 国保の医療費適正化について
 - (1) 本市一人当たりの医療費について
 - ア 県内市町村の中でワースト4位と高いが、その要因は何か具体的に伺う
 - (2) 特定健診について

- ア 受診状況と課題は何か
- イ 受診率向上への具体的取組は
- (3) ジェネリック医薬品の利用状況と促進取組について伺う
- (4) 重複受診者や重複服薬者について
 - ア どれくらいおられるか実態は
 - イ 訪問指導の効果は
- 3 市債について
 - (1) 令和7年度の市債発行について
 - ア 増えた要因にどんな事業や背景があったか、また、今後も増えるのか伺う
 - (2) 令和8年度の市債発行について
 - ア 主にどのような事業が検討されているか、また、規模的にどうなりそうか
 - イ 市債発行抑制の財源としてふるさと応援基金の更なる活用増加を
 - (3) 令和6年度から5年間の新たな通常債発行計画を立てることについて

高橋 理枝子 議員 45

- 1 教育行政
 - (1) 市立学校の施設維持管理の改善策
 - (2) G I G A スクール構想の今後
 - (3) 市立図書館を市民（子ども）居場所としての利活用（W i - F i 環境等）
 - (4) 垂水市立学校の在り方検討委員会について
 - ア 第2回学校の在り方検討委員会の内容説明を
 - イ 児童・保護者アンケート結果を端的に
 - ウ 市内全校区説明会での保護者、地域の意見は
 - エ 本市の学校の在り方の方向性を決めるタイムスケジュールは
 - (5) 不登校児童生徒対応校内教育支援センター
 - ア 校内教育支援センターと市内3か所のサテライト教室の利用状況
 - イ 校内教育支援センターの教室環境について
- 2 市長の出張について
 - (1) 市長の役職、出張の名目、回数、日数、リモート会議の有無等
 - (2) 出張の選別
 - (3) 出張旅費

(4) 航空会社マイレージなどポイントの取扱い	
3 高齢者の体力づくりとコミュニティー	
(1) 高齢者が市内で取り組んでいる体力づくりのためのコミュニティーの把握は	
(2) コミュニティーへの支援について	
4 未就園児対応	
(1) こども誰でも通園制度とファミリーサポートセンター事業	
新原 勇 議員.....	58
1 ジオパークについて	
(1) 現在の活動状況について	
(2) 「ジオパーク全国大会 i n 鹿児島」に向けての受入れについて	
2 ふるさと納税について	
(1) ポイント廃止における影響と今年度の見込みについて	
3 出張の考え方について	
(1) 市長の1年間飛行機での出張回数と目的地は	
(2) マイルの運用について本市の考え方は	
4 千本イチョウについて	
(1) 無料バス等について	
(2) 駐車場でのキッチンカー等の設置はできないか	
5 物価高対策について	
(1) 今年度の物価高対策について	
6 水産業について	
(1) 人工種苗購入助成の充実について	
(2) 水産課の創設は	
(3) 鹿児島県漁業協同組合について	
7 中央地区の冠水対策について	
(1) 貯留浸透施設の整備について	
(2) 雨庭の整備について	
堀内 貴志 議員.....	70
1 ハラスメントの現状と対策について	
(1) パワハラの実態と療養休暇の関係性	
(2) パワハラ認定の形態としてどのような基準、手順に基づくのか	
(3) 相談体制は、十分に機能しているのか	
相談後のフォロー体制と相談者の意向を尊重した職場環境の調整に	

ついて

2 市長の出張状況と旅費の妥当性について	
(1) 市長の出張状況と在庁時間について	
(2) 市長の出張旅費の妥当性と過去3年間の旅費の推移について	
(3) 家族同行及び宿泊に関する公私区分について	
3 多目的広場兼グラウンドゴルフ場整備事業費計上について	
(1) 議会への丁寧な説明を省略した1億5,000万円の大型新規事業の正当性について	
(2) 大型新規事業であるが故に、当初予算で提案されるべき性質のもの と考えるが、補正予算に計上した必然性について	
1. 日程報告	83
1. 散 会	83

第3号（12月10日）（水曜日）

1. 開 議	86
1. 一般質問	86
持留 良一 議員	86
1 物価高騰対策について	
～深刻な物価高騰から市民の命と暮らしを守るために補正予算の編成と、 国への要望を求める申し入れを行った	
(1) 一般会計補正予算案への対策はどのように検討されたのか	
ア 市民生活への認識は	
イ 対策の必要性は	
ウ 具体的な取組は	
2 旧垂水南中学校跡地の利活用について～市民の財産の有効活用を求めて	
(1) 地域活性化包括連携協定から10年以上が経過している	
ア どのような協議等がされてきたか。経過や課題は何か	
イ 今後、どのように取り組まれる考えか	
3 安心して子育てができるように～貧困対策、子育て支援としての国保税 の均等割の減免の拡充	
(1) 国民健康保険税、子育て支援の拡充を	
ア 子どもの均等割は、子どもの貧困対策にも、子育て支援に逆行す るのではないか。あらためて見解を問う	
イ 全国知事会・全国市長会も国へ要望している。国の制度として広	

げていくためにも地方から取組を広げることが重要と考えるが見解は

ウ 一般会計からの繰り入れについて

2種類あるがどのように考えるか

①決算補填等目的（政府から「ペナルティー」が科せられるとなっているが、自治体判断で可能となっている。現在本市は実施している）

②ペナルティーが科されない「決算補填等以外の目的」。保険税の値下げや均等割の減免にも活用できるとなっている

エ 今、子どもの均等割の減免が求められていると考えるが決意を問う（子ども貧困対策・子育て支援として）

4 子どもには休息の権利がある。子どもも保護者も安心できる支援対応を

(1) 子どもの権利を土台に、子どもの心の傷への理解と休息・回復の保障を基本に

ア 不登校児のケアも介護休業の対象になり得るのか。具体的にはどのようなになるか。その根拠や取得方法、休業制度はどうか

イ 「ネット出席」制度の理解、十分に浸透しているのか

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）～安心して預けられるのか

(1) 通常の保育に加えて新しい事業を実施することになるのか

ー現在でも保育士不足、長時間・過密労働で大変ではないか。在園時に支障のない運営ができるのか

(2) 保護者は事業者と直接契約する仕組みになるそうですが、課題や問題点はどのようなことが考えられるか。対策と対応はどうか

ー事故が起きた場合、自治体の関与は（認可保育所等は、自治体が関与して原因究明、予防策を講じる責任がある）

梅木 勇 議員..... 9 9

1 河川整備について

(1) 今年度の整備状況は

(2) 来年度以降の整備計画は

(3) 河崎川について

2 空き家対策について

(1) 事業の実績について

(2) 今年度新規事業の地域おこし協力隊採用は

3	道の駅について	
	(1) 設置した目的は	
	(2) 運営について	
	ア 来館者数、決算状況は	
	イ バスの利用状況は	
	(3) 市の対応は	
	ア 運営状況の確認等対応のあり方をどのようにしてきたのか	
	イ 新たな指定管理者について	
	池山 節夫 議員	109
1	市政について	
	(1) インターネット会議について	
	(2) 台湾との経済交流について	
	(3) ガソリン暫定税率廃止における財政への影響について	
	(4) 食料品の消費税ゼロにおける財政への影響について	
	(5) ふるさと納税制度について	
	(6) 予算と財源について	
2	教育行政について	
	(1) 「夢のつばさ」事業の再開について	
	宮迫 隆憲 議員	121
1	農政について	
	(1) 霧島市で県内初の豚熱が発生したが、本市への影響は	
	(2) 今後の対応と対策を伺う	
2	本市の介護の実情は	
	(1) 本市の介護サービスが必要な方でサービス利用に繋がっていない人数は	
	(2) 訪問介護の5年後の展望は	
	(3) 介護事業所において、タイミーの活用はできないか	
3	中学生の部活動への支援について	
	(1) 部活動の九州大会等への参加補助について	
	(2) 部活動指導員の確保について	
4	消防士の人員増について	
	(1) 消防職員増への考えは	
	(2) 職員の負担軽減への対策は	
	池田 みすず 議員	130

- 1 市民への説明及び周知について
 - (1) 令和7年7月1日施行の「垂水市職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則」については議会への説明もなく、市民から不満の声が寄せられていた。市民の関心が高い事項には、事前に市民や議会への丁寧な説明が必要と考えるが、今後の方針について伺う
- 2 組織能力の強化について
 - (1) 会計年度任用職員の採用までの流れについて
 - (2) 組織全体向上のためのリスクリングについて
- 3 台湾交流事業について
 - (1) 現在の進捗状況について伺う
- 4 グラウンドゴルフ場整備について
 - (1) 牛根・中央地区グラウンドゴルフ場の整備について伺う
- 5 課税の適正化・公平性について
 - (1) この度の補正予算に計上された固定資産税の誤賦課に伴う還付金については、市民への公平性と行政の信頼に関わる重大な問題であると認識している。ついては、以下の点について見解と具体的な経緯について詳細な説明を求める
 - ア これまで、本市において今回と同様の固定資産税の誤賦課が何件発生していたのか。その実態と件数を年度別に示されたい。また、地方税法上、時効により返還請求権が消滅している還付不能額について、市として道義的な責任をどのように捉えているか、見解を示されたい
 - イ 固定資産税の課税対象である償却資産の申告は、地方税法上の義務である。本市における償却資産の申告漏れの有無について、現状どのように把握されているか。また、過去に是正指導や課税処分を行った実績はあるか示されたい

1. 日程報告	1 4 2
1. 散 会	1 4 2

第4号（12月19日）（金曜日）

1. 開 議	1 4 4
1. 議案第67号～議案第69号・議案第72号～議案第75号 一括上程	1 4 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第76号 上程	1 4 8

説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第9号・意見書案第10号 一括上程……………	1 4 8
説明、質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程……………	1 5 1
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程……………	1 5 1
閉会中の継続調査	
1. 閉 会……………	1 5 2

令和 7 年 第 4 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・26	水	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	庁舎整備検討特別委員会
11・27	木	休 会	
11・28	金	〃	(質問通告期限：正午)
11・29	土	〃	
11・30	日	〃	
12・ 1	月	〃	
12・ 2	火	〃	
12・ 3	水	〃	
12・ 4	木	〃	
12・ 5	金	〃	
12・ 6	土	〃	
12・ 7	日	〃	
12・ 8	月	〃	
12・ 9	火	本会議	一般質問
12・10	水	〃	一般質問
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会
12・11	木	休 会	産業厚生委員会
12・12	金	〃	総務文教委員会
12・13	土	〃	
12・14	日	〃	
12・15	月	〃	
12・16	火	〃	
12・17	水	〃	
12・18	木	〃	議会運営委員会
12・19	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
報告第 7 号	損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について	
議案第 6 0 号	令和 6 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 1 号	令和 6 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 2 号	令和 6 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 3 号	令和 6 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 4 号	令和 6 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 5 号	令和 6 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 6 号	令和 6 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 7 号	垂水市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	案
議案第 6 8 号	垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例	案
議案第 6 9 号	垂水市火災予防条例の一部を改正する条例	案
議案第 7 0 号	垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 7 1 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	
議案第 7 2 号	垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について	
議案第 7 3 号	令和 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 5 号）	案
議案第 7 4 号	令和 7 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	案
議案第 7 5 号	令和 7 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号）	案
議案第 7 6 号	令和 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号）	案
意見書案第 9 号	安全安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善 と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書	（案）
意見書案第 1 0 号	ふるさと納税制度の寄附額控除の在り方に関する意見書	（案）
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	
	各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	

令和 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 7 年 1 1 月 2 6 日

本会議第1号（11月26日）（水曜）

出席議員 12名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫

欠席議員 1名

8番 川越信男

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育総務課長	小池康之
事務局長		学校教育課長	川崎史明
保健課長	永田正一	社会教育課長	大迫隆男
福祉課長	新屋一己		
水産商工	大菌俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和7年11月26日午前10時開会

△開 会

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（北方貞明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お目通しください。

△会議録署名議員の指名

○議長（北方貞明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において前田隆議員、持留良一議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（北方貞明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月19日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月19日までの24日間とすることに意見の一致を見ています。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの24日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（北方貞明） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和7年8月、9月及び10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長の報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催されました令和7年第3回定例会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告をいたします。

初めに、総務関係についてでございます。

まず、令和7年8月の大雨災害義援金についてでございます。

鹿児島県内で令和7年8月6日から記録的な大雨により始良市や霧島市にて甚大な被害が発生いたしました。

これを受け本市では、市役所本庁舎、牛根・新城両支所の計3か所に義援金箱を設置し、総額10万2,020円の義援金が寄せられたところでございます。市民の皆様の御寄附に厚く御礼申し上げますとともに、寄せられました義援金につきましては、垂水市社会福祉協議会を通じて被災地へお届けしたところでございます。

次に、企画政策関係についてでございます。

今月17日に、牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社と本市の4者により、牛根地区における地域課題の解決と持続的な地域の発展に寄与することを目的とした包括連携協定の締結式を行ったところでございます。

本協定に基づき、地域振興計画に位置づけられた世代間・地域間の交流の場を具現化するために、グラウンドゴルフ場の整備について4者で連携して取り組んでまいります。

次に、保健関係についてでございます。

初めに、たるみず元気プロジェクト・健康チェックについてでございます。

今年度は、全10回開催を計画し、11月16日をもって全ての日程が終了いたしました。楽しみながら健康になることを念頭に、より多くの方に参加をしていただけるよう周知活動に積極的に努めた結果、今年度は800人の皆様に参加し

ていただいたところでございます。

次に、福祉関係についてでございます。

初めに、11月9日に垂水市文化会館にて、認知症への理解を深めることを目的に開催いたしました、映画「オレンジ・ランプ」上映会についてでございます。

この作品は、実話に基づき若年性認知症をテーマとしたもので、認知症でも前向きに生きられるというメッセージが込められております。

当日は、小学生から高齢者まで267名が来場されたところでございます。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

初めに、本市の経済政策フェローである渡邊賢一氏と連携した水産関係の2つの取組についてでございます。

10月10日に、東京ドーム敷地内にあるサッカー文化創造拠点blueing!において、「スポーツとクールジャパンの可能性」と題したイベントが開催され、また、今月21日には東京都中央区において「クールジャパンDXサミット2025」が開催されました。

今回、本市は、この2つのイベントにおいて内閣府の職員やクールジャパン戦略の関係企業等に対し、本市のブリ、カンパチのPRを行ったところでございます。

次に、鹿児島市の山形屋様と連携した特産品周知拡大事業についてでございます。

9月1日から30日にかけて、鹿児島市の山形屋レストランにて、ブリ、カンパチ、豚肉など、本市の特産品を使用した「垂水の味だより」が開催されたところでございます。今回で8回目の開催となった本イベントでは、昨年度の販売実績を上回る約3,000食のメニューが販売されたところでございます。

次に、秋の産業祭についてでございます。

今月2日に、キララドームを中心に本市の特産品販売や抽せん会、また、本市と交流のある

宮崎市佐土原地区の特産品販売に加え、子どもレスキュー体験や木工体験コーナーを開設し、約1万2,000人の皆様に御来場いただいたところでございます。

次に、青山学院大学陸上競技部の原晋監督が代表を務めるACC（アスリートキャリアセンター）との連携事業についてでございます。

今月22日に東京にて開催された5大学の陸上競技会等会場におきまして、本市のサツマイモを使ったスイートポテトをはじめ、豚肉の角煮おにぎりやブリの照り焼きおにぎりなどの販売を行ったところでございます。

次に、たるみず千本イチョウ祭りについてでございます。

今月19日に、垂水市観光協会の主催により、安全祈願祭とライトアップ点灯式が行われ、今月22日からは午後6時から午後9時までライトアップを行っているところでございます。

次に、土木関係について、各事業の着手、発注状況について御報告いたします。

まず、公営住宅等整備事業の柘原団地建替工事は、8月29日に着手し整備を推進しているところでございます。

次に、中央地区冠水対策の旭町、下宮町につきましては、10月2日に海岸公園において貯留施設の設置工事に着手したところでございます。

また、併せて、栄町、上町につきましては、冠水調査結果を基に実施設計業務を実施しているところでございます。

次に、道路改良工事の内ノ野線と元垂水原田線をそれぞれ工事に着手したところでございます。これからも関係団体と連携をして、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育総務関係についてでございます。

まず、2つの絵画コンクールにおける児童生徒の活躍についてでございます。

鹿児島県教育委員会主催の下、多くの方に学

校を参観していただけるよう11月1日から7日までの期間、かごしまの教育県民週間が実施されました。この県民週間の普及促進ポスター原画コンクールにおいて、新城小学校1年生の日下咲さんの作品が1,888点の中から最優秀賞を受賞し、普及啓発ポスターに採用されたところでございます。

また、受信環境クリーン協議会主催の下、テレビ・ラジオ放送の良好な受信環境保持啓発に伴う図案コンクールにおきまして、垂水中央中学校2年生の富田咲良子さんの作品が1,203点の中から日本民間放送連盟会長賞を受賞されたところでございます。

次に、垂水高校振興対策についてでございます。

10月25日に垂水高校の創立100周年記念事業として、記念式典及び記念講演会が開催され、約700人の方々に御参加をいただきました。

記念講演会では、本市の御出身で、かねてから東進ハイスクール通信講座において、垂水高校の振興支援に多大な御協力をいただいております株式会社ナガセ代表取締役社長の永瀬昭幸氏と東進ハイスクール国語科講師でテレビ番組でも御活躍をされている林修氏が講師として登壇されたところでございます。

次に、学校教育関係についてでございます。

まず、わくわくどきどき夢教室についてでございます。

9月25日、垂水市文化会館にて児童生徒が、宇宙や科学のすばらしさに触れることを目的に、イプシロンロケットの研究をされておられるJAXA・野中聡教授にお越しいただき、「これまでのロケット、これからのロケット」と題し、夢教室を開催したところでございます。

次に、夢の翼授業の再開に向けた台湾への事前視察についてでございます。

夢の翼事業の来年度からの再開に向け、10月29日から31日にかけて、学校教育課が交流先で

ある台湾の現地視察を行ったところでございます。

視察では、今後の交流に向け、台北市の忠孝小学校と蘭雅中学校と姉妹盟約の協定締結を行うとともに、来年度派遣する生徒の安心・安全な環境の確認や、英語による交流などを確認をしてきたところでございます。

次に、研究開発学校の研究実践についてでございます。

本市は、今年度から4年間にわたり文部科学省の研究開発学校として研究実践に取り組んでおり、今年度は垂水小学校が先行的に研究を行っているところでございます。

10月29日には、その研究実践の一環といたしまして、本議場にて私や副市長などに対し、垂水小学校の6年生がスライドや動画を活用しながら、ふるさと垂水がより魅力的なまちになるための提言が行われたところでございます。

次に、社会教育関係についてでございます。

まず、宝くじスポーツフェアドリーム・サッカーin垂水についてでございます。

10月4日と5日の2日間にわたり、たるみずスポーツランドにおいて、宝くじスポーツフェアドリーム・サッカーin垂水を開催いたしました。

当日は、指導者クリニックやサッカー教室をはじめ、元日本代表22名で構成されたドリームチーム対垂水市選抜チームとの試合が行われ、約1,600名の方が来場されたところでございます。

次に、垂水市民文化祭についてでございます。

今月1日と2日の2日間にわたり、垂水市文化会館において、垂水市民文化祭が開催されたところでございます。

文化会館のロビーには、絵画や写真、切り絵など、多くの作品が展示され、舞台発表では、コーラスや日舞、ダンス、吹奏楽部による演奏などが行われ、約1,000名が来場されたところ

でございます。

最後に、主な県外での要望活動などについてでございます。

まず、10月31日には、鹿児島県市長会で取りまとめた要望事項につきまして、鹿児島県市長会の副会長として本県関係国会議員への要望活動を行ってまいりました。

次に、今月8日には、大阪で開催されました関西垂水会に出席をし、本市の現状報告や、ふるさと納税などへの御協力について、お礼とお願いをしてまいりました。

次に、今月11日には、東京で開催されました公益社団法人中央畜産会の理事会に鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会の会長として出席し、畜産振興や家畜防疫等について審議してまいりました。

次に、今月13日には、東京で開催されました全国治水砂防促進大会に出席するとともに、全国治水砂防協会の会長である森山裕衆議院議員への要望活動を行ってまいったところでございます。

いずれの要望活動なども、国会議員や関係省庁に直接足を運ぶことで、本県や本市の現状をしっかりとお伝えすることができたと感じております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、各常任委員会から所管事項調査の報告の申出がありますので、これを許可いたします。

産業厚生委員会委員長、前田隆議員。

[産業厚生委員長前田 隆議員登壇]

○産業厚生委員長（前田 隆） おはようございます。去る10月7日から9日にかけて産業厚生委員会委員5名と随行1名により、広島県三次市及び島根県浜田市において所管事項調査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、広島県三次市について報告いたしま

す。

森林整備について研修してまいりました。三次市では、ひろしまの森づくり県民税を財源として、ひろしまの森づくり事業を実施し、森林の公益的機能を最大限発揮するために、人工林、里山林の整備や、森林整備活動を行う団体の支援等を行ってきています。

また、森林環境譲与税も活用して、公共施設等周辺森林整備や危険木伐採事業など様々な事業を積極的に実施してまいりました。三次市の地籍調査進捗率は、現在71%であり、今後、境界が不明な民有人工林については、森林環境譲与税を活用した森林境界明確化事業に取り組み、搬出間伐等の整備につなげていく予定とのことでした。

本市においても、森林整備を推進していくためには、地籍調査を進め、森林境界明確化事業にも取り組むことが急がれ、国や県からの財源や制度を最大限に生かし、実施していく必要があると感じました。

次に、島根県浜田市について報告いたします。

特定地域づくり事業について研修してまいりました。浜田市では、全国3例目に設立された事業協同組合があり、音楽家を誘致し、就業機会の提供と定住促進、地域活性化を図っています。

また、令和7年には、新たに2つ目の事業協同組合が設立され、市で推進している有機農業を核とした担い手の確保及び地域の活性化を図っていました。音楽家を派遣する組合については、これまでに採用した派遣社員の多くが浜田市に定住し、地域活性化に寄与しているそうです。どちらの組合も一つのテーマに絞って人材を募集している点が印象的でした。

今後、垂水市において本事業を活用した組合の設立を検討する際に、選ばれる事業協同組合になる必要があり、参考とするよい事例ではないかと感じました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって事業推進のきっかけとなる多くのヒントを学ぶことができたことを報告して終わります。

○議長（北方貞明） 次に、総務文教委員会委員長、池田みすず議員。

[総務文教委員長池田みすず議員登壇]

○総務文教委員長（池田みすず） 去る11月11日から13日にかけて、総務文教委員会委員5名と随員1名により、大阪府池田市及び兵庫県小野市において、小中一貫教育について所管事項調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、大阪府池田市について報告いたします。

池田市では、平成28年度から教育日本一という目標を掲げて条例を制定しました。子供一人一人が、何か一つでも秀いでたところを伸ばし、世界に羽ばたく人材を育てることを目指し、教育に携わる多くの関係者が日々奮闘されています。

現在、池田市には、分離型小中一貫教育校が4学園、施設一体型義務教育学校1学園の計5学園があり、それぞれが特色ある学校園づくりを進めているところです。

その中でも義務教育学校として、9年間の教育を一貫して行うほそごう学園では、前期課程の児童会と後期課程の生徒が集まって行うほそごうサミットで活発な意見交換を行っていたり、上級生と下級生の給食交流等を行っていたりすることで、学年の垣根を越えて中1ギャップの解消にもつながっていると感じました。

また、平成15年からNPO法人スマイルファクトリーが運営している全国初の公設民営のフリースクールによる不登校支援が実施されました。この施設は、必ずしも学校復帰を目指すものではなく、一人一人に合わせたサポートを行うことで子供たちの選択肢の一つとなっていることが非常に素晴らしいと感じました。

池田市内在住者は、無料で通うことができ、子供たちの個性を尊重して、誰一人取りこぼさない居場所づくりを教育委員会・学校・地域と連携して活動しておりました。

次に、兵庫県小野市について報告いたします。

小野市では、平成17年に東北大学教授、川島隆太氏を小野市教育行政顧問に就任していただき、脳の司令塔である前頭前野を鍛えることを目的とした取組を行っておりました。

取組の一つに、漢字の読み書きや計算問題を行うおの検定を小中学校統一で市独自の検定として実施しています。こちらは、検定に合格するとシールを差し上げており、クラス全体で合格しようというモチベーションにもつながっているようでした。

また、胎児から15歳までの16か年教育を推進しており、前頭前野の発達段階に応じた習慣や学習を導入しています。特に、早寝早起きやバランスのよい朝食をとることは、脳の働きに好影響をもたらすことが分かっており、保護者の協力をいただきながら、子供たちの成長を見守っておりました。

加えて、タブレットやスマートフォンのようなデジタル機器一辺倒だけでは、前頭前野の効果的な成長にはつながらず、従来のアナログな方法も融合しながら、デジタルとアナログの適材適所をうまく見極めて、子供たちの教育に活用することが重要であると学びました。

このような取組を小中一貫教育で行うことで、平等でつながった学びを実現していると感じました。

本市でも小学校・中学校の入学者数は、年々減少の一途をたどっております。そこで今年度学校の在り方検討委員会が発足し、今後の子供たちを取り巻く環境について協議がなされているところでございます。今回の先進的な取組をしている2自治体のお話は非常に興味深く、小中一貫教育を議論していく上での一助になると

確信しております。

つきましては、今回の所管事項調査は垂水市にとって参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

○議長（北方貞明） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第7号上程

○議長（北方貞明） 日程第4、報告第7号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（草野浩一） 報告第7号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の指定により損害賠償の額を定めることについて別途配信しております専決第7号のとおり、令和7年11月13日付をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

専決処分内容でございますが、令和7年8月15日午前10時30分頃、生活環境課のごみ収集車が、田神1895番地下原田自治公民館に設置してあるごみステーションに寄せようと後進した際、後方確認が不十分であったため車両後部が自治公民館入り口屋根の軒先に接触し破損したものでございます。

本件は、一方的過失であることから、市が責任割合100%負担し、損害賠償金として自治公民館屋根修繕費7万972円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は、全額市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われております。

所属長には、同乗職員の誘導及び後方確認を設定し、運転には慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） 以上で、報告第7号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての報告を終わります。

△議案第60号～議案第66号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第5、議案第60号から日程第11、議案第66号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第60号 令和6年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和6年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和6年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和6年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和6年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和6年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（北方貞明） ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

[決算特別委員長梅木 勇議員登壇]

○決算特別委員長（梅木 勇） 去る9月26日、令和7年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております令和6年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、介護保険特別会計及び老人保健施設特別会計の各歳入歳出決算認定について、10月23日及び24日の2日間、決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算

が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか等に重点を置き審査いたしました。

なお、計数については監査委員の審査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を求めながら、予算執行の実績・効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

まず、地方卸売市場特別会計の主な質疑について報告いたします。

委員から地方卸売市場の将来の展望について質疑が交わされました。

審査を行った結果、地方卸売市場特別会計歳入歳出決算は適正であると認めることに意見の一致を見ました。

次に、一般会計の主な質疑について報告いたします。

最初に、農林課所管では、新規就農者の確保状況について質問があり、令和2年度から3年度は0人、令和4年度は4人、令和5年度は2人、令和6年度は0人となっている。農業者を確保するため、どのような支援が必要か未来創生会議等で協議し、今年度は事業を拡充して進めていると回答がありました。

次に、農業委員会所管では、全体の農地面積に対する荒廃農地の割合について質疑が交わされました。

次に、議会事務局所管では、所管事項調査のオンライン化について質疑が交わされました。

次に、総務課所管では、ストレスチェックについて質問があり、会計年度任用職員を含めた全職員に向けて毎年1回行っている。今年度からはインターネットから提出することができるようになっており、ストレスの度合いに応じた緊急性を考慮して、委託先であるハート・ピースの面談等で対応していると回答がありました。

次に、企画政策課所管では、ふるさと納税の実績増加理由について質疑が交わされました。

次に、市民課所管では、空き家問題に対する相談や対応について質疑が交わされました。

次に、選挙管理委員会事務局及び財政課所管では、特段の質疑はありませんでした。

次に、会計課の所管では、市税等のコンビニ収納及びスマホアプリによる収納手数料の金額や件数について質疑が交わされました。

次に、税務課及び監査事務局所管では、特段の質疑はありませんでした。

次に、福祉課所管では生活保護の開始と廃止の理由について質問があり、令和6年度の生活保護開始は、傷病理由が4件、預貯金の減少・喪失が12件、その他が1件の計17件である。

生活保護廃止は、死亡が6件、働きによる収入の増加が3件、施設入所が2件、他市への転出が1件、その他が3件の計15件であると回答がありました。

次に、保健課所管では1か月健診と5歳児健診の効果について質疑が交わされました。

次に、生活環境課所管では、資源化率の減少傾向への対策について質疑が交わされました。

次に、水産商工観光課所管では、人工種苗の今後の取組について質問があり、今後は天然魚と遜色ない種苗や、赤潮・高水温に強い種苗、さらには疾病やハダムシ等に強い種苗などの開発に向けて、市としても両漁協や関係機関と協力して進めていきたいと回答がありました。

次に、土木課所管では、宅地内降灰の処分について質疑が交わされました。

次に、消防本部所管では、デジタル無線の特徴について質問があり、雑音が少なくはっきり聞こえており、クリアな音声で正確・確実に通信ができる。また、それに加えて混信の影響が少なく、盗聴ができにくくなっているため、個人情報漏えいが少ないということも特徴であると回答がありました。

次に、教育総務課所管では、アレルギーが理由で弁当を持参する子供への対応について質疑

が交わされました。

次に、学校教育課所管では、スクールソーシャルワーカーの雇用形態について質疑が交わされました。

次に、社会教育課所管では、図書館で働く職員について質問があり、社会教育課としても司書の資格を持つ人材が必要であるとする。現在、勤務されている会計年度任用職員に様々な研修に参加する機会をつくり、サービスが低下しないように努めると回答がありました。

次に、歳入審査に入り、税務課の歳入では、納税のしおりの誌面構成についての質疑が交わされました。

財政課の歳入では、市債発行に対する考え方についての質疑が交わされました。

審査を行った結果、一般会計歳入歳出決算は適正と認めることに意見の一致を見ました。

次に、特別会計の主な質疑について報告いたします。

国民健康保険特別会計では、国保税の収納率低下の要因について質問があり、令和6年度末に過去5年間遡及する確定申告の修正申告の提出があり、高額な国保税が賦課されたことに伴う収入未済額の発生や全体的な物価高騰の影響が要因であると考えていると回答がありました。

審査を行った結果、国民健康保険特別会計決算は適正であると認めることに意見の一致を見ました。

後期高齢者医療特別会計では、医療問題での窓口対応についての質疑が交わされました。

審査を行った結果、後期高齢者医療特別会計決算は、適正であると認めることに意見の一致を見ました。

交通災害共済特別会計では、加入者減少の原因についての質疑が交わされました。

審査を行った結果、交通災害共済特別会計決算は、適正であると認めることに意見の一致を見ました。

介護保険特別会計については、介護報酬引下げの影響について質問があり、最も大きい影響として介護訪問の部分があり、社会福祉協議会の収入が前年より減っていると報告を受けていると回答がありました。

審査を行った結果、介護保険特別会計決算は適正であると認めることに意見の一致を見ました。

老人保健施設特別会計では、施設の稼働率や役割について質疑が交わされました。

審査を行った結果、老人保健施設特別会計決算は適正であると認めることに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（北方貞明） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○池山節夫議員 すみません。決算特別委員長、ちょっと伺います。記憶の範囲内でいいです。

今、報告聞いていたら、所管事項調査のオンライン化ということを言われたんですけど、これは議員から出たのか、どこから出たのか。どんな議論があったのかだけ、記憶の範囲でいいです。

○決算特別委員長（梅木 勇） ごめんなさい、多岐にわたっての質疑を行いましたので、正確な記憶かどうか、ちょっと私自身も……

ただいまの質問の所管事項調査についてのオンライン化については、事務局が検討しているというようなことだったか、そうじゃなかったですかね。（発言する者あり）

ごめんなさい。議員から提案であったかと思っております。これでよろしいですかね。（「いいです」の声あり）ありがとうございます。

○議長（北方貞明） よろしいですね。

○池山節夫議員 今言われた持留議員が補足してもいいですよということなんですけどできますか、発言。

○議長（北方貞明） そしたら、質問者がそう聞くんでしたら。そしたら、補足が要るんですか。（「委員長に、発言ができるかどうか分からんけどな」の声あり）

いいですか、いいですね、そしたら。（「いいですよ」の声あり）

ほかにありませんか。ありませんね。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第66号までの議案7件は、委員長の報告どおり決定いたしました。

△議案第67号～議案第69号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第12、議案第67号から日程第14、議案第69号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第67号 垂水市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 案
議案第68号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 案
議案第69号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○保健課長（永田正一） 議案第67号垂水市乳

児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、令和6年6月に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな給付制度として創設された乳児等通園支援制度、（通称）こども誰でも通園制度が、令和8年4月から全国の自治体で実施することが定められたことに伴い、自治体はその基準となる条例を定めなければならないことから、今回新たに制定しようとするものでございます。

なお、このこども誰でも通園制度について簡単に説明させていただきますと、この制度は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭を対象とし、保護者の就労要件を問わず、月に10時間までの利用可能枠の中で時間単位で柔軟に利用できる通園制度で、趣旨としましては、子育て世帯の孤立による不安解消や保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化と示されております。

なお、制定内容につきましては、内閣府令で定める基準に従い定めておりますが、内容が多岐に及びますことから簡潔に説明させていただきます。

第1条から第19条は、この制度に係る基準の総則を定めており、運営する事業者として遵守しなければならない一般原則について定めているものでございます。

具体的には、利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画の策定や、職員の知識技能の習得や向上、利用乳幼児に対する差別的な取扱いや虐待等の禁止、設備や感染症対策等の衛生管理対策、事業者として整備しなければならない内部規定や帳簿の整備、業務上知り得た利用乳幼児及び家族の秘密保持、苦情への対応等について規定しているところでございます。

次に、第20条からは、事業に係る具体的な基

準について定める部分でございますが、このことも誰でも通園制度は2つの種類があり、1つは、各保育所等で定める定員とは別に定員枠を設けて保育を行う一般型乳児等通園支援事業と、もう一つは、保育所等の既存の定員に空きがある場合、その空きスペースと職員を活用して保育を行う余裕活用型乳児等通園支援事業がございます。

第21条から第25条は、一般型に係る設備基準や人員配置基準等について定めるもので、第26条から第27条は、余裕活用型について定めるものでございます。

内容につきましては、内閣府令が定めております基準に従い定めているところでございます。

最後に、第28条及び第29条は、雑則について定めるものでございます。

なお、附則としましては、この条令は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第68号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた内閣府令に伴い、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、保育所等における虐待対応の強化や、これまで国家戦略特別区域内に限り認められておりました地域限定保育士制度を一般制度化するもの、また、乳幼児健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるといったものでございます。

改正の方法でございますが、垂水市特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3つの条例改正を一括して条立てで改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条関係は、垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

まず条例第25条は、虐待等の禁止に係る規定でございますが、児童福祉法の改正に伴い、項ずれの整理及び認定子ども園及び幼稚園については、それぞれ所管する法律で定めている部分を引用することを追加するものでございます。

次に、第2条関係は、垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、条例第12条は、先ほどの改正と同様でございますので説明は省略させていただきます。

条例第17条は、利用乳幼児の健康診断について定めた部分でございますが、今回の改正で、母子保健法で定める乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用開始時の健康診断や定期また臨時の健康診断等の全部または一部に相当すると認められる場合は、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができることを追加するものでございます。

条例第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条は、各事業で配置する職員について規定する部分でございますが、保育士として新たに地域限定保育士を追加するものでございます。

この地域限定保育士は、待機児童による保育士不足の解消策として、平成27年度に創設された制度で、都市部等の特別区域限定で実施されてきたところでございますが、保育士不足が都

市部だけでなく全国的な課題となっておりますことから、全国での一般制度化となったものでございます。

この地域限定保育士は、年に2回実施されます通常の保育士国家試験とは別に、都道府県が試験を実施するもので、合格した場合、3年間は試験を受けた都道府県で保育士としての資格が有効となり、4年目以降は通常の保育士として、全国どこでも通常の保育士として働くことができるものでございます。

次に、新旧対照表の4ページでございますが、第3条関係は、垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

条例第10条第3項及び第12条の改正につきましては、先ほど説明しました2つの条例改正と同様の内容となりますので、説明を省略させていただきます。

最後に、条例改正案の改正附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○消防長（松尾智信） おはようございます。それでは、議案第69号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年2月26日に発生した大船渡市の林野火災を受け、消防庁が消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令を通じて、林野火災の予防の実効性を向上させる必要性が確認されたことに基づき、令和7年8月29日付で消防庁次長より火災予防条例の一部改正に関する通知が発出され、その通知を受けまして条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際に、注意を

喚起する林野火災注意報や消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的とした林野火災警報を的確に発令した際の防火指導の強化や火の使用制限、対象区域の指定、また、たき火の届出での対象となる期間及び区域の指定の規定を加えるものです。

それでは、改正の詳細につきましては添付してあります新旧対照表で御説明いたします。下線を引いたところが改正部分でございます。

第29条、火災に関する警報の発令中における火災の使用制限に関する事項については、火災に関する警報は消防法第22条第3項に規定するものであると明確化するものでございます。また、屋内での裸火の使用に係る制限規制を削除しております。

第29条の8、林野火災に関する注意報の事項については、発令権限者を市長に、発令要件を気象状況が林野火災の予防上注意を要するときと定め、また、火の使用制限については、条例第29条の各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないと努力義務に、さらに火気使用制限対象区域の指定については、市長が区域を指定するものとしております。

第29条の9、林野火災の予防目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限事項については、市長は林野火災警報を発令したときは、条例第29条の各号に定める火気使用制限に従う区域を指定できるものとしております。

第42条の3、屋外催しに係る防火管理事項については、第1項第3号中、第45条の次に第1項を加え、また、第45条、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項については、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確化するとともに、消防庁は届出の対象となる期限及び区域を指定できる旨を追加しております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○新原 勇議員 火災については、この前も大分の火災もありまして、亡くなった方の御冥福をお祈りいたします。

これで、予防として警鈴を鳴らすわけなんですけれども、この警鈴の鳴らし方か、それとも広報でお知らせするのか、そして、警報が出た後に今度は解除の方法、そこまで考えていらっしゃるのか教えてください。

○消防長（松尾智信） 注意報を発令したときの市民への周知の方法ということだと思いますけれども、まずは防災無線、それから、ホームページ、そして、消防団を活用した広報活動で周知を図りたいというふうに思っているところでございます。

警報の解除につきましては、今のところ、その周知をすることは考えていないところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 当然、警報を出したということは、終わりも当然出していけないと。住民の方が野焼きじゃないけれども、田んぼで火をつけたときに警報中であるんじゃないかという通報とか行いますし、また、管理をされている方も、ちょっと火を燃やしたいんだけど、もう燃やしていいのかな、どうなのかなということもありますので、終わりの段階もやはり知らせていただきたいと思っております。

○議長（北方貞明） 要望でいいんですか。

ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第67号と68号について質疑をいたします。

この誰でもどこでも通園の事業ですけれども、これは現状の保育園に設けるものですよ。そうやってきたときに、一つは申込方法とか、そのあたりの契約の方法はどうなっていくのかというのがあります。

それから、あと市の関与、責任。現状でも子供たちの事故の問題があったりして、非常に大きな、昨年も今年も問題になってきているんですけれども、そのあたりの関係で市の対応、関与はどうなっていくのかということ。

あと、財政的な面ではどんなふうになっていくのかなというふうに思います。詳しいのは、また一般質問でやりたいと思いますけれども。

それとあと68号、虐待等ということで一つの言葉を、現象をまとめていらっしゃるんですけれども、この中にはどういうことまで含んであるのか。そのあたりがこの虐待等でまとめられた国の法律等の関係なんだろうけど、このあたりについては説明しなくてもいいのだろうかという、昨年、様々な事故もありましたので、このことについてお願いします。

○保健課長（永田正一） まず、この事業所の今後のスケジュール的なことでよろしいですかね。

まず、この議決を受けた後になると思いますけれども、このこども誰でも通園制度の実施主体という園の意向があるところと、きちんと申請書を出していただき、誓約書であったり、あとその計画書、あと収支予算、あと登記事項証明書とか各種の申請書様式があるところですが、そちらのほうを提出していただきまして、中身を見て人員基準がきちんと確保されているとか、そういうところを審査して認めていくということになります。

あとその予算的なことですかね。今のところ、意向を示して、市内6園ございますけれども、実施主体というのが今のところ2園ございます。

その中で運用していくという流れになると思

われますが、垂水市に今現在、園を利用していない児童数というのが、6か月児から3歳児未満のうち、対象児童数が85人おりまして、保育所等を利用していない方が24人ということで、ほとんどの方が今、幼児教育無償化ということで通われておりますので、この制度をスタートしまして、10時間の枠の中で利用されるというところがございますので、その中で最大限で予算要求はしているところでございます、新年度予算について。

議案第68号のほうなんですけれども、この虐待につきましては、児童福祉法の改正の中で、職員による虐待の通報義務というのが新たに設けられております。児童福祉法第33条の10というところに、施設の職員から受ける虐待、非措置児童虐待と定義されているところなんですけど、そこにこれまでとしましては、児童養護施設であったり、児童養護施設等が書かれていたところなんですけれども、そこに新たに保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、乳児院、母子生活支援施設、放課後児童健全育成事業等が追加されております。

職員間でそういう虐待が確認されたときには、通報する義務が追加されたというところがございます。

以上です。

○議長（北方貞明） よろしいですか。

○持留良一議員 最終的に、ちょっと先ほど言ったのですが、責任の問題、事故等を含めて。今までは、どうしても保育園が全面に出なきゃ、後で行政が関係してくるということがあったんですけど、この点で幅広く子供たちが通ってくる可能性がないとは言えない。そうするとやっぱりその事故、安全というのは重要な案件になってくると思うんですが、そのあたりで市はどんなふうにして、そのあたりを関与していくのか、対応していくのか。責任の所在の問題です。

○保健課長（永田正一） 通常の保育施設であれば、県が認可しておりますので、県のほうが介入していくと考えております。また、この新たに生じますこのこども誰でも通園制度、基準は垂水市で設けますので、きちんとその安全基準の徹底というのは市のほうで求めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかに。

○高橋理枝子議員 私も議案67号と68号についてなんですけれども、67号についてなんですけど、今ちょっと67号と68号についての質問です。

今、持留議員から再質問で聞きたいことが一部もう入っていたんですけども、確認なんですけれども、こども誰でも通園制度についてなんですけれども、鹿児島市内はもう募集が始まったというのを報道で聞きました。

垂水市はこれからであると。6園中2園が手を挙げてくださっているということで、ただ今後、正式入園につながるとてもいいチャンスなのではないかと私だったら思うんですが、そのほかの4園について、もうこれからまた手を挙げてくださる可能性もあるということですか。

○保健課長（永田正一） この事業を始めるに当たりまして、やはり定めないといけない人員基準でありましたり、施設基準があります。そこにつきましては、満たした上で開始していただくというところで、今2つの園が更新していただいております。

また、そこが準備でき次第、ほかの園も人数があればされると考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 68号議案についてなんですけれども、いろいろ内容に入っていたんですけど、保護者、施設利用者にとってどのようなメリットを期待しての条例改正なのかなというのが、ちょっとよく把握ができていくんですけども、何か一つでもメリット、こういうことが改正さ

れますよというのがあれば教えてください。

○保健課長（永田正一） さっきこの第68号には、様々な改正事項がありまして、まず一つは先ほど申し上げました虐待の問題、もう一つは地域限定保育士。

これが今、5つの都道府県であるところなんですけれども、これが一般制度化というところで、鹿児島県も今後こういう制度がスタートしていくと思われま。

この地域保育士限定制度、これまで年2回しか国家試験がなかったところが、県が別に実施するということで採用の枠が広がっていくところのメリットがございます。

もう一つは、園に入所するとき、あと途中で健康診断というのがございます、子供の。0歳から2歳児というのは、園で健康診断するのはなかなか困難であるという地方からの意見があったところなんですけれども、そこを保健課の方で実施しております母子健康診査。こちらのほうが活用できるのであれば、園のほうでのそういった健康診断は割愛できるということが今回の改正のメリットでございます。

以上でございます。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案3件については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

△議案第70号・議案第71号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第15、議案第70号及び日程第16、議案第71号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第70号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第71号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります戸越靖彦氏が、令和8年2月3日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

選任しようとする戸越靖彦氏は、垂水市新城在住、年齢が73歳、委員の任期は3年でございます。

なお、本議案は、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。御同意いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

議案第71号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります後迫タツエ氏が、令和7年12月31日をもって任期満了となりますことから、後任として推薦するため人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする池田恵津子氏は、垂水市終原在住でございます。なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（北方貞明） ここで、暫時休憩をいたします。

休憩時間は、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって参集をお願いいたします。

午前11時8分休憩

午前11時25分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） ないですね。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、議案第70号垂水市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第70号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第71号人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第71号人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

△議案第72号上程

○議長（北方貞明） 次に、日程第17、議案第72号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） おはようございます。議案第72号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

当施設は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの現在の指定管理期間が終了することから、新たな指定管理者の選定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これまでの経過につきまして御説明させてい

たきます。

本年7月1日から垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、垂水市ホームページ、広報誌におきまして、垂水市公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に規定された審査基準に基づく募集要項を提示し、公募を開始いたしました。

7月18日、25日の2日間、道の駅たるみずにおきまして、現地説明会及び施設見学会を実施しましたところ、18日に2社、25日に1社の参加がございました。

7月31日の応募期間内に2社から申請書の提出がされましたことから、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に基づき選定委員会を設置し、同条8条により10名の方々を委員として委嘱いたしました。

9月2日に第1回の選定委員会を開催し、審査基準、配点等について御審議いただきました。

10月14日には第2回の選定委員会を開催し、応募事業者によるプレゼンテーション実施後に委員による質疑応答がなされ、厳正な審査が行われました。

その結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が令和8年4月から5年間の新たな指定管理者の候補として選定され、本議会に上程させていただいたところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 今回、東京都の会社が最終的に決定したということなのですが、この管理が変わることによって、施設の利用条件だったりとか利用料、施設運営、管理の実態、こういうのが議論もプレゼンテーションできっとされたというふうに思うんですが、このあたりはどうだったのかということと、あと、一番気にして

いるのは、ここを利用されている市民の皆さんや、それ以外の方々の利用者の意向の反映ですね。こここのところがなかなか、今までも制度的にも訴えてきたんだけど、そういう委員会をつくったりとか、そういうことはできないのかということを書いてきたんですけども、公の施設を利用してこの会社は利益を上げていくわけですよ。そうなってきたとき、改めて公の施設とは何なんだということが、今、改めて問われている問題でもあるかと思うんですが、そういうことを含めて、このあたりのことはどんなふうな、プレゼンも含めた形で話されたのか、この点について、まずお願いします。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 2点について、今、御質問がございましたけれども、まず、プレゼンテーションでそのような質疑があったのかといったところでしたけれども、そのような質疑は、実際のところ、プレゼンテーション、あとは、第2回目の委員会においては行われなかったと記憶をしているところでございます。その中でもございますけれども、施設の使用料だったりとかという部分については、基本的には、今の現体制を堅持していくといったところの確認は取れているところでございます。

2問目になりますけど、公の施設についての考え方といったところの答弁でよろしいかと思っておりますけれども、これについては、確かに議員がおっしゃるとおり、公の施設でございますので、公としての関わり方、あとは、市民ニーズをどこで反映していくのかといったところのお声をどこで反映していくのかというのについては、今後うちのほうでも議論が必要だと思っておりますし、市民の意見はもちろん大切でございますので、指定管理者についてこのような意見があったといったところを反映できるシステムを、これから構築していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○持留良一議員 再確認なんですけども、地方自治法の第244条ですね。公の施設はどういうことかということを書いてあるんですけども、やはり住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に寄与するための施設ということになってますよね。このことを十分、当然指定管理者もおさえていらっしゃるというふうに思います。そうなってくると、やっぱり住民の利益に照らした具体的なやっぱりそういうものが、声として反映して、こういうシステムをつくるというのが第一でしょう。

もう一つは、気になるのは、また新たな指定管理者になりましたよね。そうすると、労働条件の問題は継続していくのか。今までは一旦立ち切って、また、極端に言えばゼロからスタートするような、そういう中身があったんじゃないかなというふうに思うんですが、このあたりの雇用条件というのは、きちっとそのあたりも含めて守っていきける、基本的な労使の在り方として、そのあたりというのは担保されるのかどうなのか、そのあたりについてどんな議論だったのかをお願いします。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 1点目につきましては、先ほど申し上げたとおりですけれども、一点追加をさせていただきたいと思えます。公の施設のほうの募集要項を先ほど若干御説明しましたけれども、募集要項の審査基準の中に、利益先行にならない提案にしてくれといったところがありましたので、付け加えさせていただきます。

あと、指定管理が変わって、今、働いている人たちの身分とか労働条件どうなるのかといったところでございますけれども、これについては、プレゼンテーションのときに同様の質問が委員の方々からありました。回答といたしましては、会社が考えるあそこの組織人員、あとは、現組織人員が若干誤差がございましたけれども、今いる職員については、給料部分を含めて現給

保障をさせていただいて、優先的に雇用はしていきたいといった旨の発言があったところでございます。今、現定数言いましたけれども、若干、今、大新東サービスさん、シダックスさんが考えられている人数よりは若干落ちるものですから、それについては、新たな新規雇用を考えているといった旨の回答があったところでございます。

以上です。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○高橋理枝子議員 提案委託額0円5年間ということなんですけれども、ちょっと詳しく、この部分について。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 委託金額指定管理料0円というのは、垂水市から指定管理者に対して支出は行わないといったところになっております。20年が経過しますけれども、今までも指定管理料は、道の駅たるみず牛根のほうについては、指定管理料を払っているといったことはございません。

以上です。

○議長（北方貞明） ほかに。

○新原 勇議員 2社が応募していただいて、道の駅、シダックスさんに決まったんですけども、講評以外に点数的にかなり離れているところであるんですけども、このシダックスさんのどういう点がよかったのか、また、垂水市にとってこれからどういうメリットがあると感じられているのか、そのあたりの講評、課長としての見解をお願いします。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 点数については皆様のお手元にもあろうかと思えますけれども、水産商工観光課長としての見解ということでしたけれども、この場では見解は述べさせていただくわけにいきませんので、よろしくお願ひしたいと思います。後もって全員協議会を開きますので、その部分については触れておき

たいと思います。総合的に判断いたしまして、10名の方々が審査をしていただいた結果が皆様のお手元にあるということで御理解いただければと思っています。

以上です。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案1件については、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第73号上程

○議長（北方貞明） 日程第18、議案第73号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（草野浩一） 議案第73号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案について御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料を別途配信しておりますので、併せてご覧ください。

今回の補正の主な理由でございますが、人事異動等に伴う人件費、ふるさと納税制度事務費や過年度事業に係る国県支出金返還金、本庁舎及び消防庁舎耐震事業、固定資産税の賦課誤りに伴う還付金等、多目的広場兼グラウンドゴルフ場整備事業等に要する経費等でございます。今回、歳入歳出とも13億3,417万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は162億9,578万1,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

6ページの第2表、継続費の補正をご覧ください。

追加でございますが、多目的広場兼グラウンドゴルフ場整備事業について、事業実施が複数年に及ぶため、今回、継続費を設定するものでございます。

7ページをご覧ください。

変更でございますが、垂水市庁舎耐震改修事業については、当初、令和8年度までの計画で継続費を設定しておりましたが、事業期間が令和9年度までに及ぶため、今年度執行見込額に合わせ、年度及び年割額の変更を行うものでございます。

8ページの第3表、地方債の補正をご覧ください。

変更の内容でございますが、水産基盤整備事業の公共事業等債は、牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の増額に伴うものでございます。今回、変更に伴う起債額を右の欄に示してありますとおり限度額に変更し、本年度の借入限度額を10億4,710万円にするものでございます。

次に、事項別明細で歳出の主な事務事業等の補正について御説明申し上げます。

15ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費5目安心安全対策費の備品購入費は、青色回転灯装備車両、通称青パトの購入に係るものでございます。

8目財産管理費、委託料及び工事請負費は、先ほど継続費の補正で御説明申し上げました本庁舎耐震改修工事について、今年度、執行見込額に合わせ減額するものでございます。

10目企画費、負担金、補助及び交付金のまちづくり交付金は、各地区の地域づくり策定委員会において策定した地域振興計画に基づく事業に対するものでございます。

16目諸費、償還金、利子及び割引料は、子供のための教育・保育給付交付金や生活保護費、障害者自立支援給付費などの過年度事業における国県支出金の清算を行い、返還が生じたものについて、返還金として国・県に支出するもの

でございます。

18目ふるさと納税制度事業費、報償費から積立金までは、ふるさと納税寄附額の見込み増額に伴う返礼品等事務費及び基金への積立金でございます。

16ページをご覧ください。

2項徴税费1目税務総務費、償還金、利子及び割引料は、固定資産税の賦課誤りに伴う垂水市、牛根両漁協への返還金等でございます。

17ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費6目老人福祉費、扶助費のたるたるおでかけチケット交付助成費は、利用者の増加に伴う今後の執行見込みによる増額でございます。

2項児童福祉費2目児童措置費、扶助費の児童措置費は、公定価格の引上げに伴う今後の執行見込みによる増額でございます。同じく児童手当支給事業費は、制度改正による対象者の増加分及び今後の執行見込みによる増額でございます。

5目放課後児童健全育成事業費、18ページをご覧ください。委託料の行政事務委託は、今後の執行見込みによる増額でございます。

8目障害児福祉費、扶助費の障害児通所給付費は、今後の執行見込みによる増額でございます。

3項生活保護費1目生活保護費、扶助費の医療扶助費は、今後の執行見込みによる増額でございます。

19ページをご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費9目畜産業費、負担金、補助及び交付金の豚熱ワクチン接種支援事業補助金は、豚熱の感染拡大及び被害の甚大化防止による養豚経営の安定化を図ることを目的に補助を行うものでございます。

20ページをご覧ください。

3項水産業費2目水産業振興費、負担金、補助及び交付金の水産業販路拡大支援事業補助金

は、米国関税に係る影響への支援策として、垂水市漁協、牛根漁協に対し、本市水産物の海外市場への販路拡大に向けた営業・調査等の費用に対し補助を行うものでございます。同じく漁業施設整備支援補助金は、垂水市漁協の水産加工場におけるフィーレ脱水機の購入補助及び東海シープロの超低温ストッカー購入補助に係るものでございます。

4目漁港建設費、負担金、補助及び交付金の牛根麓漁港整備事業負担金は、県補正予算に伴う牛根麓漁港整備事業に係る負担金の増額によるものでございます。

22ページをご覧ください。

8款土木費5項都市計画費2目公園費、工事請負費は、先ほど継続費の補正で御説明申し上げました垂水港緑地公園の多目的広場兼グラウンドゴルフ場整備に係るものでございます。

6項住宅費6目住宅安全対策事業費、負担金、補助及び交付金の住宅リフォーム等促進補助金は、今後の申請見込みによる増額でございます。同じく空き家解体撤去事業補助金は、住宅リフォームと同様、今後の申請見込みによる増額でございます。

24ページをご覧ください。

12款公債費1項公債費2目利子は、急激な金利上昇に伴い、当初予算編成時に想定していた利率を大幅に上回り、地方債の償還利息に不足が見込まれることから、増額を行うものでございます。

14款予備費1項予備費1目予備費は、5号補正予算編成時点で約430万円執行しており、残額が570万円ほどでございますが、今年度においても小学校や文化会館の空調設備等、老朽化施設の突発的な故障が発生し、補正予算成立を待たず緊急的に対応を要するケースが多発しております。加えまして、資材高騰等による各種修繕料等の増額もあることから、今後も突発的な不測の事態の発生が予想されるため、当初予

算計上相当額に増額補正を行うものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、9ページの事項別明細書の総括表及び11ページからの歳入明細にお示ししてありますように、地方交付税、国県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、市債などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、お諮りいたします。ただいまの議案については、所管の各常任委員会に付託し、また、耐震化に関する予算については、12名の委員をもって構成する庁舎整備検討特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することについて、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第73号については、所管の各常任委員会に付託し、また、耐震化に関する予算については、12名の委員をもって構成する庁舎整備検討特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにそれぞれ決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました庁舎整備検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員、新原勇議員、池田みずず議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、川越信男議員、篠原静則議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、池山節夫議員、以上12名を庁舎整備検討特別委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方々は、庁舎整備検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました庁舎整備検討特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間に委員会を開き、正副委員長の互選を行います。その結果を報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎整備検討特別委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので、お知らせいたします。

庁舎整備検討特別委員会委員長、梅木勇議員、副委員長、池田みすず議員、以上でございます。

△議案第74号・議案第75号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第19、議案第74号及び日程第20、議案第75号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第74号 令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第75号 令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○市民課長（福元美子） 議案第74号令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

2ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出それぞれ234万7,000円を増額し、歳入歳出予算額の総額を22億6,242万5,000

円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和6年度国民健康保険特別会計決算額の確定に伴う一般会計への繰出金の増額と子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備取組として、支援金制度の周知・広報の経費及びそれに伴う事業費補助金を増額するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の10節需用費の消耗品費は、子ども・子育て支援金制度の周知に関し、被保険者等に確実に周知・広報することにかかる用紙代でございます。印刷製本費は、周知・広報用のリーフレット及び封筒の印刷代を増額するものでございます。11節役務費の通信運搬費は、リーフレットの郵送代でございます。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金9目その他償還金の22節償還金、利子及び割引料は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の交付確定に伴う返還金で、その増額分を1目保険税還付金の22節償還金、利子及び割引料で相殺するものでございます。

4項拠出金1目一般会計繰出金の27節繰出金は、令和6年度国民健康保険特別会計決算額の確定に伴い、一般会計からの法定外繰入金を清算する繰出金でございます。

これに対する歳入であります。7ページからありますとおり、今回増額いたしました子ども・子育て支援金制度の周知に関する歳出の財源については、4款国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金を全額充当する予定でございます。

8款繰越金は、令和6年度国民健康保険特別会計決算に伴います前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○水道課長（岩元伸二） 議案第75号令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、上半期において、営業費用の原水及び浄水費と配水及び給水費の修繕費が共に修繕や漏水等が多く、年度末には不足を生じる見込みであり、必要な額を増額補正するものであります。また、市木地区の国道河崎橋に添架している鋼管が、経年劣化で漏水が発生しております。協和地区へつながる重要な管路であることから、早急に取替工事が必要となるため、増額補正を行うものであります。その他、人事異動に伴い、給料・手当等を補正するものであります。

それでは、参考資料により御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、収益的支出の1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の節修繕費の不足額を増額補正するものであります。

2目配水及び給水費の節給料からその他引当金繰入額は、人事異動による給料等の増額と諸引当金等の支出見込額の更正を行うもので、節の修繕費は、不足額を増額補正するものでございます。

8ページをお開きください。

3目総係費の節給料からその他引当金繰入額は、人事異動による給料・手当等の増額と諸引当金等の支払見込額の更正を行うものでございます。

9ページをお開きください。

資本的支出の1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備工事費の節工事請負費は、河崎橋橋梁添架管布設替工事に必要な費用を増額補正するものでございます。

2ページにお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和7年度垂水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出

の営業費用を164万7,000円増額し、総額2億7,864万3,000円とするものでございます。また、3条は、予算第4条に定めた資本的支出の建設改良費を500万円増額し、総額2億497万6,000円とするものでございます。そして、第4条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費は、120万7,000円減額し、5,869万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（北方貞明） 明27日から12月8日まで、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12月9日及び10日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後から11月28日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会議事務局へ提出を願います。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後0時1分散会

令和 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 7 年 1 2 月 9 日

本会議第2号（12月9日）（火曜）

出席議員 12名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫

欠席議員 1名

8番 川越信男

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育長	明石浩久
事務局長		教育総務課長	小池康之
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	新屋一己	社会教育課長	大迫隆男
水産商工	大菌俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和7年12月9日午前9時30分開議

△開 議

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お目通しください。

△一般質問

○議長（北方貞明） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、10番、感王寺耕造議員の質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。新人議員以来10数年ぶりのトップバッターでございます。もう髪の毛は白くなり、来年2月1日で66歳を迎えますが議員になった初心を忘れずに質問してまいりたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、救急医療体制について、消防長に伺います。

昨年また今年の救急車の出動回数はいかほどか。その中での適正利用でない救急件数はどうなっているのか。

2点目、本年10月1日から鹿児島市の桜島フェリーの24時間運航の見直しがありましたけども、鹿児島市への搬送に影響はないのか伺いま

す。

次に、秋の産業祭について、水産商工観光課長に伺います。

来場者数はどうだったのか。

2点目、産業厚生委員会で抽せん券のラインナップの見直しを指摘しましたが、どのような対応を取ったのか。また、お客様の反応はどうだったのか、お答えください。

3点目に、抽せん券1枚200円の還元率はどうなっているのか。

市民が楽しみにしているイベントの一つであり、市外からの交流人口、また、地元の産業振興についても重要な役割を果たしている産業祭であります。来年度への補助金の増額の考えはないのか。また、来年度の実施に向けて改善する点はないのかお示しください。

次に、こもんそ商品券について伺います。

当初予算で消化されなかった分を秋の産業祭で販売されたと聞いております。購入できなかった方が多数いたとお聞きしました。

販売方法に問題はなかったのか、また、今後の対応について、水産商工観光課長、お答えください。

次に、鳥獣被害対策について、農林課長に伺います。

イノシシの個体数が爆発的に増加しております。個体数の管理が必要だと思っておりますが、対策はどうなっているのか。また、緊急銃猟実施に取り組む考えはないのかお答えください。

2点目、猟友会の要望にきちんと対応できているのか。また、産業厚生委員会、本会議等で数々の議員が提言、申入れを行ってまいりましたが、来年の予算へ反映していけるのか、この点についてお答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○消防長（松尾智信） おはようございます。それでは、昨年また今年の救急車の出動件数は、また、その中での適正利用でない救急件数はに

についての質問にお答えいたします。

令和6年中1月1日から12月31日までの救急搬送件数が1,076件、そのうち市外搬送441件。令和7年中の搬送件数につきましては、年次の途中でございますので、11月20日現在での救急搬送件数が904件、そのうち市外搬送372件となっております。

また、その中で緊急性のない症状や状況で救急車を呼び、本来救急車を必要とする重症患者の対応を妨げる行為の件数につきましては、垂水市では統計を取っておりませんので、件数は把握していないところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、本年10月1日から桜島フェリーの24時間運航の見直しがあったが鹿児島市への搬送に影響はないのかについての質問にお答えいたします。

議員も御存じのとおり桜島フェリーは、利用客減少と経営赤字の継続を理由に令和7年10月1日より午前0時台から3時台の定期便計8便を廃止し、41年間続いた24時間運航を終了されております。しかし、緊急事態の対応として、緊急車両（救急車、民間を含む消防車、警察車両など）のみに限定し、24時間対応できるよう午前0時から3時までの時間帯は桜島港に船舶1隻及び船員と作業員を待機させ、緊急搬送を可能とする体制が整備されております。

この体制により本市における鹿児島市内への緊急搬送については現在のところ支障がなく、10月1日以降の緊急搬送の実績はないところでございます。

なお、緊急搬送につきましては、桜島フェリー深夜帯運航停止時緊急搬送要請手順に基づき対応をしておりますことから、引き続き市民の皆様方の命を守る適切な搬送が行えるよう運用を徹底してまいります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藪俊一） おはようご

ざいます。秋の産業祭につきましてお答えいたします。

初めに来場者数でございますが、本議会初日の市長諸般報告でもございましたが、約1万2,000人の来場者でございました。昨年実績の約8,000人より多くの方にお越しいただいたところでございます。

次に、抽せん賞品の見直しにつきましては、本年第3回市議会定例会の産業厚生委員会で、議員より、市民の声を反映した商品の見直しはできないのかとの御提案をいただきましたので、秋の産業祭実行委員会で商品の再検討を行い、予算の範囲内にて当選バランスの調整を行い、当日券の販売状況に応じて追加投入を行うなどの対応を取りました。結果、お客様からは、商品のバランスがよかったなどの声をいただいているところでございます。

次に、抽せん券1枚200円の還元率につきましては、今年度の賞品購入に係る経費を抽せん券の販売枚数で割りますと1枚当たり204円となっております。

来年度に向けて改善する点でございますが、市民並びに事業者にも喜ばれる抽せん会を実施するため、1枚当たりの還元率を上げることができるよう関係課と検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、こもんそ商品券を秋の産業祭で販売されたが販売方法に問題はなかったのか、今後の対応策はにつきましてお答えをいたします。

令和7年度のこもんそ商品券は、当初分と追加分の2つの事業を実施しております。当初分は令和6年度の国補正予算を繰り越しして実施しており、申込者全員に上限5万円を販売いたしました。追加分は令和7年度の国の予備費を活用して実施しており、当初分に申込みをしていない方を優先に上限5万円を販売、2回目の

申込者は上限3万円を販売いたしました。

当初分、追加分を合わせて2億9,325万円発行し、残った分約1,000万円分を秋の産業祭会場で市民のみ対象とし、購入履歴は不問、上限5万円で購入をいたしました。

午前10時の販売開始でしたが、朝7時から並び始め希望者が200人を超え、販売総額に達した時点で購入できない方が発生をいたしました。

一連の販売方法につきまして御説明いたします。

当初分、追加分ともに事前申込みを行い、申込み多数の場合は抽せんによる販売としました。結果、販売総額に達していなかったため、抽せんは行っておりません。

また、3回目の販売となる産業祭会場での購入者は、購入3回目が41%、2回目が14%、初回購入者が45%でございました。

今回、販売のお知らせに「約1,000万円分を販売、売り切れ次第終了」と明記をしておりましたが、今後は「先着順で売り切れ次第終了」など、周知内容にも配慮をした取組にしたいと思っているところでございます。

以上です。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。個体数管理の対策は、緊急銃猟実施に取り組む考えはないかにつきましてお答えいたします。

全国各地でイノシシの生息域拡大や個体数の増加による農作物被害が深刻な課題となっており、住民生活の安全を確保するため様々な被害対策が講じられているところでございます。

野生鳥獣の捕獲は鳥獣保護法により原則禁止されておりますが、農林水産業等への被害防止のため鳥獣被害防止特措法により例外的に鳥獣被害防止計画を作成することで捕獲することができることから、計画を策定し、農作物被害の軽減に努めているところでございます。

しかしながら、環境省によると全国的な推定個体数はピーク時に比べ減少傾向にあるものの

生息域は拡大しており被害が増加している地域もあるようでございます。

また、令和6年度から、これまで行っていなかった狩猟期間の有害鳥獣捕獲を狩猟期間も含めた通年を捕獲実施期間として捕獲活動を行っており、市民や農家等からのイノシシ捕獲の要望に対し迅速に対応できるなど一定の効果も出ているところでございます。

このようなことから、野生鳥獣の生態や対策に係る知識・技術等への理解を深め、住民が主体となった野生鳥獣に強い集落づくりを推進していくため、今年度、牛根麓地区において研修会を4回実施し農作物の被害軽減に努めているところでございます。

また、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図るため、鳥獣被害防止特措法に基づき捕獲、追い払い活動、パトロールなど実践的な活動を行う垂水市鳥獣被害対策実施隊を設置しておりますが、今年度は、11月末現在出動はないところでございます。

議員も北海道や東北地方での熊被害を心配されての緊急銃猟の取組の御質問だと思います。近年の熊などの人の日常生活圏への出没が増加していることを受け、硬着状態にある場合において、より予防的、迅速的な対応ができるよう法改正が行われました。

緊急銃猟の実施に当たっては、緊急性や安全性の確保などの条件があり、それらを慎重に判断する必要があります。

本市では、捕獲されている鳥獣ではイノシシが対象となりますが、緊急銃猟の対象となる事案に速やかに対応できるよう猟友会や関係機関と協力体制を確保してまいります。

以上でございます。

続きまして、猟友会の要望にきちんと対応できているか、また、産業厚生委員会、本会議での数々の議員が提言、申入れを行ってきたが来年度予算へ反映できているかにつきましてお答

えいたします。

猟友会会員の確保は将来にわたる鳥獣被害対策の根幹をなすものであり、猟友会と協議しながら新たな助成制度の創設や既存制度を拡充するなど、担い手の支援・育成に努めているところでございます。

具体的には、狩猟免許取得時の手数料、講習料を助成する狩猟免許取得補助金、1年間のハンター保険、県・肝属支部等の会費などを助成する有害鳥獣捕獲従事者支援補助金、鳥獣捕獲に対する県・市の補助金による支援を行っており、猟友会会員の増加につながってきております。

令和5年度からは狩猟免許更新時の費用も補助対象に拡充したほか、イノシシ用の箱わな、ホワイトボードなどの貸出しを行っているところでございます。

また、狩猟期間中の有害鳥獣捕獲につきましては、イノシシを県が第二種特定鳥獣に指定していること、農作物の被害面積がなかなか減少しないことなどを踏まえ、令和6年度から実施しており、令和7年度は猟友会会員の捕獲支援金の拡充を行ったところでございます。

そのほか狩猟免許の取得に必要な診断書について垂水中央病院で発行していただけるよう調整を行い、垂水市猟友会の皆様の活動が円滑に行えるよう取り組んできたところでございます。

猟友会からは、これまでの本市の支援などについて感謝の言葉をいただいているところでございます。

現状、有害鳥獣被害防止対策につきましては、全面的に猟友会の皆様に依存している状況であり、猟友会の皆様の活動なくしては有害鳥獣の被害の軽減がなされないものと十分認識しておりますことから、近隣市町の捕獲活動や支援対策を参考に猟友会と十分協議しながら、本市としてどのような支援ができるか、関係機関と連携し、必要な予算措置について検討してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 一問一答で行きます。緊急医療体制についてです。

消防長から、令和6年の出動件数1,076件、市外への搬送441件ということでございます。また、11月20日現在の904件、市外搬送372件ということなんですけども、本市では、適正でない使用という部分については統計取ってないということなんですけども、逆に軽症による方、軽症というと、病院で受診して、救急車で行ってですね、そのまま帰るというケースだと思うんですけども、これについては実際どうだったのか、まずその点について教えてください。

○消防長（松尾智信） 軽症のケースにつきましては、本人が搬送拒否をする場合もありますし、また、家族の方が搬送拒否をするケースもございます。

その件数ということで、令和6年不搬送件数が52件、令和7年は11月20日現在で不搬送件数が40件あるところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 ちょっともう1回聞きますけども、軽症者、救急車で運んだ軽症者についてはどうだったのかということなんですけど。

○消防長（松尾智信） 軽症者の人数につきましては、現在ちょっと手元に資料を持ってきておりません。申し訳ございませんけど、ここでの数字を答弁することがちょっとできませんので、また、もしあれでしたら、後もってということでもよろしいでしょうか。

○感王寺耕造議員 私が聞いたところによると、軽症者が令和6年度で268名いたと聞いたんですけど、それでまた令和7年は11月20日現在で231名ということなんだけど。

具体的な数字はじゃあ後でいいですから、結局、私、何を言いたいかということ、いろんなケースがあると思うんです。特に外傷の場合で

すね。傷の場合。明らかに、消防隊員が行って、これは救急車使用するのとかいう場合があると思うんですけども、その場合の対応はどうかさっているのか。軽症者がいたと。内部疾患はなかなか分かんないですね、これね。そういった場合のケースについては、消防隊員としてどういう対応しているのかということを知っています。

○消防長（松尾智信） 軽症の事案についての件で質問だったと思いますけれども、先ほども申しあげましたとおり、本人が搬送拒否をする場合もございますし、また、家族の方々が搬送拒否をするというケースもございます。

その場合においては、不搬送同意書に署名をしてもらい、署名記入していただいているところでございます。ただし、容態の変化があった場合には再度119番を通報していただくよう説明をしているところでもございます。

また、救急隊員が搬送、不搬送の判断をちゅうちょした場合には、かかりつけの病院、また、協力病院へ連絡しまして、指示及び指導助言を仰ぐ場合もございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 なかなか救急隊員としては断りづらいと、要請が、出動せないかんという部分は十分分かるんです。その中でも、軽症者に対してきちんと対応なさっているということは了解しました。

ただ、何でもかこういうことを質問するかというと、ちょっと聞くところによりますと、病院の先生から明日入院しなさいということで、そしたら救急車を呼んで、そしたら入院する気満々、準備万端で、家族そろって待っているというケースもあるように聞いているんですよ。実際、消防車にも貼ってあるように、ステッカー貼ってありますね。適正利用をお願いしますということ。

結局うちは南北に長いという部分もあって、

本署が2台、牛根分遣所に1台しかないという状況です。1回出動するとやはり1時間2時間かかってしまうわけです。消毒もせないかん。感染予防対策でね。そういった部分で、きちっとした適正利用を求めていく必要があると思うんですが、そういった対応をどうやって取っていくのかということを知りたいです。

それで、ちまたで、今、救急車の有料化という部分が行われております。これは整備するためにも増やさなきゃいけないと、件数が多いと、そういった分が一因。

あともう一つの理由が、やはり不適正利用、不適正利用じゃないけど、不適正と言うとあれですから、適正でない利用が多いという部分の背景があって、こういう形になっていると思うんですけども、適正利用をどうやって促していくのか、その対応とですね、明らかに適正でない利用の場合、ペナルティーを課すべきじゃないかと私は思ったりするんです。そうでないと本当に必要な人が利用できない状況もありますので、その2点について教えてください。

○消防長（松尾智信） 救急車両の適正な利用についての周知はどう考えているのかについての質問にお答えいたします。

近年救急車の利用件数が増加しており、その中には緊急性が高くない事案での利用も確認されております。救急車両は命の危機に直面している方々に迅速に対応するための重要な緊急車両であります。搬送が必要な場合とそうでない場合の違いや緊急性を要する症状についての理解を深めていただく必要がございましたことから、これまでも各施設や事業所へポスター等の配布、また、各地域でのAED指導講習時においても救急車の適正利用について周知を図ってまいりましたが、今後は広報誌などを活用し、適正な利用の周知をさらに強化をしてまいります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 特に御指名ないんですけど、少し私のほうでお話をさせていただきたいと思います。

救急医療体制の問題、今、感王寺議員がおっしゃること大変重要なことだなと思っておりまして、これ、鹿児島県全体としても課題になっております。離島も含めていっぱいありますので、適正な利用がなされないケースに対してどうしていくのかというのを、各県とか市長会とか、いろんなところで協議をしております、私もその委員の一人に拝命をしておりますので、今、#7000ということで、その辺のとりあえずみたいなのを、必要、本当に即対応しなきゃいけないとか、先ほどおっしゃるようなそうでもない案件とかありますので、まず窓口を設けて、極端に言えば、マル・バツ・三角を判断した上で、要するに効率的に適正な利用に努めると。そうでないという問題がありますので、そのような導入するしないということを検討しておりますから、その辺の動向を見ながら市としても、今御指摘の部分をしっかりに対応できるような体制を整えていきたいと考えております。

○感王寺耕造議員 今、市長からも補足がありましたけども、市長のほうも、そういった部分で委員になられているということで、県全体として適正利用という部分を進めていただきたいと思います。

消防長におかれましては、先ほど答弁ありましたとおり、本当に適正な利用をしてくださいと。そうでないと大事な命が失われることもあるんだよということを周知徹底していただきたいと思います。

また、年末警戒が続きますけども、署員の方、消防団員の方、頑張ってくださいと思います。

2点目の桜島フェリーです。この点については答弁いただきまして安心しました。当初は消防車が使えなくなるんじゃないかという話も出

ていたんですが、しっかりと鹿児島市のほうで対応いただいているということでもあります。

ただ、聞いたところによりますと、運行していない時間も大体船長さんはじめ機関員、それでまた7名か8名待機という状態みたいです。本当に鹿児島市さんには感謝しかないわけです。

市長、ぜひとも鹿児島市長にお会いなさったら、ありがとうございますという感謝の言葉を述べていただきたいと。まあ余計事でした。

次にまいります。秋の産業祭です。

来場者は1万2,000人ということで、全市民が来たような感じです。赤ちゃんから年配の方まで、市外からが多かったんでしょうけども、頑張っていたいただいた結果だと思います。

ただ、思うんですが、一応、賞品のラインナップについては指摘を受けて見直ししていただいたということなんですけども、やっぱり本当に市民の皆さんも楽しみにしているんです。運転できない免許返納なさった高齢者の方々でも、家族と一緒にとか、中にはお孫さんと一緒に来ているわけですよ。だから、もうちょっと賞品を豪華にしてもらいたいなと思っているんです。

それで、抽せん券1枚の還元率については見直して、200円、1枚で204円なんですよ。当初予算は200円の部分は195円だったです。そう聞いております。ただ、補助金の分を増やしてもらった。当初の補助金100万円だったんだけど、補正で14万増やしてもらって114万円にしていたということなんです。それでやっとなら200円で204円ということ。今、宝くじが売れないそうです。何でかという還元率が悪いから。還元率が悪いから宝くじを買う人がいないという話も出てますので、200円で買ったら、どどんと市長、300円ぐらいですね、300円ぐらいの、1.5倍還元率、それぐらいすれば高齢者の方々も生きがいづくりになりますし、市外から来られた方も喜ばれますよ。と思うんですよ。

市長はいつも交流人口おっしゃっていますから、200円で300円のものもらえたら喜んで、またこれ1万2,000が2万人ぐらいになると思うんですけども、この辺の還元率の問題やら補助金の増額、来年に向けての。その点について、まず水産商工観光課長また市長の答弁を求めます。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 今、議員の御質問にお答えいたしますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、来年度に向けては、還元率、今年度よりも還元率を上回るように関係課と協議をして対応していきたいと思っております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員のおっしゃることは、垂水市としては賛同いたします。

よく財源という話になりますので、20年前との比較で、80億ぐらいの一般会計が150億ぐらいになって、あらゆるニーズに応えられる体制づくりができたわけですが、現在、来年度の予算編成もしておりますけれども、実際に十数億オーバーしておりますので、ここをしっかりと精査をしていく段階でございますので、その分に200円を300円ということになりますと、結構なまた額プラスということになりますから、趣旨をよく理解しながら、議員の皆様の御理解をいただいて、そちらのほうにシフトしろということであれば、そういうような内容で検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○感王寺耕造議員 市長はいつもですね、財政改革をやってきたということで、結果を残しておられるということ、私もそれは評価いたしますけれどもね。

今、でも、200円を300円にすると財政的に物すごくなるんだみたいな、ちょっと聞こえましたが、大体計算したら何百万しかならんはずですよ、こんなの。補助金も今年114万円に

なったら200万、300万でできることですよ。

それであと一つ、一般財源もそうですけども、企画政策課はじめ全職員の頑張り、また、市長のリーダーシップの下で、ふるさと納税の分もいっぱいお金たまっているんです。今年の補正予算、今回出ていますから、4億6,413万5,239円です。積み増しです。

その後、決算年度末の残高は184億8,005万1,786円なんです。

これは全職員、市長の頑張りだと思うんですが、こういったふるさと納税を活用してもいいんじゃないかと思うんです。これについても使途がある程度決まっていますけれども、こういう目的で使ってくださいという部分があれば、無指定の部分もある。

また、市長の部分の、市長が目的達成のために必要と求める事業という部分も、幾らかは言わんですけれども持ってらっしゃいますよね。その辺の部分もふるさと納税も活用してやっていただくと。それで物すごい豪華な賞品を1点ですよ、賞品名は言わんですよ。バーンと何十万ぐらいのやつを。

どっかあれだよ、曾於市かなんか牛1頭当たるとですよ。牛1頭。牛を買えということやない。牛1頭を買った後、競りが始まる。そうすると現金化していただくという部分もありますし。いろんな仕掛けがあると思うんですよ。農産物だけじゃなくて、養殖業も盛んですから。そういったイベントの仕掛けをしていただいて、豪華賞品二、三本はどどんと出していただきたいと思っておりますので、これはもう前向きには考えているという水産商工観光課長の話でしたので、（発言する者あり）はい。じゃあ、聞けということですから、市長どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどから言いますが、気持ちはもう全く同じで、どんとやりたいところでございますので、限られた財源の中で、まずはさっきおっしゃったふるさと納税に関して

は、全職員、特にですね、企画の担当の職員が一生懸命頑張っていた結果だというふうに思いますので、まずそのことを御理解いただいた上で、そういうみんなが楽しむイベントの200円を300円という具体的なものがありましたから、だからしっかりと予算を確保して、議員の皆様にご提示したいというふうに思うところでございます。

○感王寺耕造議員 非常に前向きな答弁でありがとうございます。

本年のふるさと納税の予想額というか目安というのと25億ぐらいだというふうに聞いておりますので、大分また昨年度よりも上がっているということで、そういった部分を活用して、本市にとっても、花火大会というか、その次に大きなイベントですからね、いろんなお客さんをお呼んでいただいて、高齢者対策また市民の楽しみ、産業育成という部分で大事ですので頑張っていたきたいと思います。

こもんそ商品券については、対応まで伺いました。

私が聞いたところによると、400人並んで、そのうち150人も買えない人が出たということなんです。安全上も、こんな狭い会場の中で400人も並んだら事故につながると思いますので、販売方法を公正性という部分について、しっかりとこの辺を考えて担保してやっていただきたいと思います。

この点については結構でございます。

鳥獣被害対策について答弁いただきました。

農林課長、一生懸命頑張っているのは了解しております。

この間、松ヶ崎、牛根麓であった部分です。株式会社イノPの方が来られて、私も1回目と4回目は、うちで中心的な役割をやって、果たしていただいている方4人と勉強できました。

1回目が座学でした。イノシシまたほかの部分、有害鳥獣に対する習性であるとか、特性で

あるとか、どのような対策が取れるのかという部分で。

4回目が行ったときが実施の部分で、どういうわながあって、どういうわなをかけて、わなじゃないですね、どういう対策を取るのかという部分だと思うんです。

その中で特に、私が一番思ったのが、スライドの中、イノシシのお母さんを捕獲して、おなかを割ってみたらイノシシが8匹も9匹も入っているんです。また、年に2回以上栄養がよくて産むような形ですし、また、昔は2年たたないと生まれてからお母さんになれなかったんですけど、もう今1年もしないうちに赤ちゃんを産んでいるんですよ。もうはっきり言ってネズミ算式に増えているんです。宮迫議員、増えていますよね、はい。増えているんですよ。

なかなか個体数の管理ということと言うと鳥獣保護法の部分を立てつけもありますし、また、いろんな愛護団体の方々も、猟師さんのところにわざわざ自宅まで電話かけられるという部分も聞いております。大変なんですけども。ただ、この個体数の管理という部分を猟友会また広域の部分でも、国・県が補助金出していますので、そういった形で前向きに取り組んでいただきたいと思っています。

この分については、まず3つの要点があると思うんです。

まず、個体数の管理をきちっとやっていくんだということ。

2つ目が、有害鳥獣、イノシシたちの住みかをなくすんだ。これが耕作放棄地増えていますから、その辺の部分についてですよ、もう物資状態になってれば、イノシシの巣になっちゃうんです。あと柿とか栗とかいろんな果樹があります。食べないでそのまま落下して餌になっていくというケースもありますし、食物残渣、農産物の残渣、そういうやつを勝手に捨ててしまうと駄目になってしまうという部分もあります。

3番目にやってくるのが、電気柵であるとか、そういったもんだと思うんですよ。

だから、3つ、3拍子そろわないとなかなか対策が図られない。農業者の気分がめいってしまって、耕作放棄地がどんどんどんどん増えていくという悪循環に陥ってまいります。

私が言わんとしているのは、1番問題点が2番目の問題。1番目の個体数の管理という部分はもう猟友会の方々の待遇をよくしていくという部分であると思うんです。それで希望を聞いていくという部分が必要です。

それで2番目の部分です。物資化されたところをどうするかといったら、これは地域でもうマンパワーがなかなか足りません。もう刈払機で払うような状態じゃないんです。そういったところにやはり機械を投入すべきだと思います。いろんな会社、自走式、ラジコン式のガラガラと粉碎する機械もあります。ショベルもあります。そういった機械の導入を市でやって貸与するとか、または各種団体で、いろいろ地域にありますから、中山間の直払いの組織とか、垂水市一円ありますから、土地改良区とかね。そういったところに貸し出ししていくとか、補助金を出すとか、そういった方向性はないんですか、農林課長。

○農林課長（森 秀和） ありがとうございます。議員の言われるとおり、本市では寄せつけない環境づくり、侵入を防止する、個体数を減らす、3つの取組を軸に対策を講じているところでございます。

以前、議会のほうでも委員会のほうでも答弁しておりますが、やはりイノシシの住みかとなる荒廃のうちですね、それを維持管理。先ほど答弁しましたとおり、環境省によると個体数はピーク上で減っているということですが、生息域が拡大しているということは、この間、新聞等にも出ましたけども、5年前の数値と比べると農業者が減っているということは中山間

地域での管理がなかなか行き届かないということで、農林課として農業機械、そういうようないろんな今機械がございますので、それを年内に集めてする予定でございましたが、ちょっと遅れていまして、遅れた理由が業者との日程が合わず、年明け、1月、2月とする予定でございます。

来年度予算にはちょっと間に合わないかもしれないですけども、そのような感じで、議員からも提案がありましたとおり、1反、ラジコンで2メートルぐらいの草も、持ち出しもしなくていいような機械があるようでございますので、それを皆さんで見ながら、どのような対応が、対策、対応できるのか検証していこうというふうに研修会を予定しておりますので、その際はぜひ参加していただきたいと思います。

農家数が減る中、また、高齢化が進む中で、中山間地域の維持は大変だと思いますけども、やはりそこは維持していかないとやはり鳥獣被害等も増えてまいりますので、私どももそこは一生懸命やってまいりますので、今後とも御指導よろしく申し上げます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 指導はしないわけですけど、お願いするわけですが、そうですね、農林課長、そういった形で、デモ機持ってきてもらって、現場でどういう形でということやっていただけるということで、ただ、その後です。個人で買うには高価であるし、いつも使う機械じゃないんです。はっきり言って。いつも使うような機械であれば農業者も大規模農家も買うんでしょうけど、法人化されてでも。なかなかそんな使わない機械ですので、これを共同で持つとか、さっき言った中山間の直払いの組織で、集落協定で持つとか、導入した場合に市の単独補助を入れるとか、それか市が持っていて貸出しをするか、そのたび。いろんな方法があると思うんです。

この点については、予算があることですから、市長答弁ください。そういった考えはどうなんですか。

○市長（尾脇雅弥） 鳥獣被害対策につきましては、感王寺議員が長年取り組んでおられて、様々な農家の皆さんとお話をさせていただくときも、一生懸命頑張っても最後一番おいしいときにそのような被害に遭われるということを何度も聞きます。

ちょうど先週日曜日大野地区でイベントがございまして、森山元農林水産大臣も来られて、この辺の農業はどうですかという中で、地元の方が答えられたのは、柵を大野はいち早く取り入れておりましたので、イノシシに関しては非常に有効であると。しかしながら猿とか鹿とかもこの頃は出てきていて、猿に関しては群れに対してボス猿をしっかりと対応することによって対応ができると。鹿はそのフェンスを越えてくるとか。熊はいないからいいよねという話がありましたけれども、なかなか悩ましい問題であって、高齢化、人口減少の中で、市役所の仕事もそうなんです、3つのまちづくりを外注とICTということを考えておりますから、人手不足の中で、現代の文明の力を活用して、目的は同じでありますから、しっかりと対象者の猟友会の皆さんに予算を増やして、そういう環境を整えることと、それ以外の部分では、機械化、市のほうが関与して、そういう制度で問題解決する、よりよい方法があるのであれば、十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

○感王寺耕造議員 市長、予算についても前向きな答弁いただきましたので安心いたしました。

1点だけ確認ですけれども、以前、止め刺し棒について、止め刺し棒ですね、農林課長に私申し入れたと思うんですけど、これは実際、新城で箱わなをやっている方から言われたことで、箱わなに入った、あまりにも大きい個体だと、

もう高齢化になっておられて、もう75か76歳ですか、若いときは止め刺しきちっとできていたんだけど、それがやはり怖いと。怖いというか、身体的な分で、けがをするんじゃないかという声をいただいておりますが、口頭でありましたけども、委員会の席でしたが、副市長もいらっしゃったと思うけど、その止め刺し棒について、新年度で予算化できるんですか、できないですか。非常に切なるお願いだと思うんですが、猟友会の方の要望です。

○農林課長（森 秀和） 以前、議員のほうから、止め刺し、電気のやつですね、答弁、質問があったと思うんですけども、そのことについては、今、猟友会のほうと話をしているところでございます。実際個人で買われている方もいらっしゃいますので、補助となった場合、ちょっとどうなのかなという問題もございまして、何せ猟友会の方が、今年11名の方が免許を取っていただいておりますが、猟友会も高齢化もありますので、その辺も含め猟友会と協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 冒頭、農林課長がおっしゃったように、この個体管理という部分については、本当に猟友会の皆さんのおんぶにだっこ、ボランティア精神に頼っているところですので、広く意見を求めて、可能な部分は可能にやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入支援補助金、また、捕獲補助金について、若干ちょっと質問いたしますけれども。

まず、有害鳥獣の被害防止施設等資材購入支援ということで、さっき市長が言われた金網を、ここに100%事業も活用していますが、場所によっては、電気柵、メッシュ、防獣網、こういった形の複合的な部分を使ったところもね。

ただ、ここで問題なのが、法人が10万円、認

定農業者が5万円です、上限額が。販売農家が、販売額が50万円以上の者が3万円と。ほいで15万円以上、販売額が、この方が3万円ということで、差がついているわけです。法人農家だろうが、15万円以上の、15万円ぐらいの農家であろうが、やっぱり全体としてその地域の農地を守っているわけですから、これはやっぱり一定にすべきだと思うんです。それについての見解と。

あと、有害鳥獣捕獲への支援です。時間がないのでイノシシだけいきますけども、国の部分です。鳥獣被害対策実践事業、うち緊急捕獲活動支援事業、7,000円出ます。幼獣が1,000円です。それに対して市の上乗せの分が6,000円ということなんです。

この点についても、先ほど農林課長は減っていると言うんですけども、私らの実感として増えているんです。逆に。宮迫議員、どうですか。増えていますね。ね。(笑声) 増えているんですよ。私は現場見えていますから。宮迫議員も自分の仕事だけじゃなくて、私も自分の仕事ではなくて、要請があれば、みんな回って、その辺のやぶを払ったりしているわけです。(発言する者あり) うん。

だから、何を言いたいかという、だから、増えている実感があるものですから、3年とか、5年とか、1年、2年、3年でもいいと思うんですよ。この部分は市の捕獲事業を使って、個体数をまず一旦減らしていくということが私は大事だと思うんです。

この間、最後4回目、松ヶ崎のとき、株式会社イノPの代表に聞きましたけども、個体管理についてどう思われますか、「取っても取っても減っていきません」と言われました。7割、8割に制限したつもりでも、次の年はもうまた元に戻っているということ言われたわけですよ。

市の単独補助金の部分を1万円にするとか、

思い切って上げて、猟友会の皆さんの頑張りを促していく。労に報いていくという部分が個体数の管理に必要なんじゃないかと思いますが、その2点について最後にお答えください。

○農林課長(森 秀和) それでは、まず、有害鳥獣被害防止施設等資材購入支援補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、鳥獣被害対策のため、電気柵の資材購入を支援する補助金でございますが、産業厚生委員会での小規模農家の支援について、議員からの御提案を受けて、令和7年度より拡充をしているところでございます。

拡充した内容につきましては、これまで販売を目的に農業経営を行っている農業者など経営耕地面積10アール以上であり、直近1年間の農畜産物の販売額が50万円以上としておりましたが、令和7年度より農業を営む個人または法人で、自己所有地または利用権設定の手続きがなされている農地を有している者、補助対象区分につきましては、そのほか農業者の直近1年間の農畜産物の販売額15万円以上の者で、農外収入の金額が15万円未満の者に、小規模農家が使いやすいように見直しを行っているところでございます。

議員が言われます認定農業者、法人とかありますけども、やはり農家には規模がございます。今一番小さい小規模農家で15万円以上の売上げがある農家であれば、大体1反ぐらいのかなというふうには考えているところでございます。

この補助金については、毎年1回の申請ができます。本市では、先ほど議員も言われましたとおり、個々の取組と地域ぐるみでの取組でございます。国の補助金を使って、今そこに力を入れております。

本市管内耕地面積が6年度末で1,197ヘクタールでございます。これまで、地域ぐるみ、国の補助金を使って、134ヘクタール囲んでおり

ます。市の単独の補助金を1人当たり1反歩と計算した場合、23ヘクタール、157ヘクタールの対策をしているところがございます。

途中で辞められた方もいらっしゃると思いますが、対象面積は13.1%で対策をしているところがございます。

その中にはやはり施設園芸とかは入っておりますので、まだ少なくなると思うんですけども、令和7年度、今年度は、今入札が終わって、今から設置をしてまいります、30ヘクタール分の柵を設置する予定でございます。

近年は、この市の単独のほうが少ない感じのような感じがします。それはやはり地域での柵が多くなっておりますので、そのような感じは受けますが、やはり農家の方は大変でございますので、この補助金も併用しながら、地域ぐるみでの電気柵の設置を推進してまいりたいと思います。

あと、個体数管理の猟友会への報奨金でございますが、このことについては、今後の被害状況の推移や現在の対策、また、猟友会と協議しながら進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 有害鳥獣防止施設等資材購入支援ですね、市の単独事業についてはね。

私、何でこんな質問したかという、農家の方々から言われたからなんですよ。何で小規模農家と認定農業者、法人のほうだけ優遇するんですかと、一緒にやっているんじゃないですかという部分がありますので。確かに農林課長のおっしゃる部分も、制度の立てつけという部分では理解できることもあります。ただ、そういう事情ですので、大きい農家であろうが、小さい農家であろうが、みんなで一緒に鳥獣対策に取り組んでいるわけですから、そういった部分についても配慮いただきたい。

特に個体数管理の分については、市の報奨金

の分6,000円ですけども、それを1万円にして、暫定的でいいですよ。1年、2年、3年、その間頑張って取っていただく。個体数を減らしていく。それで周辺環境をきれいにしていく、みんな。それでまた国100%の事業の網を張るとか、電気柵をつけるとかいう形で、そうすれば農業者の意欲も高まると思いますので、一生懸命やっておられるのは理解しておりますし、頑張っておられます。

これまた引き続き頑張っていただくよう。

また、市長のほうには、これ切実な農業者の問題ですから、予算はもう限りがあるのは分かっていますけども、重点的に配分していただくようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。

10時40分から再開いたします。

午前10時29分休憩

午前10時40分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可いたします。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 おはようございます。令和7年最後の一般質問になりました。

今回は、暫定税率廃止についてなど、3問質問いたします。

関係課には、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

また、市長、副市長にも見解を伺いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い早速質問に入っていきます。

1番目の暫定税率廃止について。

半世紀続いたガソリン税の暫定税率の年内廃

止が与野党合意で決まり、臨時国会で本案を成立いたしました。また、軽油引取税の暫定税率も、来年4月1日から廃止となります。

これに先立ち、暫定税率廃止に伴う現場の混乱を避けるため、11月13日より補助金を引き上げ、段階的に価格を引き下げるつなぎ対策が実行に移され、車を利用する皆さんや事業者の負担軽減と物価高騰対策につながっております。

一方、報道では、財政面で年1兆5,000億円の税収がなくなると危惧され、地方では5,000億円、鹿児島県で70億円減収するとされております。本市の減収額も気になるところです。

そこで質問ですが、暫定税率廃止に伴う本市の来年度減収額はどれぐらいになるか、ガソリン税、軽油引取税それぞれの減収見込額を伺います。

また、廃止後の来年度本則税収は幾らになるかも、見込額も伺います。

次に、2番目の本市国保の医療費適正化について質問に移ります。

広報誌国保たるみず11月号で、財政状況について報告されております。

それによりますと、令和3年・4年度実質単年度収支は黒字でしたが、令和5年度は残念ながら赤字に転じ、6年度も2,871万円の赤字になっております。

また、国保財政の改善に向けた取組や医療費の状況も報告されております。

そこで、その中から医療費の適正化に関し、現状と改善策を質問いたします。

まず、1点目の国保財政の支出の大半を占める医療費の本市1人当たりの医療費について、本市は県内市町村の中でワースト4位と高いが、その要因は何か具体的に説明してください。

次に、3番目の市債について質問に移ります。

令和7年度も4分の3が経過しますが、今回上程された補正予算の累計総額は162億9,578万円と、過去にない大型予算になっています。歳

入予算の財源である市債の限度額も10億4,710万円と、前年の7億円から大幅に増えております。

当初予算等で事業の内容は示されておりますが、改めて確認の意味からも再度お尋ねいたします。令和7年度の市債発行について、増えた要因にどんな事業や背景があったか、また今後も増えるのか、主な事業を併せてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（草野浩一） おはようございます。ガソリン税、軽油引取税の暫定税率廃止に伴う本市の来年度の減収額につきましてお答えいたします。

いわゆるガソリン税の暫定税率を廃止する法案が、令和7年11月28日成立いたしました。この法案の成立により、議員が言われましたガソリン税、正式には、ガソリンの販売時に課される国税の揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率を令和7年12月31日に、地方税である軽油引取税の暫定税率を令和8年4月1日に廃止されることとなります。

この一連の暫定税率廃止に伴う国の税収減は、報道によりますと、1兆5,000億円規模に達すると試算されておりますが、今回の廃止に伴う地方の税収減は、軽油引取税の減収分も含め5,000億円規模に上回ると推定されるとも報道がなされ、また、都道府県税である軽油引取税につきましては、鹿児島県の試算によりますと、減収見込みが66億1,000万円に上回ることが、先日の県議会代表質問で明らかにされております。

御質問の本市への影響についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、揮発油税は国税、軽油引取税は都道府県税でありますことから、揮発油税、軽油引取税につきましては、直接的な影響はないところでございますが、国の税収が減ることによる地方交付税の影響や、

県の税収が減ることによる県事業や県補助金への影響など、間接的には少なからず影響が出てくるのではないかと考えるところでございます。

そのような中で、市町村に直接影響が出てくるのは、地方自治体の貴重な財源となっている地方揮発油税を原資とする地方揮発油譲与税で、現行の地方揮発油税率1リットル当たり5.2円から暫定税率0.8円が廃止されますことから、廃止後の税率は本則税率でございます4.4円となります。

単純計算では、市町村に配分される地方揮発油譲与税は15.38%減少することになりますので、令和6年度決算額1,812万8,000円で試算しますと、約278万円余りの減収が見込まれるところでございます。

本市全体の予算規模で比べますと小さく見えますが、本市にとっては貴重な一般財源となりますので、国において代替財源の確保が行われるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（福元美子） 本市1人当たりの医療費について、県内市町村の中でワースト4位と高いが、その要因は何か、具体的に伺うについてお答えいたします。

本市の医療費総額は徐々に下がってきておりますが、被保険者数も減少しており、1人当たりの医療費については依然として高く、令和6年度につきましては、議員のおっしゃるとおり県内で4番目に高い状況であります。医療費適正化事業の取組により、令和5年度と比較いたしますと、僅かではありますが、下がっております。

1人当たり医療費が高い要因としましては、年齢構成の面で、被保険者全体のうち65歳から74歳の被保険者数が約60%であること、入院されていらっしゃる方が多いこと、疾病から見ますと、高度な医療を必要とする方が比較的多いことなどが考えられますが、いずれも大切な医

療であり、早期発見・早期治療により重症化を防ぐことが大切であると考えております。

以上でございます。

○財政課長（草野浩一） 令和7年度の市債発行について、増えた要因と今後の見込みにつきましてお答えいたします。

初めに、令和7年度の市債につきましては、議員が言われましたとおり、補正予算第5号までで借入限度額が10億4,710万円と、令和6年度決算の7億99万8,000円と比べると、3億4,610万円程度増加しているところでございます。

要因の主なものといたしましては、今年度で事業を完了する予定である消防救急デジタル無線設備強化事業や、消防第1分団詰所整備事業などの緊急防災減災事業債の借入額が、令和6年度の1億6,000万円から令和7年度4億5,390万円に増加したことでございます。

次に、年度内での今後の借入見込みでございます。

起債借入申請は例年5月頃でありますことから、ほばないと考えておりますが、今後、集中豪雨など甚大な災害が発生した場合や、桜島の降灰状況によっては、災害復旧事業債を借り入れる可能性がございます。

なお、市債の予算計上につきましては、借入上限額を計上しておりますことから、補正予算で増額を行ったとしても、最終的には実際の借入額を予算額といたしますので、減額補正を行うことになると考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

暫定税率廃止に伴う本市の来年度減収額はどれぐらいになるかについて、答弁いただきました。税の仕組みや配分についても、説明をいただきました。ありがとうございます。

減収額は、地方揮発油譲与税で約280万円程

度ようです。また、軽油引取税は都道府県税ということで、県の減収はあるが、市には直接影響はないということでした。税収の少ない本市にとっては、少なからず痛手と思います。

このような状況下、そろそろ来年度の予算編成の時期ですが、代替財源が確定しない中、歳入予算はどうされるのか、確認いたしたいと思います。歳入予算は減収分を減額して予算を立てるのか、伺います。

○財政課長（草野浩一） お答えいたします。

令和8年度予算につきましては、現在、当、財政課で各課の要求を取りまとめ、内容の確認を行っているところでありますが、暫定税率廃止に伴う代替財源につきましては、現在、国政レベルで歳出改革の努力により財源を捻出、租税特別措置の見直しで財源を確保するなどの報道がされており、様々な議論が行われている段階でございます。

そのため、年明けの本市の令和8年度予算編成までに代替財源の取扱いが間に合わない場合は、前年度並みで計上の上、後もって補正予算等で対応することになるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 取りあえず間に合わない場合は、前年度並みに計画し、確定後に補正で対応されるようです。

ところで、恒久的な代替財源が確定しなければ、来年度、来年4月以降、地方自治体の財政は厳しくなります。全国知事会はじめ地方6団体は、国に代替財源確保の要望を行っています。

そこで次の質問ですが、代替財源について、要望状況に国の対応はどのようなことが検討されているのか、分かる範囲で伺います。

○財政課長（草野浩一） お答えいたします。

代替財源についての要望状況につきましては、令和7年8月27日、地方6団体及び指定都市市長会において、いわゆるガソリンの暫定税率廃

止に関する緊急提言についての要請活動が行われているところでございます。

また、代替財源につきましては、報道等によりますと、法人税の優遇措置の縮小や高所得者負担の見直し、今年度の税収の上振れなどの検討がなされているようでございます。

そのため、現時点において、国からはいまだ明確に示されていないところでございますが、11月26日に開催されました全国知事会議において、ガソリン税の旧暫定税率廃止など、政府の減税施策に伴う地方減収分の代替として、恒久的な安定財源の確保を要望し、高市首相は、地方税財源への影響に十分配慮すると応じ、必要な一般財源総額を確保していくと表明されているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。ただいま答弁がありました高市首相は、地方税財源への影響を配慮して、一般財源総額を確保していくと表明されておられますが、現在のところガソリン税の代替財源確保は検討されているようですが、軽油引取税の代替財源確保は今のところ検討はなされず、来年以降に先送りされているようでございます。

今回の暫定税率廃止は、車を利用する方や事業者の負担軽減、物価高騰対策などプラス面と、自治体の税減収による財政悪化、道路等インフラ整備への影響などマイナス面があります。

そこで、最後に市長に暫定税率廃止の影響をどう捉えておられるのか、所見をお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 前田議員の質問にお答えいたします。

暫定税率廃止に伴う影響をどう捉えているかということでございますが、ただいま財政課長が申しあげましたように、暫定税率が廃止をされますと、言うまでもなく今までのガソリン代から暫定税率分がなくなることから、ガソリン

代が下がることとなります。

そのため、前田議員もおっしゃっておりますが、社会目線で考えますと、自家用車を使用する世帯の家計負担が軽減され、物流や公共交通の分野においては燃料費の価格が経営に大きな影響を与えますことから燃料価格の低下によりまして、経済を支える運送業や公共交通機関の経営状況にプラスの働きをもたらすため、大きな経済効果が生まれる可能性もあるものと考えております。

しかし一方で、ガソリン税の減税は、ガソリンの消費を促し、カーボンニュートラルの動きから乖離し、国際的な流れに逆行してしまうおそれもあります。

本市財源への影響につきましては、先ほど財政課長が答弁いたしましたとおり、国は代替財源として必要な一般財源総額を確保していくということですが、現時点においては恒久的な代替財源の明確な見通しが立てられておりませんので、私も県市長会の副会長の立場でもございますので、関係団体と連携して、今後あらゆる機会を捉えて、引き続きしっかりとそのことを国へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。鹿児島県の軽油引取税の減収分が、さっきの答弁では約66億円くらいになると試算されておりますが、その影響が、本市を通る県道南之郷線ほかの県道の整備や、維持管理に影響が出てくることを心配しております。

そのような事態にならないように、県への要望と国へは、先ほど答弁もありましたが、一刻も早く恒久的財源確保が確定するよう、市長会等を通じて訴えていただきたいと思います。

それでは、この件はこれで終わります。次に2番目の本市国保の1人当たりの医療費について、高い要因を答弁いただきました。医療費の高くなる要因を、少しでも改善する必要があ

ります。

そこで次に、垂水市の主な改善取組について伺いたいと思います。

医療費の適正化の具体的な取組として、特定健診等の受診、ジェネリック医薬品の利用を呼びかけておられます。また、重複受診者や重複服薬者への訪問指導の取組も掲げておられます。そこで、これらについて順次質問いたします。

まず、2点目の特定健診について、受診状況と課題は何か、まず伺います。

○市民課長（福元美子） 特定健診の受診状況と課題は何かについてお答えいたします。

特定健診の受診状況は、令和6年度は受診率46.4%と、県平均と比べると高いほうですが、本市のデータヘルス計画での目標54%には達していない状況でございます。

課題といたしましては、40歳代から50歳代の受診率が20%台と伸びないことでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 受診状況と課題は分かりました。課題は40歳・50歳代の受診率が伸びないことでした。

それでは、受診率向上の具体的な取組はどのようにされているのか、お聞かせください。

○市民課長（福元美子） 特定健診の受診率向上の具体的な取組は、についてお答えいたします。

受診率向上の取組としましては、年3回ほど発行し、全戸配布しております国保たるみずの中で周知を図っており、受診された方へのインセンティブとして、健康ポイントも付与しております。

また、今年度からの取組として、健康チェックと同時実施を行い、健康チェックへ参加されることで、特定健診も受診することができるように取り組んでおります。

さらに、お仕事の都合などで普段受診できない方々についても、受診の機会を増やす目的で、

今年度から2月に休日集団健診を新たに追加して行うこととしております。

なお、本市における特定健診後の特定保健指導実施率につきましては、県内でも高く、令和3年度、令和4年度は県内1位となっており、令和2年度から令和6年度まで上位4位以内の実績を誇っております。

このことが、医療費適正化の中の重症化予防につながるものと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。特定健診は、無料で自分の健康状態を把握できます。また、本市には元気プロジェクトもあります。自身の健康チェックは大事です。早期発見・早期治療で重症化・重篤化を防ぎ、ひいては医療費の適正化に協力することにつながります。

仕事の都合で普段受診できない方々が受診できるように、2月に休日集団健診があるとお聞きしました。皆さんが参加されて、特定健診の受診率がさらに向上することを期待いたします。

それでは、次に3点目のジェネリック医薬品の利用状況と促進取組について質問いたします。

利用状況はどれぐらいあるのか、また利用促進にどのような取組をされているのか伺います。

○市民課長（福元美子） お答えいたします。

厚生労働省は、医療の質を保ちつつ患者の負担軽減や医療費の削減を図るため、ジェネリック医薬品の普及率を2029年度までに、数量ベースで80%、金額ベースで65%を目標に推進しているところでございます。

本市では、被保険者の疾病の早期発見・早期治療また重症化予防の取組として、特定健診の受診状況や医療費分析を委託し、様々な事業を行っておりますが、その中の取組の一つで、ジェネリック医薬品に変更することにより100円以上の負担軽減が図れる方を対象に、個人へのお知らせを行っており、国保たるみずでの広報と併せて普及に努めているところでございます。

その結果、本市の普及率につきましては、令和6年度は数量ベースで89.6%、金額ベースで68.1%と、目標を超える高さとなっております。

以上でございます。

○前田 隆議員 利用状況等、取組は分かりました。既に国の目標を上回る利用状況は、評価に値いたします。

成分や効能が同等であれば、安価なジェネリック医薬品を利用することで、医療費の適正化につながるようになります。引き続きジェネリック医薬品の高利用率を維持されるよう頑張ってください。

最後に、4点目の重複受診者や重複服薬者について伺います。

重複受診者や重複服薬者はどれぐらいおられるのか、実態を伺います。

○市民課長（福元美子） お答えいたします。

まず、本市のデータヘルス計画の中では、重複受診者を同一月内に同一疾病名の外来受診が4か所以上あり、かつ3か月継続する者、重複服薬者を同一月内3か所以上の医療機関より同一薬効の薬剤の投与を受けている者と定義づけ、がん、精神疾患、難病など、治療内容により必要な方を除き、訪問指導を実施しております。

令和6年度の訪問指導の対象者は、重複受診者が4名、重複服薬者が3名でございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。いろいろ規定があつて、難しい規定をクリア、3回以上とか4回以上とかいう部分がありますので、案外少ないなと感じました。がんや精神疾患等の方はやむを得ないと思います。

それでは、把握された国保加入者に訪問指導されているようですが、訪問指導の効果について教えてください。

○市民課長（福元美子） お答えいたします。

重複受診や重複服薬等につきましては、医療費の増大だけでなく、副作用など被保険者個人

の体への負担も考えられますことから、対象者への訪問指導を行っているところでございます。

訪問指導の効果としましては、重複受診者の4名中3名、重複服薬者の3名中2名が改善されております。

今後も、対象者へは指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。効果が出ていることは分かりました。重複服薬による未使用の残薬は、無駄な経費になります。訪問指導で改善されるよう引き続き頑張ってください。

現在、現役世代の負担軽減に、高齢者等の負担応能で、保険税の見直しが検討されているようですが、医療費の適正化で負担を軽減し、少しでも国保財政が健全化されることを願って、国保についてはこれで終わります。

次に、3番目の市債について、令和7年度の増えた要因の事業や背景、今後も増えるかについていただきました。緊急デジタル無線等の必要性は理解しますが、財源として市債の額が大きくなっていることに危惧しております。

今年度はやむを得ませんが、来年度も増大することになれば、人口減少下、将来に負担を課すことになり、抑制が必要です。

そこで、来年度はどうなるか、令和8年度の市債発行について伺いたいと思います。まだ予算編成の検討段階ではありますが、分かる範囲で、主にどのような事業が検討されているのか、また、規模的にはどれぐらいになりそうか教えてください。

○財政課長（草野浩一） お答えいたします。

令和8年度予算につきましては、年末まで当、財政課による各課ヒアリングを実施し、令和8年度に実施する事業やその財源等について検討を行った後、年明け早々に副市長、市長による最終査定を経て編成することになります。

そのため、現在、各課ヒアリングを行うための要求内容を精査している段階でございますので、御質問の事業内容や借入れ規模につきましては、お答えできる段階にないところでございますが、予算規模といたしましては、今年度で高額な費用を要する大型事業である消防救急デジタル無線設備強化事業や、柘原団地建替事業などが終了することから、一般会計は令和7年度当初予算額より下回るのではないかと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 まだ検討段階で、最終査定を経た編成後でないかと答えられないということでした。

ただ、今年度のような大型事業は終了することから、今年度より当初予算は下回る予算のようです。

予算編成は、歳入に見合う歳出予算が原則ですが、必要な事業は計画しなければなりません。その財源不足をどのような財源で補うかが問題です。

財源の一つに市債がありますが、人口減少する中で、市債発行は将来を見据えた計画が必要です。

市債を過度に増加させない予算編成の手段として、基金繰入れがあります。基金がある程度なければできませんが、本市は幸いふるさと応援基金が順調に伸びております。

そこで、市債発行抑制の財源として、増加しているふるさと応援基金のさらなる活用増加を提言いたします。今年度、ふるさと応援基金は25億円程度になると聞いております。そのうちの半分は返礼品等の経費で消えますが、半分は活用できます。この中から、市債発行の抑制財源に多くを充当してほしいと思います。

そこで質問ですが、副市長、予算編成の統括責任者として、この提言や予算編成に対し、副市長の考えをお聞かせください。

○副市長（坂元裕人） 御質問にお答えいたします。

ふるさと応援基金につきましては、基本的に前年度に賜った寄附額から返礼品等事務費を除いた約50%を翌年度に活用させていただくこととしております。

また、その用途につきましては、垂水市ふるさと応援基金条例に規定されている子どもから高齢者まで笑顔が続くまちづくりに関する事業、自然環境保護や安心安全なまちづくりに関する事業、産業振興や地域資源を生かした潤いのあるまちづくりに関する事業、そしてそのほか目的達成のために市長が必要と認める事業の4事業の中で、寄附者が御指定された事業につきまして、有効に活用させていただいているところでございます。

そのような中で、議員からいただきました提言につきましては、実施事業の内容をしっかりと精査し、持続可能な財政運営に努めるため、市債発行の抑制につながるよう、有効な活用として検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。来年度の予算行政をよろしく申し上げます。また一方で、貯金となる基金の積立てもよろしく願いしておきます。

それでは、最後に3点目の質問に移ります。

私は、過去何度か単年度の凹凸はあっても、平均して通常債の発行額は6億円に平準化されるよう訴えてきました。

そのかいあってか、令和元年度から5年度までの5年間の通常債は約31億円で、年平均6億円のレベルで推移し、市債残高も大きく減少しました。

課題は、次の5年間の市債をどの程度に抑えるかということが大事になってきます。

そのようなことから、今回新たに令和6年度

から10年度までの5年間で、通常債の発行限度額の目標を決めて取り組んでいただきたいと考えております。とにかく具体的な目標をつくり、取り組むことが必要です。

そこで、令和6年度から5年間の新たな通常債発行計画を立てることについて、財政課長の考えをまずお聞かせください。

○財政課長（草野浩一） お答えいたします。

議員が質問の中で言われました5年間の通常債の発行額平均6億円につきましては、令和4年9月議会や令和5年6月議会で答弁しているところですが、現在は財政改革プログラムを作成しておりませんので、5年間という設定やその5年間の明確な起点などは設けていないところでございます。

しかしながら、現在も第2次財政改革プログラムの基本的な考え方を念頭に、毎年度の予算編成説明会において、職員に対し、安易に一般財源に頼る事業を要求することのないよう、活用可能な新たな財源確保に向け積極的に取り組むなど、財政負担の軽減、平準化が図られるよう周知を図っており、真に必要な事業を検討の上、財政負担が単年度もしくは一定期間に偏ることのないよう、財政負担の軽減を考えながら持続可能な財政運営に努めているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 残念ながら従来どおりの答弁で、計画を立てることへの前向きな回答はいただけませんでした。残念です。計画を立てることに何をちゅうちょするのか分かりません。

それでは市長に、発行計画を立てることに対しどのように考えておられるか、その考えはあるか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 市債の発行計画について、私の考えをとということでお答えいたします。

まず、市債発行の考え方につきましては、基本的にはただいま財政課長が答弁したとおりの

ことが基本となります。

前田議員の御提案は、平成16年に財政難を理由に市町村合併からの離脱を余儀なくされて以降、行財政改革に取り組んでまいった経緯や、今後人口減少に伴う一人当たりの将来負担率を心配されてのことと理解しております。

私も、平成23年1月に就任以来、先人の方々が必死に努力された行財政改革を引き続き押し進め、その結果、平成16年当時からいたしますと、約126億円あった市債残高が令和6年度末には約83億円まで減少して、貯金である基金を約8億円から約61億円まで積み立ててきて、市の財政状況は大きく改善されております。

中でも、平成20年度から事業を開始したふるさと納税につきましては、初年度の平成20年度は約1,500万円でありましたが、令和6年度は約19億円を超える寄附額を達成しております、本市の貴重な財源となっているところでございます。

その中において、その年その年の予算は、その時々々の社会情勢や市民ニーズに合わせた必要な施策の対応が求められているものを編成しており、特にこの令和7年度から数年間は、昨今の物価高騰や米国の通商政策等の経済情勢の変動など、市民の暮らしを守るための施策を中心に、補正予算も含めスピード感を持って適宜積極的に手だてを打っていかねばならないと考えているところであり、その財源としてふるさと応援基金を積極的に活用するために、基金をしっかりと積み立てていかねばならないとも考えております。

そのため、今後も引き続き財政改革プログラムの基本的な考え方を念頭に、国・県補助金などの活用や交付税措置のある有利な地方債を検討しつつ、ふるさと応援基金だけではなく各種基金の活用等も視野に検討を行い、事業の平準化など工夫をすることで、将来に負担を残さない持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある

と考えているところでございます。

御指摘をいただいております時代の流れで、前田議員がおっしゃるとおり、しっかりと数値目標するという基本的な考えは理解いたします。

幸いここ何年かは想定外の財政のプラス効果もありまして、災害もなかったりするものですから、そのときの状況を見極めて、また、それぞれの議員の皆さんからの御要望を形にするためには財政が必要であり、また、今年度は特に消防関係のいろんな支出があったので、大きく超えていきましたけれども、その時々をしっかりと見極めながら、前田議員がおっしゃる計画性を持った考えの下で、数字にとらわれない中で、市政運営をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。考えは分かりました。

これまで、市長の功績として市の財政状況がよくなっていることは大いに評価しております。行財政改革の結果、市債残高も令和6年度末で82億円まで減少しております。

これを逆転させてはいけません。これをさらに残高の減少を進めていくためにも、ぜひ市債発行計画を作成していただくよう強くお願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） 次に、1番、高橋理枝子議員の質問を許可いたします。

[高橋理枝子議員登壇]

○高橋理枝子議員 お疲れさまです。昨夜の青森東方沖地震が心配です。本市も、緊急時の備えに努めたいものです。

それでは、早速ですが、教育行政について質問させていただきます。

最初に、市立学校の施設維持管理の改善策についてです。

地域が育む「かごしまの教育」県民週間が、11月1日から7日まで行われました。7小学校

と中央中学校を見学させていただきました。

休校している境小学校には、地域行事「おじやったもんせ」に訪れた際に見せていただきました。

どの学校もきれいに整われていて、すがすがしい思いがいたしました。

校長先生にもお声かけさせていただきました。

きれいに整っている学校の裏では、先生方や保護者や地域の皆さんの並々ならぬ努力がありました。特に草の勢いがすさまじい梅雨明けから10月くらいまでの間の草刈りや木の剪定など、本当に大変そうでした。

そこで、市立学校の維持管理についての質問ですが、市立学校の維持管理の現状を伺います。

次に、市長の出張について、4つの項目についてお尋ねします。

市長は、4期目ともなりますと、市長以外の様々な役職を引き受けていらっしゃるのではないかと思います。大変お忙しくて、なかなか市長との予約も取れないとの声もお聞きます。

「働いて働いて働いて」云々、高市総理大臣就任時に言われた言葉が話題になりました。市長も市民のためにそのようなお気持ちで働いておられるのではないかと思います。

市長が引き受けておられる役職をお示しく下さい。

さらに、県外出張の名目、回数、日数を、またリモート会議もあれば併せてお示しく下さい。

次に、高齢者の体力づくりとコミュニティについてです。

鹿児島大学の協力体制で始まった垂水元気プロジェクトも7回目が終わり、先日、文化会館で説明会がありました。市民の健康意識を高め、健康寿命の延伸を目的として始まったものだと聞いております。

私は、そのうち6回参加させていただき、毎回体力づくり、脳体力づくり、食事の重要性を認識することになるのですが、改善に取り組む

のはなかなか難しいものがあります。

ある体力づくりの自主サークルに見学に行きました。少し体験もさせていただきました。90代の方がでんぐり返しをされていました。長年の努力の賜物です。

何らかのコミュニティーに参加することで、人とつながり、お互い支え合い、孤独を感じることなく過ごすことが健康長寿につながるのだと感じました。

そこで、市内で高齢者が独自に体力づくりに取り組んでいるコミュニティーの把握は、どの程度されているのか、お尋ねします。

次に、未就園児の対応についてです。

3歳から5歳時、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児が、国の定める制度では保育料無料ですが、令和6年度から、本市独自に住民税課税世帯の0歳児から2歳児も無料になりました。保護者にとりましては大変ありがたい制度です。

さて、こども誰でも通園制度が2026年度から全国で本格的に実施されることを受けて、本市でも条例改正などの準備が始まっています。

保護者の就労状況にかかわらず、生後6か月から3歳未満の未就園児が、保育施設を時間単位で利用できる制度です。

一方、ファミリーサポートセンター事業があります。こちらは、小学生までの子供さんの育児の援助を受けたい方、家事支援が必要な妊娠中の方を対象に、有償ボランティアにて御利用いただける事業です。平日1時間600円で利用させていただきます。

こども誰でも通園制度が本格的に始めると、3歳未満の子供さんは、1時間300円にて保育施設で通常の通園児と同じ環境で学ぶことが可能になります。

今まで有料のファミリーサポートセンターとこども誰でも通園制度の使い分けについて、本市の見解を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（小池康之） 市立学校の施設維持管理の現状につきましてお答えいたします。

学校施設の維持管理の現状といたしまして、除草作業につきましては、学校管理者である校長を中心に取り組んでいただいているところでございます。

この除草作業に加えて、学校によっては、週1回のグリーンタイムによる子供たち主体の緑化活動やPTAによる愛校作業、地域の方々の奉仕作業などの御支援をいただき、それぞれの学校で環境美化に努めていただいております。

また、教職員では対処が難しい高木伐採につきましては、小中学校9校に対して、毎年3校を対象として専門的な知見のある委託事業者の樹木の安全点検による定期的な高木伐採を実施しております。

これ以外にも、学校からの要望等で、樹木の危険性が高く伐採等が必要だと確認された場合には、対象校以外でも安全安心を優先し、適切に対応しているところでございます。

さらに、チャドクガなどの害虫が発生した場合には、教育委員会職員も加わり、薬剤散布による害虫駆除を行い、必要に応じて樹木の伐採も実施しているところでございます。

また、現在休校中である境小学校につきましては、シルバー人材センターに年4回の草払い等の清掃作業の業務委託をしております。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 市長の役職、出張の名目、回数、日数、リモート会議の有無等についてお答えいたします。

初めに、市長が所属する外部団体は、市長会等における充て職など、防災、医療、保健、福祉、農畜産、土木など、様々な分野において、全国レベルから市レベルまで102団体でございます。

御質問の市長の役職でございますが、令和7年11月現在において、先ほど申しあげました外

部団体102団体のうち、会長職が13団体、副会長職が7団体、理事等の委員職が38団体、会員職が44団体となっております。

主なものを申し上げますと、会長職につきましては、県レベルで鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会、市レベルで垂水市防犯協会、垂水高等学校振興対策協議会、垂水市農業再生協議会など、副会長職につきましては、県レベルで鹿児島県市長会、鹿児島県漁港漁場協会、大隅地区レベルで大隅総合開発期成会、鹿屋・垂水防犯協会など、理事等の委員職につきましては、全国レベルで全国過疎地域自立促進連盟、公益社団法人中央畜産会、県レベルで鹿児島県地域医療対策協議会、鹿児島県観光連盟、かごしま豊かな海づくり協会、桜島火山活動対策協議会、鹿児島県畜産協会、錦江湾奥会議、大隅地区レベルで大隅定住自立圏形成推進協議会、大隅4市5町保健医療推進協議会、大隅肝属広域事務組合、市レベルで垂水市社会福祉協議会、垂水市さわやかあいさつ運動推進協議会など、会員につきましては、全国レベルで全国市長会、温泉所在都市協議会、全国治水砂防協会、日本港湾協会、九州レベルで九州市長会、九州国道協会、東九州軸推進機構、県レベルで鹿児島県農業会議、鹿児島県肉用牛振興協議会、鹿児島県港湾協会、鹿児島県治山林道協会、大隅地区レベルで、肝属地区家畜伝染病防疫対策協議会などでございます。

次に、出張の名目でございますが、大きく3点ほどあると考えております。1点目は、先ほど申しあげました会議等への出席、2点目が要望活動、3点目がトップセールスでございます。

これら宿泊を伴う県外出張につきましては、より効率的な出張となるよう、1回の出張において複数の会議や要望活動を行うよう工夫を行っているところでございます。

このことを踏まえ、御質問のあった令和7年1月から12月の実績見込みについては、出張回

数は33回、出張日数は土日を含めて74日、公務数は56件でございます。

公務数の内訳でございますが、総会や理事会等の会議が28件、国等に対する要望活動が17件、関西・関東垂水会等のトップセールスが11件でございます。

最後に、リモート会議の有無等でございますが、令和7年1月から12月において、会議の主催者側からリモート会議を提示された会議は1件ございました。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） まず、高橋議員におかれましては、6回健康チェックに参加していただいたということで、ありがとうございます。また、先日は報告会にも参加していただきまして、ありがとうございました。また健康チェックのよさをいろいろとアピールしていただければと思います。

それでは、高齢者が市内で取り組んでいる体力づくりのためのコミュニティーの把握についてお答えいたします。

高齢者が自主的に行っております体力づくりに関連するコミュニティーの数につきましては、教育委員会が所管する施設、これは市民館、体育館、キララドーム、文化会館ですけれども、こちらを使用されている団体の数が28団体、各地域のサロンの数が30団体の合計58団体を把握しております。

このほかに、御自宅や公民館などで定期的開催される自主的な体力づくりの活動もあるかとは思いますが、全件数の把握は困難であることを御理解いただきたいと思います。

続きまして、質問4です。未就園児対応のこども誰でも通園制度とファミリーサポートセンター事業についてお答えします。

先ほど高橋議員が言われたことと重複する部分もございますけれども、こども誰でも通園制度につきましては、今議会において条例案を上

程させていただいておりますが、この制度は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月から実施される新たな給付制度となります。

一方、ファミリーサポートセンター事業につきましては、本市でも平成29年度から国の制度に基づき実施しており、多くの方が現在利用されているところでございます。

このこども誰でも通園制度とファミリーサポートセンター事業は、その目的等において異なるものでございますので、その違いについて説明させていただきます。

まず、こども誰でも通園制度は、生後6か月児から3歳児未満の未就園児を対象としております。

現行の通園制度では、0歳児から3歳児未満の通園の場合、保護者が働いているなど、保育認定を受ける必要がございますが、このこども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わず、月に10時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる制度でございます。

この事業は、子育て家庭の孤立防止や子供の発達支援等を主な目的としております。

具体的には、子供にとっては、就園している園児たちと一緒に集団生活を送ることで、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を育み、心身の発達が促進されることなどが期待され、保護者にとっては、ほかの保護者と、保育所等との情報交換や相談の機会を得ることにより、育児の不安や孤立解消につながることを期待されております。

利用料は、1時間当たり300円と、国は基準を定めております。

一方、ファミリーサポートセンター事業は、妊婦から小学生までの児童を対象としております。

事業の形態としましては、児童の預かり等の援助を受けたい利用会員と、当該援助を行いた

い提供会員が相互に支え合う援助活動となります。

この事業は、子育て中の保護者の負担軽減を目的とし、保護者の用事や急病等の理由で、家庭で育児や車での送迎が困難なときに、一時的に子供を預けることや援助活動を受けることができるもので、提供会員が個別に乳幼児や児童を預かるなど、柔軟な対応が可能な点が特徴となっております。

料金につきましては、先ほどございましたとおり、基本的に1時間当たり600円としておりまして、その費用につきましては、年間10時間分を市が助成しているところでございます。

申し上げましたとおり、こども誰でも通園制度は、3歳児未満を対象とし、子供の発達支援や子育て世帯の孤立解消等を目的とした通園制度であり、ファミリーサポートセンター事業は、小学生までを対象とし、保護者の負担軽減を目的とした相互援助活動による柔軟な預かりサービスという全く異なる制度でございます。

これらの事業は、子育て世帯におけるそれぞれの場面に応じて補完的な役割を果たしていくものと考えておりますので、その必要に応じ利用していただくことが効果的であると考えております。

こども誰でも通園制度につきましては、議会の議決後に、また広報誌等で広く周知していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。

次は、1時ちょうどから再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋議員の2回目の質問を許可いたします。

○高橋理枝子議員 午前中に引き続き、あと44分、お付き合いください。

2回目の質問になります。先ほど御答弁いただきました、特に児童数が少なく、P戸数の少ない小規模小学校は本当に大変だと思います。せめて夏場だけでも、シルバー人材センターや民間と契約して校内整備をするのは、行政の役目なのではないかと思えます。

草を刈った後、防草シートをかけて次の作業をしないで済むようにするなど、先生方が子供たちにもっと向き合う時間を確保するためにも、ある程度支援するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（小池康之） 市立学校の施設維持管理の改善策についてお答えいたします。

近年の温暖化等により、草木の伸びる勢いが増して、除草作業等の回数が増加傾向にある状況は承知しているところでございます。また、11月7日から21日にかけて開催した、学校の在り方検討委員会の地区報告会においても、児童数が減少した小規模校では、PTAによる愛校作業や地域の方々の奉仕作業が負担となっているとの御意見も頂いたところでございます。

今後、各学校の状況把握に一層努めるとともに、関係機関との連携や学校主事による除草作業等を集中的に実施する学校間の協力体制の構築など、必要な対策を検討し、安全・安心な教育環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。今、ちょっと一つ御提案があったと思うんですけども、各学校の主事さん同士の連携、学校間の連携によって集中的に作業していくということだったんですね。新しい提案だと思います。一つの案ではないかと思えます。ぜひ、そういうのをちゃんと定期的に主事さん同士で連携もして、学校同士とも連携して、作業していただ

たらなというふうに思いますけれども、一過性のものでなくて、きちんと、そういう行政の支援というのが必要に本当はなってくるのではないかなと思うので、そちらのほうも併せて御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育総務課長（小池康之） 今、御説明しました、学校間の協力体制についてですが、現在各校に1名ずつ配置しております学校主事の業務といたしまして、校舎内外の環境整備がございますが、除草作業は、各校単独での作業では非効率的であること、また、花づくり、苗の育成など、知識、技術、経験等に個人差があることから、各校を横断的に複数で対応する共同作業等を実施することで、学校の負担軽減や学校主事の業務改善を図りたいと考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に行きます。G I G Aスクール構想の今後の話なんですけれども、先日、所管事項調査で教育問題の研修をさせていただきました。兵庫県小野市は、脳科学者の川島隆太教授との連携で、基礎学力を定着させる取組をしていました。20年取り組んできたことが前頭前野を鍛えることです。それは妊娠中から始まり、15歳まで続きます。興味深いのは、小野市独自のおの検定を作成し、簡単なドリルを使用して、基礎学力を定着させます。タブレットではなく紙と鉛筆です。できたらシールを貼るといふ、言わば昔ながらの手法です。学校と家庭の連携で、基礎学力を定着し、自尊感情を高めるのだそうです。タブレットは持ち帰らないといひます。

本市は、国や県が進めるG I G Aスクール構想の先端を走っています。ところで、スウェーデンは、2010年にタブレット、パソコンを1人1台付与する計画を進め、紙の教科書を原則廃止しましたが、2023年8月から、タブレット教

育をいち早く導入したスウェーデン、2023年8月からは、全土の学校で印刷された本や手書きの練習に重点を置かれるという政策に方向転換しています。理由は、児童の読解力が低下し出したからだそうです。ヨーロッパ平均より上回っているものの、毎年ポイントを下げていることへの危機感としています。

文部科学省学校情報基盤教材課長の寺島史朗氏は、スウェーデンの方向転換については、スウェーデンは教科書検定制度がなく、質の悪いデジタル教材が氾濫したことや政治状況が背景にある。日本はデジタル教科書も検定対象とすることで、しっかりと質を保障していくと語っておられます。また、発達段階に応じて使い分けなければいけないとも言われています。紙かデジタルの二者択一はあまり意味がなく、無責任とも語られています。

ただ、このようなことが話題に上がるという背景には、G I G Aスクール構想への懐疑的な一面もあるということです。本市も注意深くデジタル教育に向き合う必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

○学校教育課長（川崎史明） G I G Aスクール構想の本市の今後につきまして、お答えいたします。

本市では、令和8年度からのセカンドギガに向けて、11月から児童生徒のタブレット端末をi P a dへ変更して活用を始めており、児童生徒からは動作がスムーズであるなど好評を得ております。

また、本市は今年度からの4年間、文部科学省の研究開発学校の指定を受け、集めた情報を効果的に発信するなどの情報活用能力を育成するための研究実践を始めたところでございます。そのため、新しい教科、情報活用科を設け、これからの時代に欠かせない情報活用能力の育成とともに、情報モラルや操作スキルの習得などの学びを深めていきたいと考えております。そ

して、児童生徒が身につけた情報活用能力を、とりわけ、総合的な学習の時間、ふるさと垂水における探究的な学びの中で発揮させたいと考えております。その一環として、先日、垂水小学校の6年生が、水産商工観光課からのメッセージ動画を基に、垂水市がより魅力的なまちになるための取組についてを、スライドや動画にまとめました。

さらに、子供たちは、この学習を通して考えたまちづくりプランについて、2日間にわたり、市長や副市長、教育長、関係課に対して、ICTを活用して提言を行いました。

2年目となる令和8年度は、垂水小学校の研究実践を、ほかの小中学校に波及させ、さらに令和9年度は、指導計画の見直しや指導内容の深化・充実を図るとともに、令和10年度には、研究実践の内容を全国に向けて発信する計画にしております。

セカンドギガにおきましては、「デジタルの力でリアルな学びを支える」を合い言葉に、これまで各学校が大切にしてきました、ふるさと垂水での体験活動を生かしながら、さらに、今、御質問にありましたけれども、紙かデジタルかということではなくて、そこが有機的につながるように工夫しながら、垂水らしいGIGAスクール構想の取組を力強く進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。今、生成AIとかが発達してきて、いろんな職業がなくなっていくという時代に入ってきていると思うんですけども、コンピューターは切っても切れない関係になります。早期からそのようなものに触れていくというのは本当に大切なことだし、一部の保護者の方も、今、もうネイチャーというんですか、もう生まれつき使えるような状況に今の子供たちはなっていて、昔は差があったと、子供同士でできる子とできない子の

差があったけど、そこが解消していくんじゃないかというのは期待していますというお声は頂いています。

ただ、やはり、すぐ調べて答えを出すというんじゃないで、そこに至るまで考えさせるというところを、しっかり本市の教育には入れていただきたいなというふうに思っています。前頭前野を鍛えていただくような教育方針というのを考えていただきたいと思います。

次に行きます。図書館の利用についてなんですけれども、本を借りたり読んだりするための施設が図書館なわけなんですけど、ほかにも利用方法があるのではないかと考えました。夏休みなど、部活を終えて図書館で勉強したいという子供さん、お母さんの作ったお弁当を食べてから勉強したい子供さんもいます。夏休み限定で、学習室での食事は許可していると聞きました。これは、私も初めて認識しましたが、この話はほとんどの方が御存じないのではないかと思います。ごみは持ち帰る、散らかさない、汚さないというようなルールを設けていただき、ぜひ、夏休み以外でも許可していただきたいと願うところです。

それから、Wi-Fi環境が図書館にないというふうに聞きました。1人1台タブレットを持ち、宿題もタブレットが必要な場合があります。図書館にWi-Fi環境がないのはちょっと不思議なような状況だったので、これも完備していただきたいと思うんですが、飲食とWi-Fi環境についてお答えをお願いします。

○社会教育課長（大迫隆男） 市立図書館の子供の居場所としての利活用につきまして、お答えいたします。

図書館は、子供たちにとって学びの場であると同時に、感性を育み、社会性を養い、安心して過ごせる居場所として様々な機能や役割を担っております。市立図書館では、これまで読書や学習の環境整備を進めるとともに、幼児から

小学生を対象としたおはなし会を実施するなど、読書習慣の育成に加え、子供の居場所づくりにも努めているところでございます。

また、夏休み期間中は、特に小中学生の利用が増加するため、平成24年度から学習スペースの増設、令和6年度から昼食場所として会議室を開放するなど、配慮してきております。これらの取組につきましては、情報発信に努めながら、利用者のニーズを的確に捉え、これからもよりよい図書館運営を推進してまいります。

なお、Wi-Fi環境につきましては、現在整備されておりませんが、どなたでも御利用いただけるインターネット検索性パソコンを2台設置しております。近年タブレットによる学習や学習情報の利活用が普及している状況を踏まえ、今後、こうしたニーズに対応できる環境整備につきまして、総合的に調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ぜひ、Wi-Fi環境については、しっかり環境整備をしていただきたいと思っております。

私、子供が小学校とかにいるときに、読み聞かせグループで、いろんなものを作ったりしました、紙芝居とか、人形劇のものとか。それを作るときに、図書館の2階をお借りして作ったりしていました。PTAの集う場としてとか、そういうような利用方法も今後あるんじゃないかなと思うので、そういった、もうちょっと門戸を広げていただいて、ついでにはないですけど、本にも親しんでいただける環境を整えていただきたいと思っております。教育長、どうでしょう。

○教育長（明石浩久） 図書館につきましては、例えば、展示会場であったりとか、あと絵画展の会場であったりとか、いろんな方々に利用していただけるようなイベント等についても、工夫をして行っているところでございます。併せ

て、野いちごという市立図書館の読書グループもありまして、そちらもいろんな学校とか、おはなし会等で活躍してもらっています。

また併せて、先ほどのWi-Fi環境の整備につきましては、学校自体がもうこうやって、GIGAスクールのまち垂水ということですので、そこら辺も考えながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 前向きな御答弁いただけたと私は思っています。どうぞよろしく願いいたします。

次に参ります。

学校の在り方検討委員会についてです。

垂水市全体の未就学児、児童生徒数の推移を見ますと、6月現在104人の中学2年生をピークに、小学1年生61人、1歳児35人、10月までの出生数、今年25人、年々急激に子供の数が減少しています。本市でも小学校の小規模化が進み、複式学級での人数も減少の一途をたどっています。

文部科学省によりますと、少子化に伴う学校の小規模化への対応を、市町村ごとに見ると検討が既に行われている地域もある一方で、様々な事情から検討が進んでいない地域もある。社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上多くの課題が存在しているとなっております。遅きに失した感はありますが、本市でも4月に学校の在り方検討委員会が発足しました。

そこで質問です。今年4月、学校の在り方検討委員会が設置され、10月31日、2回目が行われました。その内容の説明を簡潔にお答えください。

○教育総務課長（小池康之） 第2回学校の在り方検討委員会の内容につきまして、お答えいたします。

10月31日、第2回垂水市立学校の在り方検討委員会を開催いたしました。会議では、様々な

学校再編のイメージについて、再編をしない場合、旧行政区で3校程度に再編する場合、小学校1校に再編する場合、小中の義務教育学校に再編する場合の4パターンで、課題やよさについて、それぞれ御説明いたしました。

委員からは、遠隔合同授業は画面越しに学びを共有できるが、それだけでは成立しにくい活動もあり、対面による交流活動も検討していくことが必要である。中学校では、1路線につき1台の通学バスを運行しているが、小学校低学年への配慮として、例えば、別便のバスを運行するという方法など、弾力的な運用を考える必要があるといった御意見を頂きました。

また、小学校1年生から中学校3年生までが同じ学校で学ぶ義務教育学校の現状や取組について、勤務経験のある校長から説明がありました。義務教育9年間を通して、子供の成長を見守り、育てられるよさについて話がありました。

次に、9月に実施いたしました保護者・児童アンケートの結果を御報告し、委員から、子供や保護者にとって、よりよい教育環境を最優先に議論していく必要があるなどの御意見を頂きました。

また、学校の在り方検討委員会委員に対し、再編の必要性とその理由、再編する場合の意見・要望等について、アンケート調査を実施することが決定されました。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。

次に、9月に保育施設、小学校の子供・保護者アンケートが行われましたが、今の御答弁の中にもありましたけれども、全体としての結果はどのようなものだったか、お答えください。

○教育総務課長（小池康之） 児童・保護者アンケート結果につきまして、お答えいたします。

9月3日から12日にかけて、市内全小学校の全児童を対象とした児童向けアンケート調査及び市内全小学校、幼稚園、保育所、認定こども

園の保護者を対象とした保護者向けアンケート調査を実施いたしました。

児童向けアンケート調査では、児童449名のうち419名、93.3%の回答を頂いたところでございます。「1学年のクラス当たりの人数について、何人ぐらいがよいと思いますか」の質問には、「20人以上35人以内」が最も多く52.7%、次いで「10人以上20人未満」が37.7%、「10人未満」が9.6%の順となり、一クラス当たり10人以上を望んでいる児童が全体の90.4%を占める結果となりました。

また、保護者向けアンケート調査では、垂水市内に居住する保護者505世帯のうち339世帯、67.1%の回答を頂きました。

1学年のクラス当たりの人数につきまして、「何人ぐらいがよいと思うか」の質問には、「10人以上20人未満」が最も多く46.3%、次いで「20人以上35人以内」が45.1%、「10人未満」が8.6%の順となり、一クラス当たり10人以上を望んでいる保護者が全体の91.4%を占める結果となりました。

次に、「お子様が通学している、またはこれから通学する小学校について、どのように思うか」の質問には、「1校に統合するほうがよい」が最も多く45.7%、次いで「3校程度」が28%、「分からない」が16.2%、「統合しないほうがよい」が9.2%の順となり、再編を望んでいる保護者が全体の73.7%となりました。

学校の在り方を検討する上で必要と思われることにつきまして、「地域の声も大事だが、子供や保護者の声を第一に考えてほしい」、「バス通学の負担も含めた通学手段の検討が必要である」、「施設・設備の充実が必要である」、「安全・安心や子供の心のケアを第一に考えてほしい」などの御意見が多く寄せられております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 全体としての結果をお尋ね

しました。

次に参ります。先日、市内全校区説明会が行われました。保護者や地域の方の御意見を伺う場として開催されたと認識しておりますが、主な御意見があれば、お示しください。

○教育総務課長（小池康之） 市内全校区説明会での保護者、地域の意見につきまして、お答えいたします。

11月7日から21日にかけて、市内全域、地区公民館単位で地区報告会を開催し、これまでの経緯及び垂水市立学校の在り方検討委員会について、検討委員会の進め方や進捗状況、保護者・児童アンケート調査の結果について御報告し、地区住民や保護者の方々の御意見を頂いたところでございます。

「現在のまま学校を残してほしい」との御意見が2件ほどありましたが、どの地区においても、児童生徒、保護者の声を第一に考えて、子供たちの将来にとってよりよい教育環境づくりのため、再編はやむなしとの御意見がほとんどでございました。また、再編となった場合の要望として、スクールバス運行への配慮、小学校間の児童の交流の活性化によるスムーズな移行、地域行事の継承などが寄せられたところでございます。

頂いた要望等は、今月開催される第3回学校の在り方検討委員会に御報告し、委員の方々の検討材料とさせていただきますこととしております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 保護者、子供さん、地域、おおむね再編を御希望されているという結果が出たというふうに思います。

今後、学校の在り方の方向性を決めるスケジュールとして、私も傍聴させていただいたんですけども、保護者、地域によっては早くしてほしいという声もあるわけですね。急がないといけない一方、いろんな手続があつて数年かかるということだと思んですけども、今後のス

ケジュールが分かる範囲で、あれば教えてください。

○教育総務課長（小池康之） 本市の学校の在り方の方向性を決めるタイムスケジュールにつきまして、お答えいたします。

今後の予定といたしましては、12月16日に、第3回学校の在り方検討委員会の開催を予定しており、各委員からのアンケート結果と、地区住民報告会での御意見等を御報告し、学校の在り方に関する中間取りまとめ案につきまして協議していただく予定でございます。

1月16日に第4回在り方検討委員会の開催を予定しており、学校の在り方に関する検討内容の最終取りまとめ案につきまして協議していただく予定でございます。その後、2月に学校の在り方検討委員会の答申が、市長、教育委員会に提出される予定となっております。

出された答申につきましては、教育委員会会議での報告を経た後、市長を交えた教育総合会議において最終的な方向性が決定される予定でございます。議員の皆様方へは、3月議会の全員協議会にて御報告させていただくこととしております。その後、決定された方向性に応じて、各種準備委員会等を順次立ち上げ、具体的な事務事業を進めていくこととなります。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 2月いっぱいには大体の方向性が決まっていくということではないかと思いましたが。

子供を育てていらっしゃる方については、もう早い段階で方向性をやっぱり知りたいというお声を聞いております。そこは、いろいろ学校と連携して、逐次、いろんな情報を保護者の方に届けていただきたいというふうに思います。

地域の問題、校舎をどうするのかとか、いろいろ問題がたくさん出てくるとは思いますけれども、それもしっかり、準備委員会とか、そういうので検討していただくようお願いいたします。

次に行きます。不登校の問題ですね。中央中学校に設置されております校内教育支援センターと、市内3か所、牛根、水之上、新城のサテライト教室の利用状況を、差し支えない範囲でお答えください。

○学校教育課長（川崎史明） 校内教育支援センター及びサテライト教室の利用状況につきまして、お答えいたします。

令和6年4月に、垂水中央中学校内に設置された校内教育支援センターは、現在8人の生徒が利用しており、中には、昨年度から大幅に登校日数を増やすことができた生徒もおります。

また、令和7年7月に、牛根、水之上、新城の3か所に開設したサテライト教室の利用者は、現在、小学生1人を含む8人となっており、これまで延べ120回程度の利用がなされております。中学生の中には受験を意識して学習に励む姿が見られるようになったり、家からほとんど出ることができなかった生徒が、サテライト教室に通えるようになったりしております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。私も、サテライト教室、ちょっと見学させていただきましたが、もう一生懸命、先生とお勉強されていたので、もう声もかけませんでしたけれども、何か有効に活用されているなど思っています、うれしく思いました。

ちょっと次は御提案なんですけれども、中央中学校の校内教育センターについてなんです、教室は男女が同じ教室でした。支援が必要な子供さんは、異性を強く意識する傾向があります。分けたいときには、教職員の休憩室を使用するとお聞きしました。カーテンやパーティションのような間仕切りを教室にできないか、あるいは教室を分けることはできないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（川崎史明） 垂水中央中学校の校内教育支援センターの教室環境につきまし

て、お答えいたします。

中学校の校内にあります校内教育支援センターは、現在、男子2人、女子6人の計8人が利用しております。この中には、ほかの生徒との交流を苦手としている生徒もおりますことから、部屋を分けたり、教室内部を間仕切ったりするなど、それぞれの生徒が安心・安全で過ごしやすい環境に十分配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 検討していただけるというふうに受け止めました。よろしく願いいたします。

教育行政については、以上です。

次に、市長の出張についての質問になります。

102団体を背負われているということですよ。私も3つ4つは背負ってはおりますが、それでも大変、時間配分が大変だなと思うことがあるぐらいですから、市長にとっては、本当に激務をこなされているんじゃないかなというふうに思いました。公務数が56で、会議出席が28、要望活動が17、トップセールスが11ということでした。

私がちょっとお調べしたことをお示しさせていただきたいんですけども、令和3年が、回数ですね、まず令和7年1月から12月が33回というふうにお聞きしました。令和3年、4年、5年、6年をお調べしました。令和3年が12回、令和4年が23回、令和5年が26回、令和6年が29回、今年、令和7年が33回、ずうっと上がっているという状況だと思います。

日数が、令和3年が26日、令和4年が47日、令和5年が61日、令和6年が62日、令和7年が74日というふうな、ずうっと増えていっているという状況ですね。リモート回数、リモートの御提示が1件あったというふうな先ほどお聞きしましたけれども、これはリモートにしたのでしょうか。

○企画政策課長（堀留 豊） リモート会議の内容ですけれども、お答えいたします。

市町村長の災害対応力強化のための研修会において、リモートと対面の選択肢が提示されました。別公務、クールジャパンDXサミットがあったため、この市町村長の災害対応力強化のための研修会については、対面での参加とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 分かりました。

次に、出張は、どなたがどのように選別して決めておられるのか伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 出張の選別について、お答えいたします。

出張につきましては、外部団体等からの出席要請等があった場合、企画政策課内で大きく4つの視点から検討や調整を行い、最終的には市長が判断しております。

4つの視点の1つ目は、代替制です。オンライン会議での出席は可能か、また副市長や課長級での代理出席は可能かなどを検討しております。

2点目は妥当性、出張することが適切であるかどうかでございます。例えばでございますが、外部団体の会議や要望活動等は、国の予算編成時期と密接に関わっており、出席することで、本市の各分野において、予算獲得等につながるかどうかなどを検討して判断しております。また、台風接近等、防災等の観点も踏まえて、今、行くべきかどうか、出席することが妥当かどうかについても検討しております。

3つ目は、費用対効果です。特別交付税や補助金等の獲得をはじめ、市単独では解決できない課題に対して、国などへ要望することにより解決することができれば、大きな効果が得られます。こういった会議の出席や要望活動が費用対効果につながるかどうかを検討しております。

4点目は、公務調整です。県外出張について

は、基本的に垂水市内における公務をまず第一と考えますことから、庁内等の会議をはじめ、市内各地区で開催される各種行事への参加や市民の皆様との交流のため、1階市長席の開催、市民の皆様への表敬訪問、こういった調整が可能かどうかを検討しております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 分かりました。

次に行きます。出張旅費をお示してください。

○企画政策課長（堀留 豊） 出張旅費について、お答えいたします。

御質問の令和7年1月から12月における市長の宿泊を伴う県外出張旅費の見込額ということでお答えさせていただきますが、金額にして288万2,690円、出張回数については33回でございます。そのうち、会議等の主催者側が負担する旅費の見込額は42万7,280円、出張件数は6回でございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。こちらちょっと令和3年からのをお示ししたいと思いますけれども、令和3年が65万5,100円、令和4年が130万8,810円、令和5年が228万5,410円、令和6年が252万7,010円、そして今年が288万2,690円というふうに、ずうっと上がっていているわけですね。会議主催者側負担もあるということで、42万は後から返ってくるということだと思んですけども、市長は平成23年1月に就任されました。平成22年度から平成26年度、第2次垂水市財政改革プログラム、もう、先ほど前田議員の答弁の中に出てきましたけれども、現在はつくっていないプログラムなんですけれども、これの15ページのところに、事務的経費の徹底した削減の項目というところに、出張内容についてというのがございます。

それをちょっと引用いたしますが、その必要性、重要性を精査し、必要最小限の日程で1業務1人を限度とし、県外への出張は、財源の有

無にかかわらず、原則として認めないものとするがありました。市長は、これまで4期14年、行財政改革に優秀な職員の皆さんと、議会、市民の理解の基に取り組みました。ふるさと納税の増収など、一定の成果もありました。また、女性や子育て世代に目を向けた施策、実行されてこられたことにも評価させていただいております。

ただ、市民は相変わらずの物価高騰にあえぎながら、一日一日、精一杯過ごされています。旅行に行きたくても行けない方も多くいらっしゃいます。対外的なトップセールスや会議出席も市民のためだとおっしゃるでしょう。ただ、出張の回数や費用が年々増え続けることに違和感を持つ市民もおります。果たして、今の状況が常識の範囲なのかということです。今後、もっと出張の内容を精査して選抜するのも必要なのではと思うわけです。

皆さん御存じかと思いますが、お隣、沖縄の石垣市長が、3分の1は石垣にいないと女性議員が質問され、全国に知られることとなりました。市長には、行財政改革に取り組みれていた頃の初心を思い出していただきたいと思うのですが、今後の県外出張についての御意見を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 高橋議員の御質問にお答えをしたいと思います。

令和3年度からの比較ということもございましたけれども、コロナの影響で、出張ができない時期が大分ございました。また、行財政改革の基になるのは、平成の大合併で財政状況が厳しくてできなかったという背景、大変皆さん御苦労されて、本当にそういう形で取り組んでおられた背景と、また、職員の皆さんはじめ、皆さんの御努力で数字の上でも改善をしている現状におきまして、背景は違うということがございますので、まずはそのことを御理解をいただいた上で、今後の県外出張についてという

御質問にお答えをしたいと思います。

私は、市長に就任して以来14年目ということですが、1日も欠かすことなく、市民の皆様のご幸福のために、市長という重責を全うすることを考えてまいりましたので、高橋さんが言われるような、初心を忘れることはないということ、私を御支援をいただく多くの方々の名誉のためにもはっきりと申し上げておきたいというふうに思います。そういう意味で、出張数の増加イコール初心を忘れていくというようなことではないということも、正しく認識をしていただきたいと思います。

高橋議員も御就任をされて3年目ということで、様々に勉強されている日々だと思いますけれども、二元代表制の下、首長に求められる役割というのは、また違うものがあるというふうに思いますので、市民の幸福のために政策推進をしていくためには、何といたっても予算確保というのが重要であるということでございます。また、そのことが私の大きな仕事の一つであり、最も難しいことだとも考えております。

私自身、全国レベルから市のレベルまで、先ほど担当課長が申し上げました、102の団体に所属をしております、1期目、2期目ではなかった会長職とか副会長職も含め、全国大会などに出席をしなければならない機会も必然的に増えております。石垣市長も九州を代表した理事にもなっておられますので、そういう事情もあるのかなと察する部分もありますけれども、そのことで、横のつながりなどを強化して、実情を訴えて、信頼関係を築いて、決定権を持つ方々と意見交換を行うことで、予算確保に努めているケースも数多くあります。

高橋議員をはじめ各議員の先生方、各種団体の皆様、公民館や振興会、また、高齢化社会の中で、これまで以上に予算を伴う御要望が増えております。そのことを具現化するために、繰り返しになりますけれども、何より大切な予算の

確保を果たし、それぞれ専門性を有する優秀な課長さんをはじめ、会員の皆さんが施策の実現に邁進する環境をつくるために、財源確保に身を削って取り組んでおります。

おかげさまで、この約20年間、約50億円の借金を減らすことができました。この20年間で、約50億円の貯金を増やすことができました。また、当時、約80億円程度だった一般会計の規模も、本年度150を超えるということで、2倍弱の予算を組めるまでになりました。

当時、また、両漁協の損失補償などを含めて200を超えていました将来負担比率、現在はマイナスの数字に改善されて、隠れ借金もない状況でございます。加えて、本年度の自主財源比率も19市の中で2番目によい44.4ポイントの実情ということになります。市税が約14億円前後の本市にとりまして、これらの予算確保のために、国や県に足を運ぶことは私の最大の使命であるとも考えております。もちろん、これらのことは、国の交付税や補助金、また、ふるさと納税の確保をはじめ、垂水市役所職員の皆さんの努力と理解をはじめ、垂水市民の皆様の御理解のたまものだというふうにも思っております。

また、私自身、経費節減のために、定期的な出張に際しましては、できるだけ随行員の旅費を削減をして、必要な資料などは自ら持ち込んで、足を運んでいるということでもございます。

また、昔と違いまして、今はICT機器の導入で、いつでもどこでも連絡が取れる環境にありますので、そのことも御理解をいただければと思います。

引き続き、市民の皆様の幸福実現のために努力をしてみたいと思いますので、この機会に出張公務への御理解をいただければというふうに思うところでございます。

○高橋理枝子議員 すみません、もう次、マイレージカードのところなんですけれども、御提案に代えさせていただきます。

これだけ出張されるので、かなりの距離を移動されていると思います。いろいろ、北海道の函館市の例で、公用マイレージ取扱要領というのをつくられています。これ、やはり市民の誤解とか、そういうのを払拭するためにできたというふうに聞いております。垂水市も最先端を行っていただきたいというふうに思っていますので、こういった、市民の誤解を招くような、私用に使っているんじゃないかとか、そういうのを払拭するためにも、こういうのを、規程をきちっとつくっていただいて、例えば、ほかの大学の話になりますけれども、明記されているのが、優先搭乗とかラウンジ利用、サービス面のアップグレード、公務で得たマイルを私的に使うことを自粛・禁止する方向性がもう出てきております。なので、市長も、どうしても行かなければならないということがあるでしょうから、それは、やっぱりこういうマイレージシステムというのも活用していただきたいというふうに思いますので、そういうのの要領構築をよろしくお願いいたします。

あと最後、ごめんなさい、高齢者の体力づくりと未就園児対応についてなんですけれども、また個別に詰めさせていただきますので、今回は私の質問、ここで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） 次に、4番、新原勇議員の質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 では、よろしく願いいたします。垂水市商工会から発行された、家計応援垂水こもんそ商品券が、いよいよ12月31日までの使用期限が迫っています。忘れないよう、年末年始の買物にお使いください。その際、できれば、地元のお店で使っていただければ、なおうれしいです。

それでは、通告に従って質問します。各課、よろしく願いいたします。

ジオパークについて。

桜島・錦江湾ジオパークは、2016年から推進計画を作成し、2018年から始良市、垂水市も協議会に加わり、錦江湾奥部の成り立ちやその恵みに関するストーリーが広がり、2021年2月に桜島を中心にした錦江湾奥部と鹿児島市、始良市、垂水市の全域へのエリア拡大が認定されました。6つのストーリーからなり、地形と地質のつながり、自然とのつながり、海とのつながり、産業とのつながり、歴史、文化のつながり、人とのつながりと、火山と人のつながりというテーマをより魅力的なものとして分かりやすく伝えるため、各地域いろいろな取組をしています。認定されてからまだ日が浅いですが、垂水市として、現在の活動状況についてお聞かせください。

ふるさと納税について。ふるさと納税のポイント付与廃止が10月1日から開始され、駆け込み需要があった反動で落ち込みもあったと思われますが、ポイント廃止の影響と今年度の見込み推移についてお聞かせください。

出張の考え方について。飛行機で移動するとマイルでポイントがつかます。鹿児島から東京、大阪だとチケットの取り方で多少のマイルのたまり方は違いますが、マイルポイントがつかます。去年、議長の出張が東京5回、大阪1回、北海道1回でおよそ1万6,100マイル相当がつかいましたが、何にもしていないということでもったいないなと思った次第です。市長は役職も多いので飛行機出張も多いと聞いています。去年1年間の飛行機での出張回数と目的地別を教えてください。

千本イチョウについて。今年は台風も来ず、イチョウの葉のつき具合もよく、点灯式ではまだ薄緑だったイチョウもしっかり色づいて見ごろとなっております。3日にNHKのテレビ放送があった翌日朝9時に用事があり千本イチョウに行きましたら、朝から市外の方をはじめ宮

崎から観光バスも来ていました。県道71号線も片側通行ではありますが、鹿屋方面からも通行できるようになり、土日は駐車場も満杯です。大野方面の混雑緩和のために無料駐車場と無料バスを提供していますが、もうそろそろ少しでも有料にしてもいいんじゃないかと。そして、その売上げの大半は千本イチョウの草払いなど、ボランティア活動されている水之上地区振興会に差し上げてもいいと考えますが、その有料についての見解を伺います。

物価対策について。ロシアがウクライナ戦争を始めてから今日で1,385日、来年の2月24日で丸4年となります。それから、いろいろな品物や資材が何回値上がりしたか分からないくらいです。米も高くなり、備蓄米を放出するなど、物価高は止まらない状況ですが、唯一地方には欠かせない車の燃料の暫定税率がなくなり、少しはガソリンも安くなりましたが、まだまだ昔ほどではないです。そこで、垂水市として物価高騰対策はどのようなことをされたか、見解をお願いします。

水産業について。コロナが流行り始めたころ、世界がパンデミックになるぐらい、世界が混沌としており、そのころ稚魚においても中国から全く入荷せず、令和2年の川畑議員の議事録から見ると、養殖用カンパチはほぼ輸入されており、3月から7月までの期間は30センチ以下の稚魚は関税の無税扱いでしたが、輸入の遅延で中国の稚魚も大きくなり、当時水産庁から出向されていた三橋水産商工統括官が国に現状を報告され、12月まで期間延長となり、50センチ以下の稚魚も特例措置により無税扱いになった経緯がありましたが、体長も大きい稚魚はそれなりに値段もしました。現在も中国の出荷は、やはり値段のよい大きなものを輸出しているようであり、大きいほうが単価が高いのでそれはそうでしょう。

現在の稚魚は、平成30年で25センチが浜値で

七、八百円したものは、現在28センチぐらいで1,300円とほぼ倍です。そして今、中国との関係が長引くようだと、稚魚輸入にも影響が出るかもしれません。

そこで、人工種苗ですけれども、人工種苗の助成は現在経費の10分の1を対象とし、上限を50万円までとしております。人工種苗の稚魚5センチで156円ですが、まだ歩留まり率も悪く、1年目で70%、2年目で50%と組合長から話も聞いています。我が市の基幹産業であることから、助成の拡充を図れないかと思いを伺います。

中央地区の冠水対策について。現在、中央地区に進めている冠水対策の進行についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大菌俊一） 桜島・錦江湾ジオパークの現在の活動状況につきましてお答えいたします。

桜島・錦江湾ジオパークでは、観光、教育、防災、保全を事業展開の4本柱と位置づけ、桜島・錦江湾エリアにおけるジオの魅力、特性を生かした観光振興、ジオパーク学習を通じた鹿児島への愛着や誇りの醸成、地形・地質特性の理解促進による防災知識の向上、及びジオ資源の保全活動などを推進しております。

現在、活動状況としましては、観光への推進活動といたしまして、エリアの可視化を目的とした各種ガイドマップの作成や看板設置を進めているところであり、本市における本年度の看板設置は、道の駅たるみず湯っ足り館と猿ヶ城溪谷の2か所に設置することとし、現在、事務局と調整を行っているところでございます。

また、エリア内の回遊性の向上や滞在時間の増加を目的としたジオスタンプラリーの実施を行っているところでございます。

教育・防災への推進活動といたしましては、子供たちへジオパークを身近に感じてもらうため、3市エリア内の児童を対象としたジオスケ

ッチコンクールを実施し、本年度は48校から3,019点の応募があったところでございます。本市からは7校から100点の応募があり、6名の作品が入賞作品として選定されたところでございます。

さらに、鹿児島の台地について学べる理科副読本をエリア内の小学校へ配付し、鹿児島特有の地形・地質を生かした学びを通じて、自然科学への学習機会のきっかけづくりや防災意識の向上を図っております。

また、保全活動につきましては、日常的なジオ資源パトロールによる現状確認に加え、平成30年5月に、桜島・錦江湾ジオパークジオ資源保全計画を策定しているところでございますが、今後、より実効性のある保全活動実施に向け、各ジオサイトの重要度や利用状況を評価し、優先度に応じた保全方針を検討していくため、他ジオパークエリアの保全計画の調査研究を進めているところでございます。

なお、今後は、例年実施しております本市ジオサイトを活用したイベント等も検討を進めているところであり、引き続き、桜島・錦江湾エリアの魅力を発信し、観光・交流の促進を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） ポイント廃止における影響と今年度の寄附見込み額についてお答えいたします。

初めに、ポイント廃止における影響でございますが、ふるさと納税寄附受付サイト、いわゆるポータルサイトのうち、楽天等の一部サイトにおいては、本年9月末まで寄附額に応じたポイントが付与されていたところでございます。総務省では、これまでのポイント還元の現状を鑑み、ポイント還元については、制度本来の趣旨から逸脱している等を理由に、総務省告示より基準の見直しが行われ、本年10月1日からポータルサイトでの寄附額に応じたポイント付

与が廃止されたところでございます。

これに伴い、全国規模で9月までに寄附額が増加する、いわゆる駆け込み需要が生じたところでございます。本市におきましても、9月の一月だけで、前年度同月比450%、寄附額で約5億円の御寄附をいただいたところでございます。

続きまして、今年度の寄附見込額でございますが、直近の11月30日現在、寄附実績額は14億4,745万円、前年度比で154%でございます。このことを踏まえ、寄附額の推移を試算したところ、今年度の寄附見込額は18億円から最大25億円と見込んでいるところでございます。以上のことから、今回において寄附増額に伴う補正予算を上程しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、市長の1年間における飛行機での出張回数と内訳についてお答えいたします。令和6年度の実績で申し上げますと、出張回数は26回、出張先の内訳につきましては、東京が24回、大阪が2回でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 無料バス等についてお答えいたします。

初めに、今年の千本イチョウでございますが、例年どおり黄金の美しい空間が創出され、週末を中心に多くの来場者で賑わっているところでございます。来場者の移動手段につきましては、そのほとんどが自動車であり、園内の駐車場は駐車台数に限りがあることから、同駐車場におけるトラブルや事故の未然防止、周辺道路における混雑解消、緊急車両のスムーズな通行を確保することなどを目的に、約1キロメートル市街地側の個人所有の空き地について、垂水市観光協会が借地契約を締結の上、臨時駐車場を開設し、その区間において垂水市がバス事業者へ業務委託により無料シャトルバスを運行しているところでございます。

千本イチョウの園主におかれましては、多くの方に御来場いただき、市内全域への周遊と経済効果を及ぼしたいとの思いから、園内全てを無料で一般開放されており、本市といたしましてもその理念を共有し、駐車料金は徴収せず、シャトルバスも無料で運行することで、さらなる誘客を図り、来場者へのおもてなしを実施しているところでございます。

駐車場の有料化につきましては、民法で定められている借地権の規定により、土地所有者の承諾が必要になります。また、当該地における収益が発生することから、土地所有者との借地に係る再協議の上、現在の内容と異なる変更契約の締結が必要と見込まれます。無料バスの有料化につきましては、監督省庁である鹿児島運輸支局に確認しましたところ、シャトルバス利用者から運賃を収受する形態は、道路運送法における乗合バス事業となり、運行者は乗合バス事業の許可を取得することで有料バスの運行が可能となるようでございます。

今後につきましては、類似事例等を参考に、駐車場やシャトルバスの在り方について、関係者とともに調査、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（草野浩一） 今年度取り組んでいる物価高対策、支援策につきましてお答えいたします。

昨今の電気、ガス、ガソリン等のエネルギーや食料品価格等の物価高騰に伴い、影響を受けている地域経済の活性化、地元消費の拡大に資するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域振興に貢献する商店等において、共通して使用できるプレミアム付こもんそ商品券発行业や、非課税世帯に対する物価高騰支援給付金、同こども加算を令和6年度予算に計上し、繰り越しを行った上で、令和7年度において実施しております。

また、令和7年度補正予算第1号及び第2号において、低所得者への支援として、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）を予算化し、事業を実施しているほか、国の令和7年度予備費使用に係る追加交付を活用し、こもんそ商品券の増額発行を行っております。

そのほか、本市独自事業としては、子育て世代への支援として、子ども医療費の窓口負担無料化事業や、学校給食費負担金、学校給食費助成金、保育所等給食支援事業を、高齢者への支援としてたるたるお出かけチケット交付事業の拡充、地元産業への支援として、水産物海外販路拡大事業などを実施し、市民生活の負担軽減や地域経済の活性化に資する支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大菌俊一） 人工種苗購入助成の充実についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、平成28年3月31日に制定した垂水市稚魚人工種苗購入補助金交付要綱の第4条で、補助金の額は補助対象経費に10分の1を乗じた金額以内、かつ補助金の額は1事業者当たり50万円を上限とすると規定されているところでございます。

ここで、人工種苗購入補助金の令和4年度から令和6年度までの過去3年間の実績を御報告いたします。

カンパチにつきましては、垂水市漁協関係の養殖業者延べ12業者が合計19万2,000尾を購入し、その補助金として3年間総額300万円を支給いたしました。

ブリにつきましては、牛根漁協関係の養殖業者延べ3業者が合計7万1,000尾購入し、その補助金として3年間総額98万2,000円を支給いたしました。

なお、令和4年度から直近令和6年度までの3年間におきましては、補助金が上限額50万円となる事業者は、令和6年度に1社ございませ

た。今後は、これまで以上に温暖化や気象条件、自然環境の変化によりまして、天然稚魚の採捕が年々厳しくなってくることや、トレーサビリティの関係から人工種苗購入が増加し、補助金上限に係る業者が多くなる可能性があると考えているところでございます。

補助率や上限額に関し、両漁協や漁業者の御意見を丁寧に伺うとともに、財政健全性と公平性を踏まえて関係機関と協議し、よりよい補助金制度となるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（福留健一） 中央地区の冠水対策の進捗及び貯留浸透施設の整備につきましてお答えいたします。

市長の初般報告でもありましたとおり、中央地区の旭町、下宮町の冠水対策につきましては、特に海岸公園周辺の冠水が著しいため、10月2日に海岸公園において、樹脂性の貯留浸透施設の設置工事に着手したところでございます。

先般の第2回定例会では、産業厚生委員会の現地視察も実施していただきまして、貯留浸透施設が一定の水位に達すると、以前整備した都市下水路まで水を導く計画となっており、冠水被害を少なからず軽減することができ、この貯留浸透施設には、およそ小学校のプール程度の水が貯留できますなどの説明をさせていただきました。

補足の説明となりますが、既存の側溝勾配を負荷の少ない逆方向へ変更して、以前設置した都市下水路まで自由勾配側溝を布設し、自然流化させる計画としております。

また、流化能力を高めるため、側溝の大きさを300型から400型へ変更し、約2倍の断面積を確保する側溝の布設工事も併せて発注しております。これらの海岸公園への貯留浸透施設付近の側溝布設の一連の工事は、来年までの整備計画としております。

また、栄町、上町地区につきましても冠水調査の結果を基に、現在、実施設計業務を発注し、対策工法を検討しているところでございます。これらの工事を進めますとともに、整備効果を検証し、冠水の軽減につながるような取組を継続したいと考えているところでございます。

以上です。

○新原 勇議員 一問一答方式で2回目の質問に入ります。

ジオパークについて、看板の設置、またはジオパークの子供たちの、3年連続で垂水の子供たちが、入選している子供たちがいるなど、大変、頼もしく思っております。まだ、観光交流や、そういうのを今からですので頑張ってください。活動状況については分かりました。

現在、桜島のジオサルクは溶岩ウォッチとして、大人1,000円、小中学生500円の30分くらいのツアーを、12月25日から29日までの1日6回お手軽ツアーを開催予定です。冬休みなので興味のある方は参加してください。

ところで、来年、ジオパーク全国大会 in 鹿児島が開催する予定を聞きました。現在、この受け入れについてお聞かせください。

○水産商工観光課長（大菌俊一） ジオパーク全国大会 in 鹿児島（桜島・錦江湾大会）についてお答えいたします。

初めに、ジオパーク全国大会は、ジオパークの理念と取組を広く周知し、各地域間の連携と発展を促進することを主な目的として、毎年開催しているところでございます。大会の主な内容でございますが、ジオパークの理念、国内外の動向など、専門的な情報提供の場として基調講演の実施や、全国の各エリアが取り組んでいる具体的な活動成果や地質学的な研究、教育・観光への活用事例などを共有するための研究発表、教育、防災、観光などの特定のテーマに沿って、参加者間で深く議論をし、課題解決や新たなアイデア創出につながるパネルディスカッ

ションや分科会などを実施しているところでございます。

また、大会に合わせて、ジオ資源を活用した観光交流の促進につなげるため、物産展の開催やポストツアーの実施も行っているところでございます。

議員の御質問にもございましたとおり、来年度は桜島・錦江湾エリアでの開催が決定したところであり、令和8年11月頃、鹿児島市をメイン会場として開催を予定しているところでございます。

次年度開催に向けた準備状況についてでございますが、本年度、十勝岳ジオパークにおいて開催されました全国大会へ、各市ジオ関係者とともに本市の職員2名と、NPO法人スマイルファクトリーの2名が事前視察を行ったところでございます。

十勝岳ジオパーク全国大会では、全国のジオ関係者約800人が参加し、基調講演、分科会、パネルディスカッションなど2日間の大会プログラムに加え、大会終了後に十勝岳の魅力を生かしたポストツアーが実施されました。現在は、十勝岳大会での大会運営方法、ツアー造成を参考に、桜島・錦江湾ジオパークの関係者間でワーキング等を実施し、大会運営に必要となるプログラム内容の検討や会場、機材、スタッフ配置、参加者案内、製作物などの準備を進めているところでございます。また、大会関係イベントとして、ジオ資源を生かしたポストツアーも予定されているところでございます。

本市におきましても、NPO法人スマイルファクトリーとともに、ジオ資源であります猿ヶ城溪谷などを生かしたツアー造成の検討を進めており、今年度中に次年度に向けたプレツアーを計画しているところでございます。多くの有客を図り、本市のジオ資源を広くPRするとともに、本市への経済波及効果も意識したポストツアーの造成に努めてまいりたいと考えている

ところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 全国大会に、全国から当然ですけれども、参加されるわけで、話の内容から桜島に来られる方が多いだろうということでしたので、ぜひ垂水にも多く来られることを期待いたします。

要望として、垂水エリアのジオパークの構想を見ると、牛根の埋没鳥居もあるんですけど、それと平行にふるさと埋没鳥居と比べてみせるというのも一つの案じゃないかと思いたすので、ぜひ検討してください。

ふるさと納税について、納税者がたくさんいらっしゃることはすばらしいと思います。9月の段階で450%を5億円、垂水に係人口はそれだけ増えているということですから素晴らしいことだと思います。今年はどうな点をリニューアルしたり工夫されたりしたか、分からないので教えていただければ助かります。

○企画政策課長（堀留 豊） 今年度の寄附額向上に向けた取組についてお答えいたします。

今年度は寄附額向上に向け、大きく3つの取組を実施しております。1つ目は新規返礼品の拡充でございます。返礼品事業者の御協力により、桜島美湯豚の加工品や千年鯛と、それから温泉水や鶏肉、焼酎、醤油の加工品等、魅力的な返礼品約350品を新規登録いたしました。

これにより、本市が提供しております返礼品は、11月末現在時点で727品目となっており、これまで以上に幅広いラインナップの返礼品を取りそろえているところでございます。

2点目は返礼品の短期納品化でございます。本市では、寄附者への返礼品お届けは、その多くが寄附お申込み後、翌月末までのお届けとなっておりますが、返礼品事業者をはじめとする関係者と検討を重ねた結果、短期納品可能な返礼品を大幅に拡充し、最短で3日でのお届けを可能としたところでございます。本市では、こ

の短期納品も寄附増額の一つの取組として、より多くの寄附者の目にとまるよう、返礼品画像や寄附申込みページ内に、短期納品が可能である旨を明記し、返礼品ページのリニューアルを実施したところでございます。

3つ目は返礼品のバリエーション拡充でございます。一部のポータルサイトに内容量やお届け月数等を選択できる仕組みを導入し、返礼品の見せ方を工夫したところでございます。また、併せて小分けタイプや大容量返礼品等のバリエーションを拡充したところでございます。

このように、今申し上げました寄附額向上に向けた取組を、4月から8月の期間に実施し、9月の駆け込み需要の成果を最大化できるよう努めてきたところでございます。議員の皆様をはじめとする多くの皆様が、ふるさと納税の寄附額の増加を期待されておりますことから、市としても引き続き、そういう工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 短期納品もすばらしい案だなと思います。やはり、ふるさと納税で寄附をされた方も、いつ来るか分からないより、早く来て、それを食べ終わったらまた追加しようという発想だと思います。すばらしいことだと思います。僕も打ち合わせの中で、垂水の温泉水をPB商品として、垂水市自体で備蓄水として、水道課なり、公設市場から出して、その財源を赤字に補填をそのところはしたらいのかなと思ったら、それはまだこれからですよと言われましたけど、考えてみないと分かりませんと言われました。

しかし、それと別に、また今年も、4市町村が基準違反になるんで、ふるさと納税の対象外となりました。基準違反になると2年間の停止なので、予算の組み替えや住民サービスの低下、また信頼がなくなることが一番ですので、しっかりと確認をお願いし、残り期間少ないですけ

ど頑張ってください。

出張の考え方ですが、市長のマイルは、今ざっと計算したところ、大体3万マイル。今度海外の予定もありますので、まだたまると思います。マイルをスイカの交通ICカードにも年で2万円まで貯められるので、地方の県外に発送する送料代として使うこともでき、また飛行機のチケット代にも使うこととなりますので、3万マイルであれば東京は2往復ぐらいできるのかなと思います。少しでも経費を減らすことができます。

公務員のマイルに関する取扱いは、私的利用が法律によって禁止されているわけではありませんが、我が市の運用としての考え方について見解を伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） マイル運用について、本市の考え方についてお答えいたします。

先ほど高橋議員の中でも、このマイルの件については、最後、要望という形で締めてもらったのですが、高橋議員の指摘というのは、このマイレージの話なんですけれども、市民の誤解や不信につながらないようにするというのを一番確認据えて要望されたと思います。新原議員は、そのマイレージポイントが貯まっているのであれば、経費節減のお考えみたいなことで有効活用というところでございます。

共通するのは、公用マイレージの取扱いなんですけれども、現在、垂水市としては、その公用マイレージについて制度等はございません。よって、今、お2人の議員からも御指摘がありましたけれども、既に国をはじめ地方自治体でも先行的に取り組まれている事例というのがあることは承知しております。本市としても、市民の誤解や不信につながらないようにすることを念頭に置き、さらに経費削減、職員の事務負担軽減といった視点も加えて、総務課や財政課、先ほど新原議員の中では、議長も結構回数を使っているということでしたので、また議会事務

局ともしっかり合同で調査、検討というのをしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうでちょっと補足をいたします。

今、提案いただいたことは、基本的にそういう方向で検討すればいいと思っております。今回、何か私の出張に関する御質問が、これは後の堀内議員も含め3名の方が御質問をされると、大変ありがたかったなと思っております。実情は、私も知りませんでしたけれども、いろんな会費の部分とか、自分で思っている以上にいろんなことで取組ができていっているなというのを確認できたことが大きかったですし、一つきっかけは、先月でしたか、大阪の伊丹空港で総務文教委員会の皆さんと4時ぐらいにたまたまお会いしたことがきっかけの一つであると、事務局から聞いたことはありますけれども、私は、あのときは関西垂水会に出席をしまして、3時ぐらいだったんですけども、できればそのJAL関係で東京に出張して、そのまま羽田から鹿児島空港に帰ってこれないかというのを一番頭に考えておりました。ただ、パックが安いものですから、パックを適用するためには、伊丹から羽田に飛んで、羽田から伊丹に飛んで、伊丹から鹿児島にとということが、よりコストが削減できる方法ですというところで、30分でしたけれども、乗り継ぎでちょうど皆さんとお会いをして、その中で、いろいろ手続等のところで、御質問が数多くなったことにつながったんだということでもございました。

もちろん、私は基本的には、皆さんもそれぞれカードを使ったりされていると思いますけれども、JALカードなんですけれども、ANAを使ったり、ほかのものを使ったりすることがあります。その時の時間やその想定によって、また、基本的には、いろんな個人的な買物、コンビニを含めてやる中でポイントが貯まってい

きますし、マイルを貯めてくれといったことは
ございませんので、JALさんの対価、サービ
スとしてそこが貯まっていくという仕組みであ
りますから、そのことを今、御提案いただいた
ような公的なポイントとして貯めていけば、先
ほど新原議員がおっしゃった2回ぐらい、市長
のポイントからするといけるからという部分は、
実費がいらないわけですから、それはそのよう
にできるのであれば、そちらのほうも検討する
ように指示をしたいというふうに思っているこ
ろでございます。

○新原 勇議員 市長のマイルの件にたまたま
3人が上がったのは偶然です。僕はその大阪の
ことは知らないのですが、ごめんなさい。市長が、
公費出張で取得したマイルの使用は、自治体で
対応が分かれております。佐賀県では、マイル
利用で3年間、260万円経費削減を目指してお
ります。県職ですので、東京陳情やら多分多い
んだと思います。先ほど、高橋議員が函館市の
公用マイレージについても取扱要領を作ってい
ると話しておりましたので、少しでも経費削減
のために、飛行機の出張回数が多い、市長と議
長は公用カードを作るように来月からでも検討
してください。

これは、公用マイレージカードは個人で作ら
ないといけないので、管理は各課がどのように
するか分かりませんが、そのあたりはよろしく
お願いいたします。

次に、千本イチョウの有料化についてはちょ
っと難しいということで、駐車場に関しては、
駐車場の持ち主と契約改正を、契約をし直しな
いといけないということで、もしそこが可能で
あれば、徴収したやつは水之上地区振興会の活
性化のために使わせていただきますといえば、
また話の内容が違うんじゃないかと思っております。
そして、来年からいきなり有料ということでは
なく、来年から有料になりますよという
設置看板でもあって周知させればいいと思いま

す。

そこで、土日のライトアップで非常にお客さ
んが多いです。僕も南銀の交差点のところでも
何回待ったことか分からないぐらいです。

それで夜の駐車場には投光器があるとはいえ
寂しいです。そこで、帰りの際、市内のお店も
数件しか開いていないため帰られる方も多いで
す。そこで協力するお店があれば、キッチン
カーでも置いてもらえれば、寂しい駐車場も華
やかになるのではないかと思いますけど、いか
が思われますか、お聞かせください。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 千本イチョ
ウに係る駐車場でのキッチンカーの設置はでき
ないのかにつきましてお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、千
本イチョウの園主におかれましては、多くの方
に御来場いただき、市内全域への周遊と経済効
果を及ぼしたいとの思いから、園内全てを無料
で一般開放されており、本市といたしましても
その理念を共有し、現地において販売を伴う出
店が行っていないところでございます。

一方で市民の方や来場者から、現地における
出店を希望する御意見があることも承知してい
るところでございます。このようなことから、
去る12月6日日曜日、鹿児島県が実施している
令和7年度「かごしま茶」魅力発信事業と連携
して、お茶の振る舞いを実施し、来場者から好
評を得たところでございます。

今後につきましては、今回の振る舞いの状況
を勘案するとともに、園主や垂水市、観光協会等
と協議し、市内事業者やキッチンカーの出店に
向けて可能性を調査してまいりたいと考えてい
るところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 せっかく来られるお客さんが、
少しでも垂水市にお金を落としていただければ
幸いだと思います。ぜひ検討をお願いいたしま
す。

物価高騰対策について、いろいろされているのは分かりました。国の補正予算でおこめ券を出すとか低所得者帯にお金を振り込むなど、各自治体で分かれています。打ち合わせの中では、まだ補正が決まっていないので何とも言えない回答でしたが、垂水市の方向性が決まっていれば、お答えすることはできますかね。

○**財政課長（草野浩一）** お答えします。議員が言われましたとおり、今、国の中で議論をしている状態で、概要程度でしか、本市にも情報が来ておりませんので、検討中という形でしかお答えできないところです。

以上でございます。

○**新原 勇議員** ありがとうございます。補正が決まったら、速やかにいろんな方向でなるのか分かりませんが、市民のためにいい方向に行ってください。

水産業について、助成金については歩留まり率が悪いので、今使っている50万を超えているところが1社だけということでしたけれども、歩留まり率がちょっと悪いので、そこを控えている業者さんもいると思います。

聞いたところ、ブリの稚魚については3か所ぐらいそういう組合があって、そこから稚魚を買っているという話もあったんですけども、ここの補助率が上がれば、歩留まり率と計算したときに、今60万匹から90万匹ぐらい、稚魚は生産できるということです。そこで、もし上がってくれば、ほかの業者さんたちも使うのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

次の水産課の創設ですけれども、私が聞いた記憶で間違っていたら訂正しますが、昔、垂水市の各課の縦割りを少しなくし、横の連帯を強化し、その時代、財政難でしたので、課を統合することにより課長職を少なくすることで、少しでも人件費を節約しようとして現在の組織になったと、私はそのように聞いたことはあるん

ですけれども、これは正しいですかね。もし答えられる方がいらっしゃれば、誰もいらっしゃらないかな。

○**市長（尾脇雅弥）** いつ、どの発言か、定かではありませんけれども、そういう側面もあります。財政状況が厳しくてやるという側面もありますけれども、水産課、商工課、観光課ということで、行財政改革の中で285名を50名減じて235名でやっていく時に、2人で3人分の仕事をしていくというときに、財政の問題もありますけれども、それぞれの、何て言いますかね、課長職ではなくて、連携して、水産も商工も観光も、特に今の時代は連携していますので、そういう非常に少ない人員の中で効率的に成果を出すために、そういう形がいいだろうということで、現在に至っているということです。

○**新原 勇議員** 今、垂水市の基幹産業である両漁協、養殖だけでなくはえ縄漁のところ、一本釣りや、もう今、海ぶどうの栽培まで、錦江湾の魅力のある資源を使って生計を立てられています。魅力ある垂水市をつくるため、対外的にも水産課など創設などは考えていないのか、見解をお聞かせください。

○**水産商工観光課長（大園俊一）** 水産課の創設についてお答えいたします。

水産商工観光課は、平成25年4月1日の機構改革により、水産課と商工観光課が統合してできた課でございます。この時期は、東日本大震災後の厳しい財政状況により、政府においては、国家公務員の人件費削減や事業仕分けなどにより、歳出削減が行われていた時期でございました。

垂水市におきましては、垂水市行政改革大綱に基づき、弾力的かつ効果的な組織体制の確保を図るため、水産商工観光課を新設したものでございます。

現在、水産商工観光課として、水産部門、商工部門、観光部門の各部門と連携を取りながら

事業を進めております。まず、商工部門との連携につきましては、本議会にて指定管理者選定に関する議案を上程させていただいております道の駅たるみずと道の駅たるみずはまびらにあるレストランにおいて、ぶり大将、海の桜勘、ヒメアマエビなど垂水市の水産物のメニューを提供しております。

また、本年9月議会で補正予算を計上させていただいた垂水市の食材を、本年7月に連携協定を締結した青山学院大学駅伝部原監督が代表を務めている一般社団法人アスリートキャリアセンターへ提供する事業で、ぶり大将を提供しております。今後、輸出などを見据え、商工部門と連携して、物流、品質管理、販路拡大といった施策を推進していこうと考えているところでございます。

次に、観光部門との連携につきましては、垂水市漁協における餌やり体験、カンパチさばき体験などの生産過程自体が観光の重要なコンテンツとなっており、地域の特色ある観光資源とすることで滞在時間の増加につなげております。水産商工観光課として水産部門、商工部門、観光部門と統合された組織体制であるからこそ、様々な分野にまたがる施策を一貫した意思決定で一体的かつ迅速に展開できることができ、大きな相乗効果を生み出すことができていると考えているところでございます。

ただし、議員の御指摘のとおり、水産部門の専門性を高める必要性は十分に認識しているところでございます。現在、水産係に鹿児島大学水産学部卒の専門的知識を持った職員を配置しているところでございまして、また、過去には水産庁から職員を派遣していただくなど、今後も引き続き専門的知識を持った職員を配置してくださるよう関係課に要望するとともに、漁協で開催される研修、勉強会の参加で知識の習得を促すだけでなく、様々な水産関係のイベント等に積極的に職員を参加させ、幅広い水産業に

関わる人脈を得るようにしているところでございます。今後も水産商工観光課内の各係間の緊密な連携を一層強化し、一貫した意思決定で一体的かつ迅速に事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 縦割り行政が、昔はだめだという言い方はないんですけど、横のつながりがなくて、全然話が進まないということもありました。横の連携というのは分かりました。ほかの課でももし、編成が必要とするのならば、また行政各局の中で、ぜひ検討をお願いします。

時間もないですけれども、鹿児島県漁協組合について、来年の4月より41漁協のうち、垂水、東漁協を除く39の漁協で、鹿児島県漁協組合がスタートします。垂水市は異なる組合が2つになるわけですが、今までの助成などどうなるかお聞かせください。

○水産商工観光課長（大菌俊一） 鹿児島県漁協組合に関する垂水市漁協及び牛根漁協の影響についてお答えいたします。

今年6月に開催された、牛根漁協通常総会及び7月に開催された垂水市漁協通常総会において、JF鹿児島県漁連から組合員に向けての説明がございました。その説明では、鹿児島県内の漁協の全体的状況として、漁業者の高齢化、後継者不足に加え、燃油の高騰や施設老朽化など、漁業者をはじめ漁協を取り巻く環境は厳しくなっており、大きな組織となり、組織強化に取り組む必要があるとの御説明でございました。

現在、令和8年4月1日の合併について、県内漁協41漁協のうち、県漁協に加入する漁協は29漁協、加入しない漁協は12漁協であるようでございます。本市内の2つの漁業協同組合は、それぞれの事業特性と、将来の計画に基づき、県漁協加入に対し、異なる判断をされたところでございます。同一自治体内で県漁協と単独漁

協が共存している自治体は珍しいことではなく、現時点においても鹿児島市、いちき串木野市、霧島市、南さつま市、南大隅町など、複数存在しているところでございます。垂水市漁協におきましては、本年10月開催の理事会にて、県漁協には加入をしないという判断をされました。垂水市漁協は、カンパチの加工施設も有しており、大規模な購買、販売事業を独自の戦略と判断で迅速に展開できる能力を持っています。

さらに、地域の漁業者ニーズや市場の急激な変動に対し、迅速かつ柔軟な意思決定を行うことで競争優位性を維持できると判断されたところでございます。

牛根漁協におきましては、本年11月開催の臨時総会にて県漁協に加入するという判断をされました。単独漁協では難しい各種事業のスケールメリットや、県漁協の県全体の組織的な支援を享受することで、経営の効率化と安定化を図ることができると判断されたところでございます。

本市といたしましては、単独漁協の強みと県漁協の強みという、異なる2つの戦略的基盤を同時に持つことを意味しており、健全な競争とリスク分散の観点からも有利に働くと考えているところでございます。

今後、市として県漁協に加入する、しないに関わらず、本市内の水産業の振興に対しては公平かつ平等に支援を実施していきたいと思っております。垂水市漁協の機動力と県漁協に加入する牛根漁協の安定性という2つの強みを生かし、水産商工観光課として両漁協としっかりと連携し、本市の水産業のさらなる発展に邁進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。支援や助成は今までと変わらないということで、垂水市として両漁協に寄り添った形で支援をお願いいたします。

次に、冠水対策ですが、垂水市の場合、満潮と干潮では同じ雨の量で冠水被害が違います。土木課長の答弁で、旭町の貯留浸透施設も側溝の排水のオーバーフローをしたのを一時的にためて、できるだけ冠水になる時間を稼ぐ方法があります。今、道路もコンクリートとなり、雨どいを通じて直接側溝へ流れます。そこで、雨庭の整備で、家庭の水を一時的にも側溝に流す水を送らせる、それが1件だけでなく、周辺の家庭が協力してくれるならば、旭町の貯留浸透施設に匹敵するのではないかと思います。雨庭についていかがと思われますか。

○土木課長（福留健一） 雨庭の整備につきましてお答えいたします。

議員から御提案いただきました雨庭につきましては、道路などに降った雨水を側溝や水路等に直接排水せず、一時的に貯留してゆっくりと地中に浸透させる植栽空間であります。雨水流出抑制効果に加えて、緑化や景観、水質浄化などの効果も期待されますことから、近年広まりつつありますグリーンインフラの一つとして注目されております。

この取組は、昨今の気候変動を踏まえて、河川整備のハード対策だけでなくソフト対策も含め、自治体、企業、住民などあらゆる関係者が、流域全体で協力して対策を進める流域治水の考え方の一つでもあります。今後、情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、課長が言われましたとおり、冠水対策としての雨庭については、まだまだこれから行政とともに考えていかないといけないが、旭町の貯留浸透施設や、側溝の拡幅効果があれば、オチンドン川沿いの鉄道公園や松原町の中央公園、市民館なども、年次計画を立てていなければならないと思われます。

そして、個人の家々の雨庭対策は、タンクで貯

める方式や、中庭に浸透させるなど、鹿児島市も助成制度はありますが、熊本県の人吉は、令和2年7月の豪雨災害で、新たな治水対策として雨庭に対する助成を法人、個人にも行っております。垂水市も行政だけでなく、個人、法人にも協力し合って、家を新築するときにも雨庭対策を取り入れてもらい、駐車場もコンクリートで覆うのではなく、浸水性塗装をしてもらうなど、行政には予算の確保など、市全体で計画し、冠水対策をしていきましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は2時50分から行います。よろしく願います。

午後2時42分休憩

午後2時50分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、堀内貴志議員の質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 皆様、お疲れさまです。本日の最後となりました、堀内貴志でございます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

私はこれまで、市長の掲げる理念や市政運営に向けた姿勢をできるだけ、できる限り支えたいという思いで議席に立ってまいりました。市民のために前へ進もうとする姿勢には、これまで多くの点で共感し、協力してきたつもりでございます。

しかしながら、最近の幾つかの政策判断については、説明の不足や意思決定の過程において、市民への目線が希薄になっているのではないかと感じています。私自身、支持してきた立場だ

からこそ、看過できない点が出てきていることに不信感を抱いております。

議会は、市政の暴走を防ぎ、透明性と公平性を確保するために存在します。たとえ、これまで支持してきた市長であっても、疑問点があれば堂々と指摘し、改善を求めることが私の責務であります。そのことが議員として、また議会として責務を果たすことになり、結果的に市民の安心安全、そして幸福につながるものと考えています。

本日は、その立場で、覚悟を持って質問に臨みたいと考えております。どうか執行部の皆様におかれましては、真摯な答弁を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

本日は、3項目について、数回にわたり質問したいと考えております。

まず1点目は、ハラスメントの対策と現状について質問します。

本市において療養休暇を取得する職員が増えている状況が見受けられ、これまで一般質問の場でも、数回にわたり取り上げたことはありますし、その都度、執行部に対して、療養休暇に至った原因の調査、また相談窓口の充実と改善策を求めてまいりました。

私は、この療養休暇の背景には、職場のハラスメント、特にパワハラが適切に認知、認定されず、早期に対応できていない可能性があると考えています。

そこで、まず執行部に伺います。本市において、過去にパワハラ相談を受けた事実があるのか否か。あるのであれば、過去5年間の件数について。その結果、パワーハラスメントの認定に至った経緯があるのか否か。パワハラ認定に至った経緯がないのであれば、なぜないのか。個人としてはないのが不思議に思いますが、執行部の意見を求めます。

そして、本市におけるパワーハラスメントの認定の形態は、どのような形態を想定している

のか。その基準、どのような手順に基づいて行われているのかについて尋ねる予定でありましたが、この点については、時間の都合上、省略いたします。

いわゆるパワハラとは、いろいろな形態がありますが、職務における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上、必要かつ相当な範囲を超えるものにより、労働者の就業環境が害されることだというふうに、総務省の発する資料にあります。

パワハラの定義について、改めて認識いただいてから、このテーマの質問をしたいと考えています。

2点目は、市長の出張状況について質問します。

先ほど市長から、今回3人の議員が、この件について質問するとおっしゃいましたが、決して語り合っただけではございませんし、たまたまのことですので、誤解のないようお願いいたします。

高橋議員の質疑にも話がありましたが、このところ市長の出張、大変目立ってきておまして、忙しく活動されていると思う側面、一部の市民からは、市長が市役所にいない、市長室に不在である時間が以前と比べて増えているのではないかとという声が数多く寄せられております。

本市の行政運営の最終責任者は、言うまでもなく市長であります。そこで市長が不在の日、急な判断案件、決裁案件が発生したときに、その処理は遅れることなく決裁されているのか。行政のスピード、市民サービス、災害対応にも影響しているのではないかとこのことを心配しております。

市長の在庁時間は市政運営の根幹であり、そして市民に対する説明責任の基礎であります。そこでまず、事実関係を確認するために、次の点についてお答えください。

今年度及び過去数年間における市長の出張日

数と在庁日数、宿泊を伴う県外への出張、また在庁時間の推移について、年度別に具体的な数字で示していただきたいと思います。

そして、出張することで市政運営に支障は及んでいないのかについてお伺いいたします。

最後は、グラウンドゴルフ場整備費についてお尋ねいたします。

今回の補正予算に計上されましたグラウンドゴルフ場整備事業費1億5,000万円についてであります。本市におけるこの規模の投資は極めて大きく、私自身、議案を見て、正直、驚きを隠せませんでした。

まずは、この整備予定地は、県有地を借りて安価に整備できるとの前提で、これまで議会にも説明がなされてきたと認識しております。

しかし、蓋を開けてみれば、まさかの億単位の事業費が計上されておりました。この大幅な計画変更の理由、そして当初の説明から大きく乖離した背景について、明確な説明を求めます。

次に、本市は現在、本庁舎の耐震工事を進めており、今議会においても継続補正ということで、令和9年度までの合計3億5,431万円の予算計上もされており、さらには本庁舎のエレベーターの設置を含むバリアフリー化及び改修リノベーション等の事業費も検討しなければならぬと思いますし、そのほかにも少子高齢化、地域経済の活性化、医療・福祉の一層の充実や防災の強化対策などなど、この数年間は多額の財政負担が確実に発生する状況にあります。

このような財政状況の中で、果たして今1億5,000万円の新規大型投資を行うことが、本市の財政運営として妥当なのか。そもそも1億を超える大型新規事業費の計上が補正予算に適するのか、疑問に思うところで、予算を上程するのであれば補正よりも、現在、令和8年度の予算編成中でありますので、当初予算に計上すべきではないかと考えております。今回の財政見直し、他事業への影響を踏まえた上で、市長の判

断根拠を伺います。

また、本事業は、市長が前回の選挙で掲げられた公約の一つであります。議会への説明は、議会初日の全員協議会の中で、執行部より初めて議員に対して、本事業の詳細について説明がありました。

そのときに来年の10月頃、工事完成、オープニングセレモニーの開催との説明がありました。この点について、市民の間では、政治的な日程に合わせた事業推進ではないのかとの疑念がひそかに広まっております。技術的根拠に基づく工期設定なのか、それとも政治的都合により事業を急いだという事実はないのか、明確な答弁を求めます。

さらに、議会への説明についてであります。今回の事業説明は、本議会開会日の全員協議会において、初めて示されたものであります。事前の十分な説明もなく、これほどの大型予算を補正予算で計上するという手法は、議会を軽視するものと言わざるを得ません。なぜ当初予算ではなく、補正予算で急ぎ計上する必要があったのか、その理由と手続の妥当性を伺います。

最後に、財政負担が膨らむ中で、市民への説明、意見聴取のプロセスはどこまで行ってきたのか。県有地で安くできると言っていた計画が、いつの間にか1億5,000万円の大型事業へ変身したことについて、市民に対してどれだけ丁寧な説明を行ったのか、具体的な取組について伺います。

以上で、市政運営の透明性と説明責任を果たすという観点から、明確な答弁を求め、質問といたします。

○総務課長（園田 保） それでは、ハラスメントの現状と対策ということで、パワハラの実態と療養休暇の関係性についてお答えいたします。

パワハラの実態についてですが、過去5年間について、正確に当たってみましたところ、パ

ワハラではないかという相談件数が6件ございました。

なお、担当者により聞き取り等行った結果、現在のところ、これまでにパワハラであると認定した事案はございません。

療養休暇の関係性でございますけれども、メンタルヘルスの不調とハラスメントの関係性は非常に密接で、ハラスメントはメンタル不調に陥る一つの要因と考えております。

そこで本市では、平成29年度からストレスチェック制度を活用し、自己ストレス状況について気づきを促すとともに、その結果を基に、集団分析による職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組んでいるところでございます。

未然防止の取組としては、まずメンタルヘルス対策事業を委託する事業者には講師を依頼して、昨年度に引き続き、今年11月にも、管理職を対象としたメンタルヘルス研修を実施いたしました。

この研修では、部下がいきいきと働けるための指導と関わり方（ハラスメントと指導の違い）をテーマとした講演と、事例を用いて所属長としての対応の方法について、グループワークを実施しております。

メンタルヘルス不調に陥る職員は、パワーハラスメントだけではなく、カスタマーハラスメントやオーバーワークなども、大きな要因の一つと考えられ、組織として日頃からコミュニケーションが大事であると、重要であると考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 初めに、令和4年度から令和6年度における宿泊を伴う県外出張日数と在庁日数、それから出張に伴う市政運営への支障の有無についてお答えいたします。

まず初めに、宿泊を伴う県外出張日数につきましては、令和4年度は45日、令和5年度が59

日、令和6年度61日でございます。

在庁日数につきましては、在庁している状況というのは、記録に残らないものですから、在庁日数につきましては、市長は特別職でもありますし、1年365日、公務しなきゃいけない、そういう考えから、公務日数から宿泊を伴う県外出張日数を差し引いた日数を在庁可能な日数として算出したしましたところ、令和4年度は320日、令和5年度は306日、令和6年度は304日でございます。

次に、出張に伴う市政運営への支障の有無につきましては、公務調整を行った上で対象会議等への出席を決定しておりますので、特に支障はないものと考えております。

また、緊急案件等が生じた場合は、現在は携帯電話をはじめ、L o G oチャット等のツールにより、常時連絡し、資料との確認もできますことから、市長に判断を仰ぐことも可能でございますので、こちらについても支障はないものと考えております。

以上でございます。

続きまして、多目的広場兼グラウンドゴルフ場整備事業の事業費計上についてお答えしたいと思います。

まず、計画の大幅な変更についてお答えしたいと思います。

多目的広場兼グラウンドゴルフ場の整備に関しましては、令和5年1月に実施されました市長選挙における市長公約であり、それ以降、十分な期間を設けて検討を行い、また関係機関や市民の皆様との調整を続けてまいりました。

この間の経緯につきましては、これまで市議会定例会における一般質問等で御説明させていただいており、また先日の議会開会日に行われました全員協議会におきましても、改めてこれまでの経緯や今後の計画等について、御説明させていただいたところでございますので、当初計画からの大幅な変更には当たらないものと認

識しているところでございます。

次に、今後の財政見通し、他事業への影響も考慮した上で判断した根拠でございますが、例年、予算編成前に各所属において事業効果等を検証し、その上で企画政策課、財政課を交え、各課が優先して取り組む事業や新規事業、市長公約関連事業等について確認・調整を行う政策方針協議という協議の場を設けておまして、この協議を通して各事業の妥当性や必要性を勘案した、全庁的視点での優先順位の確認がなされているところでございます。

グラウンドゴルフ場の整備に関しましては、市長公約でもあることから、政策方針協議においても進捗確認がなされており、他事業も踏まえた全庁的視点での確認の下で、必要性が判断されたところでございます。

次に、オープニングセレモニーを10月頃と予定した背景についてお答えいたします。

具体的な整備の内容に園路の再舗装、並びに園路幅の縮小が含まれておりますが、これにより緑地帯が若干拡張することになります。このため、拡張部分に芝を植える工事を行う必要がございますが、芝生の定着には一定の期間を要しますことから、整備の対象となる垂水港緑地公園の利用率が低い冬場に整備を行うことで、利用者への影響を最も軽減できると、技術的な要因により判断したものであり、整備工事が順調に進めば、オープニングセレモニーは10月頃に開催できるとの見通しによるものでございます。

次に、なぜ当初予算ではなく、補正予算なのかでございますが、今年度、所有者である鹿児島県大隅地域振興局との協議を重ねておりましたが、この案件は、大隅地域振興局を通じて、県本課である港湾空港課、また国の九州地方整備局と調整が必要な案件でございました。

この調整協議を行っていただいた結果、大隅地域振興局から、今回の整備計画が垂水港緑地

公園の利用目的に反しないとの最終判断を頂いたのが本年の9月末でございました。このようなことから、具体的な整備に着手できる準備が整ったと考えましたことから、今般の市議会定例会に関連予算を計上させていただいたところでございます。

また、先ほど御説明させていただきました全庁的な視点、また技術的な背景も勘案した結果、今般の議会に補正予算として計上することが、最適なタイミングであると判断したところでございます。

次に、市民への説明についてでございます。冒頭に申し上げましたとおり、本グラウンドゴルフ場の整備に関しましては、これまで市議会の一般質問におきましても丁寧にお答えしてまいりました。また、施政方針におきましても、重点項目として位置づけておりましたので、広報誌を通じて、市民の皆様に周知を行ってきたと考えております。

また、場所の選定から整備に至る経緯、具体的な整備内容等につきましては、最も関心や関連性の高い、地域住民の皆様のご代表である垂水市グラウンドゴルフ協会の皆様と対話を重ねながら進めてまいりました。

本年10月末に、垂水市グラウンドゴルフ協会の皆様へ、最終的な整備の方向性や予算規模等について御報告させていただいたところでございますが、この報告におきましても、おおむね御賛同を頂き、一日も早い整備の完了を望む声をお聞きしたところでございます。

以上のことから、本グラウンドゴルフ整備関連予算を補正予算として御提案していることにつきましては、妥当性、必然性は十分に担保されているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 パワハラの関係から相談、質問したいと思います。

私、これ令和4年、一つのある所属において療養休暇者が相次いだこと、そして一部の職員の方から、パワハラ関係の相談を受けたことから、その所属を中心に、関係する職員十数名の協力を頂いて、パワハラに関するアンケート調査を実施したことがあります。これは令和4年秋です。

その結果、パワハラとの疑いが濃厚になったことから、市長と副市長、そして当時の総務課長に、これです、私がつくったパワハラの実態調査、アンケートの結果と改善について、要望書を提出した経緯があります。

そのアンケート結果を踏まえて、令和5年の第1回定例会においても、当時、一つの所属で療養休暇が相次いでいたことから、裏にはパワハラの問題が潜んでいるのではないかとこのことを訴えて、そしてしっかりと調査して改善に努めてほしいと強く訴えました。

その後、改善されたかどうか、確認できないままでしたが、それから3年も経過しないうち、今年4月から今日までの間に、また一つの所属において、複数人の療養休暇を取得する職員が相次いでいる現状があります。

私は、前回問題視したことと同じようなことが、また発生しているのではないかとこのように心配しているところであります。

先ほどの総務課長の答弁の中には、パワハラ相談件数が5年間の間に6件、その結果、パワハラを認定した件数は0件ということでしたが、5年で6件ということは、ほぼ1年に1件しかないのかと。しかも、認定まで至っていないということですので、私は甚だこれは疑問に思うところであります。

そこでお伺いいたします。過去に相談が寄せられた案件事案について、どの段階で認定という判断に至らなかったのか。また、認定に至らなかった理由が、基準そのものの曖昧さに起因するものではなかったのか。パワハラが疑われ

る時点での早期介入が不十分であったために、職員が心身の不調を訴え、結果として療養休暇に至ったケースがあるのではないのか。この点について、執行部はどのように認識しているのかをお聞きいたします。

○総務課長（園田 保） まず初めに、過去5年間の、パワハラではないかという相談件数は説明しましたが、これはそれぞれの部署で、全く同じ部署ではないことを事前にお伝えしておきます。

パワハラの認定基準としましては、厚生労働省のパワハラ指針で示されている、優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、労働者の就業環境が害されるもの、これらの3つの要素を全てみなすものとされており、そのほかに6つの言動類型を、示された言動類型も参考にしながら、パワハラに該当するかどうかを判断しなければならないと考えております。

認定基準につきましては、相談内容によって異なるため、個別具体的な案件については、この場での答弁は差し控えますが、基本的な認定の手順としましては、職員本人からの相談のほか、メンタルヘルスカウンセリングでの聞き取り結果により把握できた情報を基に、まずは面談を行います。

相談者からその内容を聞き取り、十分に行い、相談者の了承を得た上で、相手方や関係職員に対する事実確認を行うことを基本的にしており、パワハラの3要素に該当するか、客観的な視点かつ中立・公平・公正な立場で相談事案の解決に向けて、慎重な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 説明を求めると、それなりの回答が返ってくるんです。実際、私が聞いたところによると、パワハラを含めて、ハラスメントに関する相談を安心して行える状況ではない

という声が、少なくとも私の耳には複数の職員から寄せられている。特に相談窓口が適切に機能していないのではないのかという懸念が、深刻な問題として認識され始めているのは事実だと思うんです。

まずは、その相談体制そのものについて伺います。本市では、相談員制度を設けているにもかかわらず、実際の相談対応を管理職が直接担い、事案が公正に扱われているのか、疑念を抱かれる状況があるのではないかと見受けられる点があります。

これは相談者からすると、相談しても正当に扱われないのではないのか、結論ありきで処理されているのではないかなどと、不信を抱かざるを得ない現状があるのではないかというふうに、私個人としては感じています。そのことが事実であれば、相談員制度そのものが本来の役割を果たしていないと言わざるを得ない状況ではないか。

さらに、職員から寄せられる声として、相談後のフォロー体制が不透明であること、また相談したことで不利益を受けるのではないかという強い不安感が存在している。このような環境では、被害を感じている職員が声を上げること自体が難しくなり、事案の潜在化や深刻化を招きかねない。

申し上げますけれども、相談窓口が形式だけで存在して、実質的に機能していないのであれば、それは制度としては破綻していることとなります。また、相談者が安心して利用できる体制でなければ、人事管理、組織運営上、重大な欠陥であります。

そこでお伺いします。相談員制度が適正に機能していないと受け止められている現状を、執行部はどのように認識しているのか。管理職が窓口業務を事実上担うような運用について、第三者性・中立性の観点から問題はないのか。相談者が不利益を被らないという保障、相談者の

立場に寄り添った解決策をどのように担保しようとしているのか、総務課長の見解をお伺いいたします。

○総務課長（園田 保） まず、管理職が相談体制に入ったらいけないというような認識でちょっと聞こえてきました。これは総務課の相談においては、まず管理職が相談に立ち会うことは一切ございません。ただし、所属課で相談者が所属長に相談することは、それはあるかもしれませんが、今のところ、私のところでは、それは認識しておりません。

職員からの相談の受け方については、先ほど答弁させていただいたと思うんですけども、ストレスチェック等を通じて行う面談等により、まず内容確認、内容の把握に努めていたところでございます。

原則としましては、垂水市職員のハラスメント防止に関する規程に基づき、相談窓口となる総務課の職員で対応しております。

職員から相談があった際には、このハラスメント防止規程に基づき、総務課の人事行政係長と職員の2名で面談を行い対応することとしており、問題解決に努めているところでございます。

しかしながら、相談内容が総務課の窓口職員で対応が、解決が難しいと判断される場合には、相談者の健康状態に配慮しながら、私を含む総務課の職員による事実確認、面談ではなく事実確認です。これは行い、実態解明に努めることとしております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今、管理職が相談に立ち会った事実はないと、少なくとも総務課長はないということでしたが、私が調べている中では、やっぱりあったんですよ。それは追及しませんが、そういうことがあれば、やっぱり正直に話せない状況になるのではないかなというふうに思いますので、今後はやっぱり相談員が相談

員制度をつくっているわけですから、その方を優先して、しっかりと事実を聞き出す、本当のことを聞き出す、そうして調べていただきたいと思います。

一つ確認したいのは、これ労働組合からも何か申告もしくは相談があったはずなんです。その事実があったかどうか。そして、それに基づいて内部の関係者の調査をされた事実があるかどうか、その点だけちょっと確認したいと思います。

○総務課長（園田 保） ハラスメントの相談窓口としては、垂水市職員のハラスメント防止に関する規程に基づき、総務課の人事行政係の職員が担当して、相談を受けているところでございますけれども、そのほかにもメンタルヘルス対策事業の委託先であるハート・ピースのカウンセラーによる相談や鹿児島県の人事委員会、ここにも相談窓口がございますので、定期的に、直近では11月27日だったと思いますけれども、毎月月末に電子掲示板により職員へ窓口の周知は行っているところでございます。

労働団体からの申出につきましては、そのようなことは、今年度最初の協議というか、総務課長、副市長、変わりましたので、顔合わせ的な協議の中では、ハラスメント対策もしっかりしていただきたいということでは、申出はございました。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今聞いていると、相談窓口を設置してる、ハート・ピースも皆さんにオープンにしている。その後、ストレスチェックについても話しますが、ストレスチェックもしている。そういったことで終わっているような気がするんです。本当に職員が困ったときに相談できる窓口が開設されているかということが、今回の大きな問題点なんです。

これはどこだったかな。総務省が出している地方公務員の働き方に関する分科会、そこで地

方公務員のハラスメント対策についてという資料があります。これを見ますと、やはり事業主が講ずべき措置10項目ってあるんです。

これでちょっと二、三、言いますと、職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確にし、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。あともろもろありますけど、窓口もありますけど、相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。または広く広報に対応すること。そして、事実関係を迅速かつ正確に、迅速ですよ、迅速かつ正確に確認すること。そのほか、まだ7項目ありますけど、あるんです。これは垂水市ではやってないような気がするんです。

だから、パワハラめいたことで療養休暇に至る人が多くいらっしゃるのではないかなというふうに思います。だから、相談窓口を、ただ相談員制度を設けている、ストレスチェックをしている、ハート・ピースに相談する、言っているだけで終わらずに、本当の声を聞き出す相談窓口を開設してほしい、そのように思います。

ストレスチェックについて、年間を通じて全職員にやっているということでした。ストレスチェックですけれども、判定がAからE判定までであると聞いています。本市の調査においては、何人の職員が最悪のE判定をもらったのか。判定の結果を受けて、その後の対策、もしくは予防策、検討されているのか。ただストレスチェックを実施しているということでは、何ら問題の解決には至っていないというふうに思います。

例えば最悪のE判定の結果を受けた職員について、その原因が何に起因するのか。そして、その原因の除去、その問題解決まで実施したことがあるのか。先ほども言いますように、ただ窓口を開設している、ストレスチェックをしているというだけでは、これ形式的なことですから、それでは終わってないんですよ。終わらな

いんですよ。

今回の私の質問の大きな問題は、療養休暇を取得する原因が何かを追及して、1人でも療養休暇を取得する職員を救いましょうと。働きやすい職場環境をつくりましょうということが、今回の目的で質問しています。

先ほども紹介しましたが、これにも事業主が講ずべき措置10項目ありますから、そのことも参考にしながら、今後対策を整えなければいけないと思います。

そこで、相談後のフォロー体制、相談者の意向を尊重した職場環境の調整について、明確な運用方針を設けるお考えはないのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○総務課長（園田 保） 相談後のフォローを含む運営方針ということですが、相談後のフォロー体制としましては、先ほど申し上げましたとおり、相談者のプライバシーの保護に努め、特に相談者が申出を行ったことによって、不利益を被らないよう努めているところでございます。

私が携わりました事実確認に関しましても、調査の相手方には確実に不利益を被らないよう、またここで話したことは他言しないように、本人にも、私たちも他言しないようにということで、あらかじめ申し上げてから相談、事実確認を行っているところでございます。

現在は、この相談に関しましては、課内の複数の担当者で基本的な運用の方法というのは、総務課内で共有しているところでございます。

また、これまで答弁させていただきましたとおり、運用方針はそれぞれの事案によって対応が異なりますことから、課内で協議をしながら、柔軟な対応を行っており、適切に運用ができていますものと考えております。

○堀内貴志議員 それでは、最後に市長にお聞きしたいと思います。

以上申し上げましたとおり、私は、本市にお

けるパワーハラスメントの認定基準、相談体制、そして早期対応の在り方に、依然として多くの課題があるというふうに考えております。その結果として、心身に不調を来し、療養休暇に追い込まれる職員が生まれていると考えております。

冒頭で話しましたが、私は、令和4年、この要望書提出をいたしました。要望先は尾脇市長、当時の副市長、当時の総務課長で、その3名の名前で残っているのは尾脇市長だけなんです。尾脇市長、この私が出した要望書、記憶にあるかないかということ、まず聞きたいということ。記憶にありますかということ。

現実、市長はどのように受け止めておられるのかと。私はこれを出してから、また最近になって療養休暇を取得する所属があるんです。私はパワハラにあたるんじゃないかなと疑い、感じているんですけども、その現実を市長はどのように考えておられるのか、お聞きしたいということです。

市のトップとして、任命権者の立場として、パワーハラスメント、決して許さない明確な姿勢、いつ、どのような形で組織全体に対し、再発防止と職員の安心・安全の確保にどう取り組むのか。その決意と具体的な方針、またこれまでの訴えを聞いて、市長の立場で見解をお聞きしたいと思います。

○副市長（坂元裕人） 一連の堀内議員の質問、あるいは御意見も承りながら、私、ちょっと腑に落ちないところがあって、よろしいでしょうか。反問権にもなるかもしれませんが。

令和8年になってから、ある特定の職場で、（「令和8年」の声あり）ごめんなさい、令和7年だったか。職場で療養休暇職員が増えているという発言があったんですけど、このことは職場が特定されたり、個が特定されたりすることになりやしませんか。

これは質問としては、私は一般質問としてふ

さわしくないと思います。（発言する者あり）いやいや、違いますよ。最初におっしゃったから、それは否定されたほうがいいんじゃないですかということをお願いしたいんです。それについてまず。（発言する者あり）

○堀内貴志議員 これは反問権なのか何なのか。反問権にこれ許されていないんですよ。だから、質問の内容に対して聞きたいことが、再度確認したいことで反問権ということは使いますが、この議会では反問、その今のやつについてはないと思うんですから、そのことについて取り消しを求めます。

○議長（北方貞明） ちょっと待って。もう一遍、取り消しを求めますということです。質問に的確に答えてください、質問だけに。（発言する者あり）

○副市長（坂元裕人） では、意見ということで述べさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○堀内貴志議員 せっかくですから、私もある所属を特定するわけにはいきませんので、ある所属と申し上げました、ある所属。そこを調べるかどうか分かりません。ある所属ですから、特定はされないと思いますので、私は正々堂々と話したつもりであります。

私の答え、市長に対してまだ聞いていませんので、市長にも。

○市長（尾脇雅弥） 幾つか御質問がありまして、堀内議員が調べた資料を見た記憶はあるか。詳細にわたっては覚えておりませんが、そのような形で確認をしたことはあります。

ハラスメントっていうのはあってはならないことでございますが、どこまでがハラスメントかっていうのは、これはルールがございまして、その辺のところをしっかりと、歴代の総務課長を中心に一生懸命、ハラスメントじゃなくても、そういう人事的なトラブルみたいなものがあるときには、ちゃんとそこを改善していく

ということで、今制度的にもいろんな仕組みをつくっているのは、そのとおりだというふうに思います。

相談後のフォローを含む運用方針についてお答えいたしますと、メンタル不調につきましては、市役所だけに限らず、民間企業も含めて、今全国的に増加している傾向でございます。

また最近では、カスタマーハラスメントによるメンタルヘルス不調を防止するため、事業所に対策が義務づけられるなど、メンタルヘルス不調を防止する取組が進められているところでございます。

ハラスメントは、誰しも行為者や被害者になる可能性があります。自身をはじめ上司や同僚、部下並びに仕事に関わる方も含め、お互いを尊重し、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけていくことが必要でありますことから、今月の職場のハラスメント撲滅月間を機に、市役所職員をはじめ、民間企業もそうですし、議員の皆様にも、そのことを御理解いただいて、ハラスメントというのを考え直す機会にしなければならないなと思っております。

職務上、それぞれいろんな目的がありますから、それを実現するために、いろいろ組織を立てて、いろいろ指導したりするということはありますけど、その中にもちゃんとしたルールがございますので、それぞれの役職、立場、目的に沿った形で、しっかりと目的達成のために、うまい形でマネジメントしながら、そこへ持っていくということが大事だと思いますので、その辺のところは、先ほど総務課長が答弁したように、さらに念を入れて対応していければというふうに思っているところでございます。

○堀内貴志議員 一つの所属で、そんだけ複数人の療養休暇者が出ている。やっぱり原因を追及して問題を解決していく。それは何の原因なのか、それを追及していく。明るい職場環境を

つくっていく。それは基本だと思うんです。

そのために地方公務員のハラスメントの対策について、事業主が講ずべき措置、これの何項目が垂水市でやっているかです。そういうこともしっかりとやっていただきたいというふうに思って、この質問を終わります。時間がなくなりました。

最後をお願いしておきますけど、決して、これは私が私なりに調査した、事実に基づいての話であります。よくあるケースとして、誰が議員に話したんだとか、人探しはやめてください。

もう一つ、質問を控えさせるようなことで、私の周辺に来た人がおります。そのことも絶対にすべきでないと思いますので、それだけお願いしておきます。

次のテーマに行きます。市長の出張、たまたま、何か3人重なったですね。不思議でなりません。私、市長の出張そのものを問題視しているのでありません。問題は、市民がその必要性、成果を十分に理解できずにいるということだと思っております。

全ての会議や行事、イベントに参加するといった姿勢は、大いにいいことだというふうに思います。しかしながら、果たして市長自身が行く必要があったのか。単なる式典参加、説明聞くだけの会議などいろいろとあると思いますけど、担当課長や職員で十分対応可能な会議については任せるといった姿勢、代理出席も大切なのではないかというふうに思います。市長には、市民に寄り添う市政をこれからも継続してほしいというふうに願っております。

次の質問ですけど、市長の旅費の妥当性について質問いたします。

今議会、議案、補正予算の中で、市長の旅費の増額補正41万8,000円が計上されております。これの増加分の具体的な使途見込みについて、出張回数、目的、費用積算の根拠を示していただきたいということが1点。

そもそも出張旅費というものは、基本的には年間計画の中で選択をして、予算施行されるべきものと私は理解しております。いわゆる当初予算で計上されるべきものだと思います。

しかし、市長の出張については、過去において調べてみますと、毎年のように旅費の増額補正が計上されているように見受けられます。

議員必携、私どもの資料ですけど、議員必携の240ページ、このような記事が記載してあります。当初予算は年間予算として編成し、計画的に、しかも効果的に執行しなければならない。交際費や旅費等の追加はしばしば見られるが、いわゆる補正予算については厳に慎むべきであると。これは議員として、それはしっかり指摘しなさいということを書いてあるんです。だから、今回は指摘するんですけど。このことから、単年度だけだったらいいのですけれども、毎年補正がされている現状にあるということに、私は疑問点を持っています。

先ほど高橋議員も、質問でも一部話されましたが、年度別の旅費計上について、執行部のほうから明確な御回答をお願いしたいと思いますので、過去3年間の12月補正の実績とその年度の実績額について、数字として金額でお示しをしていただきたいと思います。

○企画政策課長（堀留 豊） まず、出張旅費の今回の増額補正の見込みについてお答えいたします。

計上しております旅費は、市長、副市長及び一般職員の出張旅費に関するものでございます。

今回の補正予算の積算内訳でございますが、補正予算編成時点である11月5日から3月31日までの支出予定額が現時点96万5,060円でございます。ここから予算残額54万7,296円を差し引いた約41万8,000円、これを計上しているところでございます。

今後の主な出張予定案件でございますが、総務省等への特別交付税要望活動、中央畜産会理

事会、国会議員への要望活動等を予定しております。

以上でございます。

続きまして、過去3年間の旅費実績、補正額と決算額についてお答えしたいと思います。

令和4年度から令和6年度における旅費の補正額と決算額でございますが、この費目の旅費は、市長や副市長、一般職員の日帰り及び宿泊を伴う出張旅費と同一でございますことから、合算しての旅費補正額、旅費決算額についてお答えさせていただきます。

まず、旅費補正額につきましては、令和4年度は補正を行っておりません。令和5年度は62万円、令和6年度は75万1,000円でございます。旅費の決算額につきましては、令和4年度は179万1,060円、令和5年度は280万1,710円、令和6年度は304万5,400円。

以上でございます。

○堀内貴志議員 だから、議員必携に、原則として旅費は当初予算で組みなさいと、計画的に組みなさいということ。毎年、これ補正が組まれていること自体が、私はおかしいと思っておりますから、この点については、今後しっかり調査した上で、どうしても行かなければいけないのはそうですけど、年間計画の中で運用していただければと思います。ただ毎年増えてます、出張が。すごいです、304万、すごいです。すごい金額になっております。

それで、次の質問行きます。市長の旅費に関して、市長が関西や関東に出張として行かれる場合に、時々家族が同行されるということを見かけます。そして、また多くの方からお聞きしています。先月11月8日、関西垂水会の折にも同行されたと聞いております。この出張に家族が同行する場合、市としてルール、ガイドラインは存在するのか、お伺いいたします。それが1点。

また、家族が同行した際、宿泊費や交通費等

に対して、現在の垂水市の場合は、当然に公費負担が一切ないと思います。市民の皆さんが誤解を招くといけませんので、確認したいと思いますが、当然に交通費・旅費については家族負担だと思いますが、宿泊を伴う場合の宿泊方法は、家族は別の宿泊を予約するのか否か。また同室の宿泊にしては、一部の負担金を徴収しているのか。これからの公務出張にも、出張に私的行為が混同されないように、どのような記録、また区分がされているのかについてお聞きをしたいと思います。

○企画政策課長（堀留 豊） 家族の同行及び宿泊に関する公私区分についてお答えいたします。

市長の家族同行及び宿泊に関するガイドラインは、現在のところ、設けておりません。ただし、市長の出張については、外部団体等より出席案内を受けた際に、市の企画政策課内で複数の視点から検討・調整を行い、最終的に市長が判断しているところでございます。

この際、案件によっては、主催者側から市長の御家族の同行を案内される場合がございます。その際には、市長に御家族の出欠について確認しております。

手続に関しては、例えば九州市長会の場合、事務局から本市に一括で手続を求められるため、本市が必要な手続を行っています。ただし、必要経費は全て市長の御家族が自己負担しております。これ以外の出張についても、市長の御家族自身が手続を行い、費用も自己負担されております。

また、市長と御家族が御案内に基づき、同室で宿泊されるケースについては、社会通念上認められるものであると判断しております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のことは公人ですから構わないんですけども、家族の問題を話をされましたので、そのことについて、市民の方々、

誤解のないようにお話をしておきたいと思えますけども、今回関西垂水会で出張をいたしました。もちろん旅費とか宿泊費は家族持ち、同行した家族が持つということでございますし、今回なかなか、関西万博もございまして、宿泊施設もございませんでしたので、最終的には会場とちょっと離れたアパホテルに宿泊しましたけれども、その差額分を払って宿泊したということでございますので、何かその質問を聞くと印象操作のような、場合によってはパワハラに当たるんじゃないかというような感じにも取れる中身になりますので、そこは御留意いただきたいと思えます。

○堀内貴志議員 これは市長の出張というのは、市の財産を使って行くわけですか。そこに市長が家族と宿泊されたということで、やはりそこにじゃあ素朴に疑問じゃないですか。市の負担金を出しているのか。それとも、その都度、負担金を家族から徴収しているのか。

それが要はルールも何も、規定も何もないということですから、そこは明確にしたほうがいいんです。それは公人と言っても、市税を使っているかどうかの、私は質問していることであって、たまたま家族と一緒に同行されているということで質問した。

それが逆にパワハラということ、逆に私が市長にパワハラを受けたみたいない感じですか。冗談ですけど、取りあえず今確認すると、要は負担金については、その都度、家族から徴収しているということなんですよ。

多分、市長が泊まるときには、事務局が予約するわけです。予約して、予約したやつ部分について、何割かを負担してもらおうと。そういうような関係でいいのか。そういうケースでいいのか。

○市長（尾脇雅弥） 今申し上げましたとおり、ホテルのルールに従って差額を払っていくということでございますので、これらの要請も家族

が行きたいというよりは、むしろ主催者側から要請が強くなります。一緒に来てほしいということでございますので、そうすると会も盛り上がるし、非常にいいことだという話でありますので、そこはある意味、そういうことなので、以前、台湾のときも家族が同伴するのではないかと、根拠に基づかない質問もあって、修正動議等も出されたと思いますので、その辺は正しく御理解をいただかなきゃいけないなと思っていますのでございます。

○堀内貴志議員 家族が行くことについて、私、別に反対でも何でもありません。主催者が要望するんであれば行けばいい。行くんだったら、垂水市のルールに基づいて行かなければいけない。垂水市はルール、規則も何もないのに、市の予算を使うわけにいかない。そのことを追及しているだけであって、別に負担金、その都度、負担金もらっているということで、それでいいんです。

だから、ただ確認したいのは、宿泊については事務局で予約しているのかどうか、その点だけちょっと、事務局は知っていますでしょう、市長の宿泊については。

○企画政策課長（堀留 豊） 市長の宿泊先は、こちらのほうで予約入れております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 分かりました。この件については、また今後、いろいろ調べてもらいたいと思います。

あと3分、分かりました。この件については、これで終わりたいと思いますが、あと3分か。公務の出張、これだけ確認しておきます。できるだけ少ない経費で行くのが地方自治法で、垂水の職員旅費支給条例第7条に書いてありました。それを見ると、最も経済的な効果のある旅費ということですから、それはそれで運用されているものだと思います。

もっといろいろ聞こうと思ったんですけど、

時間がなかったです。4時までだと思ってました。

次のテーマに行きます。最後、グラウンドゴルフ、1回目の質問でいろいろ聞きましたのでいいと思いますけれども、ただ1点だけ、時間がないから聞きましょうか。

補正予算、これも先ほどの補正予算と一致すると思うんです。緊急性がない補正予算。何でも補正予算で上げていいものではないと私、個人的には思っております。

この根拠を調べてみますと、地方自治法第218条に、補正予算は必要がある場合に限って編成できると規定されているんです。この必要がある場合というのは、これに該当するのかどうか。調べたところ、当初予算で予見できなかった経費、緊急不可避の経費が対象だということに書いてありますが、今回、新規の、しかも高額の補正計上する妥当性について、どのように考えているのか、最後に聞いて、終わりにしたいと思います。

○企画政策課長（堀留 豊） 補正予算にそぐわないのではという御指摘に対しましてお答えいたします。

先のこれまでの御質問でもお答えしましたとおり、今回の補正予算には、緑地帯拡張部分における芝の工事に一定の期間を要するという技術的要因があること、所有者である鹿児島県、それから九州地方整備局との最終調整が9月末であったこと、それから地域住民の皆様の代表であるグラウンドゴルフ協会の皆様へ最終説明を行い、賛同いただいたのが10月末であったこと。

令和7年度事業である垂水港緑地公園実施設計を、これは当初予算で計上している実施設計ですけれども、この一連の流れにおいて、整備概算事業費の算出がなされたのが10月末であったことなどの背景や要因により、今回の議員御指摘の地方自治法第218条第1項の件だと思い

ますけれども、我々としては、この補正予算の性質にも適合するものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（北方貞明） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日は、これにて散会いたします。

午後3時51分散会

令和 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 7 年 1 2 月 1 0 日

本会議第3号（12月10日）（水曜）

出席議員 12名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫

欠席議員 1名

8番 川越信男

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育長	明石浩久
事務局長		教育総務課長	小池康之
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	新屋一己	社会教育課長	大迫隆男
水産商工	大菌俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和7年12月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△一般質問

○議長（北方貞明） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、11番、持留良一議員の質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、一般質問に入っていきたいと思っております。

まず、冒頭、「台湾有事は存立危機事態になり得る」、高市首相の国会答弁が大きな問題になる中で、戦後80年の12.8、1941年12月8日、日本がアメリカ、イギリスを奇襲攻撃し侵略戦争をアジア太平洋地域に拡大した日を迎えました。

日本が太平洋戦争に突入したのは、泥沼化する中国への侵略戦争を打開するためでした。アメリカなどは中国を支援し日本軍の撤退を求め対制裁を強めていました。そのため、戦争を継続する資源を東南アジアに求め、ハワイの真珠湾と同時にマレー半島などを攻撃しました。

12.8は、日清戦争、日露戦争、満州事変、日中戦争と積み重ねてきた日本の領土拡大主義が権益の確保、侵略戦争の行き着いた結果でした。12.8は突然起きたものではなく、今、その歴史の教訓と向き合うことが求められています。そのことを最初に訴えて、質問に入ります。

最初の質問は物価高騰対策です。

先般、国の総合経済対策補正予算の物価対策の内容が示されました。その中には、本当にこれが物価高騰対策と言えるのかという中身もありました。

また、その中で一番の柱である物価高騰への対応は戦略がなく、一時しのぎを繰り返すものだとして日本共産党は指摘もしました。

さらに、10月の物価は3.0%上昇で50か月連続上昇し、実質賃金は9か月連続マイナス、アベノミクス以来、年額34万6,000円も下がっています。

大事なことは、国民の声に直接応える消費税の減税、大幅な賃上げに踏み出すことなくして暮らしの危機や経済の行き詰まりを打開することはできないとも批判しています。

さらに、子供1人当たり2万円支給は18歳までと極めて限定的であり、おこめ券については、政府がやるべきは米価高騰への根本的な対策だとも批判しています。

私は、11月6日、第4回市議会定例会に向けて、物価高騰から市民の暮らしと営業を支えるためにと一般会計補正予算への申入れも行いました。内容は、配付した資料をご覧くださいればというふうに思います。

そこで、市民生活を守るために対策が求められていますが、一般会計補正予算で物価高騰対策がどのように検討されてきたのか。以下の点について質問します。

1つは市民生活への認識について。

2点目は対策の必要性についてどのように検討されたのか。

3点目は具体的な取組をやったのか。以下3点を質問します。

次に、垂水南中学校の跡地利用、活用について伺います。

改めて包括連携協定とは何かを調べてみました。地方自治と民間企業が協定を結び地域の抱える様々な問題の解決を目指す仕組みのことと

定義されています。

また、民間企業の力を借りることで地方自治体のみでは手が届きにくい部分にもアプローチできるのが特徴だとも言われています。

結果、これらの活動は行政サービスの質を高めるとともに、住民への貢献度も向上するとされています。

そこで、旧垂水南中学校跡地の利活用について、2点、包括協定定義を踏まえて質問をいたします。

1つは、地域活性化連携協定から10年以上が経過していますが、この間、どのような協議等がされてきたのか。経過や課題は何なのか。

2点目、今後どのように取り組まれるのか伺います。

次に、国保事業での子供の均等割の減免について取り組まれることを求めて質問いたします。

先般、厚生労働省は社会保障審議保険部会で国保の保険料均等割の軽減制度を高校生まで拡充する方針を示し、承諾されたと報道がありました。低所得者が多い国保加入者の子育て世代への負担の軽減を進めると言っています。

均等割は世帯人数に応じて課せられる仕組みで、子供が多い世帯ほど負担が重くなるため、国は2022年から未就学児のいる世帯の半額を公費で負担し、軽減してきました。

これまで、全国知事会、市長会、町村会などが対象年齢の拡大を要望しており、今回の方針はこれに定めるものであると思います。

そこで、改めて以下の点を質問いたします。

1点目は、子供の均等割は子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行するのではないかと。改めて市長の見解を伺います。

2点目は、全国知事会、市長会も国へ要望していて、今回、国の方針として拡充することが予定となりましたが、国の制度として上げていくためにはもっと地方から減免の取組を広げることが重要だと考えます。見解を伺います。

そこで、3点目で一般会計からの繰入れについて伺います。この問題では次の視点で問題提起をいたします。

法定外繰入れについては2種類がありますがどのように考えられますか。1つは決算補填等目的、政府からペナルティーが科せられるとなっていますが、自治体の判断で可能になっています。現在、垂水市も実施しています。2つ目はペナルティーが科せられない決算補填等以外の目的、保険税の値下げや均等割の減免等にも活用できるものとなっています。考えをお聞かせください。

4点目は、厚生労働省も述べているとおり、子供の均等割が子育て支援、貧困対策としても求められていると思いますが、改めて市長の見解も伺いたいと思います。

次に、不登校への支援の問題について質問いたします。

子供の不登校はこの10年で3倍と急激に増加し、35万人近くなりました。これまで少なかった小学校低学年でも増えています。不登校は子供のせいではありません。また、不登校を怠け者や弱さと捉え、親の甘やかしのせいだというのも誤りです。

不登校の子供の多くは様々な理由で心が折れた状態にあります。だからこそ、子供には安心して休む権利があり、行き渋りや不登校、悩んでいる子供、親、保護者への温かい支援策が必要と考えます。

そして、子供の権利を尊重し、子供の心の傷への理解と休息、回復の保障を中心に据えることが大事だと考えます。

さらに、子供たちに寄り添う学校の対応も大切です。特に不登校が低学年に広がっていることを見ると、保護者が家庭で対応することも必要になってきます。

また、親、保護者への支援も手厚くし、親の安心を増やすことが大切な点だと考えます。子

供の休息と回復を支えるには親への支援が必要だからです。

また、個人や家庭だけの責任だけでなく社会全体の問題として捉え、認識を広げていくことも大切だと考えます。それは理解と支援を広げることによって力になるからであります。

保護者の子供の見守りや相談などの負担、さらに経済負担も大変です。子供を支えるには情報提供と相談の体制を整えることが大切です。

また、子供の不登校に対応した休業制度、通算90日賃金保障がありますが欠かせません。活用しやすいものでなければなりません。

そこで、2点について質問いたします。

1点目は、不登校児ケアも介護休業の対象になるのか。具体的にはどのようなようになるのか。その根拠や取得方法、休業制度はどのようなものか伺います。

2点目は、ネット出席制度の理解と制度は十分に浸透しているのかを伺います。

最後の質問は、誰でも通園制度導入に関しての質問です。

来年4月から国は親の就労にかかわらず全ての子供の育ちを応援するためと、また、まだ保育所や幼稚園に通っていない幼い子供が保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」をスタートさせます。

この中身は、親が就労しておらず保育所などに通っていない生後6か月から2歳の子供を対象に、月一定時間、当面10時間までの利用枠の中で時間単位で預けられるというものです。

乳幼児が様々な人や環境との蜜月を得られることなど多くの保護者の要求でもあります。反面、保育士不足や認可基準などの問題を抱えること指摘もされています。

また、保育現場からは預けられることに慣れていない子を短時間だけ保育するのは困難だという声もあります。本当に安心して預けられる中身になっていくのか質問いたします。

1点目は、通常の保育に加えて新しい事業を実施することになると思います。現在でも保育士不足、長時間・過密労働なのにさらに大変になるのではないのでしょうか。在園児に支障のない運営ができるのでしょうか。

2点目は、保護者は事業者と直接契約する仕組みになるそうですが、課題や問題点はどのようなことが考えられるのか。対応、対策はどのようなのかお聞きします。

大事な問題は自治体の公的責任が曖昧にならないということです。認可保育所等は自治体が関与して原因究明、予防対策を講じる責任があります。事故が起きた場合など自治体の関与はようになっていくのか質問していきます。

再質問は保留をさせていただきます。

○財政課長（草野浩一） 補正予算（第5号）案への物価高対策についての検討経緯、取組の内容につきましてお答えいたします。

今回の補正予算案編成につきましては、補正予算編成の原則である9月補正予算編成後に生じた緊急的、追加的に生じた課題への対応や国からの補助事業の確定といった要因に直面して収入の増減や経費の不足を補う対応、来年度に向けた準備に必要な予算を編成するとともに、昨今の物価高や米国の通商政策など経済情勢の変動への対応について編成を行ったところでございます。

特に、御質問の物価高対策につきましては、編成前に関係各課を通じて本市の経済の中心を担っていただいております農業、水産業、商工業や地域医療を支えていただいております医療機関、介護・福祉事業者の声などを中心に情報収集に努めたところでございます。

その上で、市民生活への取組といたしましては、新原議員の御質問に答弁しておりますとおり、食料品等の価格高騰など物価高の影響を受けている市民生活の家計負担の軽減や地域経済の活性化、地元消費の拡大に資するため国の令

和6年度繰越予算や令和7年度予算予備費使用の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、こもんそ商品券を7月から発行し11月には全て完売するなど、総額3億円余りの経済効果を見込んでいるところでございます。

また、国における各種施策と併せ、今回の補正予算案におきましては高齢者への支援として、たるたるおでかけチケット交付助成費や本市基幹産業である農林水産業への支援として豚熱ワクチン支援事業費や米国関税の影響に対する支援としての補助金など、市独自の支援策を計上させていただいております。

そのような中、先月28日、国は強い経済を実現する総合経済対策とした経済対策が盛り込まれた補正予算案について閣議決定がなされ、今月4日から国会で審議が始まっております。

内容につきましては、現在、報道にありますとおり、概要程度ではございますが議員が申入れをされました項目にもございましたひとり親世帯や低所得者への支援、医療・介護・福祉施設等への支援、農林水産商工業への支援など、市の一般財源だけでは難しい支援策等が含まれております。

特に、総合経済対策の3本の柱の一つである生活の安全保障、物価高への対応として重点支援地方交付金の拡充が示されており、市長からは、今後、関係省庁から発信される情報をしっかりと収集し、内容を精査した上でスピード感を持って適宜、適切な時期にさらなる必要な対応を取るよう指示を受けているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） おはようございます。

旧南中学校跡地利活用関係の御質問につきましてお答えいたします。

旧垂水南中学校につきましては、閉校となった平成22年1月以降、市の物産館施設の建設が

検討されていたほか、市内外の企業より水耕栽培施設やスポーツ施設、温浴施設などの御提案がありましたが、いずれも実現には至らず、その後の平成26年4月に株式会社財宝より社員寮及び工場の新設についての御提案がございました。

株式会社財宝は、これまでに救急車やロードスイーパー、マイクロバスなどを寄贈いただいた経緯があり、市民生活に直結する多大な御支援をいただいていたことから、さらなる良好な関係性を構築し、官民連携による地域活性化と市民サービスの向上を図るため、平成26年4月に地域包括連携協定を締結したところでございます。

このような経過もあつたことから、閉校した中学校跡地の効果的な利活用を推進し地域振興を図るため、平成26年4月に副市長をリーダーとし関係課長で構成される閉校中学校跡地利活用プロジェクトチームが設置され、具体的に購入の提案があつた旧垂水南中学校について特に優先的に検討を進めることとなったところでございます。

プロジェクトチームによる協議は5回ほど行われ、各提案の具体性やメリット、デメリットについて慎重に検討を行ったところでございます。

その結果を踏まえまして、市の意思決定機関である経営会議において株式会社財宝の利活用計画は跡地全面の利活用が可能である点、重要課題である人口減少対策への貢献が期待できる点、さらには新城づくり計画に記載された地域住民の要望である企業誘致や地域雇用創出に資する点などが評価され、総合的に判断された結果、この計画が最もふさわしいものとして結論が出されたところでございます。

課題でございますが、売買当時、社員宿舎と工場の計画がされておりましたが、社員宿舎は建設されましたが工場の建設はなされていない

状況であることだと考えております。

しかしながら、この件に関しましては企業の経営戦略をはじめ社会情勢の変化など様々な要因があろうかと存じますので、相手先の意向を十分に考慮した上で対応していく必要があると考えております。

また、現状、株式会社財宝におかれましてはふるさと納税の返礼品を御提供いただいております。本市にとって貴重な財源となる寄附額の増加に大きく御貢献いただいているところでございます。

こういったことも十分考慮しながら、今後につきましては、本市としましても先に締結している包括連携協定に基づき地域活性化と市民サービスの向上を図るための取組ができないか、しっかり働きかけのほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（福元美子） 子供の均等割は、子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行するのではないかについてお答えいたします。

本市の国民健康保険税につきましては、議員も御存じのとおり世帯内の所得に対する所得割額と世帯内の加入者数に応じた均等割額と1世帯当たりの平等割額で算出されます。そのうち均等割額につきましては世帯全員に課せられるものでございます。

税額は市町村によって異なりますが、本市では18歳未満の被保険者に係る均等割額は年額で医療分が2万4,000円、後期高齢者支援金分が1万100円でございます。そのうち国保世帯の全未就学児に係る均等割額につきましては、令和4年4月から5割を公費により軽減しているところでございます。

また、議員のおっしゃる貧困対策といたしましては、全未就学児について所得の少ない世帯に対しての軽減と合わせますと、最大で85%に当たる金額が減額されております。

また、令和9年4月からはその対象が高校生年代まで拡大される予定でございますので、子育て支援につながるものと考えております。

続きまして、全国知事会、全国市長会も国へ要望している。国の制度として広げていくためにも地方から取組を広げていくことが重要と考えるが見解はについてお答えいたします。

本市の1人当たりの国保税額は県内平均よりも低く、補助金の活用や医療費適正化対策等に努めながらも一般会計から赤字補填のための法定外繰入金を行い運営しております。

このように財政が厳しい中で独自に子供の均等割額減額を高校生までに拡大するとなりますと、一般会計からの法定外繰入れを増額することになりますことから、実施は難しいところでございます。

議員がおっしゃられますように、全国知事会、全国市長会からも国への要望がなされ、その結果、先ほども申し上げましたが、これまで未就学児だけでありました均等割額の5割軽減が令和9年4月から高校生年代まで拡大される予定であると厚生労働省の発表がありましたので、その際に実施ができるものと考えております。

続きまして、一般会計からの繰入れについて2種類あるがどう考えるかについてお答えいたします。

一般会計からの繰入れは、主に事務費など繰入基準に基づく法定内繰入れと決算補填等を目的とする法定外繰入れがございます。

議員のおっしゃる保険税の値下げや今回の均等割額の軽減を目的としたものは保険者の政策によるものとして法定外繰入れに当たるものとされております。

また、ペナルティーにつきましては、まずは法定外繰入れを行わない財政運営を進める必要があります。2年連続で繰り入れた場合、赤字解消の目標年次及び年次ごとの計画を定めた健全化計画を策定し、計画的に取組を進めることとな

っております。

なお、保険者努力支援制度におきましても、保険者における医療費適正化の取組等を評価する手法を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度がございますが、決算補填等の目的の法定外繰入れ等を行った場合、一部減額されることとなっているところでございます。

そのようなことから、今後も法定外繰入れを行わない国保財政の健全な運営に努めたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 今、子供の均等割の減免が求められていると考えるが決意を問うについてお答えいたします。

これまで各方面から子育て世代が安心して暮らせるよう様々な取組をしてまいりました。その中でも、本市は令和6年度から18歳までの子供を対象に子ども医療費無料化・窓口負担ゼロを県内でもいち早く取り組んでまいりました。

今後も子育て世代の負担軽減に努めてまいりたいと考えておりますが、先ほど担当課長が答弁いたしましたとおり、これまで未就学児だけでありました均等割額の5割軽減が令和9年4月から高校生年代まで拡大される予定でありますことから、今後も国の動向を注視し健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 不登校児のケアも介護休業の対象となり得るのか。具体的にはどのようなのか。その根拠や取得方法、休業制度はどうなるのかにつきましてお答えいたします。

議員御存じのとおり、育児・介護休業法の正式名称は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律でございます。育児や介護を行う労働者を支援し、仕事と育児・介護を両立することを目的とした法律となっております。

御質問にありました不登校児のケアにつきましては、子供さんの心身の状況によっては介護休業の対象となるケースもあり得ると考えます。

その場合、不登校であるというだけではなく、子供さんの状態が負傷、疾病、または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態であることについて医師等の専門的な判断が必要になります。

この常時介護を必要とする状態につきましては、令和7年1月に厚生労働省から出されております介護休業制度等における常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直しに関する研究会報告書で明示されております。

それによりますと、歩行や排せつ、意思の伝達など12項目のうち、一部介助が必要な状態が2つ以上、または全面的な介助が必要な状態が1つ以上あり、その状態が継続すると認められる場合は常時介護を必要とする状態とする判断基準が示されております。

なお、介護休業は通算93日まで取得でき、3回までの分割が可能となっております。ほかにも対象家族1人につき年5日、時間単位で取得できる介護休暇の制度等もございます。

いずれにしましても、保護者の方がそれぞれの勤務先に相談し、制度の利用可否や必要な手続につきまして確認していただく必要があると考えております。

続きまして、ネット出席制度の理解は十分に浸透しているのかにつきましてお答えいたします。

不登校児童・生徒等が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いにつきましては、校長の判断により出席扱いとすることができる基準が文部科学省から示されております。

本市におきましては、令和元年、2年、5年に発出された国の通知に基づき、各学校で本制

度についての共通理解を図るとともに、家庭訪問や面談時の機会において該当する保護者に丁寧に説明するよう指導しております。

教育委員会としましては、垂水中央中学校の校内教育支援センターやサテライト教室に通う生徒の出席の取扱いと併せてICTを活用した学習活動を行った場合の出欠の取扱いにつきましても、生徒や保護者にさらに浸透するよう工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 乳児等通園支援事業につきまして、通常の保育に加えて新しい事業を実施することになるのかについてお答えいたします。

質問の内容としまして、保育士不足、長時間・過密労働の中で大変ではないか。在園児に支障のない運営ができるのかということですが、今回、上程しております乳児等通園支援制度の基準条例の制定につきましては全自治体の義務となりますが、事業の実施に関しましては全ての保育所等が一律に強制的に実施するものではなく、任意であり、保育所等での判断に委ねられる制度となります。

この制度は、在園児の保育に支障を生じさせないことを大前提としておりまして、保育所等におきましてはこの制度の趣旨や目的、効果などをよく理解していただき、また賛同していただいた上で基準で定める体制が取れるのかどうか、安全性が確保できるのかどうか、職員に無理は生じないかなど総合的に検討し事業の実施を判断していただく必要がございます。

また、園児の受入れ規模や時間設定も柔軟に決めることができますことから、保育所等に無理な運営を求めるものではございません。

市としましては、保育所等から事業実施に係る認可申請があった際は、職員体制等に無理はないか、安全管理は徹底しているかなどの審査を行った上で認可を行う事務手続となっております。

ますので、その点は条例で定める基準に基づき、きちんと確認する考えでございます。

この事業につきましては、円滑な導入ができますようこれまで2回にわたりまして保育所等を一堂に集めての制度説明会を実施し、事業実施に係る意向調査を行ったところでございますが、現在2つの園が実施の意向を示しております。

この2つの園の意向としましては、余裕活用型の意向を示しており、現在の通常の定員の空き範囲内で実施する考えでございますから、安全面において支障のない運営ができるものと考えているところでございます。

続きまして、保護者と事業者とが直接契約することの課題と問題点はどのようなことが考えられるかという点についてお答えいたします。

最初に、保護者が利用を希望する場合の流れについて説明させていただきますと、まず、保護者は市のほうへ専用のオンラインシステムにより利用申請をしていただく必要があり、市が利用認定を行った後、保護者はそのシステムで希望する保育所等に申込みを行い、その後、園による直接面談等が行われ、契約を行った後に利用開始という流れになります。

この直接面談の際に乳幼児の特性、例えば子供の性格や日頃の様子、アレルギー等について把握するとともに、体調不良やけがの際の連絡先の確認、緊急時や災害時の対応等についてお互いに確認し契約する流れとなります。

ただし、この契約に関しましてはこの制度に限ったものではなく、保育所等で実施しております通常の通園制度や一時預かり等においても行われておりますことから、特に問題はないものと考えておりますが、ほかの制度と異なる点とすれば、この制度は利用の都度、予約が必要であり、また月に10時間という制限がございますので、子供が何時に来て何時に帰るということを施設側が確認しておくことが必要と思われる

ます。

次に、事故があった際の自治体としての対応についてお答えいたします。

教育・保育施設等においては、基本的に施設内で生じた事故等に係る緊急対応は現場である施設側で国が定めるガイドラインに基づき必要な対応を取っていただくこととなります。

その中で、重大事故、死亡であったり意識不明事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病となりますが、そのような事故があった際は自治体へ報告することが義務づけられています。

そこで、自治体としての対応でございますが、基本的には国が定めるガイドラインに基づいた対応を行うこととなります。

具体的な対応手順としましては、まず、報告があった際には迅速に現場に職員を派遣し、速やかに状況を確認することとなります。その後、関係機関や関係者へ報告を行い、施設側がガイドラインに沿った緊急対応を行っているか確認しながら施設の運営に支障が生じるかどうかを見極め、施設の運営に支障が生じる場合は運営の休止やほかの施設での受入れ要請を行うなど、施設側の支援を行うこととなっております。

加えて、施設側に関係者への説明、配慮を行うよう要請するとともに、事案の対応後には職員配置基準、施設基準など基準にのっとりた運営が行われていたか検証を行うこととなっております。

また、当該施設側において再発防止策を検討することとなっておりますので、自治体としましては再発防止に向けた助言や必要な指導等を実施するとともに、その後、予防策が確実に履行されているか検証を行うこととなります。

このように、自治体の関与としましては国の定めるガイドラインに基づき、報告を受理後の事実確認から事案の検証、再発防止の指導・助言等を行うことがその責務となっております。

基本的な対応は以上のとおりでございますが、緊急事案はそれぞれの状況が異なるため、その時々に応じた最善の対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは再質問をさせていただきたいと思っております。一問一答でお願いしたいと思っております。

まず、物価高騰対策、縷々言われましたが、本当に自治体にとっての物価高騰対策なのか、通常の支援策制度でやっているのもありましたよ。先ほど言われた中身においてはですね。果たしてそれが本当に物価高騰対策なのか。おでかけチケットまで言われましたよね。昨日は学校給食費の問題も言われたというふうに思います。

総合的には、大きな視点で見ればそうなるかもしれませんが、今、求められている物価高騰対策は何なのかということが切実だと思うんですよね。その点について十分な回答がなかったんじゃないかなというふうに思います。

そこで、国はこの重点交付金の問題については成立を前提に自治体での取組を急ぐようにというふうに求めていますね。これはやはり実態として国の対策が遅れたという問題もありますし、特にやっぱり国民の皆さんが大変困っていると、物価高騰で困っているということの中身だろうと思うんですが、その間に2回の文書も発出をしていますね。

経済総合対策が閣議決定された11月21日、それから12月28日、こういう形でもう具体的に成立を前提として自治体ですぐに対策を打てるようにということなんですが、この点についてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○財政課長（草野浩一） お答えいたします。

今、議員が言われましたとおり、国から年内に予算化をできる限りという形で通知が出てい

ることは認識しているところでございます。

このことを踏まえて各課にも同様の文書が行っております。その中で、いち早く閣議決定された時点で本市においては国の出された政策ファイルを各課に通知しまして、いち早く検討するよう市長の指示の下、指示をしているところでございます。

その中で、まずは併せて国の各省庁から補正予算の概要が示されておりますので、その内容も各課で確認し、国の補正予算で対応できるものは前倒しをしてでも検討するよという形で通知をしているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 今は国の対策、本市の対策というのを見てきたんですけども、では直接、市民の生活の実態、どんな要望があるのか、そして具体的な市民の関係では、この辺りがどんなふうに予算もしくはその後における国の政策なんかも生かされていくのかというのがあると思うんですけど、先ほど言われたのは、市独自の予算というのはいないんですよ。今の物価高騰対策の中では。私はそう思っているんですけども、そういう中で切実な市民の要求は何なのか、この辺りのニーズをつかむということと、そこにおける市独自の、今やっていたら国がこういう政策をやりますよというメニューがいっぱいありますよね。それよりもやっぱり独自の支援策というのは財政的な問題で検討できなかったのか。それとも十分にそこら辺りは把握できなかったのか。この点についてはどうなんでしょうか。

○財政課長（草野浩一） 市民の生活に対する支援ということで、市民に広く行き渡る対策としましては、当初予算からしていますもんそ商品券である程度は、そのことで全てに効果があるとは考えておりませんが、一定程度の成果が出ているというふうに考えております。

その中で、先ほど1回目で答弁いたしました

とおり、農業、水産業、商工業、医療機関等の関係機関の声を聞いている中で、市の独自でできるものはないかというところを検討したところ、やはりそれなりの金額が出てきますので限られた一般財源の中で何ができるかというところでした結果、今回の場合は水産業においてアメリカの通商政策で影響を受けているであろうところで販路拡大の支援を打ったところでございます。

今回、今、議員が言われているところの市民生活につきましては、やはりどうしても大きな財源を伴いますので国の補正予算に頼らざるを得ないというふうに考えておりますので、そこについては関係各課にしっかりと数値を固めるよというよということで指示を出しているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 確かにその視点が最後は大事だと思うんですね。やっぱり今回の交付金を切実な要求実現のために活用して、広く中小零細を含めた市民の皆さんに行き渡るよな取組をぜひしていただきたいと思います。これはもう要望にしておきたいと思いますので、その点についてはきっかりと物価高騰対策として十分に生かしながら、住民の皆さんに全ての方々に行き渡るよに政策に取り組んでいただきたいと思います。

次の問題ですが、旧南中の跡地利用、活用についてお聞きしますけれども、確かに事業者さんは、大変、垂水のために貢献もされていて私たちが日々目にするわけなんですけれども、先ほど言いましたとおり包括協定とは一体何なのかということ改めて考えてみたんですね。

そうすると、4つのメリットと4つのデメリットがあるんですね。住民サービスの向上が図れる、いわゆるメリットですね。行政の効率化とコスト削減につながると、それから企業の信頼と実績がつくると、4点目に様々な団体と

の連携ができるというのが包括協定のメリットで、デメリットとして、成果が数字で見えにくい、自治体と企業の意識にずれが生じやすい、収益につながりにくい、協定内容が不透明になりやすいと、10年たつと様々なそういう、逆にデメリットのほうが目に見えてきやすいのかなというふうに思います。

ただ、市民の皆さんはそうは見えていないわけですね。ここはどうなっていくだろうと、市民の財産を買ってくれたけれども、もっと貢献してほしいなと色々な点で要望が出てくると思うんですね。

そこで、市長にお聞きしたいんですけども、この包括協定はいろいろと十何個、垂水はありますけれども、その中でこの旧南中跡地の関係では住民や行政にとってどんなメリットがあったのか。また、していきたいのか。この点について市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 9月議会の池山議員の御質問でもありました。包括連携は二十幾つありまして、鹿児島大学、あるいは今村病院、もろもろございます。その中の一つとして財宝さんの包括連携協定もあります。

先ほど担当課長が答弁をしましたように、忘れてはいけないのはいろんな意味で御貢献をいただいていると、救急車だったりロードスイーパーだったりマイクロバスだったり、なかなか簡単な額ではございませんし、近年ではふるさと納税も半分ぐらいの返礼品というのは財宝さんの御協力で成り立っているということも事実でございます。

さらには、本社は鹿屋ということですが、垂水ゆかりの社長さん、現会長さんでございますので、財宝の工場が立地をされ、農園があり、明治村、猿ヶ城ラドン療養泉など多くの投資をしていただいて、包括連携協定の成果だというふうに思っております。

南中跡地ということに関しても、先ほど企画

政策課長が述べたように大きく2つの事業を展開するんだということで議会の皆様に御了解をいただいて進めたわけでありまして、1点目の社員寮ということに関しては2棟建てておりまして、そこに確か38棟ぐらいだったと思いますが、それが立地することによって工事あるいは交付税もろもろ年間安定的に財源が入ってくるのも事実であります。

一方、課題となっているのは、食品加工の工場ということで当初計画の中でお話をさせていただきました。その企業サイドのいろんな事情もありますが、例えば当時社長であった現会長が体調不良で一線を引かれたということもございまして、一番、今、止まっている大きな理由というのは、その後、隣接する裏山が崩れて、この治山工事というのが課題になっておりまして、やはり工場を設立するという気持ちは今でもあるんだということでありますけれども、その課題が解消していかないとなかなか次へ進めないという現状が意見交換する中ではございますので、これは県にお願いする部分もありますから、そのこともしっかりと今後、関係者を交えて協議を進めて、その環境が整うように努力をしていきたいと思っております。

総括的には、今、申し上げました課題ももちろんありますけれども、大きくは様々な部分で御貢献いただいているのは包括連携協定の成果の一つだというふうに思っております。

○持留良一議員 ぜひ、この契約の中身に沿った形で進めていただきたいなというふうに思います。

次、国保の問題に移りたいと思うんですけども、国保76条は保険料の賦課、減税に伴う一般会計繰入れが消滅、解消すべき赤字の対象になるということは法定外の繰入れは駄目ですよということを言っているんですけども、国保77条は保険税の減免ですよ。減免等が可能な中身です。

それで、今、全国でもこの子供の均等割は実施されています。国はどんなことを言っているかという、この繰入れについては、厚労省は、77条、これは先ほどの減免制度ですね、77条に伴う一般会計繰入れは消滅、解消すべき赤字とはしていない従来の整理は変わっていないと言っているんですよ。これはもう御存じだと思うんですが整理は変わっていないわけですよ。入れても問題ない中身なのかどうなのか。この点について。

○市民課長（福元美子） 議員のおっしゃる国民健康保険法第77条によりますと、特別な理由がある者に対し、条例で定めることにより保険税を減免し、またはその徴収を猶予することができることになっております。

本市も国民健康保険税条例におきまして、特別な理由がある者につきましては災害時や解雇などの理由によるものなどが該当できるものとなっているところでございます。

今回のことにつきましては、独自で行うこととなりますと先ほども申し上げましたように財政の厳しい国保財政におきましては独自で行うとなりますので、このことにつきましては政策的なものとなりまして、法定外繰入金に当たるという考え方となりますので、先ほどの繰り返しになりますが、これまで未就学児でありました均等割額の5割軽減が高校生年代まで拡大される予定でありますので、その際に実施できるものと考えているところでございます。

○持留良一議員 私はその令和9年を待つというよりも、もっと早く、子育て支援対策でやるならば今すべきだと思うんです。法律違反ではないと国は言っているんですよ。入れることは、77条に伴う一般会計繰入れは削減、解消すべき赤字としてはいない従来の整理と変わっていないと。では、ほかの自治体でやっているところは法律違反をやっているということなんでしょうか。

○市民課長（福元美子） 先ほど申し上げましたが、77条の中で特別な理由がある者に対しということになっておりまして、本市の国民健康保険税条例におきましては、その理由といたしまして災害時や解雇など非自発的な理由による退職が該当するような形で条例がつけられているところであります。

○持留良一議員 分かるんですけども、私が言っているのは、77条に基づく減免は全国でやっています。県内でも。では、ここは法律に違反しているのかと。法定外繰入れは駄目だという立場で法律に違反しているんですねということが言えるんでしょうか。

この問題というのは、先ほど言いました厚労省もちゃんと認めているんです。77条に基づき減免は法律違反ではないと。自治体の判断できると。減免が可能であることは現に実施している自治体で事例として証明しているわけですので、ぜひこのことも踏まえて、あと2年間待つのではなくて、この子供の均等割をぜひ市長、検討していただきたいというふうに思います。再質疑、改めてそこを聞きます。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には先ほど担当課長が答弁したことでありますが、法律違反かどうか、まねをすることができるというのと、しなければならぬというのはまた違うことありますから、できるルールによってしているところも、いろいろもろもろを考えてやっているということで、それを否定するものではなくて、それをしなければいけないものをしていないということであれば、また違う論が出てくると思いますけれども、いずれにしても総合的に先ほど申し上げました子育て支援、教育の充実、他市に比べてかなりやれているほうだと思いますけれども、もっともっとというのは大事な視点でありますけれども、財源にも限りがありますし、市税に限られた中でどうやって歳入を確保して、そのことをそういったところに充ててい

るかという、メニューもいっぱいありますから、総合的に判断をして進めていくということになるかと思っています。

○持留良一議員 ぜひ検討をしていただきたいと思っています。法律違反でも何でもありません。自治体がやるかやらないかの判断です。子供たちを守っていくのか。守っていかないのか。この観点が重要だと思いますので、令和9年を待たずにぜひできる範囲で取組を早期にやっていただきたいと思っています。

それと、次は不登校の問題に移りますが、NPOが調べた不登校の小・中学生の子どもがいる保護者の4人に1人が離職をしているんですね。不登校の子供の世話や送迎のために仕事を辞めざるを得ない保護者たちもいるということなんです。

公務員の場合は様々に制度が充実しています。代替職員も配置されますけど、民間はなかなかそうはいかないという現状があります。そうなってきたときに親御さんたちは経済的に今度は困るわけですね。こういう状況を教育委員会としてはどのように捉えていらっしゃるのか。この点について。

○学校教育課長（川崎史明） 本制度についての保護者の利用状況については、教育委員会として把握しているわけではございませんけれども、やはり常時介護が必要な状態の児童・生徒は、現在のところ本市においてはおりません。

しかし、今後このような状態の子供たちが現れた場合、こちらのほうに報告があったり、学校のほうが認知した場合には、この本制度の趣旨、それから制度をしっかりと個別に周知を各学校のほうからすることによって、児童・生徒や保護者の方に寄り添った対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○持留良一議員 もう一つ大きな問題は、辞めざるを得ないということと仕事を辞めてこんなにお金がかかるとは思わなかったと、不登校は

誰にでも起きる、もっと融通が利いて使いやすい休業制度があるといいし、教材費や制服代や修学旅行費も無償にしてほしいと、そういう経済的な点から問題提起もされているわけなんです。

だから、私は教育委員会としても、やはり地域の企業とかそういう方々のところに出向いてでも、この休業制度があるんだよということをやぜひ徹底してほしいと思うんですが、教育長、その点ではどうでしょうか。

○教育長（明石浩久） 仕事と子供のケアの両立につきましては、個々の事情に応じた適切な制度運用がなされるよう配慮すべきだと考えますし、そういった働きかけも大事だろうと思っております。今後も国等で議論が進められるのではないかというふうにも思っております。

教育委員会といたしましては、まずは不登校の未然防止に努めること、それから校内支援センター、昨日の高橋議員の御質問にもお答えしましたように、3つのサテライト教室に8人の子供たちが延べ120回利用しているというような状況もございますので、不登校の子供さんが安心して過ごせる場所の確保に注力することで、保護者の仕事等に影響が出ないよう支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○持留良一議員 それを見て、親の実態はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（川崎史明） 保護者の実態につきましては、各学校がそれぞれつかんでいるところもございますけれども、全てを把握しているというわけではないというふうに考えております。

○持留良一議員 国への要望も当然必要です。この問題について各企業が営業所も含めてですけども対応してほしいという点もあるかと思っています。

でも、一方では市として何ができるのかというときに、私はやっぱり企業等に対して、そう

いう休業の制度があるんだということも含めて徹底をしていく必要があると思うんですが、この点についてはいかがなんでしょうか。

○学校教育課長（川崎史明） それぞれの職場の状況というのは違うと思いますので、まずはそのような状態があった場合のお子さんの保護者につきましては、こういう制度が国としてありますけどということでお伝えをして、それぞれの保護者のほうがお勤め先に相談をしていただくという形が現実的には考えられるのかなと考えているところでございます。

○持留良一議員 今の学校、教育関係の話、不登校の問題について、市長は、親が安心して子供の保育ができるように、対応ができるようにということで制度があるんですけども、先ほど言った市役所の場合はそれが十分にできているということですけども、民間企業はやっぱり人手不足とか様々な要因があつてなかなか対応できないというので、この辺りで市としての役割をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） まず、その制度というのをやっぱりしっかり周知していくということが大事だと思いますから、民間企業の様々な事情がありますので、そこは、ただそこに寄り添いたいと思っている企業様があつても、そういう制度を御存じないということがあると一番ミスマッチでありますから、しっかりとその制度を周知する方法を考えて、まずそこから始めていくということが大事だというふうに思います。

○持留良一議員 ぜひ、その辺りも取組をしてほしいと思います。

最後、子ども誰でも通園制度、時間があまりないんですけども、私がこの問題で重要視したのは、自治体の責任が曖昧にならないのかということがありました。これは契約者との関係です。

この契約者との関係では、保育士の従事者は

半分でよいとされているのか。この点についてまず確認をします。

○保健課長（永田正一） その基準で定める保育士の数ということではよろしいでしょうか。一般型、余裕活用型という2つの種類がございますが、一般型であれば保育士とその資格を受けられる者、保育士の資格を持たない者でも可能というふうに書いてございますが、今、余裕活用型のほうで2園とも上がってきておりますので、その中であれば今の基準のままやっただけということではございますので、安全基準上、問題はないものと考えております。

○持留良一議員 最後になるかと思うんですけども、このこども通園制度で一番大事なのは、子供の権利の問題と公的責任の問題だというふうに思います。

全ての子供の育ちを応援するには、やっぱり保育士の配置の問題とか保育士の確保ですね。いわゆる子供たちをそういう中で育てていける環境が整わないと、このこども通園制度の理念というのは私は広がっていかないと思うんですね。

そういう意味で、その辺りのことも踏まえてきっちりと対応を、市として条例をつくるわけですので、またその監督、様々な関係にも行くと思いますので、その辺りについて、最後、お聞かせください。

○保健課長（永田正一） この通園制度でございまして、今、余裕活用型で2園上がっているということではございますので、今の基準の範囲内でやっただけということになりますけれども、この制度につきましては児童福祉法令の中で実地による検査が必要となっておりますので、そこはきちんと毎年確認していく考えでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 終わります。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。

す。

次は、10時45分から再開いたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、梅木勇議員の質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 本日2番目の登壇となりました。よろしく願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問をしまいりますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、河川整備について質問いたします。

今年度の整備状況についてでございますけれども、今年も全国各地で台風による家屋の被害や道路沿いの倒木など、また、線状降水帯の発生に伴う短時間大雨による土砂崩れ、道路損壊、住宅浸水等の災害が発生しました。県内では、8月8日、始良市、霧島市地域で記録的な豪雨による甚大な被害が発生、土砂崩れによる民家が被災し、加治木町などでは広範囲による浸水や大規模な断水が発生、橋の寸断も起こり、一部住民は長期避難を強いられる大災害となりました。

本市の気象情報は、直接襲来した台風もなく、大雨などによる大きな災害がなく幸いだったと思うところです。そのような状況の中、本市の河川の河床整備が本城川等で行われておりますが、今年度の主要河川等の整備状況を伺います。

次に、空き家対策について質問いたします。

事業の実績についてでございますが、高齢者や独り暮らしの方々が亡くなられて空き家となっている住宅が随所に見かけられます。空き家となって適切な管理もされず放置状態が続けば、

やがて廃屋となっていきます。

市では、令和6年1月に垂水市空家等対策計画を作成されており、第1章計画の概要に、人口減少や少子高齢化、住宅建物の老化などに伴い空き家が増加しています。そのような中、適切な管理がされず、防災、防犯、衛生、景観への影響など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、国は、平成27年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行しました。

本市においても平成29年11月には、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、垂水市空家等対策計画を策定し、同計画に基づき対策に取り組んできました。しかし、本市の空き家は増加傾向にあり、今後も人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、増加が想定されることから、計画満了に当たり必要な見直しを行い、引き続き空家等に関する施策の総合的かつ計画的に推進をしていきますと記されております。

計画書では、令和元年度から2年度に行われた垂水市家屋全棟調査結果が記載されており、市内全域に1,465件の空き家が存在しており、そのまま改修せずに利用できると思われる空き家は347件と全体の23.7%程度となっており、一部修正すれば可能が884件、また全体数の16%程度の234件が住居不可能な空き家となっています。

このような状況を背景に支援事業として、空き家解体撤去事業、空き家バンク制度、空き家有効活用推進事業支援補助金、空き家リフォーム促進事業補助金、賃貸住宅家賃助成事業補助金制度がありますが、空き家バンク制度を除く、

これら4事業の実績を伺います。

次に、道の駅について質問いたします。

設置した目的についてでございますけれども、道の駅は全国各地に設置されていますが、本市には、今年開業20周年を迎えた牛根の道の駅たるみず湯つり館と、平成30年11月23日に開業した道の駅たるみずはまびら（たるたるばあく）の2つの道の駅が設置されています。平成の合併により、2つの道の駅がある自治体もありますが、合併をせずに2つの道の駅がある自治体はほかにもあるのかなと思うところです。2つの道の駅の設置に尽力された市当局や関係者に感謝しているところですが、改めて設置された目的を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（福留健一） 今年度の主要河川、県管理河川のそれぞれの寄州除去の整備状況につきましてお答えいたします。

県の大隅地域振興局河川港湾課に確認しましたところ、今年度の本城川につきましては、9月議会で前田議員の御質問にお答えしましたとおり、下本城橋付近から牧橋付近までの延長約1,300メートル、掘削量約4万立米、これは10トントラックに換算しますと約6,700台となります。また、中俣川につきましては、河口付近下流部の延長約360メートル、掘削量が約1,300立米です。1,300立米は10トントラック換算すると約220台となります。

次に、河崎川につきましては、中流部の延長約410メートル、掘削量が約1,250立米です。これは10トントラックに換算しますと約210台です。この寄州除去工事を市内の3河川において実施したとのことでございます。

以上でございます。

続きまして、空き家の事業の実績、過去3年間の空き家解体撤去事業の状況につきましてお答えいたします。

空き家解体につきましては、平成28年度より、

解体にかかる費用の一部を補助する制度を設けまして、解体のみであれば上限30万円を、解体後に新築すれば上限50万円を補助しているところでございます。

空き家解体の実績でございますが、昨年度、令和6年度ですけれども38軒、このうち解体後新築は0軒でした。令和5年度が40軒、このうち解体後新築したものが2軒、令和4年度が55軒、このうち解体後新築したものが5軒となっており、事業創設の平成28年度から昨年までの9年間になりますけれども、総数326軒、うち解体新築後は18軒、総数326軒が解体されており、年度により増減がございますけれども、平均36軒程度で推移しているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 空き家対策の事業実績につきまして、企画政策課所管の事業実績をお答えいたします。

まず、空き家内に残る不用な家財道具等の処理費用の一部を補助する、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金制度でございますが、令和4年度から令和6年度までの過去3か年の利用実績は15件、制度開始となる平成25年度から令和6年度末までの利用実績は87件でございます。

次に、空き家リフォーム費用の一部を補助する、垂水市空き家リフォーム促進事業補助金制度でございますが、令和4年度から令和6年度までの過去3か年の利用実績は13件、制度開始となる平成27年度から令和6年度末までの利用実績は60件でございます。

最後に、婚姻により新居を構える若年夫婦世帯と市外からの転入者に対し賃貸住宅物件家賃の一部を補助する、垂水市賃貸住宅家賃助成事業補助金制度でございますが、令和4年度から令和6年度までの過去3か年の利用実績は33件、制度開始となる平成28年度から令和6年度末までの利用実績は117件でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大園俊一） おはようございます。両道の駅の設置した目的につきましてお答えいたします。

道の駅たるみず湯つ足り館は、霧島市から鹿屋市までの間に類似の施設がなく、道路情報の提供などが受けられない状況であり、休憩施設の開設と併せて道路利用者の要望も高くなっていました。そこで、国土交通省の道の駅建設事業と併せて一体型による整備を行うこととし、本市による情報発信、物産の展示販売機能を併せ持つ温泉保養施設を建設し、道路利用者を中心とした交流人口の増大による地域活性化・産業活性化を図ることを目的としております。

次に、道の駅たるみずはまびら（たるたるばあく）は、国道220号を行き交う交通量を生かしつつ、通過点から目的地として垂水市に立ち寄り、「ヒト」と「モノ」の流れを受け止め、地域経済を刺激する拠点整備を計画したものでございます。人々が交流し、地域の商材が販売できる場所をつくることで、6次産業化と観光振興を具体的な形や場面にすることを拠点整備の目的としているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。それでは、一問一答式でお願いいたします。

まず、1問目の河崎川の整備についてでございますけれども、本年度の垂水市における主要河川の整備状況は、本城川で1,300メートルほどの整備が行われていると。それと河崎川で410メートルの河床整備が行われているということ。それと中俣川で360メートルの整備が行われるということでございましたけれども、それぞれの河川で安全安心の対策が図られているなという状況が分かったところでございますが、次に、来年度以降の整備計画について、この主要河川について、来年度以降の計画はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っ

ております。

○土木課長（福留健一） 来年度以降の県管理河川、主要河川の寄州除去の整備計画につきましてお答えいたします。

県の大隅地域振興局河川港湾課に確認しましたところ、来年度以降につきましても県管理河川においては、未然に氾濫をできるだけ防ぎ、また減らすため、現在現場を確認していると聞いております。堆積状況の著しい箇所について、寄州除去工事を実施するための予算を要望しているとの回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしますと、そういう整備は進めていくけれども特定した川の整備計画は、まだ公表というのか、されていないということですか。

○土木課長（福留健一） 寄州除去工事につきましては、年度年度に現場を確認しまして、本城川のような長い河川であります整備の計画を立てますけれども、中俣川や河崎川などのような小河川につきましては、その年度年度ごとに堆積状況というのは変わってきますので、その年度、その年に応じて現場を確認して予算を要望しているところであります。

市におきましても、堆積をしているところは県のほうに伝えまして、要望していきたいと思っております。

以上です。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。県としては長期的というのか、そういう計画はせずに現場現場を見ながら判断をして、予算を要求しているというようなことだったですね。はい、ありがとうございます。

それで、そういうことであれば、今分かりました。河崎川について質問していきたいと思っておりますけれども、河崎川は現在、先ほど答弁がありましたように、中市木地区で410メートル、これの河床、長さが、河床整備が現在行われて

おります。しかしながら、二、三年前、ずっと河口付近から寄州事業、河床整備等が行われてきますけれども、今回は河崎川の場合は中市木地区で行われているということで、その二、三年前に河口付近から寄州事業等によって河床整備されたところが、雑草が生えているんです。その雑草が物すごく成長が早い状況でありますので、状況を述べてみます。

下市木地域では、寄州事業等の整備がされたところでも二、三年後には雑草が生い茂り、特にダンチク等の成長は早く、瞬く間に草丈が3メートルから4メートルほどの大きな株になっていきます。水の流れや景観を懸念する声が地域では聞かれているところでございます。河崎川沿いの道路は、地域の往来や通学道路でもあるため、下市木振興会では、毎年7月に鉄道跡の市道から下市木3区までのおよそ2キロののり面の草払い作業を行っておりますが、農道の草払い等もあるため、のり面の草払い作業は1回で草の繁茂が早く、1回ののり面草払い作業では景観等は維持できなく、空き缶等のポイ捨てにもつながったりしています。道路沿いの雑草が通行への影響を見かねて、振興会長が独自に草払い作業をしたりしています。

私は、今日のこの質問に当たって、昨日、この議会終了後、帰宅途中に河川の確認のために現場に行きましたところ、ある住宅の方が自宅前の川に下りてダンチクを伐採されておりました。

下市木地区の状況と地域の対応をただいま申し上げましたけれども、土木課でも現状を見ていただき、これらを解消すべき対応していただきますよう、県に要望していただきたいと思いますが、どうですか。

○土木課長（福留健一） 二級河川の河崎川の河床整備や堤防の除草の件が主なものだと思いますけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、県管理河川については寄州除去工事の予算を要望しているとのことでもあります。

御質問の河崎川につきましては、県に伺ったところ、予算配分にもよると思いますけれども、寄州除去を実施する際にダンチク除去等河床整備と併せて堤防の除草も検討したいと回答いただいております。

県管理河川だけでなく、議員、今提案いただいたとおり、市の管理河川でもダンチクが繁茂しているところが多いのは承知しているところでもあります。県管理河川と市の管理河川の寄州除去、護岸の修復、河川断面を阻害している堤防の除草については、市においても現場をしっかりと確認しまして、必要に応じて、県の河川は県へ適宜要望してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。県でも検討されているというようなことで非常にありがたいことだと思います。先ほども申しましたように、改めて土木課におかれましても現状等を確認されて、県との連絡かれこれを実現するようによろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次に、空き家対策について質問していきます。

1回目で各種支援事業の実績を伺いましたけれども、実績としましては、空き家解体補助金が令和4年から6年度まで133件だったですかね。それと空き家有効活用推進支援補助金が、また同じく過去3年間で15件、空き家リフォーム促進事業補助金が過去3年間で13件と、賃貸住宅家賃助成事業補助金が同じく3年間で33件というような実績であるというような答弁をお聞きしました。

空き家解体については、あちこちで解体状況や更地になっているところを見るところですが、数字でも過去3年間では133件で、平均は44件となっている。解体が促進されているようです。

空き家有効活用推進支援補助金、賃貸住宅家賃助成事業補助金については、空き家全棟調査

における、そのまま改修せずに利用できると思われる空き家347件の割には、過去3年間で15件と33件となっており、有効な活用に至っていない状況と言えるのではないかと思います。

空き家リフォーム促進事業補助金について、一部修正すれば可能が884件に対して、過去3年間で13件となっており、修正しないままの状態の空き家がかなりの件数であることが伺えるようです。

このような各種支援事業をもっと利活用されるよう周知に努められ、空き家対策計画に示されているように、防災、防犯、衛生、景観など、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、生活環境保全を促進していただきたいと思います。

次に、今年度新規事業の地域おこし協力隊採用についてでございますけれども、今年度当初予算に新規事業として、空き家対策に係る地域おこし協力隊採用支援業務297万5,000円が計上されているが、どのような観点から採用されるのか、どのような業務を考えておられるのかお聞かせください。

○企画政策課長（堀留 豊） 地域おこし協力隊採用の目的、予定する業務についてお答えいたします。

初めに、空き家に関する本市の業務等について御説明いたします。

現在、市民の皆様方から空き家に関する御相談については、所有する空き家の有効活用に関すること、近隣の老朽化した空き家に関すること、近隣の敷地に繁茂する草木に関することなど様々なケースで御相談いただいているところでございます。そのため本市では、空き家に関する相談窓口を市民課相談係とし、その相談内容に応じて関係課におつなぎする対応を取っているところでございますが、対応すべき分野が多岐にわたる場合は、関係課が複数に及び、また、法的知識など専門的な知識が求められる

ケースもございます。そこで専門的に対応していくため、そういった対応ができる方を地域おこし協力隊として採用し、空き家対応に特化した業務を担っていただく予定としているところでございます。

具体的な業務内容でございますが、現在のところ、空き家に関する総合窓口として、空き家バンクへの登録、空き家の利活用に関する御相談への対応、空き家利活用のための各種補助金の申請受付、解体撤去の御相談への対応、空き家敷地内の草木繁茂の御相談などの対応を想定しているところでございます。

また、市内の空き家件数も年々増加していると考えられますことから、市内一円の空き家調査を実施し、利活用可能な空き家の新たな掘り起こしをはじめ、管理不全となっている空き家の洗い出しなども行っていただくことも今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。現在、空き家対策相談は、市民相談係で受付をしているところということで、法的知識など専門的な知識が求められるケースがあるため、専門的対応をしていくために、そのような対応ができる方を地域おこし協力隊として採用していくということでありました。法的知識や専門的知識を有する方が相談者等に的確に説明、助言をされることが、空き家対策各種支援事業の理解が広がり、空き家対策が促進されることと思います。

次に、採用について、地域おこし協力隊員をどのようにして募集、採用していかれるのか伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 地域おこし協力隊の募集状況についてお答えいたします。

令和7年度当初予算において、地域おこし協力隊を採用するための業務委託費を計上し、委託事業者と連携した採用業務を行ってまいりました。

具体的には、本市ホームページでの案内のほか、JOIN—FURUSATO、それからスマウト、そのほか全国で不動産事業等を展開している株式会社LIFULLのLIFULL HOME’S空き家バンクホームページ、それから、LIFULL地方創生Instagramで募集広報を行ったところでございます。

また、10月22日には、地域おこし協力隊への応募に興味をお持ちの方々を対象とするオンラインイベントに参加し、本市のPRを兼ねて、今回の地域おこし協力隊募集の周知を行ったところでございます。

このような周知活動を行い、地域おこし協力隊の募集期間を本年9月から先月11月末までと設定したところですが、その結果、8名の方から応募をいただきました。

今後、書類選考、面談を行い、最終的に2名の地域おこし協力隊を令和8年度から採用する予定としているところでございます。

垂水市内の空き家は、これからも増えていくことが予想され、その対応が本市の喫緊の課題でありますことから、今回採用予定の地域おこし協力隊の方々としっかり連携し、空き家対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。募集については8名の応募があったということで、最終的には2名採用していきたいということではございましたけれども、地域おこし協力隊員の目的は、都市部の人材を地方に呼び込み、新たな視点や発想で地域課題を解決する。隊員の定住、定着を促し、地域力の維持、強化と持続可能な地域づくりに貢献するとなっております。

現在、本市では、地域おこし協力隊員が2名採用され、多文化共生まちづくりコーディネーターとして、外国人等への対応、活動等されておりますが、広報たるみずに毎月活動状況が掲載されております。このような活動状況を掲載

されることは、隊員の励みとなり、垂水への愛着も深まり、移住への意識がさらに高まっていくものと思われま。

令和8年度から採用される方にも、このような丁寧な対応の在り方等に留意され、空き家等対策活動が活発化し、促進され、先に述べましたように、防災、防犯、衛生、景観など、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境保全を促進していただきたいと思ひます。

これで、この件は終わります。ありがとうございます。

次に、道の駅について質問していきます。

1回目で設置の目的を伺いましたが、牛根の道の駅については、本市による情報発信、物産の展示、販売機能を併せ持つ温泉保養施設を建設し、道路利用者を中心とした交流人口の増大による地域活性化、産業活性化を図ることを目的にして、はまびら道の駅は、国道を行き交う交通量を生かしつつ、通過点から目的地として垂水市に立ち寄り、「ヒト」、「モノ」、流れを受け止め、人々が交流し、地域の商材が販売できる場所として拠点整備したというようなことでありましたが、道の駅の目的を確認したところでございます。

次、2に、運営について、来館者数、決算状況についてでございますけれども、今年5月11日の南日本新聞に、「道の駅たるみず開業20周年、新型コロナ後客が伸び悩む」という見出しで、「垂水市牛根麓の道の駅たるみず湯つ足り館が4月に開業20周年を迎えた。来館者は累計で1,300万人を突破する一方、新型コロナウイルス禍以降は伸び悩む。にぎわい回復に向けて、市や運営事業者は個人客から団体客へのシフトや、周遊を促す施設検討を進める」とありますが、来館者数と決算状況をお聞かせください。

○水産商工観光課長（大園俊一） 運営につき

まして、令和4年度から令和6年度までの過去3年間の来館者数と決算状況につきましてお答えします。

道の駅たるみず湯つ足り館の来館者数は、令和4年度から44万6,000人、47万4,000人、43万人、売上げは3億4,600万円、3億1,100万円、3億1,600万円と推移しております。

道の駅たるみずはまびら（たるたるばあく）の来館者数は、令和4年度から68万8,000人、77万8,000人、74万7,000人、売上げは1億4,700万円、1億9,300万円、2億400万円と推移しております。

両道の駅とも民間事業者のノウハウ活用により、黒字経営を行っているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。決算については、両道の駅とも黒字ということでありまして、牛根湯つ足り館の来館者数は、過去3年間45万人程度で推移し、売上げは3億1,000万から4,000万円ほどということでもあります。はまびらのたるたるばあくは、来館者数は70万人を超え、牛根の倍近い来館者数となっているが、売上げは逆に1億円程度低くなっており、この逆転といいますか、これを見るとちょっと不思議に今思うところですね。これのはまびらの決算の算定について、どのようなものになっているのかお聞かせいただきたいなど。

○水産商工観光課長（大園俊一） 道の駅たるみずはまびらの売上げにつきましては、物産館のみの計上になっております。レストラン、カフェ、あとはテナント、あとは民間エリアについての売上げはこの中には含まれておりませんので、御承知おきいただきたいと思っております。

以上です。

○梅木 勇議員 はい、分かりました。はまびらは物産館のみというようなことですね。牛根の場合は物産館、あるいはレストランもありますからね。大体決算の内容については理解がで

きました。ありがとうございます。

次に、牛根湯つ足り館は、先ほどの新聞でもありましたように、来館者数が減少していることに対して、今どのように対策はなされているのか。新聞にも「市を含めて対策を検討していきたい」というような記事にもなっておりますが、どのような対策をされているのかお聞かせください。

○水産商工観光課長（大園俊一） 道の駅たるみず湯つ足り館の来館者増の対策についてお答えいたします。

先ほど、復唱になりますけれども、道の駅たるみず湯つ足り館の来館者数は、開設当初に年間70万人から80万人で推移をしておりましたが、平成26年度より減少し、令和6年度は約43万人となっております。来館者数の減少の一因としては、観光バスの減少が考えられますが、引き続き観光バス会社へのアプローチを根気強く継続していくことが必要であると考えているところでございます。

指定管理者におきましては、関西・関東の旅行エージェントの商談会に参加し、バスツアーなど商品造成の営業を行っております。また、周年祭をはじめ、子供向けイベントを土日祝日に開催するなど、年間を通してイベントを実施し、集客に取り組んでいるところでございます。そのほか、レストランメニューに期間限定商品の追加やテイクアウトでは旬の素材のソフトクリーム販売を行い、来客増の対策を行っております。

市といたしましては、道の駅たるみず、森の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、3つの拠点を連携する3駅協議会を設立しており、各施設のイベント情報の共有を行い、3駅を周遊していただくような取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ただ

いまの答弁からしますと、観光バス会社へのアプローチや関西・関東の旅行エージェントの商談会に参加し、バスツアーなどの商品造成の営業を行っているというようなことです。また、子供向けのイベントなどを行っているとのことですが、私は、牛根道の駅の出荷者の一人でもあるんですよね。それで、この子供向けのイベントというのは私も毎日行くわけではございませんけれども、あまりあるのかなと、そんなのちょっと聞いたような気がしないですね。それはそれで行われているというようなことですので、そのようなことです。ただいま言われた各種取組等も強めて、来館者数の増加に頑張っていたきたいと思っております。

次に、バス利用はについてでございますけれども、バスが両道の駅に1台ずつありますが、バスがどのように利活用されているのか伺います。

○水産商工観光課長（大藪俊一） バス利用状況につきましてお答えいたします。

道の駅たるみず湯つ足り館は、週1回、牛根地区を巡回する温泉バスの運行など、令和6年度63回運行をしております。

道の駅たるみずはまびら（たるたるばあく）は、令和6年度9回運行をしております。

議員の御指摘の利活用につきましては、森の駅たるみず、道の駅たるみずとの3駅協議会において、共同で利用できるルールを活用し、有効活用に取り組んでおります。また、市内での滞在時間が長くなるよう、3駅を周遊する商品の造成を行うことで、バスの利活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。牛根の湯つ足り館は週に1回、牛根地区を巡回する温泉バスなどに利用され、令和6年度は63回運行しているということでございましたけれども、はまびらのたるたるばあくは6年度9回の運行

ということでありましたが、これの9回の運行内容をお聞かせください。

○水産商工観光課長（大藪俊一） たるたるばあくの令和6年度9回の運行の内訳といったところで認識しておりますけれども、それについてお答えいたします。

レストランの利用客の送迎等について8回、あと、先ほど答弁申し上げましたけれども、3駅協議会で1回の利用でございました。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。9回の内訳は、レストランの利用客に対しての運行で8回と、それと、あとの残りの1回は3駅協議会だったですか、その行事とそれで1回ということですね。はまびらの9回というのは、1年は365日ですよね。その365日からすると9回というのは、非常に寂しい気がします。

答弁の中に3駅協議会だったですか、これがルールがあるようなことを言われましたけれども、答弁の3駅協議会において共同で利用できるルールを活用し、有効活用に取り組んでいきたいというようなことでございましたけれども、共同でこの利用できるルールはどんなものなのか、お聞かせください。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 3駅協議会でたるたるばあくが所有をするバスについての利用のルールといったところの御答弁でいいかと思うんですけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり、牛根の道の駅については、自己所有のバスがございますので借りることはほぼないんですけれども、森の駅たるみずにつきましては、スポーツ合宿等の受入れをやっていることから、先ほどの実績で1回借りたという実績がございます。

ルールでございますけれども、原則、基本的にはたるたるばあくが使用しない日を調整させていただいて、一定の金額で1日借りるといったルールづくりをしているところでございます。

以上です。

○梅木 勇議員 私もどう質問をしたらいいかと、今の答弁に対して思うところがございます。先ほども言いましたみたいに、365日1年です。これで9回だけということで、この件については、令和2年第1回定例会で北方議員も質問されています、このバスの利用については、これについては、まだ当時の企画政策課長だったでしょうか、答弁は。それと市長も答弁されておりますけれども、はまびらの場合、その時点では、まだ開業して1年たったかというような時期の質問でしたので、当時の答弁としましては、大体これからそういうバスの利用について、今言われた3駅ですか、協議会と連携しながら取り組んでいきたいというような答弁、趣旨だったかなというふうに思います。

その後、それぞれ何とかバスをしていくように、協議がなされていると思いますけれども、今、課長が答弁されたように、何回も言いますように、ちょっと利用が寂しい気がしますので、頑張っていたきたいなというふうに思います。

市長、何かありますか。

○市長（尾脇雅弥） 道の駅の全体的なことでお話をしたいと思いますけれども、前水迫市長が特に牛根の道の駅には御尽力をされました。初めてのということ。

その後、道の駅はまびらもオープンいたしまして、現在に至っているわけですが、このことをどう捉えるかというのはいろんな視点がありまして、鳥の目、虫の目でございますので、それぞれピンポイントで言えば、そのようなこともあるというふうに思います。

事実として申し上げれば、牛根の道の駅が今年開駅20周年ということで、森山先生も御来場いただきまして、1,300万人ということになりますよね、こんななかなか道の駅はそうないんだということでもございましたし、全国千

二百強ありますが、ランキングでも上位に入っているということでございます。

また、その後、はまびら、3つの拠点をつけて、交流人口200万人目指すという考え方の下で、官民連携して、あの場所もともと、もう分からないぐらいですけれども、荒地地でありましたので、そこを官民の連携の下で非常に頑張っていたいただいて、道の駅はまびらがオープンいたしました。

ちょうどコロナ禍もありまして、なかなか厳しい状況ではございましたが、先々月ぐらいでしたか、開駅7周年と丸6年ということになります。500万人を突破してきたということでもありますので、そういった意味では、今まで何もなかったところにそういう拠点ができ、昨日ぐらいまででしたか、北海道函館物産展ということで、数千万の売上げを上げるということで、非常にまたそれぞれの特徴を生かしながら、両道の駅が存在をしていると、人口減少社会の中でパイの縮小をカバーするものとして、交流人口の2つの道の駅、細部にわたってありますが、全体的には非常にうまくいっているというふうに考えております。ただ、その中で課題となっておりますバスの運行、牛根のほうはある程度そういう地域密着でやっているということですが、道の駅はまびらがそこまでまだいないということでもありますので、常々申し上げました3つの拠点をつなぎながらということが大事でありますので、猿ヶ城森の駅も含めて、また4つ目の拠点として、あそこの宮脇のサウザンドガーデン、さらには牛根中跡地もできてまいりましたので、3つに限らず、4つ、5つ連携して、いろんな拠点で長期的に滞在していく仕組みというのをつくっていかねばいけないということでございます。

また、牛根の場合は、この4月から新しく指定管理者が変わられますので、全国で10店舗以上の経営実績がございますので、新たなすばら

しい御提案もありますので、その辺のところも連携しながら、まずは全体的な牛根・垂水に魅力的な場所をつくっていくということと、今おっしゃる課題をどうやって解消していくかというのはセットでございますので、その辺のところは担当課長が申し上げたように、今後進めてまいりたいと考えております。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

現在の利用活用の在り方ではもったいない気がします。そのような気がしますので、答弁されたように頑張ってください、有効活用に努めていただきたいと思います。

次に、市の対応について質問していきます。

運営状況確認等の在り方をどのようにしてきたのか伺います。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 市の対応について、運営状況の確認等、対応の在り方をどのようにしてきたのかにつきましてお答えいたします。

来館者数と売上げにつきましては、毎月、両道の駅より報告を受け確認をしております。また、担当者はそれぞれの施設担当者と常に情報を共有できる体制を構築しているところでございます。

さらに、施設の不具合など発生したときには迅速に現場を確認し、対応を行うことと、月に2回以上の施設巡回を行っているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

適切な対応、巡回等したりしているというようにことですが、1点だけお聞かせいただけませんか。牛根の道の駅の加工室がちょっと不具合があるというふうに聞いているのですが、どのような状態なのかお聞かせくださいませんか。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 加工室の不具合について、今御質問があったんですけれど

も、今、資料を持ち合わせておりませんので、後の回答にさせていただきたいと思いますが、対応のほうはしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（北方貞明） それでいいですか。

○梅木 勇議員 それでいいです。ありがとうございます。

次に、新たな指定管理者について質問していきます。

牛根の道の駅は来年3月で5年の指定期間が満了するため、新たな指定管理者を募集され、選定委員会にて、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者の候補者として決定したと全員協議会でありましたが、どのように審査されたのか。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社はどのようなプレゼンテーションをされたのかお聞かせください。

○水産商工観光課長（大藪俊一） 新たな指定管理者につきましてお答えいたします。

新たな指定管理者は、選定委員会にて提案書の説明、質疑応答を行い、10名の委員で審査を行い、得点の高かった事業者、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者の候補者として決定いたしました。

審査では、現在の職員の継続雇用や新たな特産品開発、キャッシュレス決済導入について質疑がございました。

候補者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が選定委員会プレゼンテーションで提案した独自事業の一部を紹介させていただきたいと思います。

同社が運営する全国10か所の道の駅で、垂水市特産品販売会を実施する。次に、垂水市特産品を無人販売冷蔵庫で24時間販売を行う。次に、人気メニューと地域住民向けのメニューを提案をしたい。次に、地元食材を売りにしたオリジナルメニューを開発する。イベントとして企画

するナイト足湯を開催したい。あと、観光コンシェルジュを配置し、情報発信力を高める。最後に、SNS等の活用で来訪される方々の環境づくりにも尽力をしたいなどの提案があり、選定委員から評価されたものと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

今の答弁からしますと、プレゼンテーションにおいては多々あったようでございますけれども、同社が運営する全国10か所の道の駅で垂水市の特産品販売会を実施する。垂水市特産品を無人販売、冷蔵庫で24時間販売を行う。イベントとして企画するナイト足湯、観光コンシェルジュを配置し、情報発信力を高めるなどでありました。

来年の4月以降、新たな運営が始まり、提案されたことが確実に行われ、来館者数が増加していくように、そして、垂水市の皆さんが生産された特産品、農畜産物や水産物、加工品等がこれまで以上の販売につながり活性化するよう、市としても適切な対応をお願いしたいと思えます。

質問の最初に道の駅の設置目的をお聞きしましたが、道の駅の理念の下、運営が行われるよう、また、両道の駅には出荷者協議会があり規約があります。規約に基づいた会員の在り方、出荷者の在り方を踏まえた販売環境に努めていただきますよう、そのような運営状況の確認など、適切な対応をお願いしたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） 次に、13番、池山節夫議員の質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、先の通告順に従って質問してまいります。

市長、教育長、関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

市政について、インターネット会議について。

本年3月議会より垂水市議会では、議員一人一人にタブレット端末が配付されました。これは議会からの事務作業の軽減、経費の削減、そして、他の自治体とのインターネット会議に対応するため等の強い要望に答えていただいたものであります。しかしながら、費用対効果としては、まだ議会としての効果が発揮しているとは言えない状況にあります。

先日の冒頭本会議で、決算特別委員長より、令和6年度決算認定の報告があり、その中で議会各委員会の所管事項調査に対し、わざわざ現地に出向かなくても、オンライン会議でいいのではという議論があったと報告がありました。このことは、タブレット導入とともに検討すべき課題であるというのが議員各位の共通認識だと考えております。

そこでまず、垂水市の行政、議会におけるインターネット会議に対応できる範囲、あるいは能力について伺います。

台湾との経済交流について。

9月議会において、台湾との国際交流事業の予算141万円に対し修正案が提出されました。

私は、この予算は垂水市の農畜水産物を台湾へ輸出していく足がかりになる第一歩であると考え、この修正案には反対討論をいたしました。もし、修正案が可決されていれば、垂水市の台湾との国際交流、経済交流は永久に閉ざされただろうと考えます。

幸いにも、賢明なる議長の判断によりまして、修正案は否決され、原案可決となりました。

台湾との経済交流について伺います。

ガソリンの暫定税率廃止について。

本年12月末でガソリンの暫定税率廃止が決定いたしました。

ガソリン代の値下げによって物価高に苦しむ

国民にとっては朗報ではありますが、地方自治体にとっては財源に影響が出ると考えますが、この点について伺います。

食料品の消費税ゼロについて。

高市総理は、自民党総裁選の討論の中で、国の品格として食料品の消費税はゼロにすべきだと明言をされています。しかしながら、総理就任後はシステムの改修など問題解決には時間がかかると慎重な発言になっていますが、少数与党の国会運営を続ける上で、いつ何どき食料品の消費税ゼロにかじを切るか分かりません。

食料品の消費税ゼロが実現した場合の本市財政への影響について教えてください。

ふるさと納税制度について。

今回、議案第73号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案において、ふるさと納税25億円を想定した7億円の増額が提案されました。

ふるさと納税制度は、地方の自治体にとっては財源確保として有り難い制度だと思いますが、いつまで続くか不安を感じざるを得ません。

政府与党は、ふるさと納税制度で寄附をした際に、住民税から差し引かれる控除額に新たな上限を設ける方向で検討に入りました。また、ふるさと納税の寄附の半分近くが返礼品の調達費や事務費となっている点も問題視をして、募集費用の上限見直しも検討するようです。今後のふるさと納税制度について伺います。

予算と財源について。

今、垂水市議会では、議員定数等調査特別委員会において、定数を2名減とする代わりに、議員報酬を上げるようにという方向で議論が進んでおります。さらにこの際、政務活動費も要求しようとしております。

兵庫県小野市議会では、平成28年12月議会において、議員提案で政務活動費の条例を廃止して、平成29年4月分より廃止しております。また、大阪府池田市議会においては、平成22年度

より議会運営委員会の視察は凍結されております。

このような他の自治体の流れがある中で、垂水市議会としても、議員定数を減らし、財政面等の協力をすべきであるにもかかわらず、その代わりとして、議員報酬のアップや政務活動費を要求するのは、人口減少社会の中で物価高に苦しむ市民の皆さんの理解を得られるとは到底思いません。私は断固反対いたします。

垂水市の令和6年度決算を見ますと、歳入総額148億3,042万円、前年度と比べて9億8,141万2,000円の増額です。歳出総額は144億6,603万円で、実質収支3億2,674万円の黒字となっておりますが、しかしながら、来年度の予算編成においては、各課からの予算要求と実際の財源との間には10億円以上の乖離があると伺いました。

財政課では、この要求額と財源の差額をカットする作業を余儀なくされることになりませんが、これは市民サービスを削減することを意味します。

予算と財源についての財政課長の見解を伺います。

垂水市の特別交付税は、令和元年度、8億7,984万5,000円、令和2年度、8億9,666万4,000円、令和3年度、9億5,251万6,000円、令和4年度は9億8,933万7,000円、令和5年度が抜けていますが、令和6年度は9億9,896万5,000円となっております。

今年元日には能登半島地震がありました。特別交付税は災害のある地域へ手厚く配布されるものであります。大きな災害のなかった垂水市がこれほどの特別交付税をいただけたことは、ひとえに市長の陳情の成果だと考えます。

財源確保に苦勞されている市長に、これからの市政運営と財源確保について見解を伺います。教育行政について。

夢のつばさ事業の再開について詳しく教えて

ください。また、この事業再開についての教育長の感想、あるいは考えを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（堀留 豊） それでは、インターネット会議の環境整備についてお答えいたします。

本市は、市議会の活動内容を市民の皆様へ広くお伝えするため、平成25年度に議場へインターネット回線を整備し、議会中継のライブ配信ができるよう整備を進めてまいりました。また、令和6年度には議場にWi-Fi環境を構築するとともに、議員の皆様へタブレット端末を配付し、タブレット上での資料閲覧による紙資源の削減や作業効率の向上、議会内外における情報収集等、議員活動に御利用いただけるよう、議会のDX推進にも努めてまいりました。

このように、現在の環境は議会中継やペーパー会議といった目的に特化して整備しておりますが、インターネット会議の活用は市議会運営の効率化や利便性の向上に資するものであると考えられるため、市議会の皆様から御要望がございましたら、目的に沿ったシステムの導入や操作スキルを習得するための研修を実施するなど、インターネット会議の実現に向けた柔軟な対応も可能でございますので、引き続き御意見をいただければと思っております。

続きまして、台湾交流についてお答えいたします。

現在の進捗状況でございますが、福岡にある台湾総領事館の陳銘俊総領事からの御提案を受け、台湾との友好交流の検討を進めているところであり、11月11日に担当係長が福岡の台湾総領事館を訪問し、今後の進め方について調整を行うとともに、引き続きの支援を依頼したところでございます。

次に、交流自治体について御説明いたします。

陳総領事から御提案いただいた台湾の交流自治体は、台湾中部に位置する南投県にある名間

郷という自治体でございます。

総人口が約3万6,000人、世帯数は約1万2,000世帯、お茶が有名な産地とのことでございます。

次に、この名間郷との交流内容でございますが、経済、観光並びに教育など、幅広い分野での友好交流を深めつつ、相互理解と信頼関係を築くことができる持続可能な友好関係を構築することを目指していきたくと考えております。

具体的には、人と人との交流に加え、観光・水産・商工振興の観点から、観光業、飲食業等の商工関係者等に向けた本市の観光地や特産品の商談会やプロモーションイベント等に通じた販路拡大など、本市企業の稼ぐ力の向上に寄与する取組を行っていきたくと考えております。また、併せて交流協定の締結等も目指したいと考えております。

次に、9月議会で議決いただきました台湾への行政視察旅費でございますけれども、これにつきましては、総領事館を通じて本市と名間郷で現在調整を進めているところでございますが、その結果、2月5日木曜日から2月7日土曜日の2泊3日の行程で市長、それから水産商工観光課長、国際交流担当係長である秘書広報係長の計3名で最終調整を行っているところでございます。また、名間郷から本市への行政視察につきましては、令和8年4月以降で現在調整を進めているところでございます。

9月の議会で補正予算をしっかりとつけていただいたことから、しっかり成果が出るよう努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○財政課長（草野浩一） ガソリン暫定税率廃止における本市財政への影響につきましてお答えいたします。

前日の前田議員への答弁と重複いたしますが、議員が言われましたとおり、令和7年11月28日、いわゆるガソリン税の暫定税率を廃止する法案

が成立し、ガソリン税、正式にはガソリンの販売時に課される国税の揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率を令和7年12月31日に、地方税である軽油引取税の暫定税率が令和8年4月1日に廃止されることとなりました。

この一連の暫定税率廃止に伴う国の税収減は、報道によりますと1兆5,000億円規模に達すると試算されておりますが、今回の廃止に伴う地方の税収減は軽油引取税の減収分を含め5,000億円規模に上回ると推定されることも報道がなされております。

御質問の本市財政への影響でございます。

暫定税率の廃止に伴い、地方自治体の財源として問題となっておりますのは、地方揮発油税を原資とする地方揮発油譲与税と県税である軽油引取税でございます。

地方揮発油税につきましては、現行の税率はガソリン1リットル当たり5.2円でございますが、暫定税率廃止に伴い1リットル当たり0.8円減少の4.4円となりますので、単純計算では市町村に配分される地方揮発油譲与税は15.38%減少することとなりますので、令和6年度決算額1,812万8,000円で試算しますと、約278万円余りの減収となるようでございます。

この金額だけでは小さく見えますが、地方自治体にとっても、特に本市にとっては貴重な財源となります。そのため、直近では11月26日に開催されました全国知事会議等において、ガソリン税の旧暫定税率廃止など、政府の減税施策に伴う地方減収分の代替として、恒久的な安定財源の確保について要望がなされており、報道によりますと、高市首相から、必要な一般財源総額を確保していくと表明されておりますことから、今後、国において代替財源の確保は行われるものと考えおります。

続きまして、食料品の消費税ゼロにおける財政への影響につきましてお答えいたします。

御承知のとおり、消費税につきましては国に

おいて徴収され、税率10%のうち、国税分が7.8%で、残りの2.2%が地方税分となります。これを最終消費地に税収を帰属するために、年間販売額、人口、従業員数など、消費に関連した基準により、都道府県間で清算され、その2分の1が市町村に交付される地方消費税交付金となり、本市の令和6年度決算額で申し上げますと3億4,967万円の収入となっております。

総務省の国税、地方税の税収内訳では、令和5年度における消費税収は国税分が23兆923億円、地方税分が6兆2,632億円となっております。

酒類、外食を除く飲食料品を対象とした消費税の軽減税率8%がゼロになると仮定した場合、軽減税率8%は国税分が6.24%、地方税分が1.76%の内訳となっておりますが、消費税決算額に占める食料品等の軽減税率分の額は公表されていないことから、単純に減収額を試算することは困難でございますが、本市にとりましては相当な減収になるものと見込まれます。

併せまして、国税である消費税も地方交付税の財源とされておりますことから、消費税収入が減収となった場合、地方交付税財源が減少し、臨時財政対策債の発行が増加するなど、結果的に市町村の負担増につながる可能性が高くなることが考えられます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） ふるさと納税制度についてお答えいたします。

ふるさと納税制度については、今年度は寄附額の向上に向け、新規返礼品の拡充、返礼品の短期納品化、返礼品のバリエーション拡充の大きな3つの取組を行いました。

ふるさと納税制度に関する総務省告示があり、9月いっぱいポイント廃止となったことから、このポイント廃止前の駆け込み需要の影響もあって、現在、寄附額は増加しているところでございます。こういったことから、今議会におい

て、寄附増額に伴う補正予算を上程しているところでございます。

直近のふるさと納税寄附額の実績でございますが、11月30日現在の寄附額は14億4,745万円、前年度比154%となっております。

補正額については、寄附額の推移を試算したところ、今年度の寄附見込額を18億円から最大25億円としたところでございます。

今後については、年末も相当の寄附が見込まれますことから、引き続き積極的な広報活動と丁寧な対応に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

皆様の期待も大きいでしょうから、しっかりやりたいと思います。

それから、ふるさと納税制度の見直しなどですけれども、この国の制度というのも、年々、毎年のようにいろんな動きがあるところがございます。

この制度に適応しないと、ふるさと納税制度が使えないということですので、自治体によってはそこをちょっと逸脱して、制度に乗れない自治体もあるようでございます。

垂水としても、この制度をしっかり守っていく、そういう形でしっかり運用をしていかないといけないなと思っておりますので、この制度の見直しに関しては、国の動向をしっかり把握しながら、この制度に合わせた運用になるようしっかり取り組んでいきたいと、かつ実績額も上げていけるように努力したいというふうに思っております。

以上でございます。

○財政課長（草野浩一） 予算と財源、歳入と歳出との乖離につきましてお答えいたします。

昨日でも答弁しておりますとおり、現在、令和8年度当初予算の編成の時期に入っており、各課の要求を取りまとめ、要求内容の確認を行っているところでございます。

例年、各課の要求前に、新年度の当初予算に

ついて編成方針や要求の考え方を示した当初予算編成説明会を実施しているところでございますが、今年度は先月4日に開催したところでございます。

その説明会の中で、国の地方財政収支の仮試算等を参考に財政課において試算いたしました一般財源ベースにおける令和8年度の財源組立案におきましては、先ほど議員が言われましたとおり、約14億9,000万円の収支不足が見込まれております。

財政課におきましては、この収支を調整し、収支の均衡を図るため、先ほど申し上げました説明会の中で、将来にわたり持続可能な財政運営を行うため、所属長をはじめ、職員一人一人が危機感を持って、既存事業の検証、見直し、いわゆる事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、現在の財政状況を踏まえ、各課、課内で十分に吟味した予算要求をお願いしたところでございます。

このことを踏まえ、財政課では、限られた財源を令和8年度に実施することが不可欠な施策、事業に重点的に配分を行い、また効率的な財政運営を進めるため、先ほど申し上げましたとおり、現在、各課の要求内容の確認作業を行っている段階であり、各課ヒアリング後に急を要しない事業の翌年度以降での実施検討による歳出削減や活用可能な国・県支出金や地方債の調査など、歳入確保の検討を行い、最終的にはふるさと応援基金などの基金の活用などの検討を行うこととしているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員の財源確保のための陳情についてどのような努力をされているかという御質問にお答えいたします。

財源確保についての取組は、基本的にはただいま財政課長が答弁をしたとおりでございます。その中で、市長である私ができることとして、地域の発展や住民生活の向上を目指して、地域

特有の事情や課題といったことを昨日も御説明させていただきましたが、国に直接訴える陳情活動を通じて、地方の声を国に届けるということでございます。予算確保は最も重要であります、最も難しい課題でもあります。

垂水市におきましては、年間約150億円前後の一般会計予算のうち、いわゆる市税は約14億円であります。そのような中で、財源確保は市長の仕事の中で最も重要で、最も難しい役割であります。

例えば交付税におきまして、大きく普通交付税と特別交付税に分かれるわけでありませけれども、普通交付税は人口や面積と定額でございますので、これは数字上算出されるわけですが、一方、特別交付税におきましては、まちづくりの中で様々な課題について、特別な事情を直接総務省の担当に説明をして予算をつけていただくというプロセスが非常に重要になります。

先ほど、特別交付税の数字の例をお話をされましたが、少し加えますと、令和5年、欠落している部分が9億9,896万5,000円で、令和6年は10億1,954万8,000円ということでございますので、先ほどありました各地でいろんな災害や課題がある中で、垂水市におきましてはおかげさまで大きな災害等はないわけでありませけれども、その中で確実に数字が伸びているということは大変有り難いこととあります。

そのことはどういうことかと言いますと、もちろん担当課を中心に丁寧な資料などを準備していただいて、地元の代議士あるいは財務省所管課である総務省の事務次官などに強く訴えてきた結果、令和元年から6年度まで数字が伸びているということでございますので、そのことには役割を果たしているという安堵感を持っているところでございます。

国の裁量によりまして分配されるわけでありませますので、財源を少しでも本市のために交付を

いただけるように、今後もできるだけ直接足を運んで、丁寧に事情を説明することの努力を続けていくということが大事だというふうにいるところでございます。

○学校教育課長（川崎史明） 夢の翼事業の再開についてお答えいたします。

本事業は、平成30年度に垂水中央中学校の生徒10人を香港に派遣したところから始まりませ。しかしながら、香港の国内情勢や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安心安全を最優先して、これまで実施を見送ってまいりませ。

教育委員会としましては、現在、この夢の翼事業を来年度、8年ぶりに実施するための準備を行っております。

本事業の目的といたしましては、中学生が外国の文化や歴史、自然に触れ、国際感覚を養うとともに、改めて、ふるさと垂水のよさを再確認し、現地での英語によるコミュニケーションを通じて、語学力の重要性を肌で感じ、その向上を図る契機とするものでございます。さらに、これからの国際社会において活躍できる人材を育成することなどを目的としております。

派遣先につきましては、航空便、とりわけ直行便の有無や生徒の安全面を考慮し、親日的でもあります台湾への派遣を計画しております。

具体的には、令和8年度の1月に中学生10名を派遣し、台湾の歴史や文化に触れさせるとともに、現地の中学生と英語での交流を深める方向で準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○教育長（明石浩久） 御質問ありがとうございます。

垂水市青少年海外派遣事業、夢の翼につきましては、学校教育課長として勤務をしておりませ平成30年度に、垂水中央中学校の生徒10人を香港に派遣したのが事業の始まりでございます。

その翌年度も定員を超える参加希望があり、選抜試験に合格した意欲あふれる10人の生徒と準備を進めておりました。しかしながら、香港の民主化デモが本格化、大規模化する状況となり、実施の可否につきまして12月下旬まで検討を重ねた結果、派遣を断念することとなった経緯がございます。

そして、御存じのとおり、派遣中止を決定した翌月の1月には、国内で初めて新型コロナウイルス陽性患者が確認され、その後の感染拡大により、事業実施はこれまで見合わせとなっております。

本事業の実施は平成30年度の一度だけでしたけれども、当時の事業報告書の中に、子供たちの感想が書かれています。

入国審査のためのパスポート提示に緊張したこと、高層マンションや輝く夜景に驚いたこと、現地の生徒と英語で意思疎通できて喜んだこと、香港でも日本製のものが多く売られ、品質の高さを実感したこと、外に出たからこそ分かる垂水の安全さや清潔さ、そして、ぜひ後輩にも経験させたいとつぶられております。

本事業は、垂水市の宝である子供たちが外国における様々な体験、交流を通して、世界観を広げるとともに、ふるさと垂水の魅力にも改めて気づく貴重な機会となります。また、将来の垂水を担っていくリーダーとして活躍し、本市発展の原動力になってくれることを願って実施されるものでありますことから、御理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時12分休憩

午後1時30分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

○池山節夫議員 じゃあ、一問一答でお願いします。

この議会中継は、大体200人ぐらいの方が生で見られると以前聞いたことあるんですけど、またYouTubeでもご覧になりますからね。

私は今回は、ほとんど財政面についての質問をずっと並べてみました。昨日から執行部に対して、行政に対して厳しいんですよ、議会からのあれが。翻って、我々議会はどうかっていうことも考えないといけないと思うんですよ。

だから、ここにこの前チラシが置いてあったんですけど、「人口減少時代を生き抜く自治体 昭和の議会から令和の議会へ」と、こういうのが。まあ、そうなんだよね。昭和の議会をずっと踏襲しててはいけないと。

人口減少、財政縮小、うちはおかげさまで財政縮小してないですけど。それから、人口減少、財政縮小、それから、災害の激甚化ですよ。そして、認知症と介護の急増。現実はまだ待ってられません。にもかかわらず、議会が昭和の作法にとどまり、形式的な前例踏襲を続ければ、まちは静かに壊れていきます。こういうのが入ってたんですよ。決めるのは市長ではなく、議会です。こういうのが入ってた。まさにそのとおりだと思います。

まず、我々議員も、昭和の時代の慣習、議会のそういうものから脱却していかなければいけないと思います。

そこで、インターネット会議について伺ったんですけどね。私は先日、うちの後援会の方から言われたんですよ。池山さんと。あんたたちは、垂水市議会は、今でも遠足に行ってるのと言われてたんですよ。遠足ってどういうことですかって言ったら、埼玉県の戸田市議会、ジョーカー議員って言いますが、河合悠祐議員によれば、これはYouTubeに載ってんで

すよ。オンライン会議で十分なのに、わざわざ出かけるのは遠足に行くのと同じだって。これYouTubeで載ってて、みんな見てる。そういう意見が多々あるんですよ。この議論は、阿久根の市議会でも、こういうのが出てると。

そこで、先日の決算委員長の報告の中で、オンライン会議についての議論があったというのがありましたから、私はそのときの議事録をちょっと出してくれと言って、これ出してもらいました。

これで、持留議員が言われてんですよ。委員会はオンラインで研修の充実ができるだろうと。閉会中の活性化・活発化というのは、オンラインでできるんじゃないかと。そういう指摘がされていると思うので、そういう形によって、今までほとんどなかったけど、これからそういうことでいいんじゃないかということ言われるんですよ。

事務局としては、議会からの声があれば、そういうのも承知してますから対応していきますというような、これ文言なんですよ。

先ほど持留議員から頂いたんですけど、タブレット導入の基本的な考え方というのがあると。それによると、オンラインの委員会とか、本会議は国のあれでよると、本会議は議員本人が出席しないとイケない。ただ、委員会はオンラインでもいいですって、国がそういうふうに認めてんですよ。

だから、委員会もオンラインでもできるだろうし、例えば川越議員元気になられて、ちょっとまだ階段上がってこれないというときには、オンラインでいかがですかっていうことができるわけですよ。

それと、オンライン視察もできると。オンラインによる議員研修を実施して、資質の向上を図るべきだと。これ頂きましたよ。こういうのが、全国の議会でもほとんど増えてるわけです。

そこで、私が何を言いたいかというと、こう

いう遠足を、我々は遠足と思ってなかったけど、でも、市民の中では行く必要があるかと。それ言われると、私もこの前、小野市と池田市に行きましたよ。そのときも、市役所の中ですから、そこで座ってて、小中一貫校についての勉強をしたんですよ。ここにわざわざ来んと、これできないかなというのを思ったんですよ。

タブレット導入したのは今年ですから、そういう急々にということでもないけど、来年は議会も、市長が例えば出張に行くのが280万は多いんじゃないかとか、厳しいわけですよ、昨日から聞いてると。

1期目の市長が、そんな役職つけるとは思いませんよ。2期目、3期目、4期目になって、県の市長会の副会長とか、たしか市長、森山先生が全国畜産会の会長で、市長もたしか理事になりましたかね。それ、ちょっとその辺確認したいけど、答えてもらえますか。

○市長（尾脇雅弥） 昨日、堀留課長だったですか、高橋議員のときに、どんな内訳だということ、100の団体に所属をしていて、大小合わせて会長職が10幾つとかありましたので、全国的にも全部行けるわけではないんですけども、状況を調整しながら行っている回数が昨日説明したとおりでありますので、ちょっと語り尽くせないぐらいいっぱいありますけど、いろんなものに所属をさせていただいているということです。

○池山節夫議員 畜産会の理事というのも、私が聞いたところでは、鹿児島県から1人だったと思いますよ、首長が。それが2期目、3期目になって、前の行かれてた人は、どこの市長だったかあれですけど、その後を受けて、2期目、3期目だから、うちの市長がなっているわけですよ。そうすると、それに併せて出張も増える。当然でしょう。

その辺も、一般市民ではないんだから、議会としてはある程度理解してあげないといけない

と思いますよ、もう。議員になって、2期目も3期目も4期目もなったら、そうなんだと理解してあげるべきだと。

そこへ翻って、さっき言ったように所管事項調査、ほんなら、じゃあ行く必要があるのかと。私は、もうないと思いますね。我々が、議長もですけど、持留議員も、篠原議員は我々より期数が多いですけど、平成の時代、まだインターネットが普及していなかったときは、やっぱ行く必要があったでしょう。

でも、ここへ来て、インターネットで会議ができるようになって、それをタブレット導入しろ、タブレット導入しろと言ったのは議会ですから。それを最も何回も質問されたのが、議運の委員長の堀内議員ですから。ICTの高橋議員も一生懸命言われましたから。

ですから、そういうことも考えたら、私は来年の所管事項調査の予算は、つけなくていいと思っている。財政課長、ここ言っとくから。あなた、私がこんだけ言ってるのに予算つけたら、3月議会、何の根拠があつてつけたか問いますよ。覚悟して予算はつけてくださいよ。それ1つ言っておきます。

まず、そこが1番目ね。おかしいか、言っていることが。(発言する者あり)おかしくないだろ。

次に……。

○議長(北方貞明) ちょっと池山さん、お願いします。ちょっと、これは質問を執行部にはっきりとした形、質問をはっきりした形で執行部に問うてください。

○池山節夫議員 さっき……。

○議長(北方貞明) ちょっと質問がずれてるような気がするんですけどね。

○池山節夫議員 だから、それは要望として言っとくよつってんだから。

○議長(北方貞明) 要望な。

○池山節夫議員 要望も言うなどは言えんでし

よ。議会としては、こう思いますよということも言っとかんといけんから。要望ね。

2番目、台湾との経済交流も、141万は厳しかったんだ、すごく。修正案まで出された。議長が議長判断で修正案否決されましたけど、ここに議会だよりにちゃんと書いてあるから。修正案を出されたのが、それに賛成したのが5人ですよ。この人たちは、ここに議会だよりの中に、どうだろう、堀内議員の議会だよりに厳しいですよ。

「現時点で訪問先や相手方など視察の具体的な内容が決まっていない。本市の財源は限られており、予算の使い道は常に慎重さが求められることから、市民の理解が得られるか疑問に思う」、まあ、いいでしょう。こういう論理だったんですよ。

じゃあ、私の聞いたところでは、議運は今度三重県に行くっていう、何か予定みたいですけど、こんなのも、これほど厳しいことを言うなら、今年の議運の所掌事務調査からオンラインにすればいいんだ。これも要望だ。言っときます。無理やり遠足に行ったら笑われますよというのが、私の今回の要望です。(「失礼だ、それは」と呼ぶ者あり)何ですか。(「遠足はしていない」と呼ぶ者あり)遠足って、私は言っていないですよ。

○議長(北方貞明) 静粛にしてください。

○池山節夫議員 遠足と言ったのは、埼玉県戸田市議会の河合悠祐議員のYouTubeを見てください。彼が言っているっていうことを言っている。私は市民から、池山さんたちは今も遠足に行っているのかって言われていると言っている。その人に向かって言いなさい、失礼だって。あなたが言えるんだったら。ということです。

○議長(北方貞明) ちゃんと執行部に質問してください。

○池山節夫議員 質問はこれからする。分かる。

そういうことですよ。執行部にだけ厳しくて、自分たちのことは棚に上げててはいけないということ、このインターネットを見ている市民の皆さんに言っているということです。失礼だと言うなら、市民に言いなさい。

ガソリンの暫定税率廃止も、やっぱり影響あるんですよ。二百八十何万でしたけど、やっぱり垂水市にとっては、大変な金額だと。まあ、いや。質問せえというから、財政課長、大変な金額、どのくらい大変。質問せえと言うから聞いている。

○財政課長（草野浩一） 先ほど答弁したとおり、金額的には278万という形で、市の規模からすると少額でございますけど、限られた人が特定されていないことや、地方交付税から、こう考えますと、限られた財源の中で市独自の事業を行うということを考えますと、少ない金額であっても、自由裁量のある財源はしっかりと確保していきたいというのが考えでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 そういうことなんですよ。限られた財源なんだから。このことについては、大変だということでもいいですよ。

食料品の消費税についてですけど、高市総理は自民党総裁選のさなかには、国の品格としてなんて美しいことを言いましたけど、私は代替の財源は見つけれないと思ってるんですよ。

この点については、もしなったらということで質問しましたから、ならないように希望しています。ということで、これは終わります。

次です。

ふるさと納税制度、垂水市は徐々に増えてきているんですけど、志布志あたりは相当な金額で、ほかの団体によっては、これもし制度がちょっと変わって、半分しか入ってこないような感じになったらどうするんだろうか、というような財政運営をしているところがあるんですよ。

昨日、前田議員が、市債はなるべく抑制して、

ふるさと応援基金からいろんなものを回してやりなさい。やっぱ財政を勉強して質問をすべきだと思いますよ。

だから、国の、何というの、ちょっとした機嫌で総務大臣がちょっと替わったら、どんな変更になるか分からないわけですよ。20億円規模でも、入ってくるのが半分になったら、10億円違ってくるわけだ。そしたら、財政課は、その10億円をどういうふうにカットしていこうか、難儀をするわけですよ。

ですから、私はふるさと納税について今回質問しましたけど、やはり議員も、市長、執行部にだけ任せるんじゃないくて、自分たちでも財政について考えて、その上で追及しないといけないと思います。

言いたいことを、我々は法律にのっとって、条例にのっとって、規則にのっとってやってるか。規則から外れてないか、条例に外れてないか、そういうのをチェックするわけですよ、議会は。そういうことに、ちゃんとのっとってことに1時間費やしちやいけないと私は思うんですよ。

だから、法律にも合ってる、条例にも合ってる、規則にも合ってる、そういうことは、市民の皆さんに申し訳ないと思いますよ。そういうことで、ああだこうだ言うのは。

昨日、それに関してはハラスメントじゃないですかというのがあったんですけど、議会の立場を利用して、我々はチェック機関だから、ハラスメント機関じゃないというのを、しっかり認識しないといけないということを申し上げておきます。

ふるさと納税制度については、まあ増やせというのも、こっから先はあまり言にくいんだけど、どこだっけ、ふるさと納税制度は、皆様の協力をいただきながら頑張りますという答弁だったな。どのくらい頑張る。質問せえって言うから、質問した。

○議長（北方貞明） 誰が答えますか。

○企画政策課長（堀留 豊） ふるさと納税制度について、大変期待も大きいようですので、答えさせていただきます。

今年度は、まだ年末が控えております。その年末に向けて、これまで返礼品の拡充、それから短期納品化、こういったものにも力を入れてまいりました。

それ以上に大事なのは、やっぱりホスピタリティの部分で、おもてなしの心をしっかり持って対応する。そのために、現在、コールセンターのほうもしっかり運用されています。

ふるさと納税をされた方に本当に喜んでもらって、また使ってみようと、そういう思いを抱かせるような、市としても対応を引き続きしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） ちょっとすみません、市長から。少し、ふるさと納税制度でお話をしたいと思います。

私が見る限りで、担当係長はじめ、職員が本当に大変な思いをしながら頑張っています。先ほども言いましたけど、市税14億、ほとんど変わりません、人口が減っていく中で。それはメガソーラーの固定資産とか工夫をしておりますから、それ以上に、ふるさと納税の割合って大きくなっております。

先ほど志布志の話がありましたけども、志布志はウナギを持っておりまして、これが非常に大きいんですね、大崎とか。うちはウナギもないし、和牛もあるんですけど、商品化はされておきませんので、そういった中で数千万から始まったのが、数億、10億を超えて、今回最大限18から25億ぐらいの可能性があるというのは、簡単じゃありませんので、まずはそのことを申し上げた上で、恒久財源ではありませんので、将来的には年々厳しくなっています。それはな

ぜかって言うと、市場が広がっているからです。だから、我々は頂くほうですけど、出すほうもありますから、そこのバランスを取っていくために、ルールを厳格化しているっていうことでございますので。

ただ、今日の明日、急にやめるっていうことはないと思いますから、例えば5年後どうかっていう形であったときには、それに見合う体制を財源が縮小しますから、そのときにどうやっていくかということになると思いますので、その辺のところはよく見ながら、皆さんに御相談をしながら予算措置をしていきたいと考えているところでございます。

○池山節夫議員 私は、ふるさと納税制度はいい制度だけど、総理大臣、総務大臣の考え一つで、どうなるか分からないって不安は持っているんですよ。だから、あんまりこれに頼りながら財政運営するのはどうかなと思って、今この質問をしているんですけどね。

あるのはいいですよ。それで、いろんなことができるわけですからね。

ただ、昨日も前田議員言われたように、財政規律をしっかりしながら、借金を早く減らしてくれと。そういうことは私からも要望しておきます。

今の財政運営、ずっと私が議員になった頃、市債が百二十何億円でしたから。本当に苦勞された、水迫市長は。行財政改革を本当に8年間必死にやられた。本当に血のにじむような行財政運営で、職員を減らして財政改革をして、本当大変でしたよ。ほんで、財調が1億七、八千万しかなかったんだから。

それをやっとな、ちょっと残ってるというときに、火葬場って言えばいいのかな。あれを鹿屋と合併したら、もう要らないだろうという話があったんだけど、いや、これだけは必要だというんで、あれが1億円くらいだったのかな。あれを造られて、今、垂水市のおかげで、鹿屋ま

で行かなくて済んでるわけですよ。

だから、市長の判断というのは、何とかなかな、重いものがありますね。ということで、ふるさと納税制度については、これで終わります。

あと、財源ですよ。市長が予算と財源ということで聞いてますけど、10億円以上、14億円っていうことだったけど、それをカットしていくと。大変だと思いますよ。

そんな中で、いろいろ言うわけですよ。今ここへ来て、議員を2つ減らす代わりに議員報酬を上げると。政務活動費をくれと。

始良市が、議員を4人減らす代わりに報酬を上げると。それで住民説明会開いたら、こてんぱんにやられて白紙撤回した。もうすぐ、来年かな、選挙があるんだけど、そのまま議員定数だけ減らして、議員報酬に関しては、そういうことはなくて、ただ特別職の報酬審議会か、それを開いてくれという要望だけはするということが新聞に載ってましたけど。この時代に、じゃあ2つ減らす代わりに議員報酬を上げるとか言って、市民に説明してとおるもんかということをまず言いたいです。

いろんな考え方があるんですけど、国会議員は歳費をもらってる。国会議員というのは、私が調べたところでは常勤だとみなされるらしいんですよ。常勤の国会議員に期末手当がついてるから、地方議会の議員にも、じゃあ期末手当をつけましょうと言って、これ法律で期末手当を地方議会の議員につけなさいって決まってるわけじゃないんですよ。垂水市の条例で、つけてあげましょうというので、ありがとうって期末手当がついてるわけですよ。

国会議員は常勤、市長・副市長・教育長、特別職です、我々も。だけど、このお三方は常勤なんですよ。我々は、まだ国の論議でも、地方議会の議員は常勤か非常勤かというので、まだ決着がついてない。私は非常勤だと思ってます

けど。その非常勤が期末手当もらってるんですよ。（「そう。はい、そうですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（北方貞明） 質問はちょっと外れているような気がするんですけど、的確に質問をしてください。

○池山節夫議員 今から質問に入るんですよ、議長。

○議長（北方貞明） 前置きですか。

○池山節夫議員 前置きが長いから、おまえはいけないということ、ないでしょ。今から財政と予算に関して質問をしようとしてる。何で遮るかな。忘れるでしょ。

○議長（北方貞明） 簡単に述べてくださいって言うてる。

○池山節夫議員 忘れるでしょ。

○議長（北方貞明） 質問をしてくださいよ。

○池山節夫議員 そんな中で、特別職は期末手当出るのは当たり前だよ。言うなれば、非常勤というのは非正規職員だよ。それで期末手当はもらってる。

以前、ある議員が、名前は伏せますけど、おまえたちは議会するときだけで、それ以外は遊んでるじゃないかって言われたという発言があったんですよ。遊んでるとは言わんけど、その間に政務活動をしなさいということで、毎月の報酬が出てるんです。それに政務活動費をくれというのは、私はおかしいと思ってます。

ですから、予算と財源に戻りますけど、こういう動きを捉えた上で質問せんと、また議長が怒るから、誰に質問しようかね。

副市長、何て言えばいいかな、議会の活動、まあ何でもいいや、質問として。常勤だと思います、議員を。非常勤だと思う。これ決着ついてないんだけど。まあ、非常勤だと思いますでも、常勤だと思うでも、私には分からないでもいいですが、質問。

○副市長（坂元裕人） 大変難しい御質問でござ

ございますけれども、今、一生懸命、公の関係者が恐らく議論している真っ最中だと思いますので、私からは、そのことについてのコメントはできません。お許してください。

○池山節夫議員 前振りは長いけど、質問はちょっと。質問はするんだ。

今回の財政に関する質問、これで終わりますけど、要望として最後に言っときます。議員定数を減らすから議員報酬を上げろ。そうすると、この前、報酬審議会が開いてもらえるんだろうかというのが、この前、委員会であったんですけど、議会が要望すれば、特別職の報酬審議会は開かざるを得ないのか、どちらでもいいのか、分からないですけど。

もし議会からの要請があって、報酬審議会を開くと。そのことになったときには、ここで要望しておきます。これは、次の市議会議員選挙の争点になりますから、ぜひ報酬審議会の委員が選ばれましたら、その委員の方々に議会から少なくとも1人は、その報酬審議会の答申は選挙前には出さないでくださいと、そういう声があったということをお伝えいただきたい。これを要望として、私の質問を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、2番、宮迫隆憲議員の質問を許可いたします。

[宮迫隆憲議員登壇]

○宮迫隆憲議員 お疲れさまです。通告書に従い、順次質問させていただきます。明解な答弁をお願いいたします。

1、農政について伺います。

平素より家畜衛生及び畜産振興に御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。このたび鹿児島県で初めて豚熱が確認されたとの発表を受け、県内の畜産関係者をはじめ、地域住民にも大きな影響が懸念されております。

つきましては、現状の把握と、この豚熱の発生で本市にどのような影響があることが考えられるのか、農林課長に伺います。

次に、本市の介護の実情について伺います。

私は先日、市外の介護関係の仕事をしている友人とお会いをし、話を伺う機会がございました。この友人は介護の逼迫している現状、今後の課題を伺う中で、本市の実情はどうなっているのか、今後必要とされる方が適切にサービスへつながる環境づくりに役立てるため、質問させていただきます。

現在、全国的に高齢者の増加とともに、介護サービスを必要とされる方が年々増えている一方で、様々な理由からサービスに至らない、いわゆるサービス未利用の方が一定数存在するとされています。

未利用の理由として、本人の遠慮や制度の理解不足、家族の現状、申請手続への壁など、複合的な要因があると考えられていますが、地域ごとにその状況は異なるため、まずは垂水市の実態を把握したく、本市のサービスが必要な方で、サービス利用につながっていない人数はどれほどおられるのか、福祉課長に伺います。

次に、中学生の部活動への支援について伺います。

本市の子供たちは日頃から熱心に部活動に励み、県大会はもとより、九州大会以上の大会に出場する選手も増えているように感じます。これら上位大会への出場は、子供たちの努力の結晶であり、本市の教育の成果として評価すべきものでもあります。

しかしながら、その一方で、遠征に伴う遠征費、宿泊費等の負担が大きく、保護者の皆様にとって大きな経済負担となっているのが現状でもあります。物価の高騰が続く中、こうした費用負担は年々増加しており、競技によっては大会参加をためらう家庭もあるとの声を聞いております。

そこで、本市が実施している部活動の九州大会、全国大会等への参加補助についての規定、そして、どういう団体へ補助を行っているかな

ど、最新の状況を学校教育課長に伺います。

次に、消防職員増への考え方について質問いたします。

さて、今年も国内各地で様々な災害が発生しております。2月に発生した岩手県大船渡市での大規模な山林火災を皮切りに、全国各地で同様の山林火災が報告されています。

また、8月には線状降水帯による集中豪雨によって、県北部の始良市、霧島市を中心とした大規模豪雨災害が発生しました。さらに、記憶に新しい例として、11月17日に発生した大分市での大規模火災もございます。

こうした災害対応で、いち早く活躍されるのは、消防職員や地元の消防団員の方々であります。このような方々の存在により、住民は安心した生活を送ることができていると言っても過言ではありません。

このような状況を踏まえ、災害から市民の生命や財産を守るためには消防力、特に消防体制の充実を進めることが必要不可欠だと思っております。そのため、消防職員の増員について質問させていただきます。この点については、昨年6月議会でも質問させていただきましたが、消防長も替わられましたので、改めて今回見解を求めたいと思います。

ここ数年の垂水市の状況につきましては、感染症の拡大や高齢者の増加による影響で、年々救急出動件数が増加していることは、昨年の答弁でも承知しております。その際、職員の負担軽減対策として、救急救命士の継続的な養成や救急現場での業務負担を軽減する資機材の導入など、様々な自助努力を行いながら、消防力を継続的に維持する方針であるとの答弁をいただきました。

しかし、近年の温暖化による豪雨災害や、将来的に発生が予測されている桜島の大噴火、南海トラフ大地震に備えるためには、消防職員体制の充実がさらに重要であると考えております。

そこで、新たな考え方や方向性について伺うとともに、10月の決算委員会で議論された消防広域化についても、今後の方針を消防長にお示しいただければと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 県内初の豚熱が発生したが、本市への影響はにつきましてお答えいたします。

豚熱は、豚やイノシシが感染する致死率の高い伝染病で、日本では令和2年まで「豚コレラ」と呼ばれておりました。家畜伝染病予防法の改正により、令和2年2月5日をもって、従来の「豚コレラ」という病名は「豚熱」に病名が変更されております。

豚熱は、豚、イノシシ特有の病気であり、人に感染することはありません。仮に感染した肉を食べたとしても、健康への影響はございません。

国内での発生状況でございますが、平成30年9月9日岐阜県の養豚場において、平成4年以来26年ぶりに豚熱が発生し、令和7年10月3日時点で、24都県において100事例の発生が確認され、約43万頭が殺処分されております。

また、野生イノシシ陽性確認地域が拡大し、北海道を除く46都府県がワクチン接種推奨地域となっております。

令和7年11月19日に、霧島市で県内初の野生イノシシの豚熱感染事例が確認され、その後も複数事例確認されております。

現在は、霧島市で5例、隣接する曾於市で2例の発生が確認されております。本市を含む県内全域において、豚熱ウイルスの拡散リスクが一段と高まっていると認識しているところでございます。

現時点で、本市において野生イノシシや飼養豚の豚熱感染事例は確認されていないところでございます。県内の全ての養豚場においては、既に豚熱ワクチンが接種されており、国の豚熱

に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、豚の移動制限や搬出制限は行われない方針となっております。

県内で発生リスクが高まっていることを受け、本市では県や関係機関と緊密に連携し、最新の発生状況や防疫措置の情報をリアルタイムで共有し、市内の養豚農家に対し、野生動物の侵入防止対策の徹底、消毒の実施、衛生管理の強化など、個々の農場での防疫対策を改めて指導したところでございます。

また、死亡した野生イノシシを発見した場合は、速やかに市役所、または最寄りの地域振興局へ連絡するよう、周知に努めているところでございます。

そのほか、肝属2市4町や農協など関係団体で構成する肝属地区家畜伝染病防疫対策協議会において、発生時の消毒ポイントなど広域での初動防疫体制の確認や、消毒薬の備蓄資材の整備状況について再確認を行ったところでございます。引き続き緊張感をもって、関係機関と一丸となって防疫対策に万全を期してまいります。

以上でございます。

○福祉課長（新屋一己） サービス利用につながっていない方の人数についてお答えいたします。

現在、介護サービス利用を目的として認定を受けている方の人数は約1,070名となっており、このうち要介護認定を受けながらも、サービスを利用していない方は約100名となっております。

主な理由としましては、医療機関に入院中の方、手すり設置、段差解消などの住宅改修のサービス利用のみの方、家族や周りが申請したが、本人の意思でサービス利用しなかった方などが挙げられます。

在宅でのサービス利用については、本人の希望により自立・重度化予防の目標を設定し、家族の意思を尊重しながら、ニーズに合わせた

サービス提供を行っているところでございます。

また、施設サービス利用についても、待機者が一定数存在しておりますが、他の施設で待機している方や、在宅生活の中で介護が必要な方は、何かしらの介護サービスを受けているため、福祉課、地域包括支援センター等が把握している中では、現状サービスを利用したい方が受けられない状況にはないと考えております。

一方、本市では、周りの支援もなく、行政などに声を届けにくい方をサービス利用につなげることや、先ほどお話しました要介護認定を受けながら、介護サービスを利用していない方の現状を確認することを目的として、生活支援体制整備事業の中で高齢者等生活実態調査を実施し、支援等が必要と思われる方の把握に努めているところでございます。

調査方法については、要介護認定者のサービス利用データや社会福祉協議会社会調査による見守り台帳のデータを基に、同居家族等の支援体制がない高齢者等で、かつ地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等、公的なサービス提供機関とつながりが無い方を抽出し、業務委託しているNPO法人が個別訪問により実施しているもので、令和7年度においては65件実施いたしました。

調査結果については、本人の同意の下、地域包括支援センターや各関係機関と情報共有し、適切な支援につないでいるところでございます。

そのようなことから、介護が必要になった際、必要な介護サービスの提供が滞ることがないように、包括的な支援体制を構築するとともに、地域の見守り体制や家族の支援を大切にしながら、さらに地域全体で支える体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 部活動の九州大会等への参加補助についてお答えいたします。

本市では、垂水中央中学校の生徒が、部活動

において九州大会や全国大会に出場する際、保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付しております。具体的には、垂水中央中学校各種大会出場費補助金交付要綱に基づき、出場する生徒に対して、交通費や宿泊費などの経費の2分の1程度を補助しております。

今年度は、九州大会へ出場した剣道部と女子ソフトテニス部に、南九州大会に出場した吹奏楽部に対して補助金を交付し、保護者をはじめとする関係者に喜んでいただいたところでございます。

今後も、部活動の補助金制度の適正な運用に努めるとともに、スポーツ及び文化活動の振興を推進してまいります。

以上でございます。

○消防長（松尾智信） 消防職員増への考えはについての質問にお答えいたします。

近年、人口減少や高齢化が進行する中で救急出動件数が増加しており、これに加えて、火災や災害が重なる事態への不安が課題として挙げられます。

さらに、職場においては救急救命士資格取得等、長期研修に加え、近年、取得促進が図られている育児休暇、看護休暇、年次休暇を取得する職員がいることから、運営が厳しい状況であり、市民の皆様が安心安全を提供し続けるには、何らかの対応・対策が必要と認識しております。

現在の体制では、交替制として隔日勤務による二部体制、本所最低人員8名、牛根分遣所3名で運営しており、年間約1,100件の救急出動や火災及び各種災害に対応しております。

また、本市の消防職員構成を見ると、中堅の職員が多数を占め、若手職員の割合が少ないという課題もあります。これにより、将来的な世代交代や組織バランスの問題が懸念されるため、これらの対策も検討していく必要があります。

このような状況を踏まえると、消防職員の増員は喫緊の検討課題であり、このことを実現す

ることで現行の運営体制を安定化させ、市民の命や安心安全を守る取組をさらに強化することが可能になると期待をしております。

しかしながら、増員に係る人件費やその他財政的な負担の問題もありますので、この点については慎重に議論を進める必要があります。そのため、現状の課題を整理し、消防職員の配置計画、さらには中長期的な方針も含めた議論を進めるべきと考え、平成30年に作成しております、安心安全な地域社会構築のための消防力の整備指針である垂水市消防基本計画の中間見直しも早急に検討する必要があると認識しております。

見直しに当たっては、市民の安心安全のため、市内の救急・災害対応能力の維持向上を最優先課題としながら、世代ごとの職員バランスの調整や働きやすい職場環境の充実、人材育成の強化の整備についての見直し、それに加え、現在休止している隣接する自治体との広域的連携の再構築についても併せて見直しを行い、より効果的・効率的な運営体制を構築していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答方式で2回目の質問に移らせていただきます。

まず、豚熱についてですが、豚とイノシシにしかない病気であること、そして、人体にはうつらず、感染した肉を誤って食しても健康には影響はないとのことでしたので安心はしたのですが、国内の発生状況は、これまで100事例の発生が確認され、約43万頭が殺処分されているようであります。

現在では、46都府県がワクチン接種推奨地域となっておりますが、県内の全ての養豚場においては、既に豚熱ワクチンが接種されており、国の豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基

づき、豚の移動制限や搬出制限もないようであり
ます。

しかしながら、このワクチンも調べてみれば、
100%予防になるのかといえ、個体差などで
完全ではないようであり、やはりイノシシの侵
入、接触、外部から持ち込ませないことが大切
なことであると認識いたしました。

課長の答弁でありましたが、霧島市で5例、
曾於市で2例発生しており、距離的には、境地
区で最短で28キロ先で発生しております。こう
いったことを考えれば、イノシシの移動距離か
ら考えれば、本当に予断を許さないような状況
じゃないのかなと思っております。これはまた、
猟友会との連携も必要不可欠であると思いま
す。

垂水市として、どのように今後支援していく
のか、対応と対策について伺います。

○農林課長（森 秀和） 今後の対応と対策に
つきましてお答えいたします。

畜産農家には、侵入・蔓延防止に向けた防疫
対策が求められており、労力に加え、消毒資材
のかかり増し経費など、依然として厳しい経営
状況に置かれております。

今議会に養豚農家の経営を支援するため、豚
熱ワクチンに要する費用のうち養豚農家が負担
する経費の一部を助成する、豚熱ワクチン接種
支援事業補助金の補正予算を上程したところで
ございます。

本市の重要な基幹産業である畜産業を守るた
め、市況や消費動向に注視しつつ、関係機関と
連携し、必要な財政措置等について国・県へ要
望し、畜産農家の経営安定と防疫体制の強化に
万全を期してまいります。

また、損益分岐点に大きく影響する配合飼料
価格の長引く高止まりで、畜産経営を維持して
いく上で深刻な問題となっており、今年、夏場
の猛暑は繁殖率の低減なども、畜産経営に大き
な影響が出ているようでございます。

これまでの農家支援に関わる様々な現状を分

析し、新年度に向けた支援策について、関係機
関と検討を行っているところでございます。引
き続き農家の防疫対策、市の体制等について再
度確認を行い、初動が遅れないよう万全を期し
てまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。御答
弁にありましたとおり、豚熱は畜産業に計り知
れない影響を及ぼす深刻な問題であり、生産者
の皆様、日々の防疫措置や経営面での不安を抱
えながら、懸命に努力を続けておられます。行
政として現場の声を正確に受け止め、必要な支
援を確実に届けていくことが何より重要だと感
じております。

今回御説明いただいた支援事業や今後の取組
については評価をいたしますが、制度の使いや
すさ、スピード感、そして現場との情報共有の
観点から、まだまだ改善ができる点もあると認
識しております。特に生産者の経営継続を支え
る補助事業が十分に機能するよう、周知の徹底、
手続の簡素化、さらに実際の支援が迅速に行き
届く仕組みづくりをぜひ引き続きお願いをして、
この質問を終わりたいと思います。

次に、介護についてですが、現在はサービス
が必要でありながら、サービスにつながってい
ない方はいないとの答弁をいただきました。必
要な方が適切に支援につながっているという点
は、大変心強く受け止めております。

しかしながら、今後の人口構造の変化や介護
人材の確保を考えますと、今後も同じ状態を維
持できるとは限らないと懸念しております。特
に訪問介護は、高齢者の方々が住み慣れた地域
や自宅で暮らし続けるために欠かせないサービ
スであり、地域包括ケアの中心的な役割を担っ
ております。

一方で、全国的には訪問介護事業所の閉鎖や
人手不足が顕著になっており、サービスの担い
手の確保が大きな課題となっております。

垂水市においても、今後、高齢化が進むことは避けられず、利用者の増加に対して人材や事業者が十分に確保できるのか、今から見通しを立てていくことが必要であります。

そこで伺います。

今後5年間を見据えたときに、垂水市における訪問介護サービス提供体制をどのように展望されているのか。利用者の増加への備え、人材確保、事業所の支援など、どのような課題認識と方向性を持っておられるのか。市民の方々がこれから安心して在宅生活を続けられるよう、将来を見据えた明確なビジョンをお示ください。

○福祉課長（新屋一己） 訪問介護の5年後の展望についてお答えいたします。

本市の訪問介護事業所は、現在、垂水市社会福祉協議会が開設している訪問介護事業所が1か所のみとなっており、10名の訪問介護員によってサービス提供がされているところでございます。

事業所に確認したところ、現在の状況として、介護サービスを希望された方に介護サービスが提供できないということではなく、人員は不足していないとのございでしたが、訪問介護員のうち60代以上の職員が7名在籍するなど高齢化が進行しており、将来のことを考慮しますと、早急な介護人材確保及びサービス提供に向けた対策が必要であると考えております。

また、現在の訪問介護のサービス利用状況について申し上げますと、利用者の7割が垂水市社会福祉協議会の訪問介護事業所を利用しており、新城、柘原地区の一部について、隣接する鹿屋市の訪問介護事業所を利用している状況でございます。

そのため、将来的に鹿屋市の訪問介護事業所の利用拡大という方法も検討できますが、地域が新城、柘原地区に限定されることや、介護事業所においては全国的に人材不足となっており、

鹿屋市の事業所も同様であることから、大きく拡大することは困難であると考えます。

そのようなことから、本市の訪問介護事業所の存続は重要であると考え、訪問介護事業所のみではなく、介護事業所全体を対象として、介護の資格取得や更新等に関して支援をできないか検討しており、訪問介護事業所においても、資格取得を希望する方や若い世代の未経験者等を訪問介護員としての育成ができればと考えております。

また、併せて垂水市社会福祉協議会におきましては、介護保険外の社会福祉事業においても運営が厳しくなっている状況もありますので、訪問介護事業を含めた法人の運営が継続していけるよう、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。今後5年間の訪問介護体制の見通しについて御答弁をいただきました。人材確保の面では、資格取得への補助や更新費支援など、市としても工夫を重ねておられることは理解しております。

しかし、現実問題として、垂水市全体の人口構造を見ると、若手人材そのものが少なく、資格取得を促すだけでは十分な担い手を確保するのは難しいのではないかと感じています。介護の専門人材を新たに育成するだけでは、今後のニーズの増大に追いつかない可能性があります。

そこで、既存の枠にとらわれない、新しいアプローチも検討するべきではないかと考えています。

垂水市は、現在、労働力マッチングサービスを提供するタイミーと包括連携協定を結んでいます。タイミーは、短時間・短発の働き手を必要とする事業者と働きたい人、人材をつなぐ仕組みであり、全国では福祉施設や医療機関が補助的な業務に活用した例も出ています。

もちろん、介護職として専門的なケアを行う

には資格が必要であり、タイミーのワーカーが、そのまま介護職員の代わりになるわけではありません。

しかし、送迎や環境整備、食事の配下膳、事務補助など、介護専門職でなくてもできる業務を切り出していくことで、資格を持った職員が、より専門性の高いケアに専念できる環境づくりが可能になるのではないかと考えています。

そこで伺います。

包括連携協定の枠組みを生かし、訪問介護事業所を含む介護分野においてタイミーを補助的業務に活用できないか、実証的な取組や検討を進めるお考えはあるのか。専門職不足の課題を補完する新たな人材確保として、市の御認識を伺います。

○福祉課長（新屋一己） 介護事業所において、タイミーの活用はできないかについてお答えいたします。

垂水市内・地域内の生産年齢人口が減少し、働き手が減少していく現状において、市内外の働き手を確保するという観点から、包括連携協定を締結いたしましたタイミーとのサービス利用を活用することは、とても有効であると考えております。

現在、介護関係の事業所で申し上げますと、養護老人ホーム垂水華厳園が活用していると聞いております。

活用に関しましては、業務の可視化が必然であり、専門職でしかできない身体介護等のコア業務と、その他の清掃等のノンコア業務を切り分け、ノンコア業務で活用することで、真に専門職が必要な業務に専念することができ、そのことで地域内の介護サービスを維持できるものと考えております。

具体的には、厨房での調理業務、施設内の清掃等で活用しているようで、サイト内に掲載すると、すぐに応募があると聞いております。

また、養護老人ホーム垂水華厳園においては、

ICT化も同時に推進しており、利用者の同意を得て見守りカメラを設置することで、配置する人員を削減する取組を実施するなど、今後の人材不足に対応するためのモデルケースとなるような取組を実施しているところでございます。

そのようなことから、現在、養護老人ホーム垂水華厳園の取組等を他の事業所でも活用を検討していただくために、在宅医療・介護連携推進事業研修会の中で、介護事業所や医療機関と情報共有を行っているところでございます。

今後、人口減少地域での介護サービスをはじめ、その他の分野でのサービスの在り方について、このような先進的な取組等を情報共有し支援していくことで、人材不足に耐え得る体制を確立していければと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。垂水市の福祉、特に訪問介護の将来を見据えた取組について丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございました。サービスが必要な方が、現在しっかり支援につながっているという点は大変心強く、関係者の皆様の御尽力に改めて敬意を表します。

一方で、これから高齢化が進む中、訪問介護の需要は確実に増えていきます。若い人材が限られている垂水市の現状を考えると、将来の資格取得だけでは、担い手不足を乗り越えるのは難しい面もあると感じています。

そこで、タイミーの仕組みを補助業務に活用するなど、新しい可能性もぜひ一緒に検討していただければと思います、提案させていただきました。

先日、本市の福祉施設にタイミーの利用状況を伺いに行きましたが、11月の実績は19件の応募をし、19件全てが12時間後にマッチングし、12月の応募も順調に埋まっていると教えていただきました。

私もびっくりしたんですが、例えば鹿児島市から鹿屋市に向かう途中で、2時間ぐらいちょっとお手伝いをして、そのお金で鹿屋にちょっと御飯食べに行こうかなとか、宮崎から鹿児島に行く途中に、こっちに寄って仕事をして、鹿児島でちょっと遊ぼうかなとかっていう、何かちょっと今までにないような、すごい斬新なことがあるんだなって、ちょっとびっくりしたんですが。

市民の暮らしを支える福祉は、市と事業者、そして地域が協力して守り育てていくものであります。今後も、よりよい体制づくりに向けて、引き続き前向きな御検討をお願いをし、この質問を終わります。

次に、中学生の部活動への支援についてですが、大会参加への補助について御答弁をいただきました。現在、どのような制度の下で支援が行われているのか、また直近の状況についてもお示しをいただき、理解を深めることができました。

大会に挑戦する生徒たちにとって、経済的な負担が軽減されることはもちろん大切ですが、それと同じぐらい、日頃の部活動の環境が整っていることも大きな支えになると感じています。

特に最近では、部活動の地域移行が進み、学校の先生方の負担軽減が求められる中で、外部の指導員の存在が、これまで以上に重要になってきていると受け止めております。実際に指導員の方に来ていただけることで、生徒の技術面だけではなく、活動の幅や安全面も大きく向上しているという声も耳にします。

しかし一方で、指導員の確保が難しい部活もあるようで、人材の偏りや部活動時間の調整に苦勞しているという現場の事情も伺っております。

大会に向けて頑張る生徒たちのためにも、安心して部活動ができる指導体制が今後さらに重要になってくるのではないかと考えております

が、そこで、次に、本市として指導員確保をしやすいするための取組や今後の方向性についてお示しください。

○学校教育課長（川崎史明） 部活動指導員の確保につきましてお答えいたします。

スポーツ庁・文化庁が公表している、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の取りまとめにおきましては、教職員の働き方改革やスポーツや文化活動を地域全体で関係者が連携して、将来にわたって生徒の継続的な活動を保障することを目指し、これからの部活動の方向性としまして、地域連携、地域展開を図っていくことが示されております。

しかし、地域の中で指導経験のある人材や専門性の高い指導員を確保することは、全国的にも、また本市にとりましても課題となっております。

そのために、本市としましては、まずは垂水市地域部活動推進協議会におきまして、各競技団体の代表者に部活動指導員の人材確保の協力を依頼しております。また、本市と鹿屋体育大学との包括連携を活用し、学生課担当者のほうから学生に対して、部活動指導員募集について周知をしていただいております。

さらに、広報たるみずで指導員を公募するなど、市内外から広く人材確保に努めているところでございます。

現在、垂水中央中学校における剣道部、女子バドミントン部、吹奏楽部の3つの部活動に、4人の部活動指導員を配置しております。中学校からの部活動指導員の要望につきましては、人事異動等により変わっていくことから、今後も垂水市地域部活動推進協議会とのさらなる連携、広報、周知の工夫により、人材の確保に一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。本市としては、まず地域部活動推進協議会にお願い

をし、難しい場合は、連携協定を結んでいる体育大など関係機関にも協力を求め、それでも難しい場合には、公募で広く人材を募るという段階的な取組を進めていただいていることが分かりました。限られた条件の中でも、生徒たちのために適切な指導体制を整えようと工夫されている点には改めて感謝いたします。

ただ、現場からは、競技によって専門性の高い指導者の確保が難しく、課題が残る部分もあるようであります。特に地域移行が進むこれからは、外部指導員の存在は、これまで以上に部活動の継続や質の向上に大きな役割を担うことになると思います。

その意味でも、今回お示しいただいた3段階の対応を引き続き丁寧に進めていただくとともに、指導員の方が活動しやすい環境づくりや登録者の拡充にも積極的に取り組んでいただければと考えております。

生徒たちが安心して好きな部活動に打ち込めることは、学校生活の充実だけではなく、心身の成長にもつながる大切な機会です。今後もぜひ学校現場の声に耳を傾けながら、部活動を支える指導体制の充実に取り組んでいただくことをお願いして、この質問を終わります。

次に、消防職員の増員については、人件費やそのほか財政的な負担の問題もあることから、慎重に議論を進める必要があるとのことでしたが、新たな展開として、平成30年に策定された消防力の整備指針である垂水市消防基本計画の見直しを行い、その中で、世代ごとの職員バランス調整や働きやすい職場環境の充実、人材育成強化といった課題についても検討されているとの答弁でありました。

さらに、現在休止している隣接自治体との広域的連携の再構築についても、より効果的かつ効率的な運営体制を構築する必要があると考えておられるようであります。この取組は、職員の負担軽減のみならず、消防機関間での柔軟な

連携や協力体制の構築にもつながります。そのため、慎重に進めていただきたいと考えております。

次に、職員の負担軽減への対策はについて質問いたします。

1回目の答弁で、職員の増員については、人件費やその他財政的な負担の問題があるため、直ちに増員を実現することは難しいとの見解であったかと思えます。

そこでお伺いします。

救急搬送の増加や多様化、複雑化する災害に対応するための職員に対する具体的な負担軽減対策は、どのように考えておられるのか、お示しく下さい。

○消防長（松尾智信） 職員の負担軽減への対策はについての質問にお答えいたします。

現在、本市消防職員の限られた人員体制の中で、年間約1,100件もの救急出動を含む現場業務を遂行している職員たちに対し、負担軽減を図ることが喫緊の課題であると考えております。

しかしながら、現状の予算や人員体制を総合的に勘案しますと、直ちに増員を実現することは困難な状況にあり、当面は現在の体制内で運営していかなければならないと認識しております。

こうした状況下で、本市消防職員の負担軽減を図るためには、現場の工夫や創意による対策が必要であると考えております。

具体的には、非番職員の調整を柔軟に行うことで勤務時間や休暇のバランスを確保し、職員の疲労軽減を図り、状況に応じたシフト運用を通じて、職員の負担を少しでも軽くすることを目指します。

また、業務負担を軽減する電動ストレッチャー等の資器材導入など自助努力も行いながら、消防力の継続的な維持ができるよう努めます。

また、1回目の答弁でもお答えしたとおり、広域化による運営体制は、効率化を進めるとと

もに、緊急時の体制強化に資するものと考えております。ただし、広域化については、近隣市町の諸事情もありますので、慎重に進めていく必要がございます。

今後、本市といたしましては、市民の皆様の生命と財産を守るため、職員が長期的に健康で活躍できる職場環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。消防行政におきましては、急激な人口減少や高齢化に加え、災害の多様化・複雑化といった課題がございます。そのような状況下でも、災害への迅速な対応は不可欠であります。

今後は、限られた消防資源を最大限に活用するため、中長期的な計画の見直しを進め、持続可能な体制を整備することが非常に重要であると私も考えております。

これにより、垂水市民の生命と財産を守るとともに、消防職員が長期的に健康で安全に活躍できる職場環境の整備が進められることを大いに期待いたしまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。

次は、2時50分から行います。

午後2時43分休憩

午後2時50分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、池田みすず議員の質問を許可いたします。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 議長の許可を頂きましたので、先に通告しておりました項目について質問いたします。

明確な御答弁をお願いいたします。

令和7年7月1日施行の垂水市職員の給与等

に関する規則の一部を改正する規則、管理職手当増額に関する規則については、施行前に議会への説明がなかったため、このことを知った多くの市民から不満の声が寄せられました。

市民の皆様から負託を受け、税金を預かる行政として市民の負担や職員の待遇に関わる重要な事項については、市民や議会への丁寧な事前説明と周知が不可決であると考えます。

つきましては、今回の規則改正に関する市民への報告がなかった経緯と今後の市民や議会に対する説明責任をどのように果たしていくのか、具体的な方針を伺います。

次に、組織能力の強化について伺います。

この組織の基盤となる会計年度任用職員の採用までの流れについて、最初に詳しくお聞かせください。

次に、台湾交流事業についてお伺いいたします。

9月定例会において、補正予算に計上されました台湾友好交流事業141万円について、現在の進捗状況を詳細にお聞かせください。

次に、グラウンドゴルフ場整備についてお伺いいたします。

本定例会初日の全員協議会において、牛根地区と中央地区のグラウンドゴルフ場の施設整備について説明がありました。

中央地区のグラウンドゴルフ場整備については、その必要性に反対するものではありませんが、総経費1億5,000万という高額な事業費に対しては違和感を覚えます。

特に、牛根地区や新城地区など、ほかの地区に存在するグラウンドゴルフ場の施設整備と比較した場合、その金額的な平等性が損なわれているのではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

最後に、課税の適正化・公平性についてお伺いいたします。

このたびの補正予算に計上されました固定資

産税の誤賦課に伴う還付金については、市民への公平性と行政の信頼に関わる重大な問題であると認識しています。

今回、発生した誤賦課について具体的な原因とその経緯を詳細に御説明ください。

また、これまで本市において今回と同様の固定資産税の課税誤りが何件発生していたのか、その実態と件数を年度別に明確にお示しください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（園田 保） それでは、議員御質問の垂水市職員の給与等に関する規則の改正についての答弁をいたします。

今年、令和7年第3回の市議会定例会の議員の質問において条例の制定・改廃については、地方自治法の規定に基づき、議会の議決が必要とされており、規則の制定・改正につきましては、市長の専決事項である旨を答弁させていただいたところでございます。

今回、議員からも様々な御意見頂いているところでございますが、これまでも議員の皆様から頂きましたことにつきましては、特に、住民の権利や利益に直接影響するような事案につきまして、全員協議会等で説明させていただいているところでございまして、今回改めて御意見を頂きましたので、どのような事柄をどのように説明するか、今後、議会の皆様から御意見を賜りながら互いに確認しつつ、前向きな検討を進めていきたいと考えます。

それから、会計年度任用職員の採用までの流れについてでございます。

これは一般的な4月から会計年度職員を任用する際のスケジュールでございますけれども、本市の会計年度任用職員につきましては、例年1月に広報誌及び市ホームページで募集を開始しております。

応募者は、申込書に本人の情報や希望職種、応募理由を記入した上で、提出先である総務課

に提出することになります。

総務課におきましては、提出された申込書の内容等を確認し、決裁後に会計年度任用職員採用候補者名簿を作成することとなります。

その後、各所属課は、会計年度任用職員の採用候補者名簿に登載されている応募者の中から、面接による採用選考を実施し、各課ごとに会計年度任用職員を採用することとなります。

なお、最終的な採用決定に当たっては、市長部局では副市長、教育委員会部局では教育長の決裁を受けて採用が決定するということとなります。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 台湾交流における現在の進捗状況についてお答えいたします。

先ほど、池山議員への御質問にもお答えしましたが、福岡にある台湾総領事館の陳銘俊総領事からの御提案を受け、台湾との友好交流の検討を進めており、台湾中部に位置する南投県にある名間郷という自治体との交流を予定しているところでございます。

名間郷との交流内容でございますけれども、経済、観光並びに教育など、幅広い分野での友好交流を深めつつ、相互理解と信頼関係を築くことで持続可能な友好関係を構築することを目指していきたくと考えております。

具体的には、人と人との交流に加え、観光、水産、商工振興の観点から、観光業、飲食業等の商工関係者等に向けた本市の観光地や特産品の商談会やプロモーションイベント等を通じた販路拡大など、本市企業の稼ぐ力の向上に寄与する取組を行っていきたくと考えております。

また、併せて交流協定の締結等も目指したいと考えております。

9月議会で議決いただきました台湾への行政視察につきましては、総領事館を通じて本市と名間郷で調整を進めた結果、2月5日木曜日から2月7日土曜日の2泊3日の行程で、市長、

水産商工観光課長、国際交流担当係長である秘書広報係長の計3名で最終調整を行っているところでございます。

また、名間郷から本市への行政視察につきましては、令和8年4月以降で調整を進めているところでございます。

続きまして、中央地区グラウンドゴルフ場とその他グラウンドゴルフ場の整備における違いにつきまして御説明いたします。

中央地区のグラウンドゴルフ場につきましては、令和5年1月に実施されました市長選挙における市長公約に基づき整備するものでございます。

ただし、本グラウンドゴルフ場につきましては、あくまでも多目的な使用を想定されたものであり、グラウンドゴルフのみならず、憩いの場、交流の場として幅広く御利用いただくことを目的とした施設であり、中央地区のみならず、フェリー利用者など、市民の皆様の健康増進や交流に寄与する施設であると考えております。

牛根地区のグラウンドゴルフ場につきましても、同様に市長公約に基づき整備するものではございますが、同時に、牛根づくり計画におきまして、平成22年3月に閉校となった旧牛根中学校をグラウンドゴルフ等ができる環境の整備に取り組むことと位置づけられており、地域振興計画に基づくものでもございます。

議員の御質問にもありました他地区のグラウンドゴルフ場につきましても、おおむね地域振興計画に基づくものであり、地域住民の皆様が主体となってありたい姿を具現化するものとして整備されたものでございます。

したがいまして、維持管理につきましては、施設を整備し、利用する主体であります地域住民の皆様にも御依頼しているところでもございます。

一方で、中央地区につきましては、県の施設である垂水港緑地公園を整備するものであり、

所有者である県から施設の整備や将来的な利用について許可を得るために申請する使用許可申請において維持管理が義務づけられるものでございます。

しかしながら、これまでの垂水グラウンドゴルフ協会の皆様との協議の中で、申請者である市だけが維持管理に関わるのではなく、利用者の皆様にも御協力を頂くよう御依頼しているところでございます。

このように、整備に至る経緯や維持管理の手法等について中央地区グラウンドゴルフ場と牛根地区をはじめとする他地区のグラウンドゴルフ場との間に差異はございますが、いずれの施設にせよ、地域住民の皆様の御要望により、地域住民の皆様の健康増進や生きがいがづくり、交流へ寄与することを目的に整備を行うものでございます。

市の最上位計画である第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実や地域資源を生かした個性あふれる地域の形成、安心して暮らすことができるまちづくりを目指すこととしているところでございます。

これらを具現化し、生涯スポーツの推進による健康長寿の延伸や生き生きと暮らせるまちづくりを行うためには、グラウンドゴルフ場の整備は必要なものと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 池田議員のグラウンドゴルフ場整備につきまして、事前の通告はございませんでしたけれども、これまでの経緯も含めてお話をしたいと思います。

これは御案内のとおり、私が4期目を目指すに際して公約で掲げてきたことでございますので、お手元にチラシのある方は見ていただければ、中央地区と牛根地区ということの約束を果たす、少々時間かかりました。

で、牛根に関しましては、御案内のとおり、もともとの中学校跡地を有効活用するところから始まりましたが、その後、いろいろ丁寧な民間企業のオファーがございまして、先だって4者協議ということで協議を進めまして、皆さんの連携でいい形で整備をすると。前回の牛根地区のグラウンドゴルフ大会、来ておられましたので、そのような説明を受けられて理解されているんだというふうに思います。

中央地区に関しましては、もちろん対象者といえますか、7割近い中央地区の皆さんが中心に活用されることですが、いろいろな市の大会とか、いろいろな大会なんかも活用するケースがあると思います。

これまで多目的という形で、そこを使っておられるケースもあったんですが、やっぱりスポーツ合宿とか、いろいろな意味でかぶる部分がありましたので、しっかりとした単独のものをつくっていただきたいという要請を受けて、公約に入れて、その具現化のために頑張ってきたわけですが、担当中心にいろいろ難しい調整をしていただいて、県の振興局あるいは県の本庁とか、国との調整をして許可を頂いていろいろない形で、もともとベースがありますが、雨とか風とかいろいろありますので、いろんなそういった対策とか、いろいろもろもろも含めてやっていくということでございますので、当初、新設というのが念頭にありましたけれども、それもまた桁違いのお金がかかりますので、有効活用ができた方向で落ち着いたという事はよかったです。

確かにあれだけの大きなものですから、多少金額的には大きくなるわけですが、市民の健康増進も含めて、多くの皆さんが喜んでいただけるのではないかと思います。

一方で、またその新城のこともおっしゃいました。

恐らくまだ池田議員が議員になる前の話だと

と思いますが、地域振興計画というのがありまして、9つの地区がそれぞれ自分たちの未来、こういうことをやりたいという絵を描きました。

そのことはできるんですが、その中で、例えば柘原だったら、花いっぱい運動、公民館の改修とか、牛根の二川地区は、他県との災害対応の拠点をつくりたいと。新城は当時、感王寺議員なんかもよく御理解しておられますけれども、やっぱりグラウンドゴルフ場をつくりたいということで、市の交付金あるいは国からの支援を頂いて1,000万前後ぐらい出たんですが、皆さんがボランティアで重機やら何やらしてアンジュレーショナル、すばらしいコースですよ。なかなかほかにはないというふうに思いますので、なのでそれぞれの要望を受けて、そのニーズに合うような形で、都度都度話をしながらやってきた結果、垂水市縦なら37キロですから、それぞれの地域性とかもございまして、それぞれの特徴を生かしながら、このグラウンドゴルフ場に関しては、中央地区に関してはそのように、牛根地区に関しては、この間お話を聞いていただいたような形でここからまた進めていきますけれども、結果そのことが完成したら、皆さんに喜んでいただけるような施設になればというふうに思っているところでございます。

○税務課長（吉崎亮太） 具体的な経緯、誤賦課の件数についてお答えいたします。

今回、一般会計補正予算（第5号）案におきまして、過誤納還付金、還付加算金、過誤納返還金、返還加算金を合計3,635万9,000円を計上しております。

今回の補正は、垂水市漁業協同組合様と牛根漁業協同組合様の物件に関しまして、建物の用途における誤った見解によって、非課税措置の対象である建物や償却資産に対し賦課していたこと、また、償却資産に係る申告において、償却資産の種類を選択における誤った見解によって、課税標準等の特例措置の対象物件が対象外

になっていることが確認されましたことから、固定資産税の過年度分の更正に伴います還付金等の不足分を増額補正するものでございます。

今回の具体的な経緯につきましては、垂水市漁協様と法人税や固定資産税の相談業務に関する契約を締結されている税理士を通して垂水市漁業協同組合様が所有し、使用されている建物に関しまして、令和7年1月に漁協職員とともに実施いたしました現地調査の際、確認いたしました建物の用途における見解に誤りがあったことによりまして、非課税措置の対象である建物が賦課されていることの申出がございました。

また償却資産に関しましては、償却資産の申告に基づき賦課しているところでございますが、垂水市漁協様からの償却資産の申告において、償却資産の種類を選択における見解に誤りがあったことによりまして、課税標準等の特例措置の対象外となっている償却資産や非課税措置の対象である償却資産に対し賦課されていることの申出がございました。

これらの申出を受けまして、改めて税理士及び漁協職員とともに現地調査等を実施いたしました。申出の内容について事実であることを確認したところでございます。

そのため、同様に牛根漁協様が所有し、使用されている償却資産に関しましても、漁協職員とともに現地調査等を実施いたしました。課税標準等の特例措置の対象外となっている償却資産や非課税措置の対象である償却資産に対し賦課されている物件があることを確認したところでございます。

両漁協様におけるこれらの調査結果を踏まえまして、両漁協様へ現地調査の結果、非課税措置の根拠や算出した還付金等の金額等をお示ししながら御説明いたしまして、御了承をいただいているところでございます。

これらのことから、両漁協様が所有し、使用している建物や償却資産に関しまして、地方税

法の規定に基づき、令和7年度から令和3年度までの5年間を限度として還付し、地方自治法及び垂水市固定資産税返還金支払要綱の規定に基づき、令和2年度から平成28年度までの5年間を限度とした還付不能額を返還いたしまして、併せて10年間を限度として還付することとしております。

次に、直近の5年間の固定資産税における誤賦課に伴う還付の状況でございますが、令和2年度から令和6年度までの誤賦課に伴う還付の件数は、令和2年度が2件、令和3年度が2件、令和4年度が4件、令和5年度が4件、令和6年度が5件でございます。

誤賦課が生じた主な要因としましては、非課税対象の家屋に課税していたこと。

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されていなかったことが主な要因でございます。

以上でございます。

○池田みずす議員 御答弁いただきました。それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、管理職手当の見直しに関する御質問に対し、課長から議員にどのような事項を説明すべきか、基準を議会全体として出していたらとの御発言がありました。

私は、議会への説明が必要な事項は、当然ながら、市民への説明が必要な事項であると考えます。

その上で、行政側が説明責任の基準を議会に求めるという姿勢は、行政の主体的な説明責任の放棄に等しく、極めて遺憾であり、到底容認できるものではありません。

いま一度、行政としての公共性と透明性について深く考えていただきたいと思います。

今回の管理職手当増額は、市民が納めた市税を投入し、後世にも影響を与える財政実行であります。

だからこそ、市側から能動的に議会、ひいて

は市民への丁寧な説明が不可欠であったと強く申し上げます。

今後、このような説明責任の欠如が繰り返されないよう、行政としての責務を果たすよう要請し、この項目に関する私の質問を終わります。

次に、組織能力の強化についてですが、会計年度任用職員の採用の流れについては理解しました。令和8年度の会計年度任用職員の採用について、現時点で決定している事項や準備の進捗状況はいかがでしょうか。

○総務課長（園田 保） 先ほど申し上げましたとおり、この次の1月の市報、またホームページで掲載するよう準備をしているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 会計年度任用職員については、地方公務員法の服務に関する規定が適用され、正規職員と同様に懲戒処分等の対象となる重要な職務であると認識しています。

総務省のホームページにも会計年度任用職員の募集、任用に当たっては、できる限り広く募集を行うなど、適切な募集を行った上で、競争試験または選考により、客観的な能力実証を行う必要があると明記されています。

垂水市をよりよいまちとするためにも、これらの法令及び総務省の指針に基づき、透明性が高く公平かつ競争性の確保された適切な採用を強く要望したいと思います。

次に、組織全体向上のためのリスキリングについて伺います。

○総務課長（園田 保） 組織全体の能力強化ということで御答弁いたします。

議員御質問のとおり、市役所の組織力向上のためには、そこで働く職員一人一人の能力、資質の向上が必要不可欠であると考えます。

そのため、職員研修を所管する総務課では、職員の能力、資質向上を目的として毎年度、その時世に対応した庁内研修を実施しているところ

でございます。

また、自治研修センターにおいては、各職位で必要とされる知識、技能の習得のため、職員の職務遂行能力等の向上を図るために実践的な研修を受講できる機会を設けているところでございます。

併せて、希望する職員には、職員の個々の主体的なスキルアップに応じられるよう、自治研修センターの特別研修や複雑で専門的な行政課題に集中して学ぶ市町村アカデミーでの研修、また市町村会が実施するパソコン研修などの機会も設けており、職員の資質向上や実務処理能力の向上を図っているところでございます。

なお、来年度からは、まだ計画中ですが、入庁10年目の職員研修について、係長昇任に至るまでの期間を通じて、自治研修センターの特別研修を規模により複数回受験できるような仕組みを目指しているところでございますが、これにより一層のスキルアップが図られることで、組織全体の業務スキルの向上が図られるものと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 垂水市において施策を見出し、それを実施していく力の源は、職員一人一人の力にほかなりません。

優秀な人材を確保し、それを長期的に育成、定着を図ることによって、初めて将来にわたって良質な市民サービスを継続的に提供できるものと確信しております。

職員の皆様には、誰のために仕事をしているのか、何のために仕事しているのかという行政の基本的な理念を常に胸に刻み、今後も市民福祉の向上のために御尽力いただきたく存じます。

引き続き、市民の負託に応える職員体制の構築を築くよう、職員体制の構築を強く要望いたします。

次に、台湾交流事業について伺います。

現在、事業がまだ実施されておらず、正直に申し上げて、なぜ台湾への訪問がまだ実現していないのかという疑問が残ります。

この事業予算を9月補正予算に上程する必要があったのか、補正予算の性質上、緊急性がなかったのではないかと考えます。

この点については、最終的に議決した議会にも責任の一端はあると認識しています。当該事業が急を要しないにも関わらず、9月補正予算に計上した具体的な理由及び予算執行の遅延に対する市の見解をお聞かせください。

○企画政策課長（堀留 豊） お答えいたします。

もう既に9月議会で、今回予算が議決頂いたわけですが、9月議会でも予算の提案については丁寧に説明をしたつもりですが、改めて御説明いたします。

9月補正の時点においては、以前から市長自体は台湾に興味があり、我々もその点は認識していたところです。

そういった中で6月に総領事が御訪問され、具体的に台湾の交流について御提案がありました。

市としても台湾交流については、経済、観光、教育、幅広い分野での友好交流を図っていく必要性というのをそのとき感じて、そういったことから9月補正に必要経費を、その時点では140万円程度ですが、御提案をして議決のほうは頂きました。

その後、我々としても、まずこの交流協定自体を安全にトラブルなく、有意義なものにするために総領事館をはじめ、各国際交流協会、様々なところとお話をしながら、この行程ですね、行程づくりに係としては取り組んでまいりました。

昨日の高橋議員のところでもお話したとおり、出張の際には4つの視点での調整がございました。

代替性、妥当性、費用対効果、公務調整。こういった4つの視点も全て係のほうで一つ一つチェックをしながら行ってまいりました。

少しなぜ遅いのかと言われる御指摘ですが、もうこの作業自体が、この行程づくりの作業からもう既に始まっているところがございます。

予算執行のほうも財務会計上は、予算執行のほうも出して、今、もう間もなくこの2月からの出張についての業務委託契約も締結しようとしているところです。

2月5日のそこだけを切り取って、ちょっと遅いんじゃないかっていう指摘は当たらないんじゃないかと我々は思っていますので、このように長い安全、トラブルなく有意義な成果が行えるよう丁寧な調整がここで図っているというのは、しっかり御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 少し補足をいたします。前もお話をしましたけれども、台湾の交流人口の背景というのは、人口減少、社会の中でパイの縮小がありますから、我々は6次産業化観光振興ということで、食の宝も含めて観光の宝をいっぱい持っておりますけれども、日本国内は縮小社会ですから、世界はアジアを中心に人がいっぱい増えていくと。

現に、個別のいろいろな各国との交流も始めていますけれども、その中で台湾っていうのも3年ほど前から念頭にありまして、実際、市長会の中でも重要だということで、14名の市長で台湾に行ったことがあります。

より重要だということを再認識いたしまして、その際も陳総領事の御案内で、いろいろなところから市町が始めているところもございまして、我々もタイミングを見ながらしていったわけですが、先ほどありました6月27日、いらしたときに陳総領事が訪れまして、垂水

市のいい機会でありましたので、いろいろな宝の場所を見ていただいて、意見交換など実証して、名間郷との交流も含めた提案がございました。

名間郷というところは、台湾の南投県というところでもございまして、郷長、市長に当たる方が陳翰立、46歳という方で、人口が3万6,000人、1万2,000世帯ということで、ここの交流というのを調査研究して、そのためには、まずは現地に視察をするにしても予算が必要ですから、6月27日にそういう御提案がありましたので、9月議会に上程をして検討していただいたと。

結果予算が通ったわけですけども、先ほどちょっと遅いという話がありましたけれども、そもそもそう簡単に実行ができるわけではありませんで、基本的には年度内の実行というのを目指して、いろいろな調整をして、私の市長のスケジュールの中には、10月、11月、12月、1月、2月みたいな形で可能性のあるところには調整をしながら、それに限らずですけども、いろいろな国への陳情もいろんな日程を調整をしながらというところで協議をしていきます。

職員も含めて、また福岡のほうにも赴いて微に入り細に入り、国際的なものでもありますから、間違いのないように慎重丁寧に話を進めて、今、日程調整のほうで日程も決まりましたし、また、向こうの名間郷のほうからも、その後、恐らく4月、5月、6月辺りに市長をはじめ、来られるということでございますので、そのときには、財界人も含めて、今後の交流というようなおおむねの提案がございまして、また、議会の皆様にもその際には御出席を頂いて、いい形で交流ができれば、冒頭申し上げましたけれども、縮小社会の中でいろいろな意味での出口も含めて交流が深まるっていいことだと思いますし、実際、子供たちも、今、夢の翼じゃないですけども、そういう国際的な

視点を持っていく。その中で、親日であり、安心・安全、現在、3日ほど前に台湾からの修学旅行も来ておりますから、そういうような交流を深めていくというためのものでございましたので、そのことは御理解をいただければというふうに思います。

○池田みすず議員 ありがとうございます。すいません、財政課長、補正予算とは何かをちょっと簡単に説明していただけますか。

○財政課長（草野浩一） 補正予算とはということで、昨日の堀内議員のところ、企画政策課長も答弁しておりますが、地方自治法第218条のところ、既定の予算に追加、その他の変更を加える、必要が生じたときに調整する予算であるということになっています。

その解説としまして、地方実務提要におきましては、一般的に補正予算が必要な場合の事由というのが不測の天災、災害の発生。2つ目が経済情勢の変化、3番目が緊急的な施策の必要性、補助金・負担金等の見込みの違い、起債の不確性、財源の過不足というふうに実務提要では定義しているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。補正予算とは、年度間の予算執行の途中で、予期せぬ事態に対応するために編成される予算です。

主な目的は、災害対応、急激な経済変動への対応。または、国の補助事業の確定に伴う財政措置など、当初予算編成時には予測できなかった事態に対応することにあります。

補正予算が認められる際の主な視点は、以下の3点です。

必要性。その質が行政目的上、真に不可欠であるか。

緊急性。予算執行を翌年度まで待てない迅速な対応が求められるか。

妥当性。事業内容や金額が適切であるか。

原則として、よほどの理由がない限り、補正

予算において新規事業が計上されることはありません。

もし安易に新規事業を計上するようでは、予算の年度間の平準化が図れず、財政運営の予見性が失われるためです。

市民の皆様の貴重な税金が投入される事業である以上、補正予算の計上については、その必要性、緊急性、そして妥当性について、いま一度立ち止まって深くお考えいただくことを強く要請いたします。

この要請をもって、本項目に関する私の質問を終わります。

次に、グラウンドゴルフ場整備についてです。

先日、牛根地区で開催されたグラウンドゴルフに市長御夫妻が参加された際、私も参加させていただきました。

参加して強く感じたのは、トイレの利便性に関する問題です。

現在、トイレは上ノ原自治公民館及び健土株式会社様の事務所のものを借用させていただき運用と聞いておりますが、いずれの場所もグラウンドゴルフ場からは遠く、利用しやすいとは言えない状況です。

実際に、休憩中にトイレに行かれた方がプレー開始後も戻ってこられず、順番を変更せざるを得なかった事例が発生しています。

また、トイレが遠いことを理由に、水分補給を控えるとおっしゃる参加者もあり、このグラウンドゴルフ場の利用者は、特に高齢者が多く、健康や安全にも関わる問題となっていると思われます。

旧牛根中学校が売却される際、グラウンドゴルフ場の利用に関する話合いの中でも、トイレや手洗い場の設置を求める強い要望が上がっていたことを承知しています。

つきましては、市民の健康と利便性確保のため、牛根地区グラウンドゴルフ場の敷地内に改めてトイレを設置することを御検討いただけない

いか、御見解を伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 牛根地区グラウンドゴルフ場の整備につきましてお答えいたします。

これまで御説明しておりますとおり、牛根地区のグラウンドゴルフ場につきましては、牛根づくり計画に位置づけられたものでございます。

令和6年度に旧牛根中学校及び周辺市有財産を地元企業であるグローバル・オーシャン・ワークス株式会社へ売却したことから、一旦は旧牛根中学校をグラウンドゴルフ場とする案は白紙となりました。

しかしながら、その後、地域住民との対話を経てグローバル・オーシャン・ワークス株式会社の社会的責任、要はCSRの理念に基づき、増永社長からグラウンドゴルフが行えるよう協力する旨、申し出ていただいたことから、最終的にこの旧牛根中学校をグラウンドゴルフ場として整備しているところでございます。

これを受け、11月17日に牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社、市の4者間で、牛根地区における地域課題の解決と持続的な地域の発展に寄与することを目的に、包括連携協定を締結し、地域振興計画に位置づけられた世代間、地域間の交流の場を具現化すべく、グラウンドゴルフ場の整備について4者で連携して取り組むこととしたところでございます。

議員の御質問にございましたトイレ施設につきましては、健土株式会社から施設を地域の交流施設として活用していただきたいという思いから、施設の開放についてお申出があったもので、それを受けて今回の整備計画におきましては、健土株式会社とそれから上ノ原自治公民館のトイレ施設を併用するというところになってところでございます。

このように、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社と健土株式会社は、地域貢献に対

する思いが強く、また施設の所有者でもあることから、今後の整備に関しましては、両社の考えを尊重して進めていく必要があるかと考えております。

その上で、牛根地域の皆様とも対話を重ね、皆様から新たな御要望があった場合には、包括連携協定に基づき、市も含めた4者で、改めてしっかりと連携して対応してまいりたいと考えております。

一方で、他地区のグラウンドゴルフ場につきましても、必要に応じて各地区の皆様と対話を重ね、各地区のニーズ把握に努めていく取組も必要と考えております。

そのような中で、新たな御要望などがあった場合には、例えば地域振興計画に位置づけることで、課題解決につながる場合もあると考えられますことから、こういった地域振興に関する取組についても、引き続き、しっかり行っていければと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 今の質問に関しては、担当課長がお話をしたとおりでございますが、御案内のとおり、一番近いのは上ノ原地区公民館なんですね。直線的には、場合によっては30メートルぐらいでしょうか。ただ段差がありますので、そこをどうするかというのが一つの課題でもあります。

健土さんの場合は100メートルちょっとありますけども、行くときれいなトイレがありますけど、そこまでの移動がどうかということがございます。

もともと今だけ工事で、いろいろな形で健土さんが頑張っておられるわけですけども、この間も御夫人が来られて、これからの地域貢献のお話もされました。

グラウンドゴルフのみを考えると、より近くにトイレがあったほうがいいよねっていうのはそのとおりでありますけれども、全く新設とな

るとぴんきりありますが、数百万から1,000万を超える経費が必要になってきますので、例えば今言ったような近くの公民館と直接的なアクセスができるような方法とかあるいは仮設のトイレとかもないことはないのですが、基本的に毎日使うというわけではございませんので、そういったところのニーズを捉えながら100点のものがいいとは思いますが、財源には限りがありますので、市民のニーズを捉えながら、いかにいい形で三角をつくっていくかということだと思いますので、今後の協議、4者協定を結びましたので、お互いが連携をして、お互いよかったねという方向へ進むように調整をしてまいりたいと思います。

○池田みすず議員 ありがとうございます。すいません、確認なんですけれども、中央地区グラウンドゴルフ場整備ですね、多目的広場1億5,000万、この財源についてなんですけれども、補助金の活用があるのか、この財源について財政課長か企画政策課長お答え願えますか。

○財政課長（草野浩一） 今回の議会に上程しております予算書に記載してありますとおり、一般財源でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。牛根地区グラウンドゴルフ場の件に関し、まず土地の所有者であるグローバル・オーシャン・ワークス様には、グラウンドゴルフに必要な面積の使用許可を頂いたことに対し、心より感謝申し上げます。

もし可能であれば、休憩施設の設置についても御協力いただけると大変ありがたいことです。

しかし、トイレの整備については、市民の安全と利便性に関わる喫緊の課題であり、市として責任を持って敷地内への設置を実現していただきたいと強く要望いたします。

また、中央地区には1億5,000万を投じた整備事業が計画されています。が、牛根地区をはじめとするほかの各地区に存在するグラウンド

ゴルフ場についても、地域間・施設間の公平性を鑑み、同等の水準で整備を進めていただくよう重ねて要望いたします。

ぜひこうした地域の切実な声を形にさせていただくことを要請し、この項目に関する私の質問を終わります。

次に、課税の適正化・公平性について伺います。

本来は、賦課の適正化という表現が正しいと思いますが、今回、発生いたしました固定資産税の誤賦課については、これは市民の皆様財産権に関わる問題であり、行政への信頼を大きく損なう事態だと思えます。

つきましては、市として影響を受けた市民の皆様に対し、一律に丁寧な説明と正式な謝罪を行うべきであると考えますが、御見解をお聞かせください。

○税務課長（吉崎亮太） 今回、還付を行いまして、還付不能額という形で加算をした還付をいたします。

今回のような誤賦課が確認された場合、地方税法や地方自治法等の規定に基づき、還付、返還すべき金額を速やかに還付しているところでございます。

これまでの税務行政におきましては、誤賦課等の事務処理の誤りがないよう努めているところでございますが、長年にわたって誤賦課を確認できなかったことを真摯に受け止めて、今後の対応策としまして、庁外の関係者と情報共有に努めますとともに、庁内の関係課との連携強化、税務課内におきましては、非課税措置等の特例措置に関する根拠法令や非課税対象であります建物や償却資産の情報等を確実に後任へ引き継ぎまして、新築家屋等の家屋調査や償却資産の申告内容について所有者等と複数の職員で協議の上、十分に精査し、事務処理に誤りがないよう、また公平・公正かつ適正な賦課に努めてまいります。

以上でございます。

○池田みずす議員 直近の固定資産税の誤賦課に伴う還付の状況についてですが、令和2年度、令和3年度が2件、令和4年度、令和5年度が4件、令和6年度が5件、令和7年度が現在3件となっています。

今回の固定資産税の誤賦課の主な要因として非課税対象の家屋に課税していたこと及び住宅用地に対する課税標準の特例が適用されていなかったことが挙げられました。

そこで疑問が生じます。

このような重大な誤りが、なぜこれまでの賦課課程で発覚しなかったのでしょうか。

市側のチェック体制はどのように機能していたのかお答えください。

○税務課長（吉崎亮太） なぜ市側で確認できなかったのかという要因でございますが、今回、垂水市漁協様と税理士様から申出がございました。

令和7年1月に漁協職員とともに確認しました建物の用途の判断に誤った見解があったこと。また償却資産に係る申告において誤りがあったことが判明いたしました。

今回、外部指摘というよりは、垂水市漁協様と行政の双方において、これまでの見解に誤った見解がありましたということで、税額の更正をするところでございます。

固定資産税を賦課する制度上、両漁協様が物件を取得されて固定資産税を賦課し始めた当初、家屋調査や償却資産の申告内容に関しまして行政が非課税措置制度や課税標準等の特例措置を適正に適用していれば誤賦課が生じることはなかったと考えておりますことから、諸制度の情報等を職員で共有しまして、取得された物件に係る当初賦課の際に、家屋調査や償却資産の申告内容について所有者等と複数の職員で協議の上、諸制度の適正な適用等について十分に精査し、事務処理に誤りがないよう努めてまいりま

す。

以上でございます。

○池田みすず議員 すいません、今回の令和7年度の今現在3件起きているとのことですが、聞くとところによると今回の特例非適用による誤賦課は、家屋解体後納税義務者からの申告によって建物がなくなったことと同時に、これまで住宅用地の軽減措置が適用されていなかった事実が発覚したとのことでした。

誤賦課が市の過失でありながら時効によって遡って還付されるのは10年分のみであり、長期間にわたり不当な課税が続いていたことに対し、市民の不満は計り知りません。

今回の誤賦課を認識した後、同様の非課税軽減措置の適用漏れがないかを検証するため、市内全ての固定資産税について全件調査を実施されたのでしょうか。

○税務課長（吉崎亮太） 全件調査を実施されたかという御質問にお答えいたします。

本市におきまして固定資産税の賦課の対象件数がまず土地において1万4,000ございまして、筆数で6万3,600筆ほどございます。

家屋で課税の対象となる方が6,800名いらっしゃいまして、物件で総家屋で1万5,900棟とございます。

償却資産におきましては、総数で450件ございます。

これら全てをこの短期間に調査をし直すというのは、なかなか困難な業務ではございますが、常々行政の固定資産税係がどのような形で公正等新築調査等を実施しておりますかと言いますと、まず法務局からの情報の共有がございまして、新築物件もしくは解体をした物件につきまして、月に1回所有権移転、地目変更、分筆額についてやり取りをして賦課、更正等を行っているところでございます。

また、その調査の際に近辺へ目配りしまして、新たな物件等ないのか、解体を始めているとこ

ろはないのかといった調査も同時に実施して、その都度、周辺について目視確認を行っているところでございます。

また、償却資産につきましては、新たな法人の設立等ございましたら、その法人に対しまして既存の法人以外に新たに申告書等をお送りしているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 ではすいません、時間がないうちですので、償却資産の申告についてですが、議長の許可を頂き、手引を配付させていただきました。

償却資産の申告については、手引の2ページ目に記載してあります。

令和7年1月1日現在、垂水市内で償却資産の申告が必要な事業所は何件あるか、税務課長、お答えいただけますか。

○税務課長（吉崎亮太） 令和7年度に必要な償却資産の申告が必要な総数としましては450件を確認しております。

課税対象となる件数が250件でございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。償却資産の申告に関する業務において全ての事業者を完璧に把握しきれることが難しい点は私も理解しております。

しかしながら、市として申告書を郵送すべき事業所全てに対し、確実に書類を送付できていると、現時点で断言できるとお考えでしょうか。

○税務課長（吉崎亮太） 償却資産の申告につきましては、地方税法第383条第1項の規定によりまして、個人や法人で事業等を行っている方へその事業に用いる償却資産について毎年1月31日までに申告しなければならぬと義務づけられておりますことから、法人の新規事業者や既存の償却資産の納税義務者に対し、償却資産の申告書を12月中旬に発送し、申告期限内に申告していただくよう依頼しております。

ほとんどの納税義務者が申告期限内に申告される一方で、小規模な法人や個人事業主の納税義務者において、当該年度中に廃業されたことなどを理由に期限内に申告されない未申告者が例年十数件ございます。

そのため、申告期限経過後2月中旬頃に未申告者に対し、1回目の申告勧奨通知を行いまして、さらに3月中旬に申告催告通知を行っているところでございます。

提出された申告につきましては、申告内容を精査し、修正等ございましたら、税務義務者と協議の上、是正することとしております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。未申告の把握についてですが、4ページに実地調査の協力のお願いが記載されてありますが、地方税法第353条及び第408条に基づいて現地調査や償却資産申告との内容の照合、また地方税法354条の2の規定に基づき国税資料を閲覧することがありますと記載されていますが、実地調査等はされたことありますか。

○税務課長（吉崎亮太） 先ほども申し上げましたが、実地調査という形では行っておりませんが、法人等からの情報を申告書を受け付ける形で、調査を申告書に基づいて賦課しているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 個人の未申告の把握について、ほかの自治体に確認したところ、毎年、申告内容の調査のため税務署に行き、申告の通知をしており、その後に保健所に開業及び廃業の情報提供を依頼しているそうです。

本市では未申告の把握をどのように行っているのでしょうか。

私自身、全ての事業所が申告していることを把握することは大変難しい課題であることは理解しています。

しかし、課税の公平性を保つためにも市には、

引き続き、申告漏れがないかを徹底的に把握するための調査をしっかりと行うよう、体制の強化を強く要望いたします。

そして、市民の皆様におかれましても固定資産税の納税通知書が届きましたら、課税内容に誤りがないか、必ず御確認いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（北方貞明） 本日の日程は以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（北方貞明） 明11日から12月18日までは議事の都合により休会とします。

次の本会議は12月19日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日はこれによって散会いたします。

午後3時48分散会

令和 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 7 年 1 2 月 1 9 日

本会議第4号（12月19日）（金曜）

出席議員 11名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇		

欠席議員 2名

8番	川越信男	13番	池山節夫
----	------	-----	------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育長	明石浩久
事務局長		教育総務課長	小池康之
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	新屋一己	社会教育課長	大迫隆男
水産商工	大菌俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和7年12月19日午前10時開議

△開 議

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお目通しください。

△議案第67号～議案第69号、議案第72号
～議案第75号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第1、議案第67号から日程第3、議案第69号及び日程第4、議案第72号から日程第7、議案第75号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第67号 垂水市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 案

議案第68号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 案

議案第69号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

議案第72号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第73号 令和7年度垂水市一般会計補正予算（第5号） 案

議案第74号 令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第75号 令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案

○議長（北方貞明） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、前田隆議員。

[産業厚生委員長前田 隆議員登壇]

○産業厚生委員長（前田 隆） おはようございます。

11月26日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました案件について、12月11日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第67号垂水市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について申し上げます。

審査の過程において、来年4月より制度が開始された場合に、対象である生後6か月から3歳児未満の子供はどれぐらいいるのかと質疑があり、生後6か月から3歳児未満の方が85人おり、そのうち24人が未就園児のため、その24人が対象となるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、県が実施する地域限定保育士の試験と国家試験との違いについて質疑があり、どちらの試験も全く同じ受験資格であり、試験も同程度で、処遇も同じであると示されているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について申し上げます。

審査の過程において、事業者のプレゼンテーションがきちんと履行されるのか、事業実績のチェックについて質疑があり、プレゼンテーションの内容がどのように計画され実行されるか、お互いに話をしながらチェックしていきたいとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案について申し上げます。

まず、福祉課の所管費目では、審査の過程において、障害児通所給付費が増額になった要因について質疑があり、令和7年度と令和6年度を比較して、利用実人数が月平均16名から19名になっており、平均で3名増加していること、また、実利用日数については、517日から852日と増加しており、増加分を利用実人数で換算すると、1人1月当たり2日ずつ増加していることが影響したと回答がありました。

次に、保健課の所管費目では、特段の質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目では、審査の過程において、農道整備事業費に関して、振興会や地域などからの要望に対して積み残しはないのか質疑があり、要望に関してはその都度対応することとしており、予算の関係でできなかった部分については、少し時期を待っていただいで対応するようにしているとの回答がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目では、審査の過程において、牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の事業内容について質疑があり、令和7年6月に産業厚生委員会で現地視察をした牛根麓漁港の道の駅側の防波堤の一部を整備するものとの回答がありました。

次に、土木課の所管費目では、審査の過程において、多目的広場兼グラウンドゴルフ場整備について様々な質疑がありました。利用する方への暑さ対策として、あずまや設置の方向性について質疑があり、3連式のあずまやを1棟、2連式のあずまやを2棟設けるとの回答がありました。撤去費用や処分費用について質疑があり、撤去や処分費用はなるべくコスト削減を図って、予算内に抑えたいと考えているとの回答がありました。財源については交付金や補助金を検討しなかったのかとの質疑があり、県との協議の中で、県有地であり、港湾施設として既に国の補助が投入されているので活用できなかったとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第75号令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

審査の過程において、河崎橋に添架している鋼管の漏水状況について質疑があり、現在は仮で鉄のバンドを締めて、少しでも漏水を抑えている状況であり、今後国道との協議、県への占用許可申請などの手続を進めて、1月初旬には発注したいと考えているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、総務文教委員長、池田みすず議員。

[総務文教委員長池田みすず議員登壇]

○総務文教委員長（池田みすず） 去る11月26日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました案件について、12月12日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第69号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、林野火災注意報の発令基準について質疑があり、「注意報を発する3日間の降水量が1ミリメートル以下かつ30日間の降水量の合計が30ミリメートル以下、もしくは注意報を発する3日間の降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発令されているときに注意報を発令する。ただし、当日に雨、積雪が考えられるときには発令しない可能性もある」とのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の議会事務局の所管費

目では、議長交際費の増額補正理由について質疑があり、慶弔費について想定を上回る執行があり、増額の補正を要求するものであるとのことでした。

次に、総務課の所管費目では、青色回転灯装備車について質疑が交わされました。

次に、企画政策課の所管費目では、市長の出張旅費の積算について質疑があり、当初予算の編成方針の中で示される旅費の算定基準に基づいて積算し、執行する段階においては行程表を作成後、財政課の確認を頂き、適切に処理しているとのことでした。

次に、財政課の所管費目では、公共施設の修繕箇所を早期に発見できるような管理体制について質疑が交わされました。

次に、税務課の所管費目では、誤賦課による固定資産税の還付金が発生したことで見えてきた課題と再発防止策について質疑があり、「人事異動に伴う職員の入れ替わりで、特例措置の情報が引き継がれていなかったことや外部との情報共有、内部の連携がうまく機能していなかったことが課題として見えてきた。実地調査を早期に実施するよう調整し、特例措置の情報を確実に引継ぎができるような体制を整え、今後は誤賦課が発生しないよう努めてまいりたいと考えている」とのことでした。

次に、消防本部の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、教育総務課の所管費目では、校内LANの速度回線に伴う増額補正理由について質疑が交わされました。

次に、学校教育課の所管費目では、校内支援システムリース料の増額補正を今回の議会で要求した理由について質疑があり、「現在のシステムは県の共同調達により、令和2年1月から令和6年12月までの5年間契約していた。その後、令和7年1月から1年間の無償更新の手続となり、期間が終了するため、来年の1月から

3月までを要求するため計上した」とのことでした。

次に、地方債・歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、国民健康保険特別会計繰入金について質疑が交わされました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案では、令和8年度から開始する子ども・子育て支援金制度開始に伴う1人当たりの月額負担額の見込みについて質疑があり、上限額が示されておらず、正確なものではないが、平均月額見込みとして、令和8年度が250円、令和9年度が350円、令和10年度が450円上乗せされる見込みであるとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○堀内貴志議員 それでは、議案第73号一般会計補正予算案中の土木課の関係で御質問したいと思います。

1億5,000万円の多目的広場兼グラウンドゴルフ場の整備事業費、2か年にわたる1億5,000万という事業でありますけど、基本的にはこの事業は市長の公約でもありましたし、賛成する方向でなければいけないなと思ってます。また、グラウンドゴルフ会員の長年の懸案事項でしたからね、賛成したいと思いますけど。

ただ、一般質問でも取り上げさせていただきましたけど、議案の提出について、どうしても、何で補正予算だったのか、もう数か月待てば当初予算にも組み入れられる予算でありますけれども、何で補正予算だったのかということがどうしても疑問点に思うところであります。この

点については、一般質問で質問させていただきましたのでよしとしますが、今お話がありましたけれども、2つだけ御質問したいと思います。

まず、1億5,000万という高額です。市民への説明責任ですね。グラウンドゴルフ場の会員については、理解を得たということをおっしゃってますけど、市民というとグラウンドゴルフの会員だけではございませんので、その方に対する説明責任は果たされたのか、ということその委員会の中で疑問があったのかということが1点。

もう1つは、場所の問題ですね。今、委員長が暑さ対策はされたと、撤去費用も財源もということで話がありましたけど、あの場所は西風が吹くと潮風をもろにかぶる、南西の風、北西の風、強い場所であります。海岸線沿いですからね。

その点については、委員会の中で疑問もしくは議論がされたのか、その点について2点だけ教えていただきたいと思います。

○産業厚生委員長（前田 隆） 堀内議員の質問にお答えします。2点ありましたね。

1点目が、1.5億円の総額の説明があったかでしたかね。

○堀内貴志議員 市民に対する。

○産業厚生委員長（前田 隆） 市民に対する説明はその総額に対してはないです、現在のところですよ。これから入札するということで、その小さいことはまだ伏せてあると。

次に、西風が吹くことに対するの疑問はなかったかと。これはありませんでした。

○議長（北方貞明） ほかにありませんか。

○堀内貴志議員 議論が、私の質問したいことが協議されなかったみたいですけど。ただ1点だけ、市民に対する説明。グラウンドゴルフ場のグラウンドゴルフの会員にはしっかり説明がされたということ、理解を得られたということですから、今後市民に対する説明もしっかりす

る場を設けていただきたいと、それだけは要望します。

○議長（北方貞明） ほかにありませんか。

○持留良一議員 傍聴はしたんですけど、あのときあったのかなかったのか、ちょっと私、十分に把握していないんですけども。いわゆる他地域とのバランスですね。新城はあります、今後牛根もできる。あと残るところの関係でいくと海潟とか、そういうところの関係、水之上かな、そういうところの関係もあるんですが、そうなってきたときやっぱりこの問題というのは、そのあたりも考えながら検討されて、提案されて、また今後その方針があるのかなのかという議論はあったような気がするんですけど、どうだったでしょうか。その確認をしたいと思います。

○産業厚生委員長（前田 隆） お尋ねのですね、例えば新城とか牛根の地域の総額とのバランスという点では、1億5,000万というので大きいのと、片や小さいところとの差が、バランスが不均衡じゃないかという指摘はありましたが、それに対しては各地域の振興計画ですね、9か所ありますが、その振興計画にのっとりやっていくということで、違いがあるというような説明でした。

○議長（北方貞明） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。議案第67号から議案第69号及び議案第72号から議案第75号までの議案7件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第69号及び議案第72号から議案第75号までの議案7件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第76号上程

○議長（北方貞明） 日程第8、議案第76号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（草野浩一） 議案第76号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案について御説明申し上げます。

今回の補正理由でございますが、国の補正予算成立に伴う物価高対応子育て応援手当の執行に係るものでございます。

今回、歳入歳出とも2,985万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は163億2,563万9,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページ、4ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、事項別明細で歳出について御説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から扶助費までは、物価高対応子育て応援手当の執行に要する経費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、5ページの事項別明細書の総括表及び7ページの歳入明細にお示ししてありますように、全額、国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ここで、暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室において全員

協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集をお願いいたします。

午前10時24分休憩

午前10時50分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第76号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第76号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第76号について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△意見書案第9号・意見書案第10号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第9、意見書案第9号及び日程第10、意見書案第10号の意見書案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

意見書案第9号 安全安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案）

意見書案第10号 ふるさと納税制度の寄附額控除の在り方に関する意見書（案）

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○持留良一議員 おはようございます。

今回、今切実になっている医療現場・介護現場、ここでの提供体制、そして何よりも全てのケア労働者の改善、医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書案をどうしても提案したいということで今回提案させていただきました。

昨日の南日本新聞で、政府は2026年度の診療報酬改定で医師の技術料や人件費に当たる本体部分、前回24年度を超える引上げ幅とする方向で調整に入ったという報道がされてました。

国・地方においても様々なこの問題をめぐる動きが強まってきてます。特に物価、人件費の高騰で医療、介護分野の報酬に引上げが追いつかず、医療機関や介護事業所の経営や人手不足が深刻になっていると。そういう中で地方議会も多数、たしか300から400を超える意見書が相次いで同じような形で出されてます。

そういう中で、毎年社会保障制度の旗を振ってきた経済財政運営と改革基本方針、いわゆる骨太方針ですら今年の6月に閣議決定していますが、医療、介護、障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保をしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要があると。国自身も、現状のこういう状況を何とかしなきゃならないんだということで、そういう提案をしています。それぞれ医療や介護分野ではどうかというのがあります。そういう動きの中で、全国知事会も、指定都市でつくる指定都市市長会も早急な対応を求めています。

また、介護では共同通信が実施した全国自治体アンケート、97%が介護保険に特に危機感を感じていると回答もしています。

それで、介護分野のところでは、皆さん御存じのとおり、今回宮迫君も質問されたと思うんですが、介護事業者倒産が過去最大の172件で、さらに今年度も倒産は上半期45件と過去最多を更新中だということです。特に、やっぱり介護報酬の改定内容が問題だった訪問介護報酬、このことが大変倒産の中でも急増し、小規模事業所の淘汰、加速が進んでいるとも言われています。

こういう中で、公益社団法人全国老人福祉協議会は6月16日、介護報酬の改定のルールの見直しと食費の基準費用の改定を要請する、いわゆる介護現場からそういう声も相次いでいるということです。

また、医療分野ではどうかというと、今年上半期に倒産した医療機関は病院9件を含めて35件と過去最多だということであります。本市もやはり同じような状況が、病院経営ではあるというふうに聞いてます。

これに対して、3月12日ですけども、日本医師会6病院団体による共同声明が行われ、この声明では患者さんに適切な医療を提供できなくなるだけでなく、ある日突然病院をはじめとした医療機関が地域からなくなってしまうという現状をずばり指摘し、一つは高齢化の伸びの範囲に抑制するという社会保障の目安の廃止、先ほどの社会保障の抑制の問題を言いましたけれどもその点。2つ目は診療報酬等によって、賃金、物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入と、この2点を求めて、医療界も声を上げてということで、先ほどそういう声が国のほうでも調整に入ったということであります。

そういう中で、今後も安定的かつ継続的な医療、介護、福祉の提供を維持できるよう、医療

機関の経営改善及び医療・介護人材確保のための物価高騰や人件費上昇に対応した診療報酬、介護報酬等の再改定及び補助金の十分な財政支援を早急に講じる、これが強く求められているというふうに思います。

そういう意味で今回の意見書は、深刻な現場を支えるケア労働者、各経営体、またそのケアを要求している国民、市民の願いでもあると考えてます。

ぜひとも議員の皆さんの寛大な御賛同を頂いて、この意見書案が提出できるようによりしくお願いしたいと思います。

以上で、提案説明を終わります。

○新原 勇議員 おはようございます。

ただいま上程いたしました、ふるさと納税制度の寄附額控除の在り方に関する意見書の提出について、提案理由を御説明申し上げます。

昨日の新聞で、議会名は忘れましたが、ふるさと納税を強化するために2名を追加したというぐらい、今地方ではふるさと納税に対して皆さん強化をいたしております。地方自治体の財政基盤と地域創生の根幹に関わる重要な議題でありますことから、議員各位におかれまして、何とぞ真摯な御審議を賜りますようお願いいたします。

御承知のとおり、ふるさと納税制度は平成20年の創設以来、地域間の財源格差を是正しつつ、自治体が地域の特性を生かした事業を展開するための重要な自主財源として機能してまいりました。特に、本市のような人口減少や税収基盤の脆弱化に直面する地方自治体にとって、同制度による寄附金収入は住民福祉の向上を図る上で欠かせない役割を果たしてきているところで

す。しかしながら、近年この制度の運用に対して、国において相次ぐ見直しや規制強化の議論が進められており、地方自治体の財政運営に極めて重大な影響を及ぼす可能性が高まっております。

現在議論されている主な改定内容は、まず令和8年10月から開始予定の返礼品基準の厳格化、そして最も憂慮すべき点は、税制改正項目として検討中であります寄附額控除の上限設定案であります。この案は特に高所得者を対象に、住民税の控除額に制限を設ける内容とされ、ふるさと納税の仕組みを前提として、財源を確保してきた地方自治体を受ける影響は甚大であることが懸念されます。とりわけこの控除額の上限設定案は、早ければ令和9年度から導入が視野に入れられており、制度利用者の寄附動向に大きな変化をもたらし、自治体間で財源確保に深刻な格差が生じる事態が危惧されます。ふるさと納税を前提とした財政計画や事業運営を行っている自治体においては、この変更は地域経済や住民サービスに与える影響は深刻を極め、地域創生の努力を水泡に帰しかねません。

意見書案にも記しましたとおり、日本国憲法第92条に基づき、地方自治の本旨を尊重した制度設計が求められます。自治体が地域の実情に応じて安定した財源を確保し、住民の福祉を向上させるという制度趣旨を損なうことなく、寄附者の自発的意思を尊重した仕組みを維持することは極めて重要な課題であります。今この議会において本意見書を国に提出することは、まさに地方自治体の実情と意見を正確かつ緊急に国政の場へ届け、現在議論されている改定条項について、慎重かつ公平な制度設計を行うよう強く要望するために不可欠であります。

つきましては、議員各位におかれましては本意見書案の趣旨を御賛同いただき、可決されますよう重ねてお願いいたします。

以上です。

○議長（北方貞明） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。意見書案第9号及び意見書案第10号の意見書案2件を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号及び意見書案第10号の意見書案2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案2件が議決されましたが、この提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（北方貞明） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査

の件について

○議長（北方貞明） 日程第12、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から所掌事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

○議長（北方貞明） お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△市長挨拶

○議長（北方貞明） ここで、市長より発言の申出がありますことから、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 今議会に提案いたしました全ての案件につきまして熱心に御審議を賜りまして、いずれも原案どおり可決をしていただきましたことに対しまして、まずは心から厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各常任委員会における御審議を通じて頂きました貴重な御意見、御要望につきましては、十分留意をいたしまして、今後の市政運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

二元代表制の一翼を担う議員の皆様方におかれましては、今後の市政運営におきまして、引き続き市民の皆様のために御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、間もなく新年を迎えます2026年も本年と同様に大きな災害が発生せず、市民の皆様

と共に穏やかで心地よい一年を過ごすことができますよう祈念をいたしますとともに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

本年もありがとうございました。

△閉 会

○議長（北方貞明） これをもちまして、令和7年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員